

太田市立地適正化計画

令和 6 年 1 1 月変更

太 田 市

目 次

第1章 計画について	1
1 背景と目的	1
2 位置づけ	3
3 前提条件	3
第2章 太田市の現状	6
1 人口	6
2 将来推計	26
3 土地利用	31
4 都市交通	33
5 都市における機能集積	40
6 経済活動	54
7 都市開発	60
8 空き家	62
9 災害	64
10 地価	69
11 財政状況	70
第3章 都市構造上の課題の整理	75
1 都市構造上の課題	75
第4章 まちづくりの方針	77
1 まちづくりの方針	77
第5章 目指すべき都市の骨格構造	79
1 目指すべき都市の骨格構造の検討	79
第6章 課題解決のための施策・誘導方針の検討	81
1 基本的な考え方	81
2 施策・誘導の方針	81
第7章 居住誘導区域の設定	83
1 居住誘導区域	83
第8章 都市機能誘導区域の設定	90
1 誘導施設	90
2 都市機能誘導区域の設定	92
第9章 都市機能及び居住を維持・誘導するための施策	98
1 施策の方向性	98
2 都市機能及び居住等を維持・誘導するための施策	99

第 1 0 章 防災指針	104
1 防災指針の基本的な考え方	104
2 災害リスクの分析及び課題の整理.....	107
3 防災まちづくりの将来像及び取組方針	187
第 1 1 章 市街化調整区域及び非線引き都市計画区域における「まちのまとまり」.....	191
1 対象区域の現状と「まちのまとまり」の必要性.....	191
2 対象区域における土地利用の現状と課題及び課題解決の方向性.....	193
3 対象区域における「まちのまとまり」の設定	196
4 対象区域における「まちのまとまり」の形成手法.....	199
5 対象区域における計画・調整の進め方及び今後の取り組み	200
第 1 2 章 計画の推進.....	205
1 中間評価	205
2 指標の設定	215
3 評価の方法	217
参考資料.....	218

本計画書において使用する各種資料は、原則として令和 5 年度時点の資料を用いています。

第1章 計画について

1 背景と目的

本市は、江戸時代には日光例幣使道の宿場町として、さらには地方小商業の在郷町として発達するなど、地域経済的にも行政的にも近郷近在の中心地として発展してきました。明治時代には、東武鉄道が開通、大正時代には、日本初の民間飛行機産業である中島飛行機製作所が開設され、その後日本の航空機産業の一翼を担う工業都市へ発展してきました。

戦後は、この航空機産業で培った技術を生かし、繊維産業や自動車産業などの平和産業を中核として再出発を図り、昭和30年代の高度経済成長を背景に、北関東を代表する工業都市として成長を遂げました。

行政面では、明治22年4月の町村制施行、昭和10年代の町村合併や昭和30年代の市町村合併などを経て、旧太田市・旧尾島町・旧新田町・旧藪本町が誕生し、その後、平成17年3月28日に1市3町が対等合併し、現在の太田市が誕生しました。工業都市としての成長とともに、昭和45年には141,491人(旧1市3町合計)だった人口は、平成27年には219,807人と45年間で約78,000人増加しました。人口増加とともに、市街地が拡大し、ロードサイドへの商業施設の出店や郊外への大型店の出店など、商業も発展を遂げてきました。

これまで増加の一途をたどっていた本市の人口は、少子高齢化を背景として、今後減少に転じることが見込まれており、また、かつて経験したことのない超高齢化社会を迎えつつあります。

こうした状況に対応するため、平成28年1月に「太田市人口ビジョン・総合戦略」を策定し、平成29年3月には、まちづくりの基本を示すとともに地域における行財政運営の長期的な指針となる市政運営の基本となる「第2次太田市総合計画」を策定しました。

また、鉄道及び路線バスを公共交通軸としたネットワークづくりのため平成29年9月に「太田市地域公共交通網形成計画」を策定し、さらに、良好な「まちのまとまり」を維持しながらコンパクトな都市への構造転換を図るため、平成30年5月に「太田市都市計画マスタープラン」を改定したところです。

一方、都市再生特別措置法の一部改正(平成26年8月施行)により、市町村が策定することが可能となった「立地適正化計画」は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導するための施策、公共交通の連携に関する施策等について記載する計画であり、コンパクトなまちづくりと地域公共交通再編との連携により「多極ネットワーク型コンパクトシティ」のまちづくりを進めるものです。

そこで、本市では、市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各都市機能の適切な配置を図ることで、「第2次太田市総合計画」、「太田市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標の実現を目指すことを目的として本計画を策定することとなりました。

本市においては、平成29年3月20日に太田市立地適正化計画（都市機能誘導区域）を策定・公表し平成31年3月に都市機能誘導・居住誘導の両区域を設定した計画に変更しました。

本計画は概ね5年ごとに調査、分析及び評価を行うよう努め、必要がある場合には当該計画等を変更することとされています。また、令和2年9月7日に都市再生特別措置法等の改正により、都市計画運用指針の一部改正が行われ、立地適正化計画の記載事項として、居住誘導区域をはじめとした市域全体における防災対策を定める「防災指針」が新たに加えられました。

今回は、上記を踏まえた現行計画の分析及び評価を実施し、「防災指針」を設定した太田市立地適正化計画への見直しとなります。

【参考】立地適正化計画制度の概要（国土交通省資料より）

（１）法改正の背景

全国的な人口減少・少子高齢化のもと、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることが、まちづくりの大きな課題となっています。

このことから、都市再生特別措置法の一部改正(平成26年8月施行)により、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくために、市町村が立地適正化計画を策定することが可能になりました。

（２）立地適正化計画の趣旨

立地適正化計画は、今後の人口減少・少子高齢化の中で、住宅や医療・福祉・商業施設等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて、都市全体の構造を見直し、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」のまちづくりを目指すための計画です。

そしてその実現に向けては、これまでの都市計画制度（用途地域や地区計画などによる建築物の規制）とは異なり、届出制度の運用や施設整備に対する支援措置によって、住宅や生活利便施設等を一定の区域に緩やかに誘導することを目指すものです。

※必ずしも区域内に住宅や生活利便施設等を集約するものではありません。

（３）立地適正化計画で定める事項

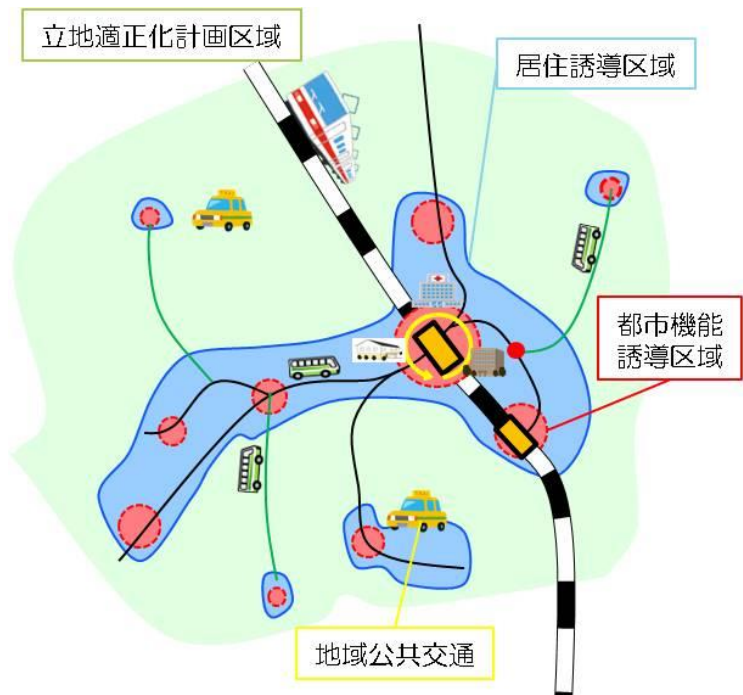
- ①立地適正化計画区域
- ②立地の適正化に関する基本的な方針
- ③居住誘導区域
- ④都市機能誘導区域
- ⑤誘導施設
- ⑥防災指針 等

（４）活用可能な支援措置等

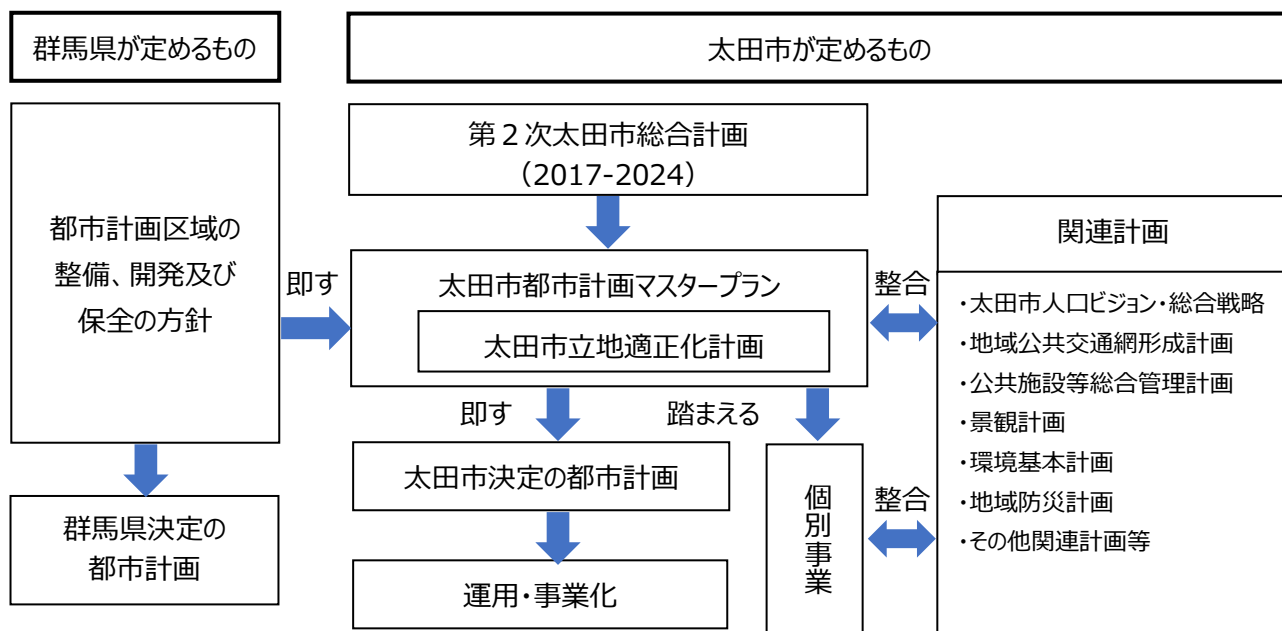
立地適正化計画の策定により、国等による様々な支援措置や都市計画上の特例措置を活用することが可能となります。

（５）事前届出

居住誘導区域外における一定規模以上の住宅建築や開発行為、または都市機能誘導区域外における誘導施設の建築や開発行為を行う場合、事前届出を市長へ提出する必要があります。



2 位置づけ



■ 根拠法

都市再生特別措置法第81条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めます。

■ 上位計画等との関係

本計画は、都市再生特別措置法第82条の規定に基づき、都市計画法第18条の2の規定により定める「太田市都市計画マスタープラン」の一部とみなします。

このため、「太田市都市計画マスタープラン」と同様、「第2次太田市総合計画」を上位計画とし、そのうち都市づくりに関わる事項について他の分野別計画などとも整合性を保ちながら定めます。

また、群馬県の「新・群馬総合計画」、「ぐんま・県土整備プラン」、「ぐんま“まちづくり”ビジョン」及び広域のマスタープランである「東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合性を図りつつ定めるものとします。

3 前提条件

(1) 目標年次

目標年次は、都市機能誘導区域を公表した2017年から20年後の2037年とします。

(2) 対象区域

対象区域は、太田市全域（太田都市計画区域（大泉町を除く）及び藪塚都市計画区域の全域）とします。

(3) 県及び他市町等との連携

本計画の取り組みの中には、太田市単独ではなく、群馬県や近隣市町、さらには市内企業、県内企業と連携することにより、高い成果や実効性が確保されるものがあります。

(4) 計画の見直し

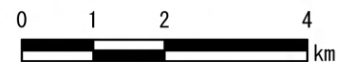
計画は概ね 20 年後の将来を見据えた計画とすることを基本としますが、将来展望に変化が生じるような社会経済情勢の変化や関連計画の変更などを踏まえて、本計画の基本的な考え方や各区域等の設定などを随時見直していくものとします。

対象区域 ＝ 都市計画区域

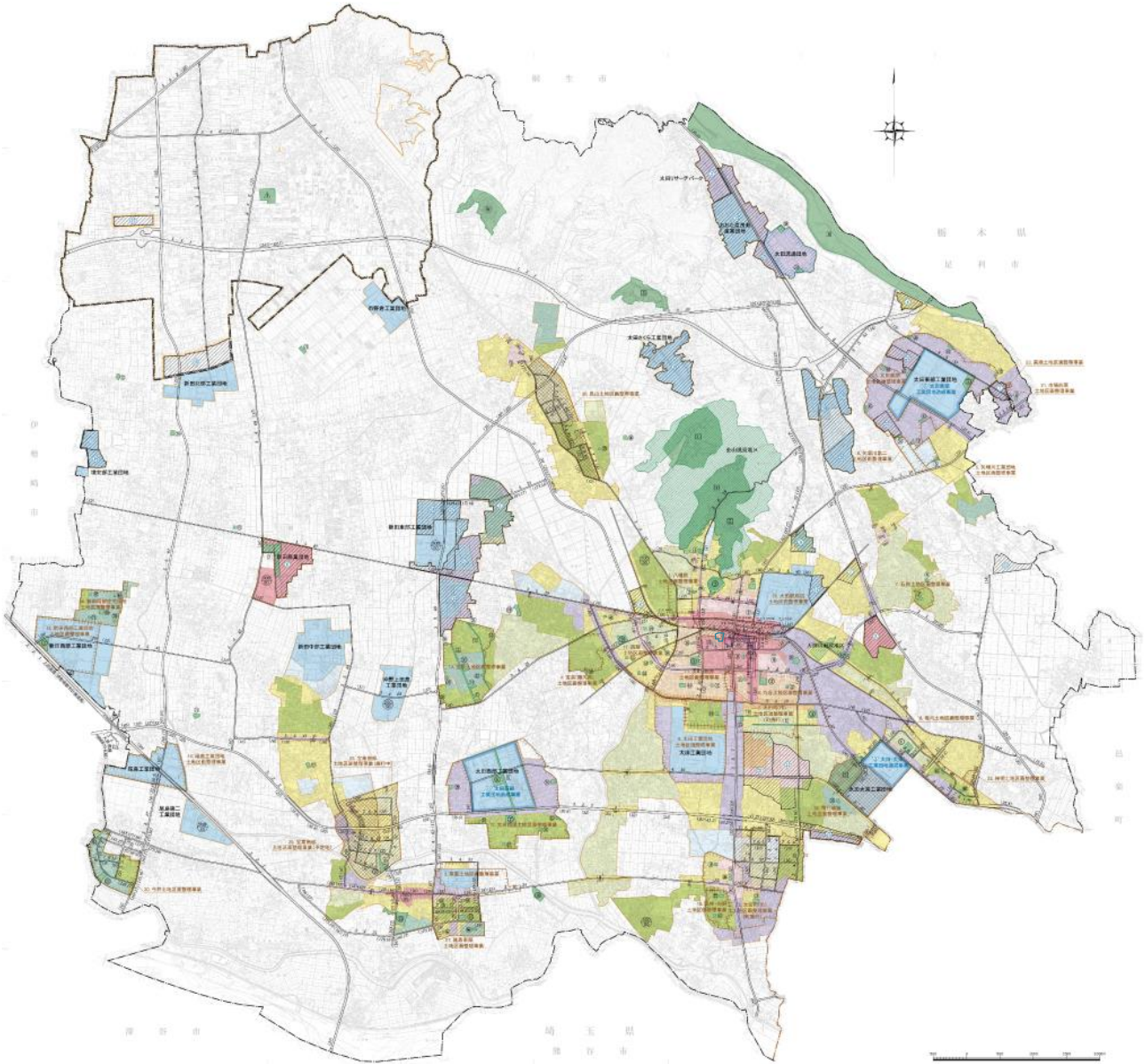
藪塚都市計画区域



太田都市計画区域



太田・藪塚都市計画図



凡 例	
区 域 施 設 区 分	用 途 地 域 等 区 分
都市計画区域界	第一種低層住居専用地域
行政区域界	第一種中高層住居専用地域
市街化区域	第二種中高層住居専用地域
特別業務地区	第一種住居地域
特定用途制限地域	第二種住居地域
高度利用地区	準住居地域
防火地域	近隣商業地域
準防火地域	商業地域
市街地再開発事業	準工業地域
土地区画整理事業(施行予定)	工業地域
土地区画整理事業(施行中)	工業専用地域
土地区画整理事業(施行済)	市街化調整区域
工業団地造成事業	非線引き区域
風致地区	
都市計画公園・緑地	
都市計画道路	
立体交差	
都市計画都市高速鉄道	
地区計画	

第2章 太田市の現状

1 人口

(1) 総人口・世帯数の推移

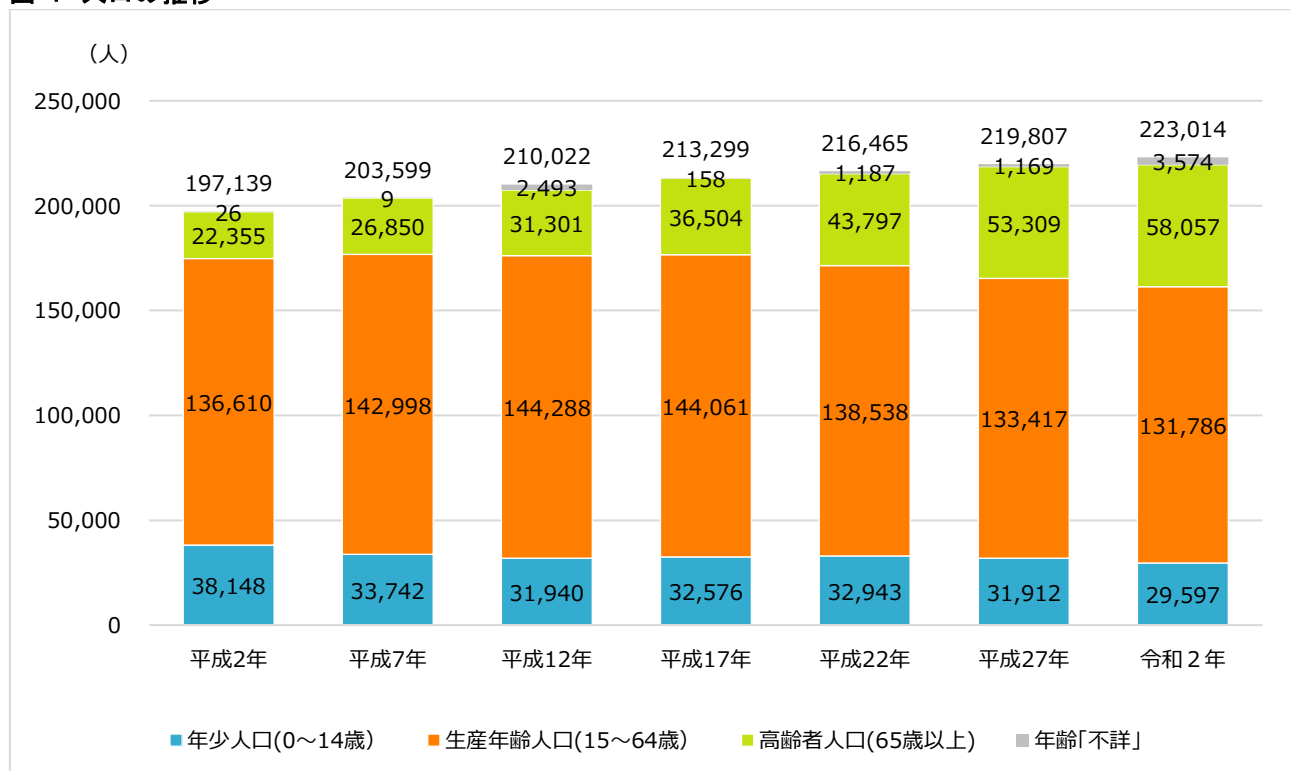
① 総人口の推移

本市の人口は、平成2年の197,139人から令和2年には223,014人と年々増加しています。年齢3区分別の人口を見ると、年少人口は平成2年の38,148人から減少傾向が続いており、平成17年から平成22年にかけて一旦増加するものの令和2年には29,597人と減少しています。生産年齢人口は平成2年から平成12年までは増加していたものの、平成17年から令和2年にかけて減少傾向が続いています。高齢者人口は、平成2年に22,355人だったものが令和2年には58,057人と、2倍以上の増加となっています。

町別の人口分布状況を見ると、市南東部や藪塚地区などで増加しているところが見られます。

平成22年から令和2年のメッシュ別人口密度を見ると、市南東部に人口が集中しており、増加しているエリアが多くみられます。また、平成22年から令和2年にかけて、50人以上の増加も市南東部や藪塚地区などで多くみられます。

図1 人口の推移



※ 平成12年以前は、旧太田市・尾島町・新田町・藪塚本町の合計

資料：国勢調査

表 1 太田市の町別人口(各年3月末現在)

地区名	町名	H30	H31	R2	R3	R4	R5
太田市計		224,545	224,271	224,497	224,001	222,562	222,196
太田	東本町	1,767	1,719	1,704	1,670	1,690	1,634
	本町	1,763	1,749	1,680	1,680	1,637	1,616
	西本町	1,657	1,660	1,664	1,661	1,620	1,626
	金山町	1,174	1,148	1,157	1,146	1,122	1,105
	浜町	2,699	2,675	2,585	2,572	2,589	2,655
	八幡町	1,707	1,700	1,661	1,648	1,641	1,649
九合	飯塚町	4,166	4,207	4,165	4,182	4,247	4,372
	飯田町	1,629	1,640	1,629	1,609	1,536	1,539
	新井町	3,952	3,968	3,993	4,010	3,933	3,930
	新島町	1,754	1,733	1,685	1,710	1,671	1,621
	小舞木町	2,047	2,007	1,956	1,948	1,966	2,020
	西矢島町	1,187	1,169	1,165	1,156	1,117	1,097
	東矢島町	3,269	3,314	3,343	3,433	3,403	3,499
	東別所町	3,340	3,323	3,306	3,259	3,207	3,227
	内ヶ島町	5,044	5,122	5,142	5,134	5,162	5,191
沢野	福沢町	810	799	805	763	777	739
	富沢町	1,398	1,376	1,391	1,358	1,395	1,357
	牛沢町	2,737	2,688	2,605	2,632	2,574	2,524
	古戸町	945	956	928	941	938	935
	岩瀬川町	3,650	3,654	3,695	3,643	3,640	3,635
	下浜田町	2,855	3,003	3,026	3,024	3,099	3,149
	細谷町	2,091	2,073	2,080	2,105	2,078	2,078
	米沢町	258	270	269	255	260	267
	高林東町	2,021	1,987	2,025	2,016	2,006	1,999
	高林西町	987	970	982	974	960	939
	高林南町	1,448	1,490	1,493	1,513	1,505	1,546
	高林北町	965	1,041	1,108	1,118	1,132	1,154
	高林寿町	689	660	670	666	636	620
	南矢島町	2,288	2,339	2,377	2,359	2,330	2,364
	末広町	1,553	1,534	1,551	1,535	1,553	1,520
葦川	熊野町	1,656	1,659	1,608	1,598	1,560	1,572
	矢場新町	1,754	1,712	1,666	1,643	1,608	1,574
	台之郷町	5,329	5,344	5,287	5,327	5,301	5,252
	上小林町	948	960	1,007	1,023	1,067	1,096
	東金井町	1,673	1,658	1,739	1,731	1,735	1,771
	安良岡町	889	886	880	859	825	836
	石原町	2,113	2,096	2,073	2,027	2,025	2,008
	東長岡町	4,869	4,865	4,969	4,997	4,954	4,897
	矢場町	1,024	1,029	1,014	1,008	999	990
	植木野町	1,155	1,162	1,147	1,157	1,146	1,123
鳥之郷	大島町	2,106	2,128	2,149	2,091	2,000	1,959
	長手町	275	263	276	275	272	265
	鶴生田町	1,818	1,829	1,805	1,812	1,834	1,824
	鳥山町	166	169	170	171	166	161
	新野町	1,098	1,151	1,188	1,203	1,178	1,190
	鳥山上町	2,975	2,961	2,950	2,974	2,954	2,936
	鳥山中町	1,222	1,202	1,245	1,271	1,282	1,274
	鳥山下町	1,076	1,069	1,093	1,088	1,077	1,064
	城西町	2,789	2,774	2,754	2,738	2,705	2,661

地区名	町名	H30	H31	R2	R3	R4	R5
太田市計		224,545	224,271	224,497	224,001	222,562	222,196
強戸	成塚町	2,735	2,611	2,567	2,498	2,449	2,386
	西長岡町	828	802	789	773	760	739
	菅塩町	559	553	543	553	565	554
	北金井町	158	162	154	164	157	153
	強戸町	648	635	625	611	610	604
	寺井町	864	864	847	838	828	814
	天良町	630	641	634	643	641	650
	石橋町	644	627	611	596	596	579
	大鷲町	200	205	204	197	194	190
	上強戸町	253	258	250	246	237	238
休泊	龍舞町	8,365	8,381	8,518	8,650	8,741	8,776
	沖之郷町	611	592	586	574	554	537
	茂木町	809	808	799	805	792	774
	下小林町	2,432	2,448	2,503	2,492	2,430	2,379
	八重笠町	204	204	209	205	209	205
宝泉	新道町	2,138	2,118	2,078	2,072	1,983	1,984
	泉町	1,096	1,147	1,132	1,168	1,178	1,175
	宝町	4,730	4,672	4,654	4,608	4,463	4,366
	西新町	3,638	3,619	3,746	3,839	3,796	3,751
	藤阿久町	3,007	2,921	2,954	3,004	2,917	2,906
	藤久良町	1,737	1,676	1,701	1,652	1,646	1,628
	由良町	7,599	7,580	7,637	7,585	7,578	7,503
	別所町	858	873	890	855	872	875
	脇屋町	842	861	838	840	829	835
	沖野町	337	332	336	329	332	329
	西野谷町	226	226	216	213	210	210
	上田島町	503	492	500	499	510	530
	中根町	987	1,068	1,111	1,113	1,099	1,097
	下田島町	1,304	1,324	1,386	1,394	1,433	1,499
毛里田	東新町	2,439	2,518	2,529	2,522	2,418	2,415
	清原町	29	28	24	27	26	25
	高瀬町	1,124	1,144	1,131	1,115	1,087	1,072
	原宿町	805	785	761	744	735	733
	緑町	516	495	486	482	469	459
	只上町	2,474	2,412	2,410	2,381	2,379	2,350
	市場町	2,043	2,081	2,108	2,114	2,142	2,103
	富若町	560	574	553	552	546	548
	東今泉町	1,067	1,080	1,056	1,023	969	964
	矢田堀町	356	374	380	376	367	368
	吉沢町	929	904	888	858	830	820
	丸山町	594	584	585	571	581	573

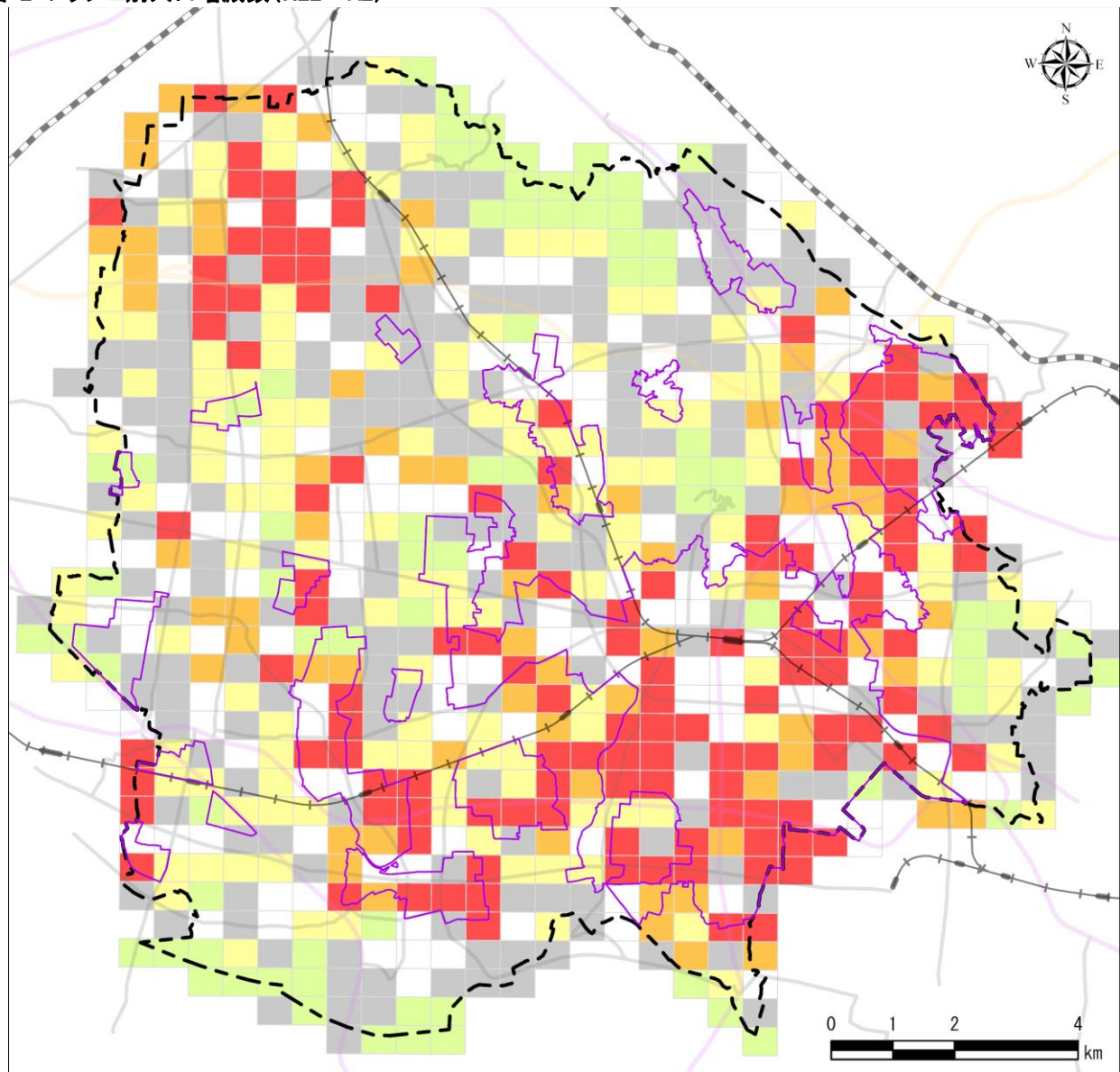
地区名	町名	H30	H31	R2	R3	R4	R5
太田市計		224,545	224,271	224,497	224,001	222,562	222,196
尾島	尾島町	1,140	1,103	1,107	1,101	1,112	1,140
	阿久津町	356	355	357	360	337	320
	岩松町	1,468	1,468	1,505	1,543	1,554	1,568
	備前島町	103	95	101	93	96	90
	押切町	281	265	253	242	243	242
	堀口町	714	747	752	799	823	842
	前小屋町	265	267	268	269	265	264
	二ツ小屋町	218	212	212	207	202	204
	武蔵島町	251	252	250	247	247	240
	前島町	148	140	139	135	123	122
	亀岡町	1,800	1,853	1,879	1,934	2,013	2,070
	大館町	491	469	470	473	469	465
	安養寺町	542	560	548	534	539	542
	太子町	104	104	103	97	96	87
	南ヶ丘町	542	542	546	535	522	523
	すずかけ町	441	442	436	421	412	405
	世良田町	3,015	3,050	3,024	3,040	3,002	3,001
	粕川町	1,470	1,448	1,424	1,390	1,406	1,385
	出塚町	366	382	398	397	390	381
	徳川町	214	208	204	203	202	203
	小角田町	89	87	88	86	82	80
木崎	新田木崎町	7,071	7,211	7,207	7,234	7,272	7,336
	新田中江田町	1,760	1,741	1,752	1,753	1,744	1,755
	新田下江田町	262	262	272	278	275	279
	新田高尾町	141	135	125	123	123	123
	新田赤堀町	667	679	707	714	697	717
生品	新田村田町	2,543	2,504	2,501	2,479	2,474	2,486
	新田小金井町	1,630	1,607	1,592	1,605	1,589	1,590
	新田市野井町	2,256	2,279	2,265	2,308	2,271	2,249
	新田反町町	867	851	854	854	849	869
	新田市町	400	405	404	388	401	389
	新田多村新田町	78	68	85	93	94	94
	新田市野倉町	569	547	527	499	506	517
	新田小金町	41	44	41	40	38	37
	新田天良町	25	24	24	19	25	25
	新田瑞木町	1,554	1,501	1,480	1,421	1,417	1,406

※住民基本台帳人口を基に集計

地区名	町名	H30	H31	R2	R3	R4	R5
太田市計		224,545	224,271	224,497	224,001	222,562	222,196
綿打	新田大根町	1,613	1,621	1,579	1,539	1,509	1,525
	新田上江田町	1,586	1,558	1,569	1,566	1,542	1,545
	新田下田中町	718	706	695	664	667	665
	新田花香塚町	546	544	545	530	549	543
	新田上田中町	1,394	1,413	1,378	1,371	1,387	1,367
	新田権右衛門町	87	81	83	82	79	81
	新田上中町	375	374	379	380	365	364
	新田溜池町	139	137	131	129	135	134
	新田大町	484	479	461	467	467	464
	新田嘉祿町	248	202	174	153	148	142
	新田金井町	543	533	536	528	522	519
	新田萩町	165	166	170	159	155	150
	新田早川町	1,957	1,754	1,726	1,684	1,691	1,688
敷塚本町	敷塚町	6,268	6,336	6,395	6,448	6,396	6,399
	山之神町	2,117	2,092	2,131	2,122	2,119	2,118
	寄合町	163	163	167	162	158	155
	大原町	11,673	11,711	11,763	11,704	11,603	11,642
	六千石町	729	730	752	726	725	746
	大久保町	1,195	1,194	1,174	1,179	1,165	1,147

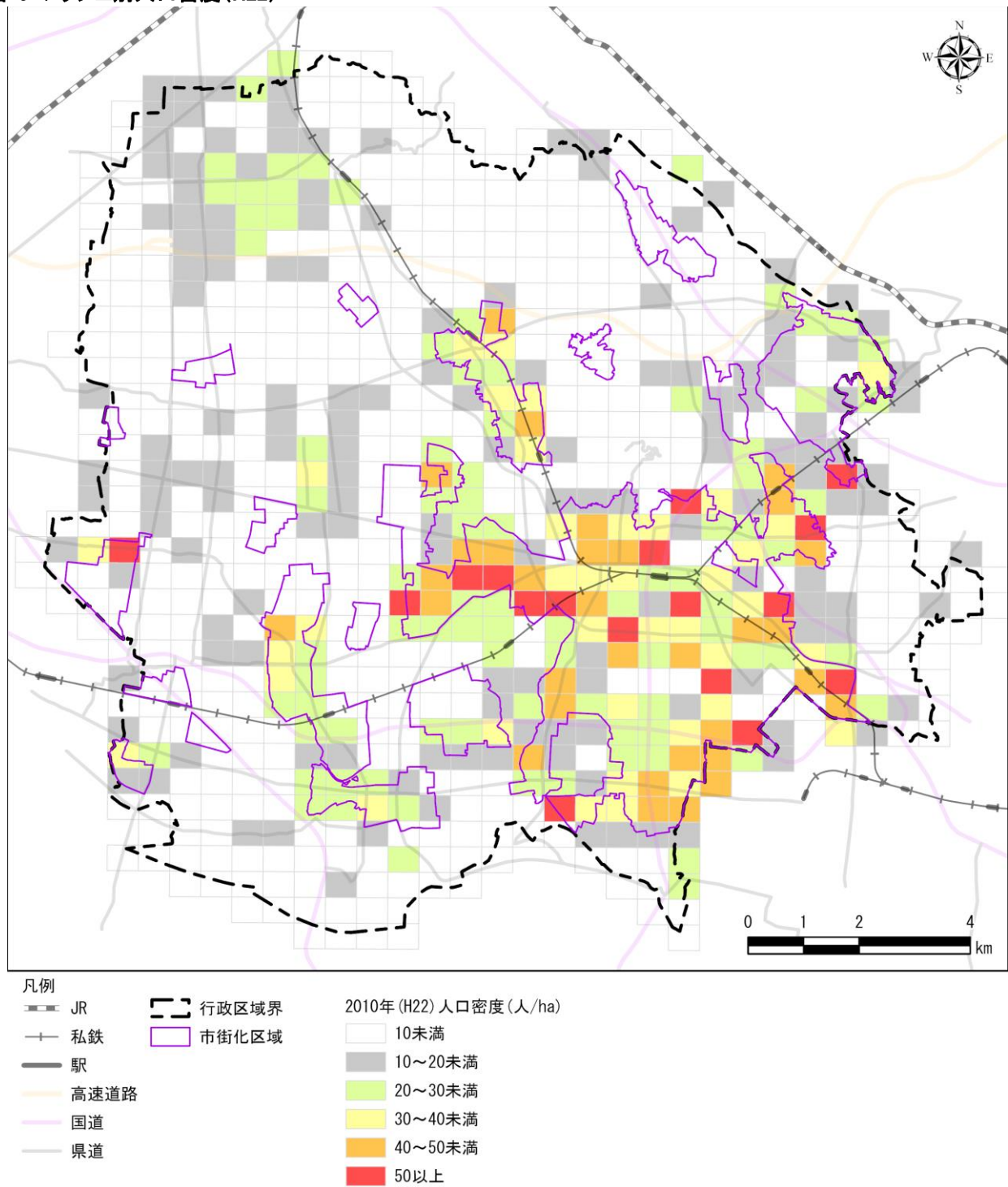
資料：太田市「町別人口の推移」各年3月末日現在

図 2 メッシュ別人口増減数 (H22⇒R2)



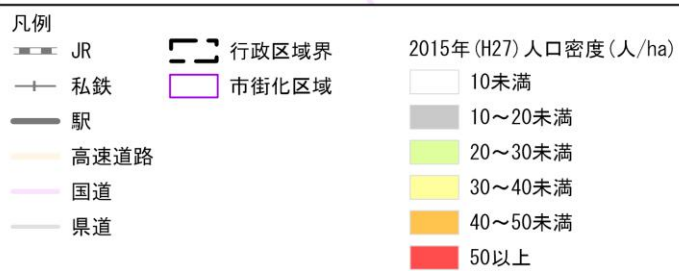
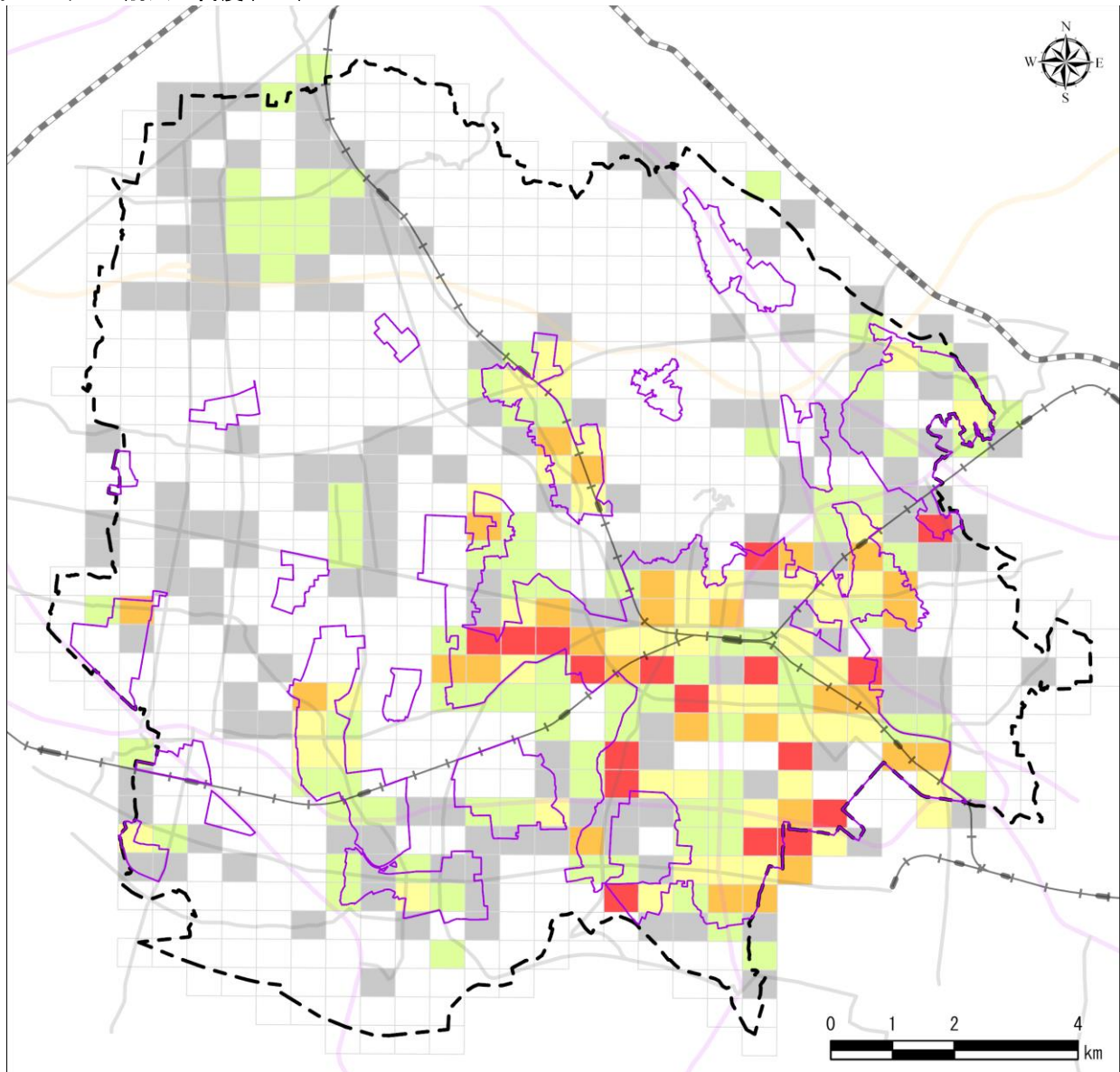
資料:国勢調査

図 3 メッシュ別人口密度(H22)



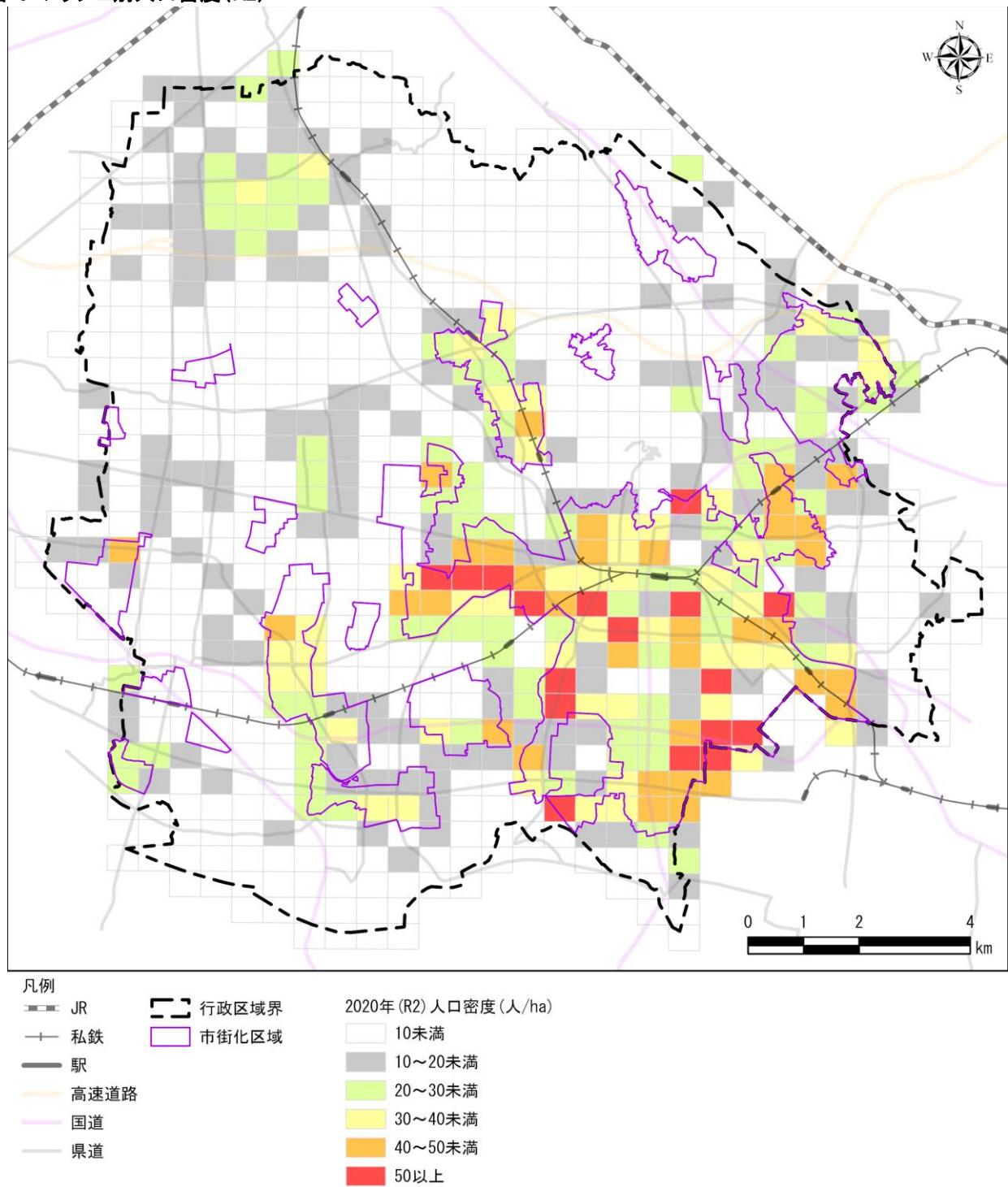
資料:国勢調査

図 4 メッシュ別人口密度(H27)



資料:国勢調査

図 5 メッシュ別人口密度(R2)



資料:国勢調査

(2) 年齢階級別人口の推移

① 年齢3区分別人口の推移

国勢調査によると、令和2年の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が29,597人、13.3%、生産年齢人口（15～64歳）が131,786人、59.1%、高齢者人口（65歳以上）が58,057人、26.0%となっています。

平成7年と比較すると、年少人口が33,742人、16.6%で3.3ポイント減少となっているのに対し、高齢者人口は26,850人、13.2%で12.8ポイント増加であることから、国全体の動向と同様に、本市においても少子高齢化が確実に進行していることがわかります。

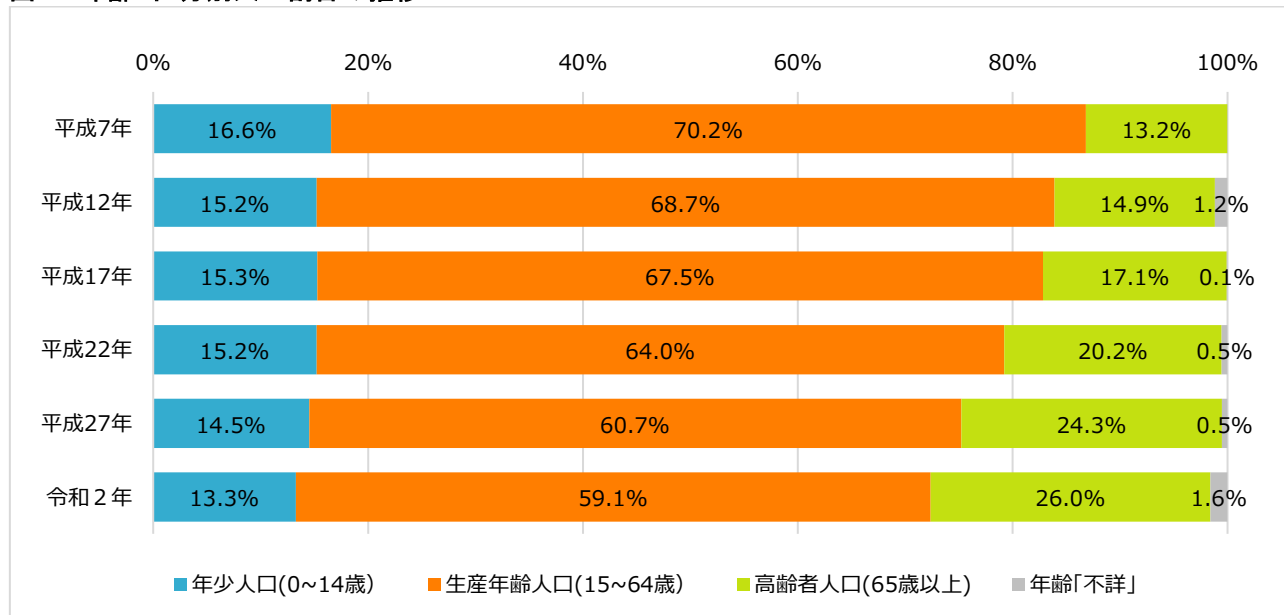
表2 年齢3区分別人口及び人口割合の推移

	実数(人)				構成比(%)		
	総数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
平成7年	203,599	33,742	142,998	26,850	16.6	70.2	13.2
平成12年	210,022	31,940	144,288	31,301	15.2	68.7	14.9
平成17年	213,299	32,576	144,061	36,504	15.3	67.5	17.1
平成22年	216,465	32,943	138,538	43,797	15.2	64.0	20.2
平成27年	219,807	31,912	133,417	53,309	14.5	60.7	24.3
令和2年	223,014	29,597	131,786	58,057	13.3	59.1	26.0

※ 平成12年以前は、旧太田市・尾島町・新田町・藪塚本町の合計

資料：国勢調査

図6 年齢3区分別人口割合の推移



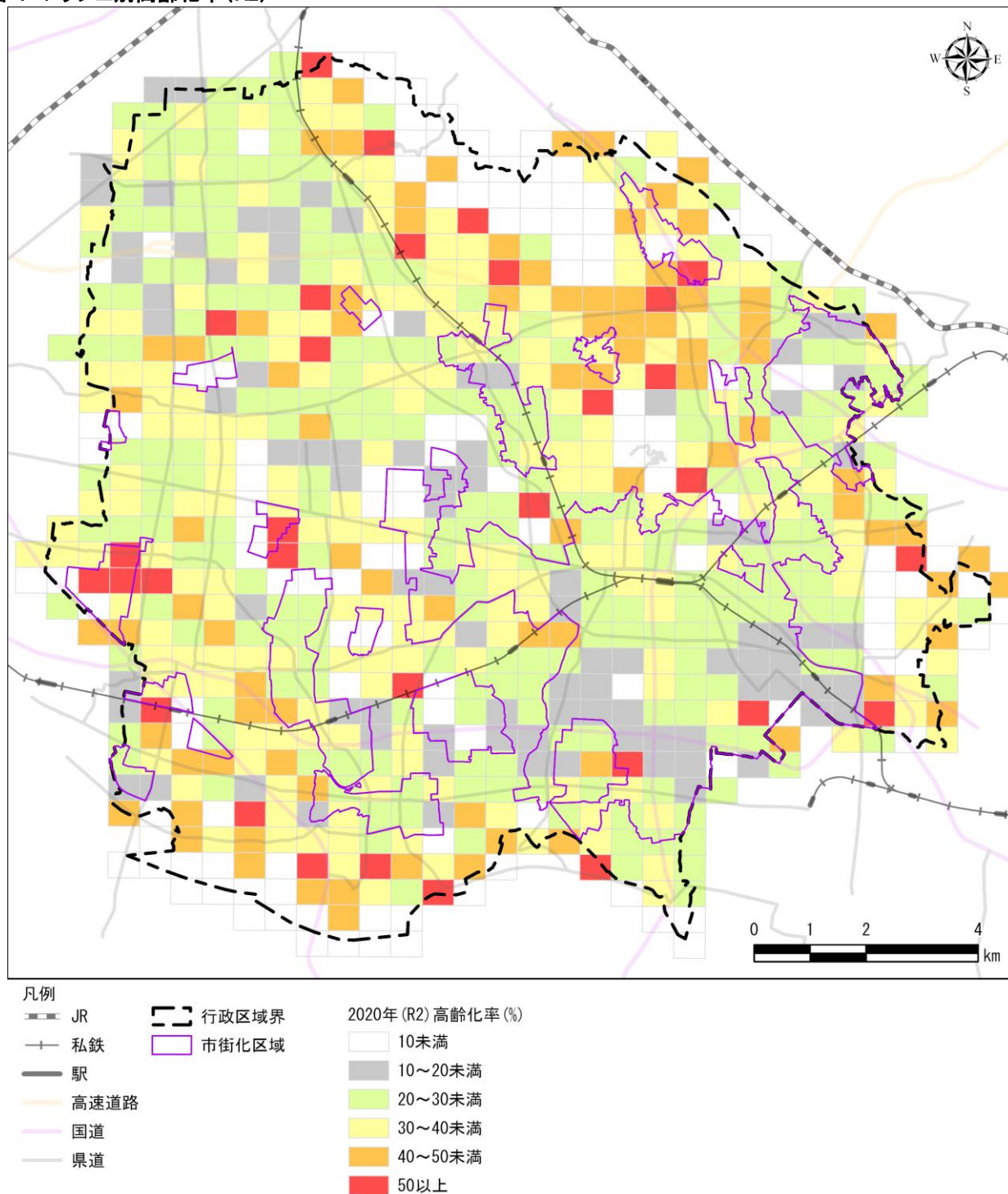
※ 平成12年以前は、旧太田市・尾島町・新田町・藪塚本町の合計

資料：国勢調査

②高齢化率

市内における令和 2 年メッシュ別の高齢化率をみると、40%以上のメッシュは、市域北部と南部に集積がみられ、中心部よりも郊外部に多く集積がみられ、市全体に広く分布している状況にあります。また、30%以上のメッシュが全域に分布しており、高齢化が確実に進行している状況がうかがえます。

図 7 メッシュ別高齢化率(R2)



資料:国勢調査

(3) 昼夜間人口の推移

① 昼夜間人口の推移

国勢調査によると、令和2年の流出人口（市外への通勤・通学者数）は35,111人で、主な流出先は伊勢崎市の6,463人が最も多く、大泉町の4,815人、桐生市の3,487人、前橋市の2,238人、館林市の1,956人と続いています。

令和2年の流入人口（市外からの通勤・通学者数）は52,395人で、主な流入元は伊勢崎市の10,855人が最も多く、桐生市の5,502人、大泉町の5,355人、みどり市の3,398人、前橋市の2,487人と続いています。

平成22年からの推移をみると、一貫して流入人口が流出人口を上回る流入超過が続いており、昼夜間人口比率も増加傾向にあります。

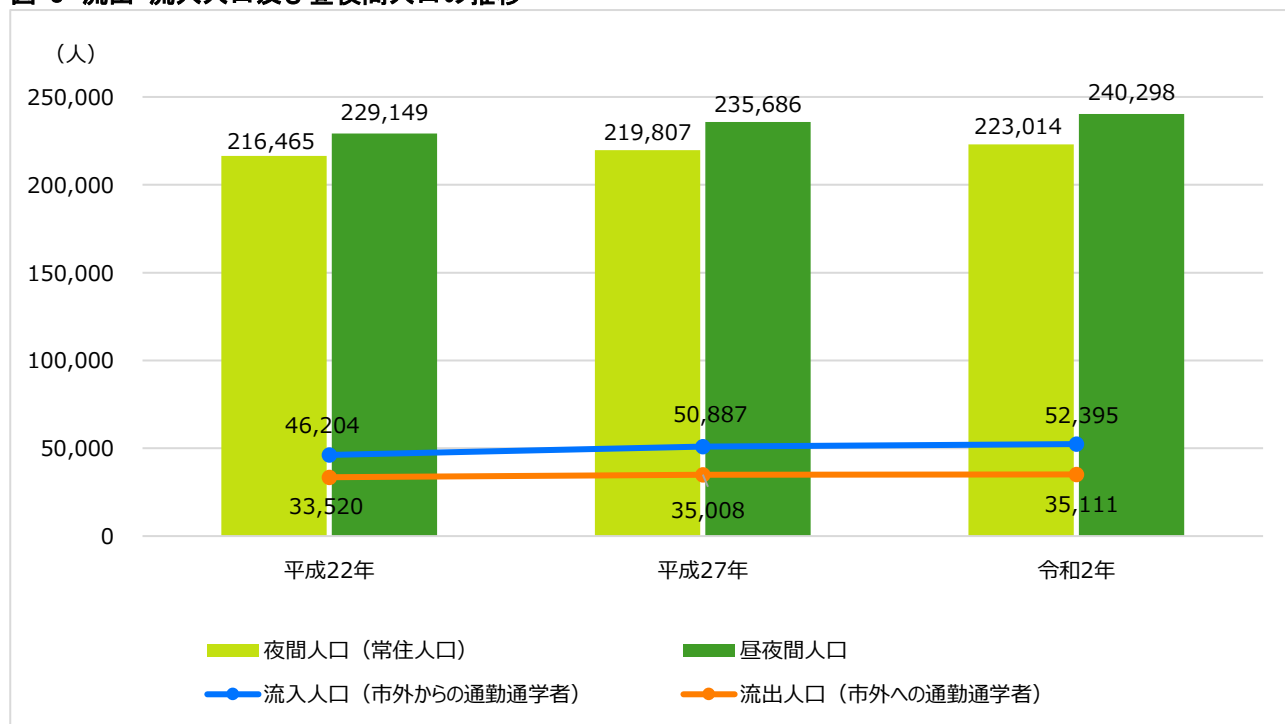
表3 流出・流入人口及び昼夜間人口の推移

	夜間人口 (常住人口) (人) (A)	流入人口 (市外からの 通勤通学者) (人) (B)	流出人口 (市外への 通勤通学者) (人) (C)	昼間人口 (人) (D) <(A)+(B)-(C)>	昼夜間人口比率 (%) (D)/(A)*100
平成17年	213,141	47,313	33,570	226,884	106.44
平成22年	216,465	46,204	33,520	229,149	105.86
平成27年	219,807	50,887	35,008	235,686	107.22
令和2年	223,014	52,395	35,111	240,298	107.75

※通学者は15歳以上

資料：国勢調査

図8 流出・流入人口及び昼夜間人口の推移



資料：国勢調査

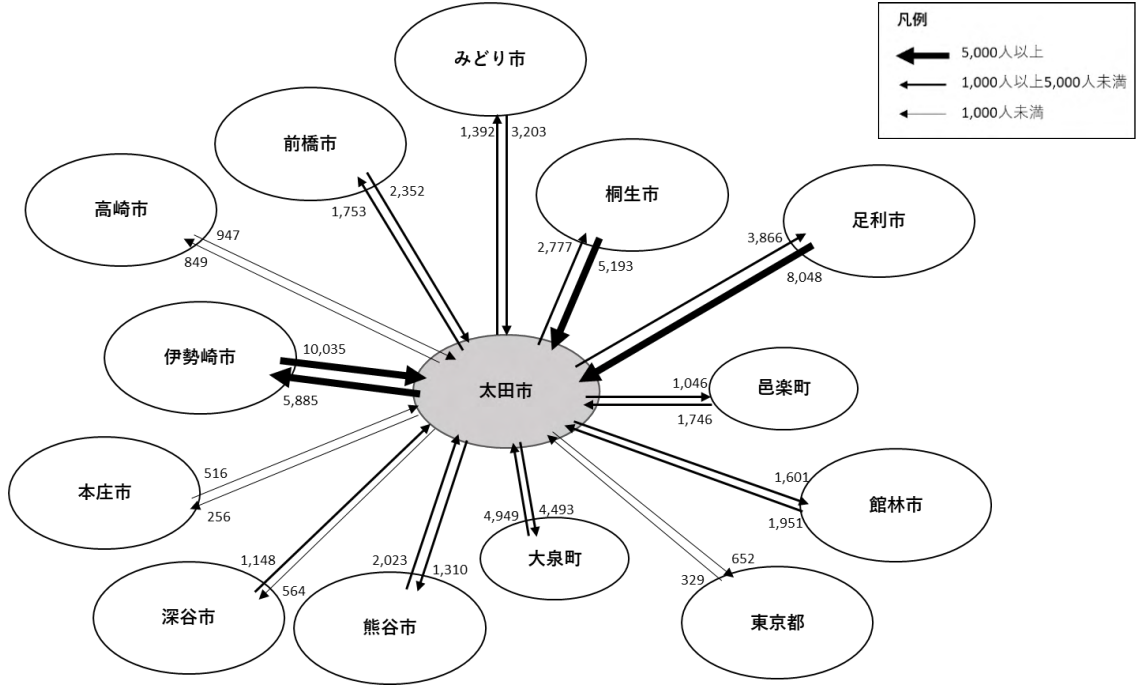
表 4 流出・流入人口の流動状況(令和 2 年)

	流出		流入	
	市町村	流出数(人)	市町村	流入数(人)
第1位	伊勢崎市	6,463	伊勢崎市	10,855
第2位	大泉町	4,815	桐生市	5,502
第3位	桐生市	3,487	大泉町	5,355
第4位	前橋市	2,238	みどり市	3,398
第5位	館林市	1,956	前橋市	2,487

※通学者は15歳以上

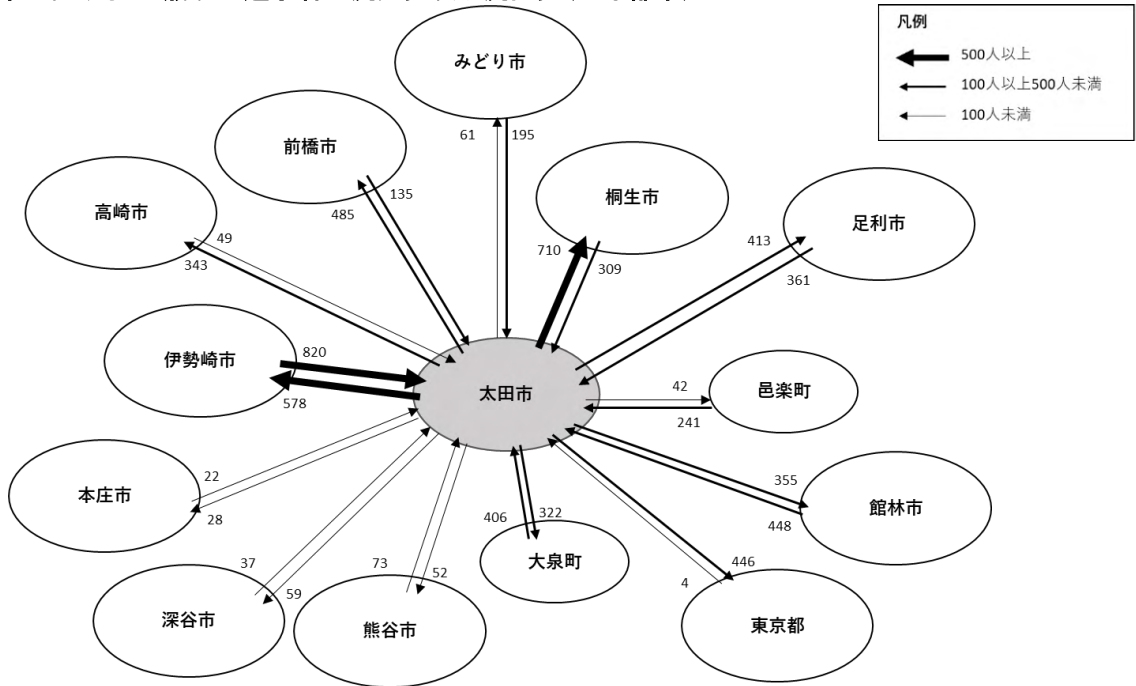
資料: 国勢調査

図 9 太田市における通勤者の流入先及び流出先(主な都市)



資料: 国勢調査(R2年)

図 10 太田市における15歳以上通学者の流入先及び流出先(主な都市)



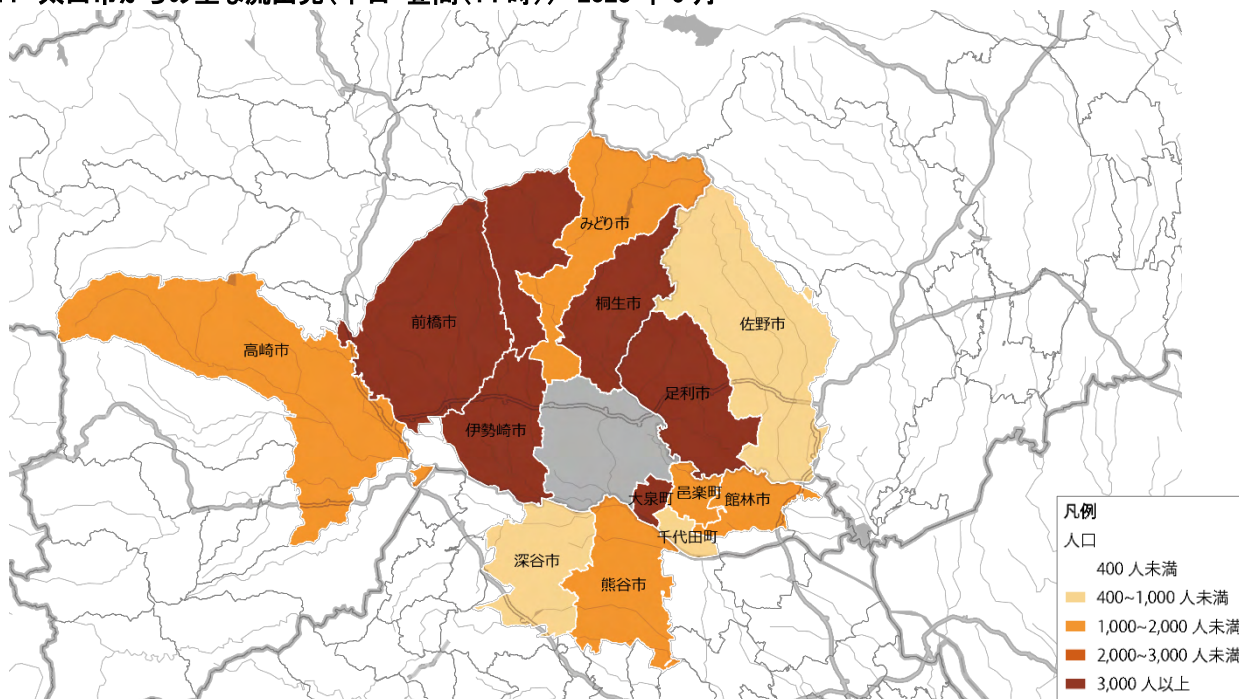
資料: 国勢調査(R2年)

②人口の流出・流入状況

RESAS を活用し、太田市からの流出人口をみると、平日は、伊勢崎市、前橋市、桐生市、足利市、大泉町などの近隣市町に多くの市民が流出していることがうかがえます。流出の範囲は、群馬県内だけでなく、栃木県、埼玉県にも広がっており、広範囲の流出がみられます。

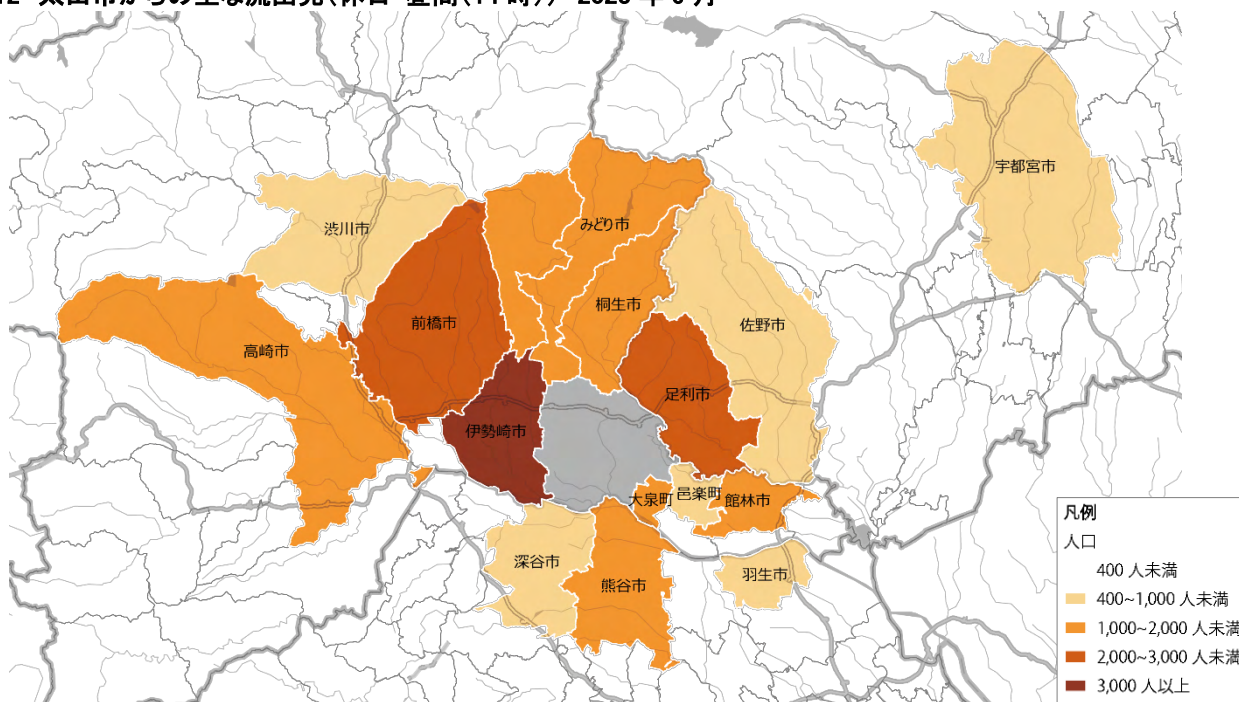
休日も、平日と同様に近隣市町に多くの市民が流出しているが、平日ほど多くはないことがうかがえます。流出の範囲は、平日よりも更に広範囲の流出がみられます。

図 11 太田市からの主な流出先(平日・昼間(14 時)) 2023 年 6 月



資料: RESAS (地域経済分析システム)

図 12 太田市からの主な流出先(休日・昼間(14 時)) 2023 年 6 月

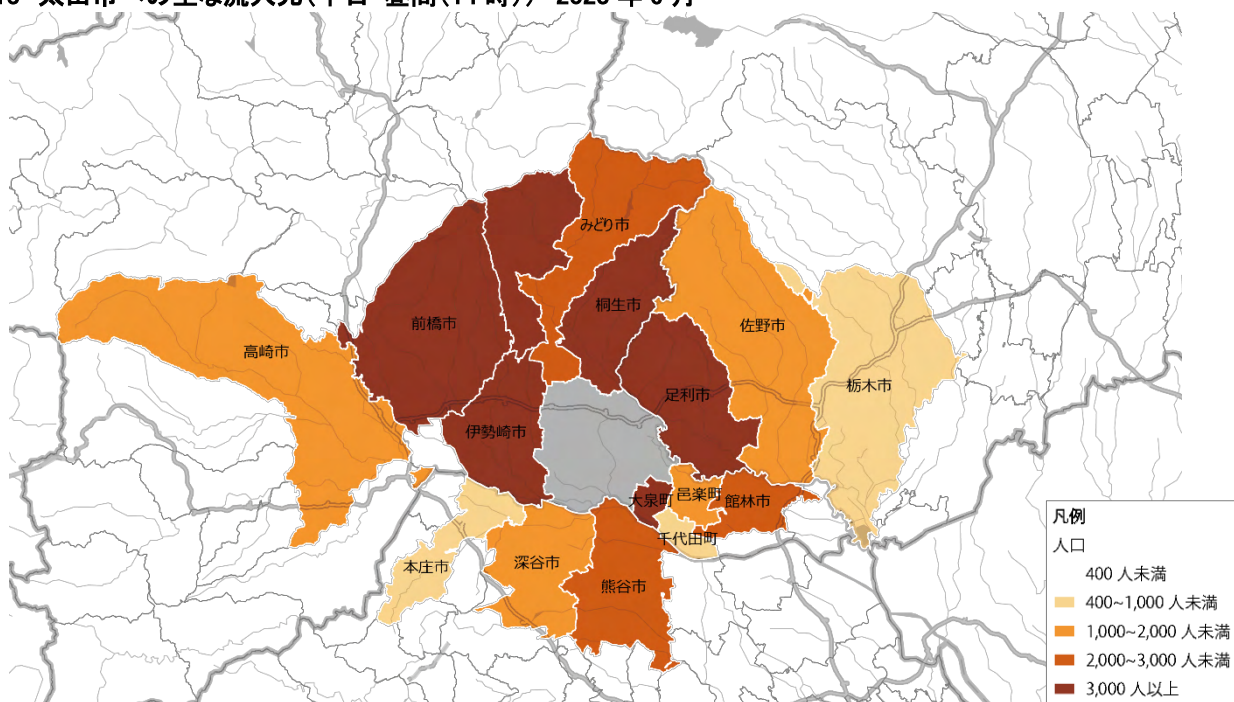


資料: RESAS (地域経済分析システム)

また、太田市への流入人口をみると、流出先と同様に伊勢崎市などの近隣市町から多く流入していることがうかがえます。流出の範囲よりも広い範囲からの流入が見られます。

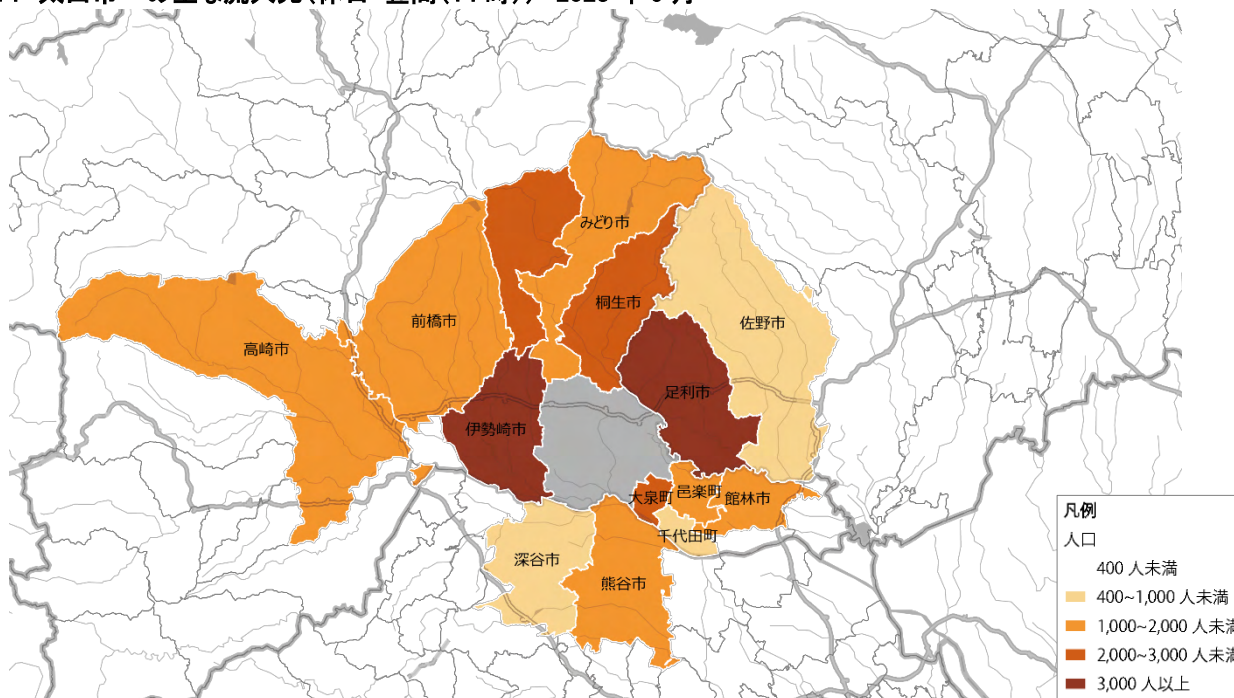
休日も、平日と同様に近隣市町から流入していますが、平日と比べ少なく、範囲も狭いことがうかがえます。

図 13 太田市への主な流入元(平日・昼間(14 時)) 2023 年 6 月



資料:RESAS(地域経済分析)

図 14 太田市への主な流入元(休日・昼間(14 時)) 2023 年 6 月



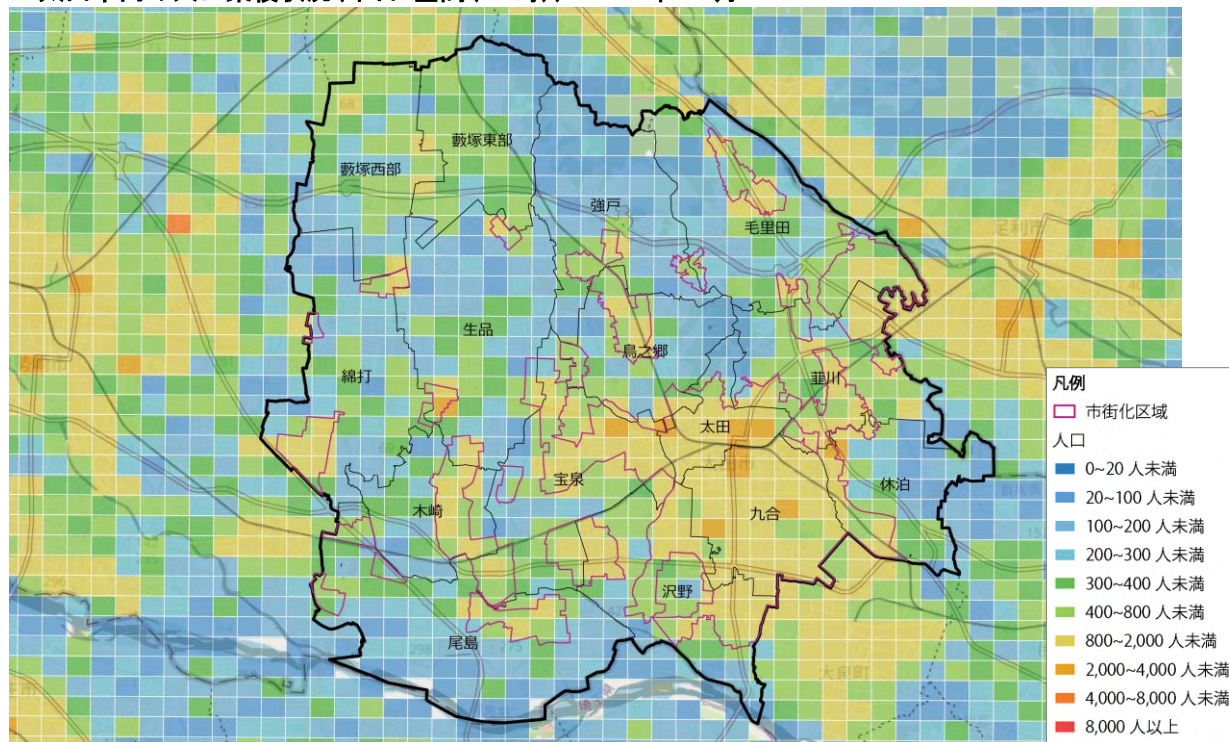
資料:RESAS(地域経済分析)

③人口の集積状況

太田市内の人口集積状況をみると、平日昼間は、太田駅周辺及び大型商業施設周辺に高い集積がみられます。平日夜間には、太田駅周辺の集積が低くなり、葦川、鳥之郷、藪塚など太田駅周辺以外のエリアで集積が高くなっています。

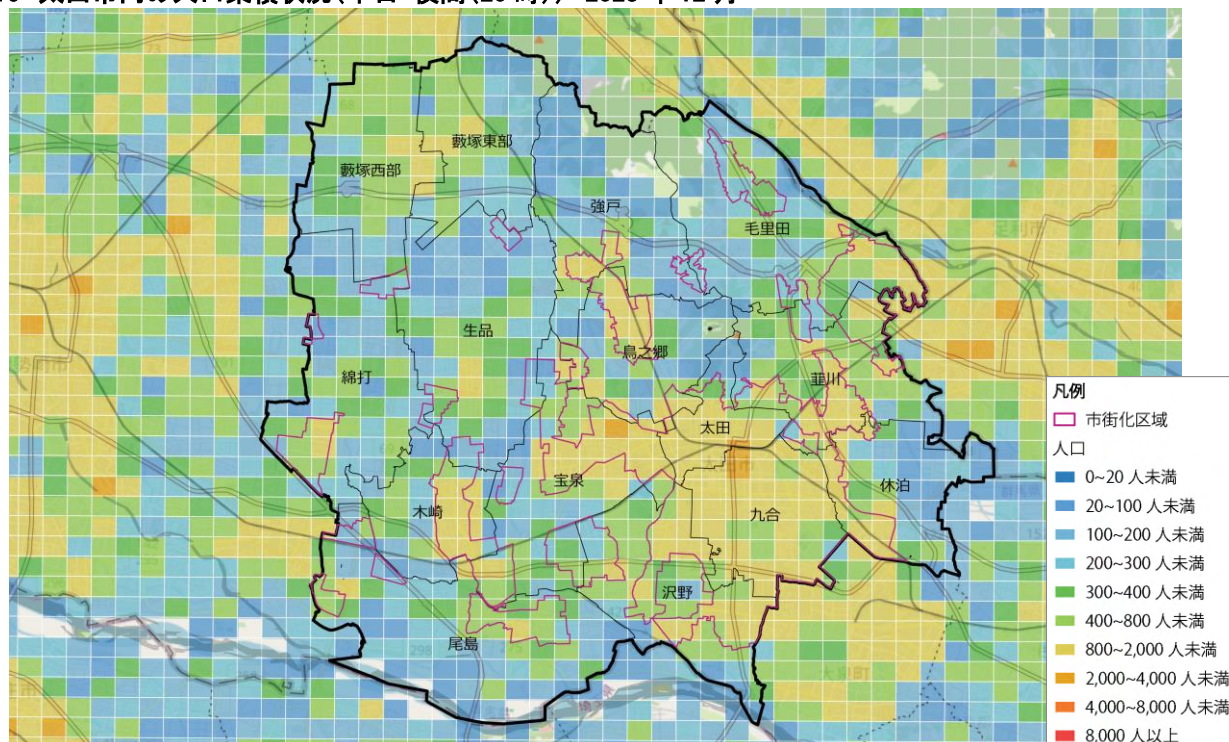
休日昼間は、平日と比べ大型商業施設周辺により高い集積がみられます。夜間には、太田駅南側の地域の集積が低くなり、葦川、鳥之郷、藪塚など太田駅周辺以外のエリアで集積が高くなっています。

図 15 太田市内の人口集積状況(平日・昼間(14 時)) 2023 年 12 月



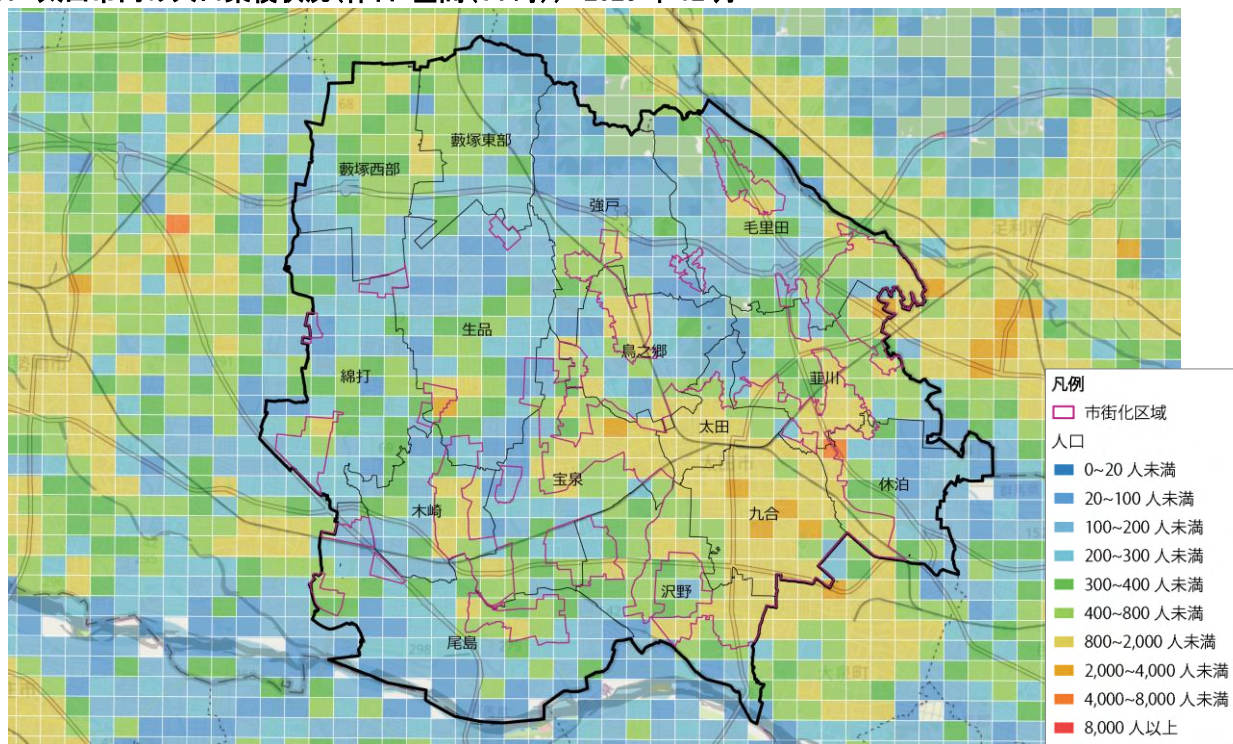
資料:RESAS(地域経済分析)

図 16 太田市内の人口集積状況(平日・夜間(20 時)) 2023 年 12 月



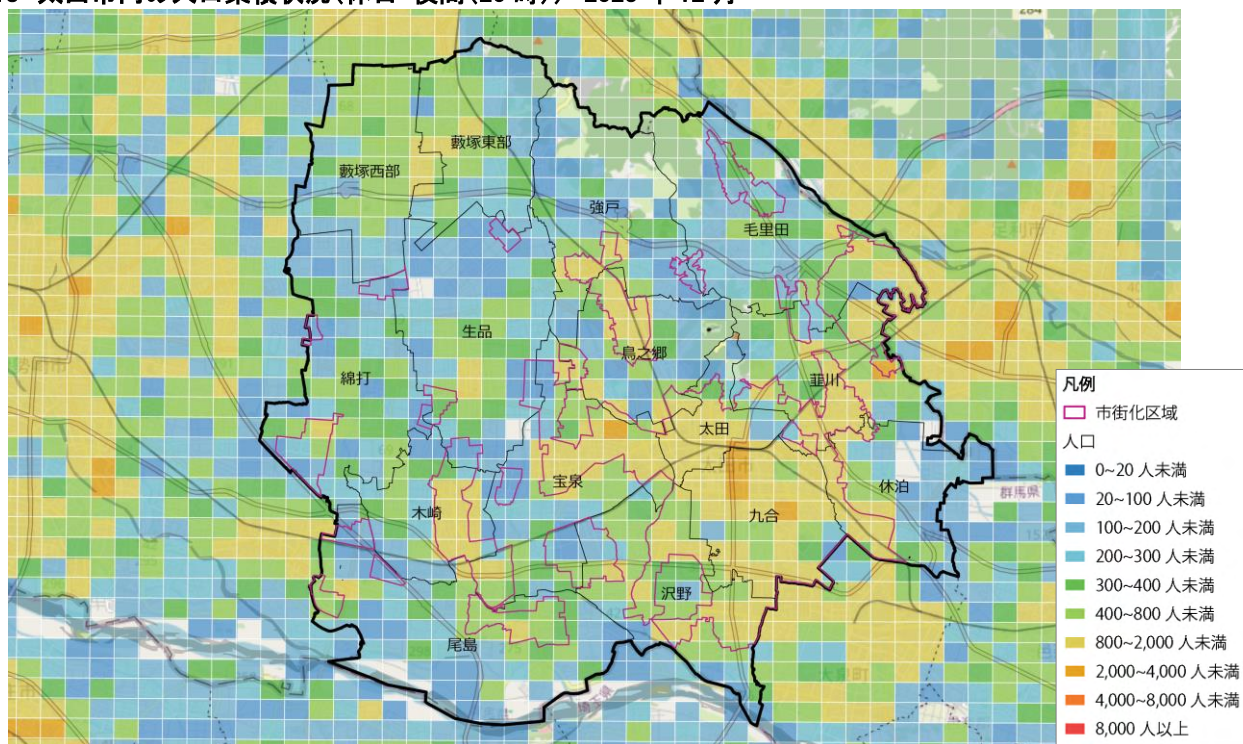
資料:RESAS(地域経済分析)

図 17 太田市内の人口集積状況(休日・昼間(14 時)) 2023 年 12 月



資料:RESAS(地域経済分析)

図 18 太田市内の人口集積状況(休日・夜間(20 時)) 2023 年 12 月



資料:RESAS(地域経済分析)

(4) 人口動態

群馬県移動人口調査における過去 10 年間の自然動態の推移をみると、平成 26 年以降、死亡数が出生数を上回っています。

社会動態については、平成 26 年以降は社会増で推移してきたものの、令和 3 年に社会減に転じ、再び令和 4 年以降に社会増で推移しています。

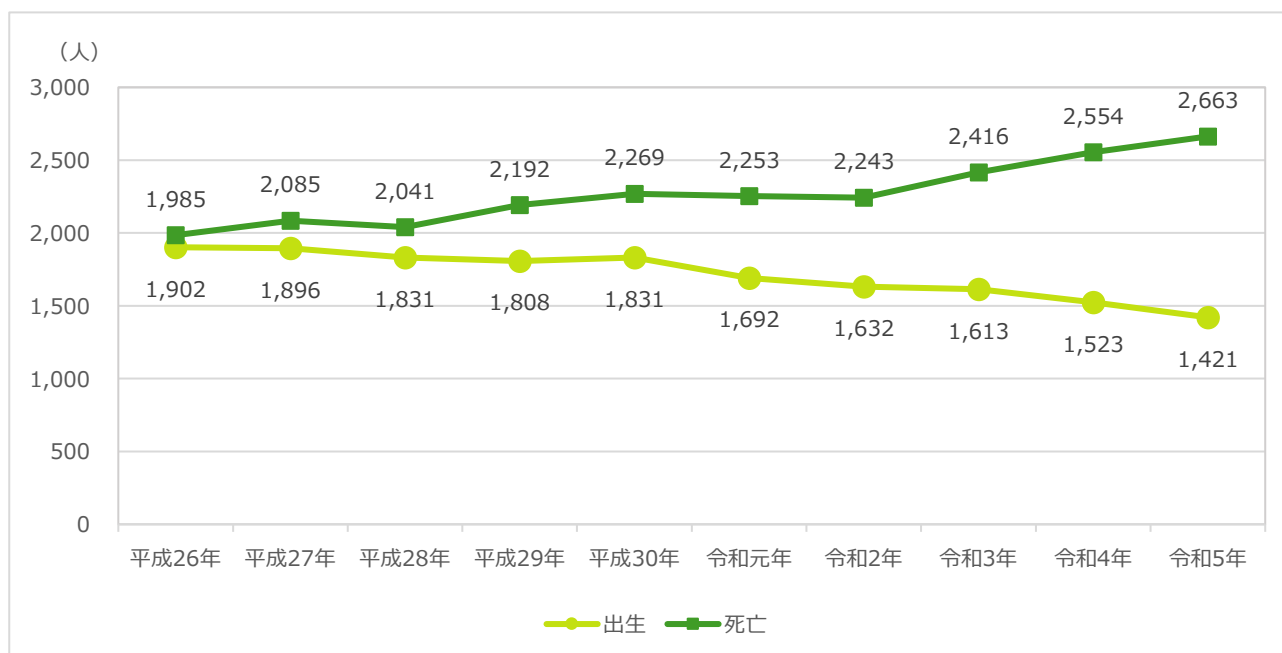
過去の増減人口をみると、平成 26 年以降は転入者の増加により人口増で推移してきたものの、令和 2 年以降は社会増にあるものの人口減に転じています。令和 4 年においては大きく社会増となったものの、人口減のまま推移しています。

表 5 人口動態の推移

	自然動態(人)			社会動態(人)			人口動態 (人)
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 26 年	1,902	1,985	-83	8,982	8,077	905	822
平成 27 年	1,896	2,085	-189	9,172	8,177	995	806
平成 28 年	1,831	2,041	-210	9,279	8,285	994	784
平成 29 年	1,808	2,192	-394	9,843	8,647	1,196	812
平成 30 年	1,831	2,269	-438	9,842	9,293	549	111
令和元年	1,692	2,253	-561	9,994	9,426	568	7
令和 2 年	1,632	2,243	-611	9,240	8,819	421	-190
令和 3 年	1,613	2,416	-803	8,602	8,647	-45	-848
令和 4 年	1,523	2,554	-1,031	9,434	9,244	190	-841
令和 5 年	1,421	2,663	-1,242	10,318	9,115	1,203	-39

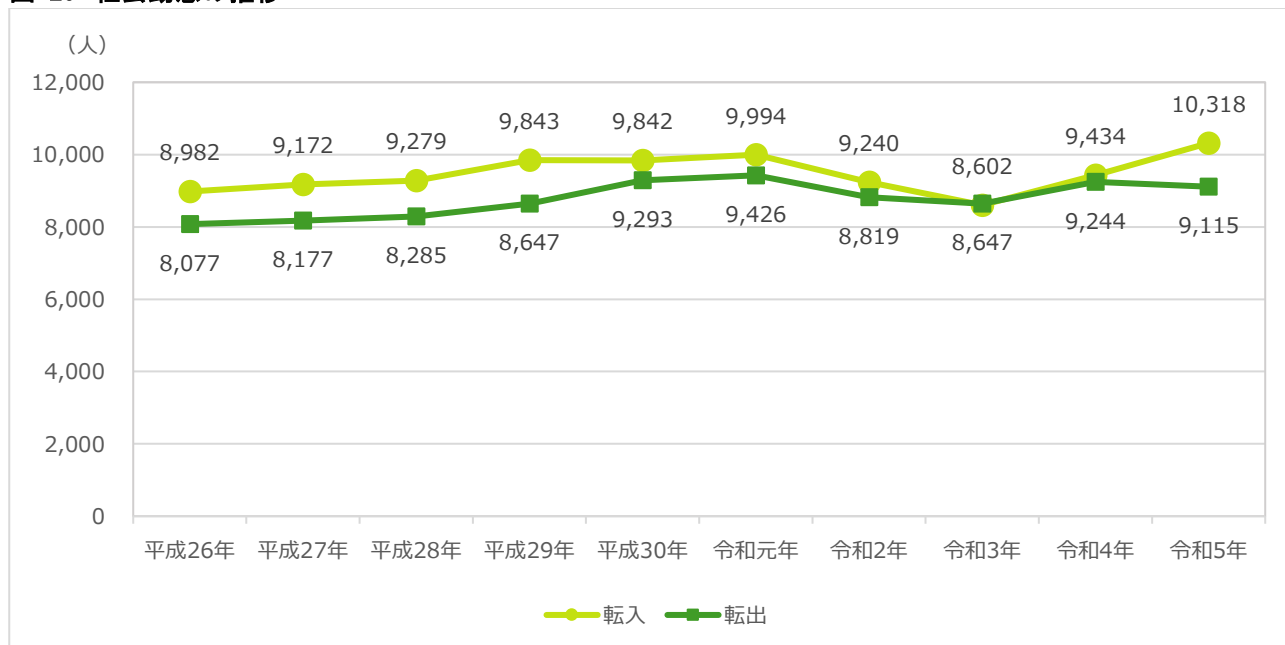
資料：群馬県移動人口調査

図 19 自然動態の推移



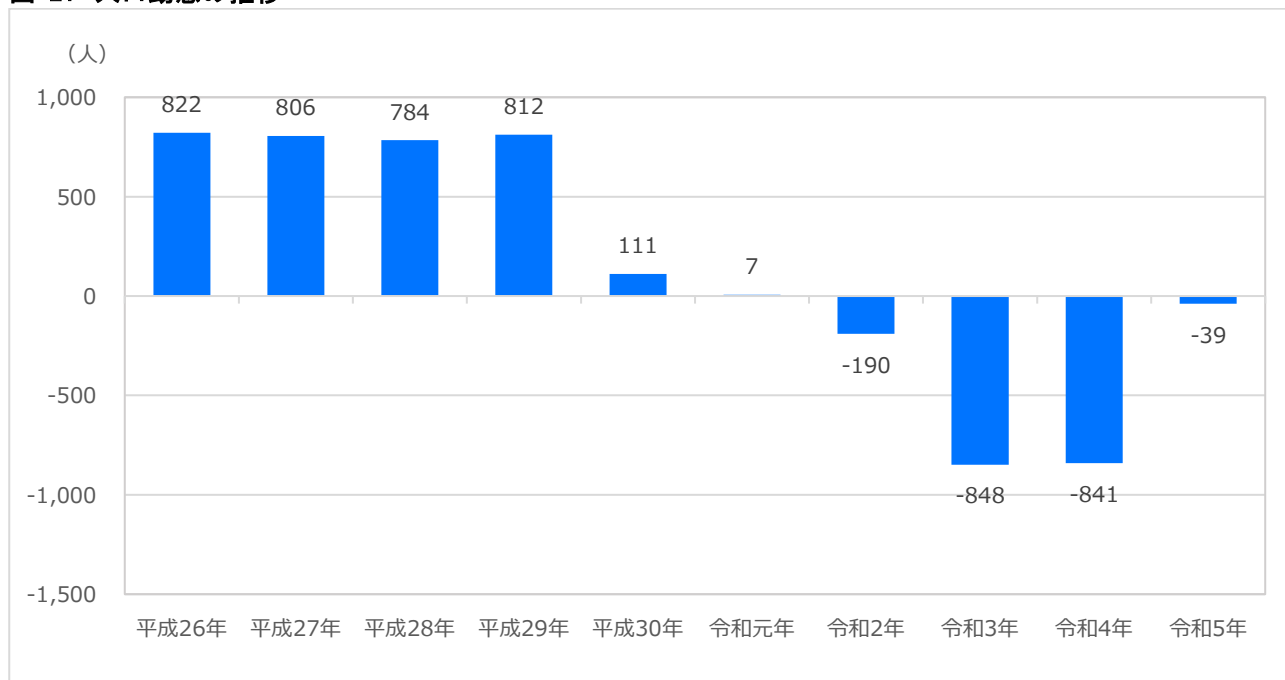
資料：群馬県移動人口調査

図 20 社会動態の推移



資料:群馬県移動人口調査

図 21 人口動態の推移



資料:群馬県移動人口調査

(5) 人口集中地区 (DID)の推移

国勢調査によると、令和 2 年の人口集中地区 (DID) の人口は 88,753 人、面積は 25.1 km^2 となっており、市全域の 14.3%の面積に総人口の 39.8%が集積しています。

平成 12 年と令和 2 年を比較すると、市全域の人口は大きく増加し、DID の面積も 3.6 km^2 増加しています。また、DID の人口密度は 3,851 人/ km^2 から 3,542 人/ km^2 で推移しており、平成 27 年で一旦増加したものの、減少傾向となっています。

一方、市全域の人口密度は平成 12 年の 1,190 人/ km^2 から 1,270 人/ km^2 に拡大していることから、DID 以外の区域において低密度な市街地の拡散が進んでいるものと推測されます。

※人口集中地区 (DID) とは、国勢調査において、1つの市区町村内で人口密度が 4,000 人/ km^2 以上の基本単位区が互いに隣接し、かつ人口が 5,000 人以上となる地域をいう。

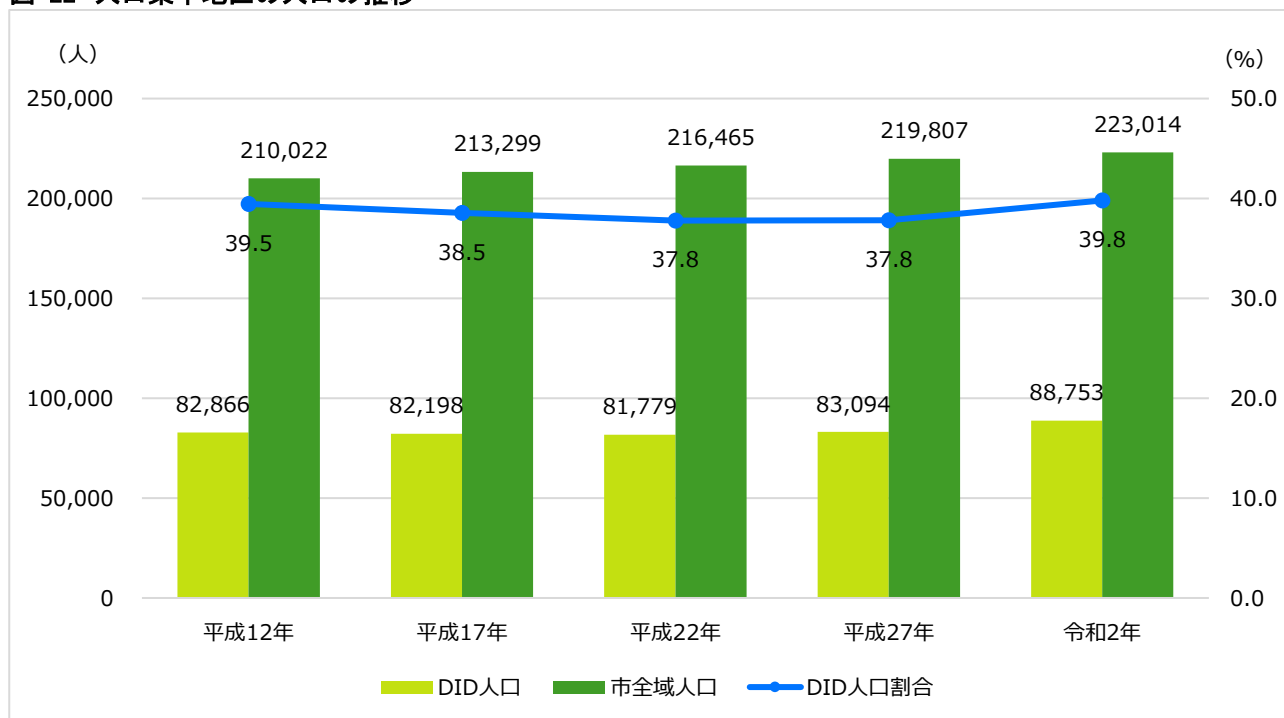
表 6 人口集中地区の推移

	人口			面積			人口密度	
	DID人口 (人)	市全域 人口 (人)	DIDの 人口割合 (%)	DID面積 (km^2)	市全域 面積 (km^2)	DIDの 面積割合 (%)	DID 人口密度 (人/ km^2)	市全域 人口密度 (人/ km^2)
平成 12 年	82,866	210,022	39.5	21.5	176.49	12.2	3,851	1,190
平成 17 年	82,198	213,299	38.5	21.9	176.49	12.4	3,753	1,209
平成 22 年	81,779	216,465	37.8	22.0	175.66	12.6	3,702	1,232
平成 27 年	83,094	219,807	37.8	21.9	175.54	12.5	3,799	1,252
令和 2 年	88,753	223,014	39.8	25.1	175.54	14.3	3,542	1,270

※ 平成 12 年以前は、旧太田市・尾島町・新田町・藪塚本町の合計

資料：国勢調査

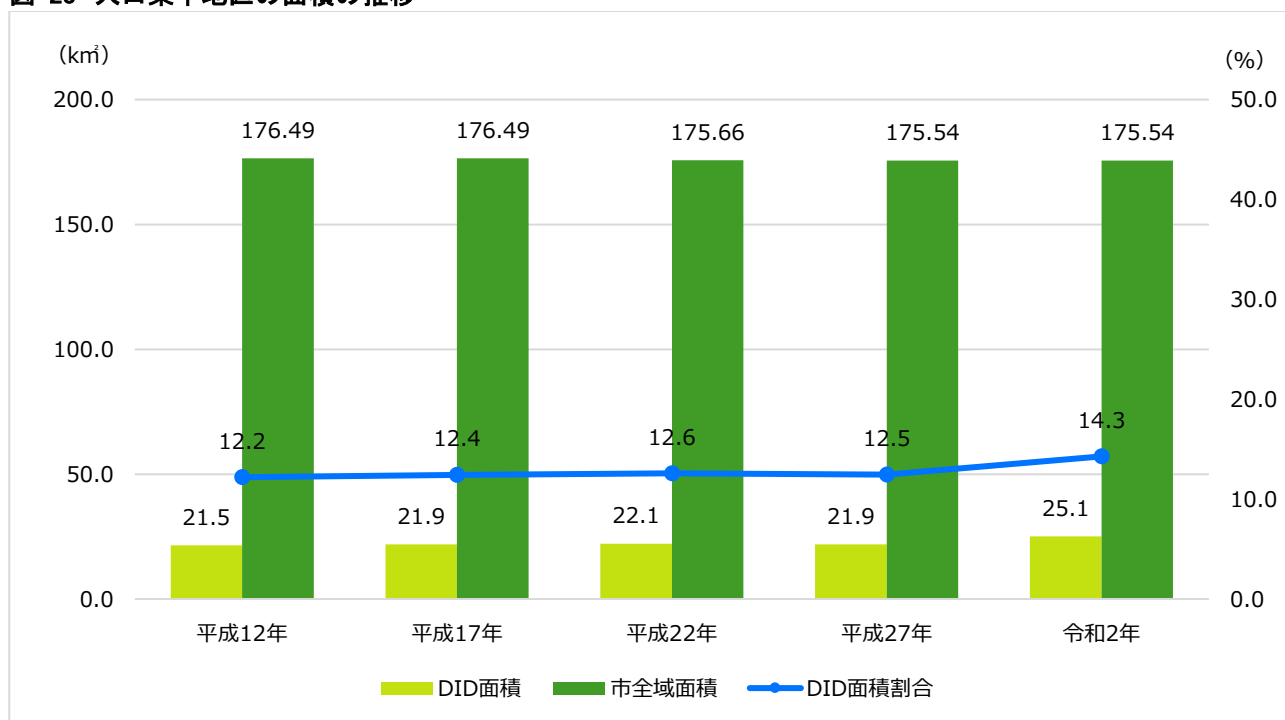
図 22 人口集中地区の人口の推移



※ 平成 12 年以前は、旧太田市・尾島町・新田町・藪塚本町の合計

資料：国勢調査

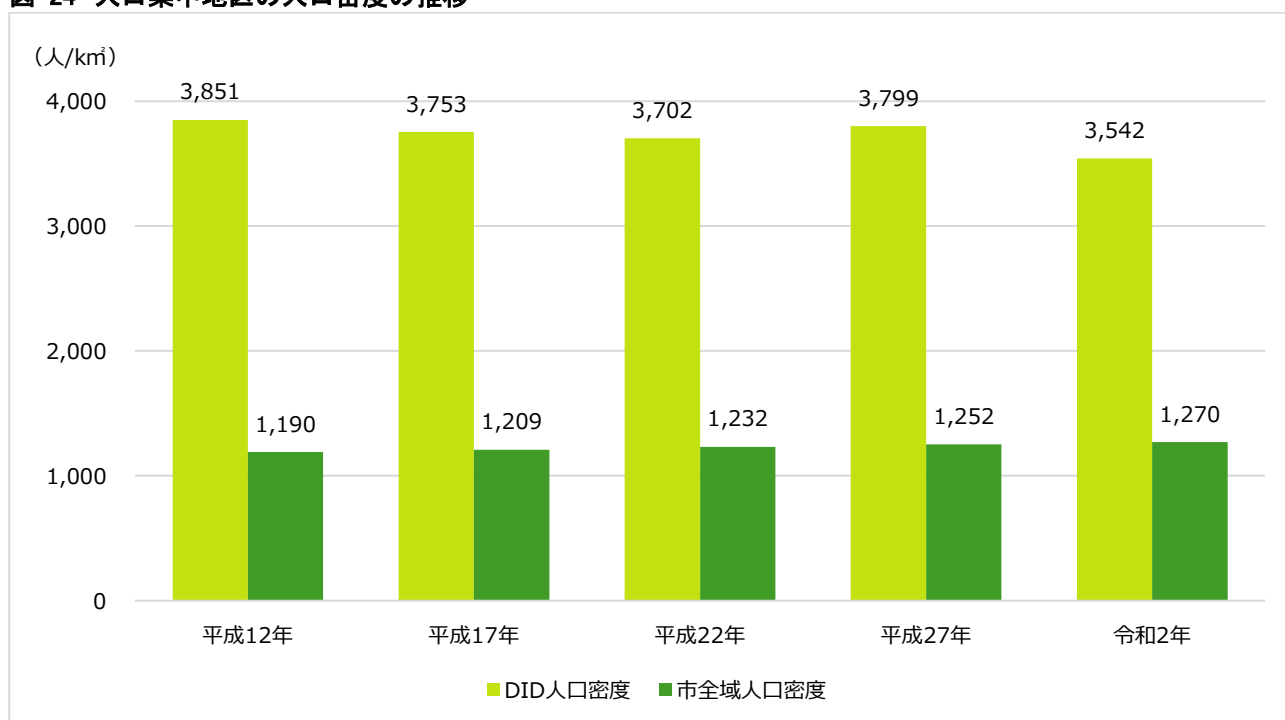
図 23 人口集中地区の面積の推移



※ 平成 12 年以前は、旧太田市・尾島町・新田町・藪塚本町の合計

資料：国勢調査

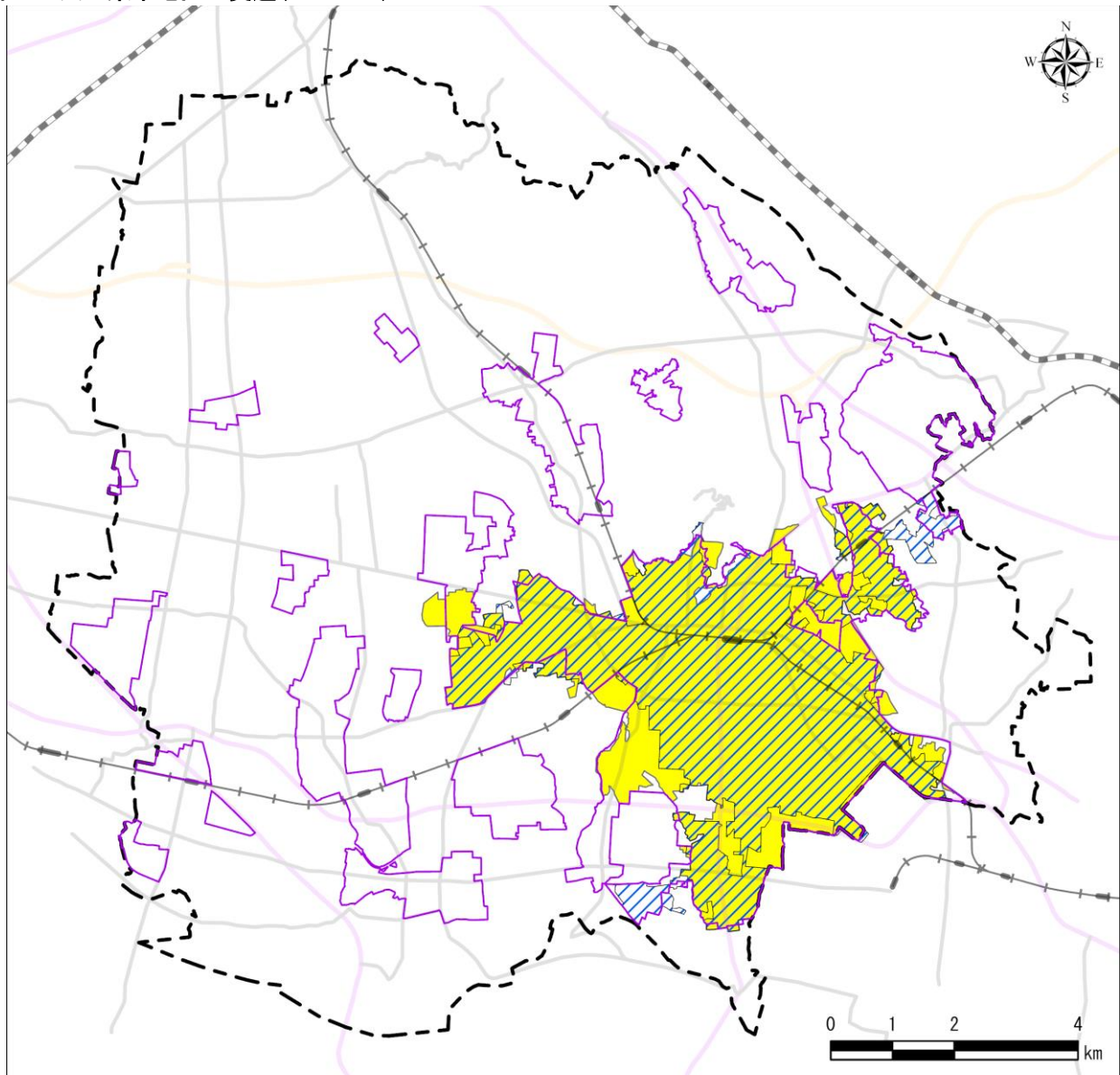
図 24 人口集中地区の人口密度の推移



※ 平成 12 年以前は、旧太田市・尾島町・新田町・藪塚本町の合計

資料：国勢調査

図 25 人口集中地区の変遷(H12⇒R2)



- 凡例
- | | | |
|--------|-------------|-------------------|
| —+— JR | — — — 行政区域界 | 人口集中地区：2010年(H12) |
| —+— 私鉄 | 市街化区域 | 人口集中地区：2020年(R2) |
| ● 駅 | | |
| — 高速道路 | | |
| — 国道 | | |
| — 県道 | | |

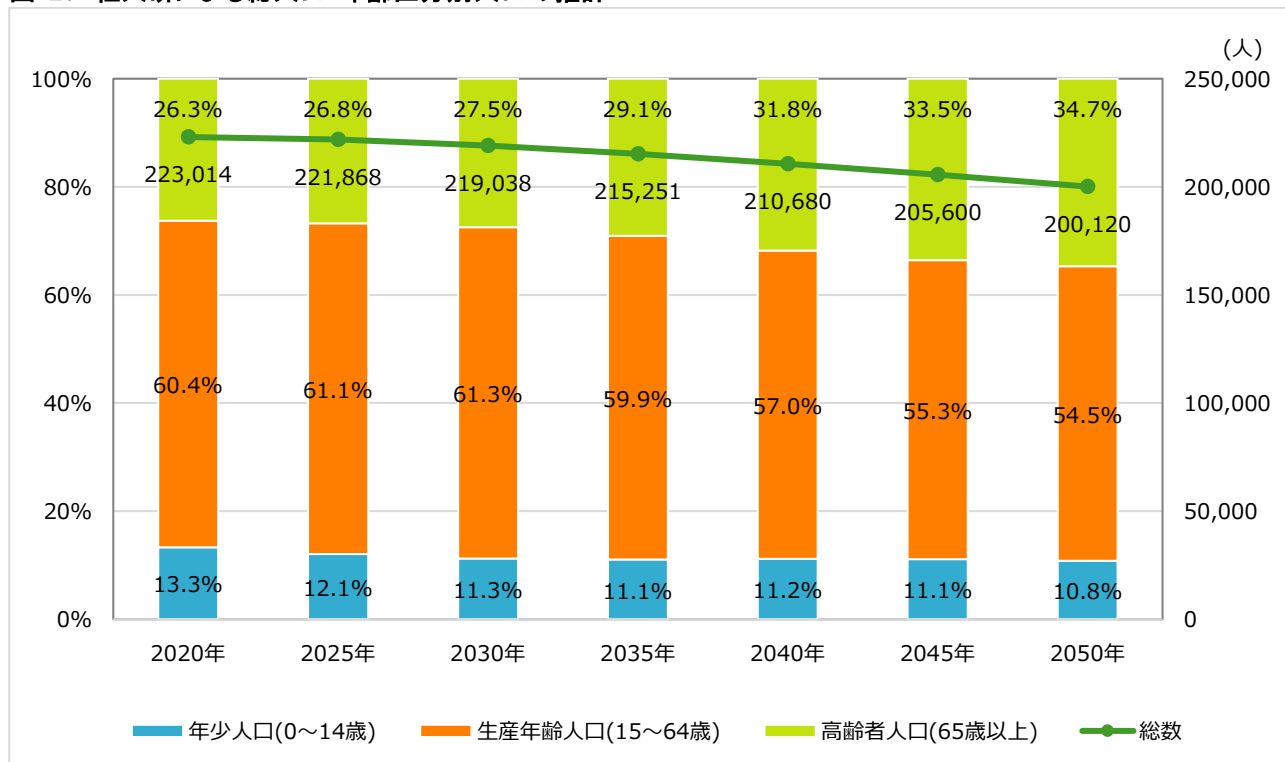
資料：国勢調査

2 将来推計

(1) 国立社会保障・人口問題研究所による将来推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」においては、本市の人口は、2020 年の 223,014 人から徐々に減少し、2050 年には 200,120 人と約 20,000 人が 30 年の間に減少するという推計結果となっています。

図 26 社人研による総人口・年齢区分別人口の推計



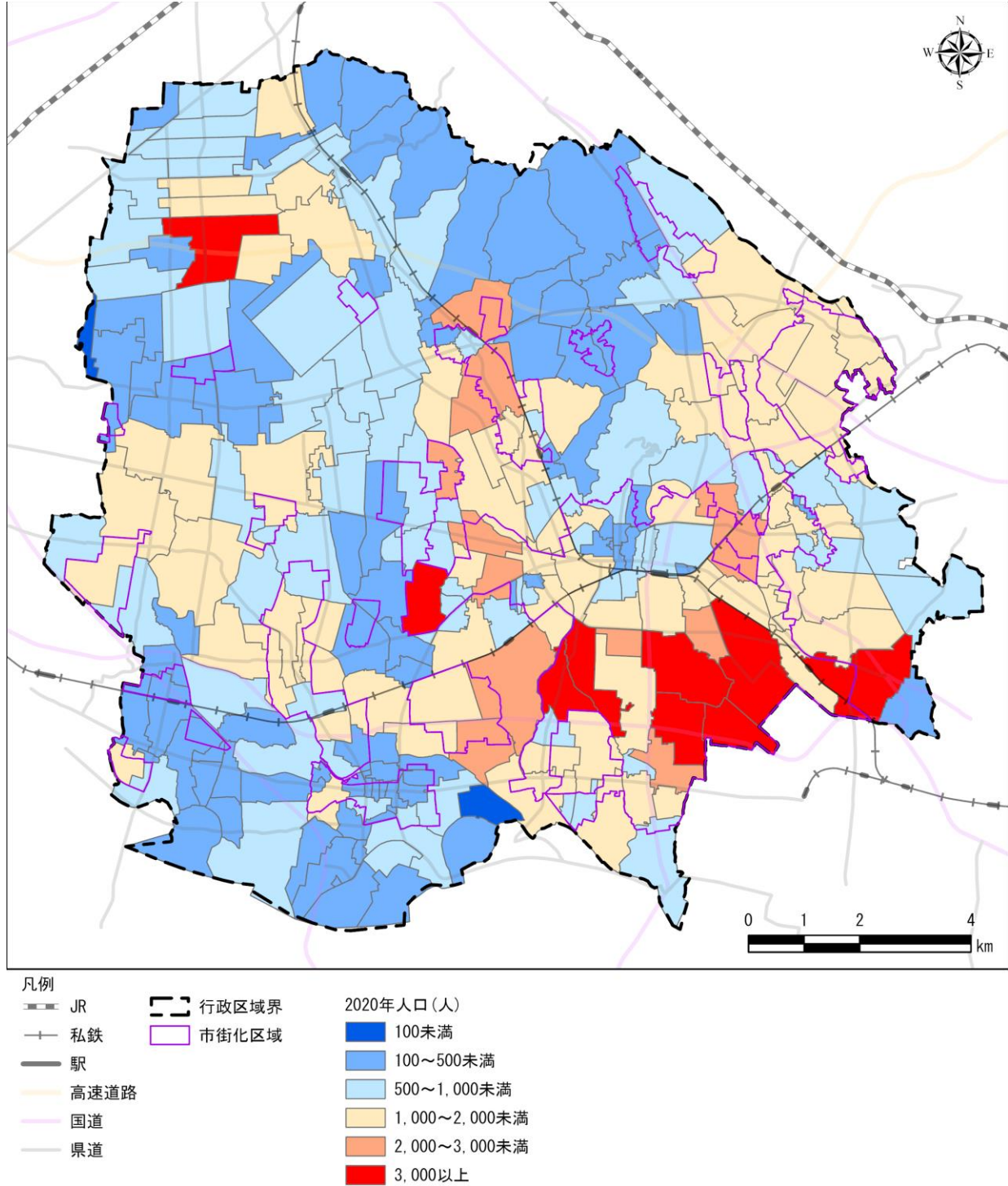
※年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）を用いている

資料：国立社会保障・人口問題研究所

社人研の推計を行政区別にみると、2020 年から 2050 年の人口の変化は、太田駅南側エリアに人口集中エリアが分布しているものの、その他のエリアでは、100 人未満の行政区が増加し、市全体の人口減少が伺えます。一部増加エリアがあるものの、市域北東部、南西部で減少しているエリアが多くみられます。

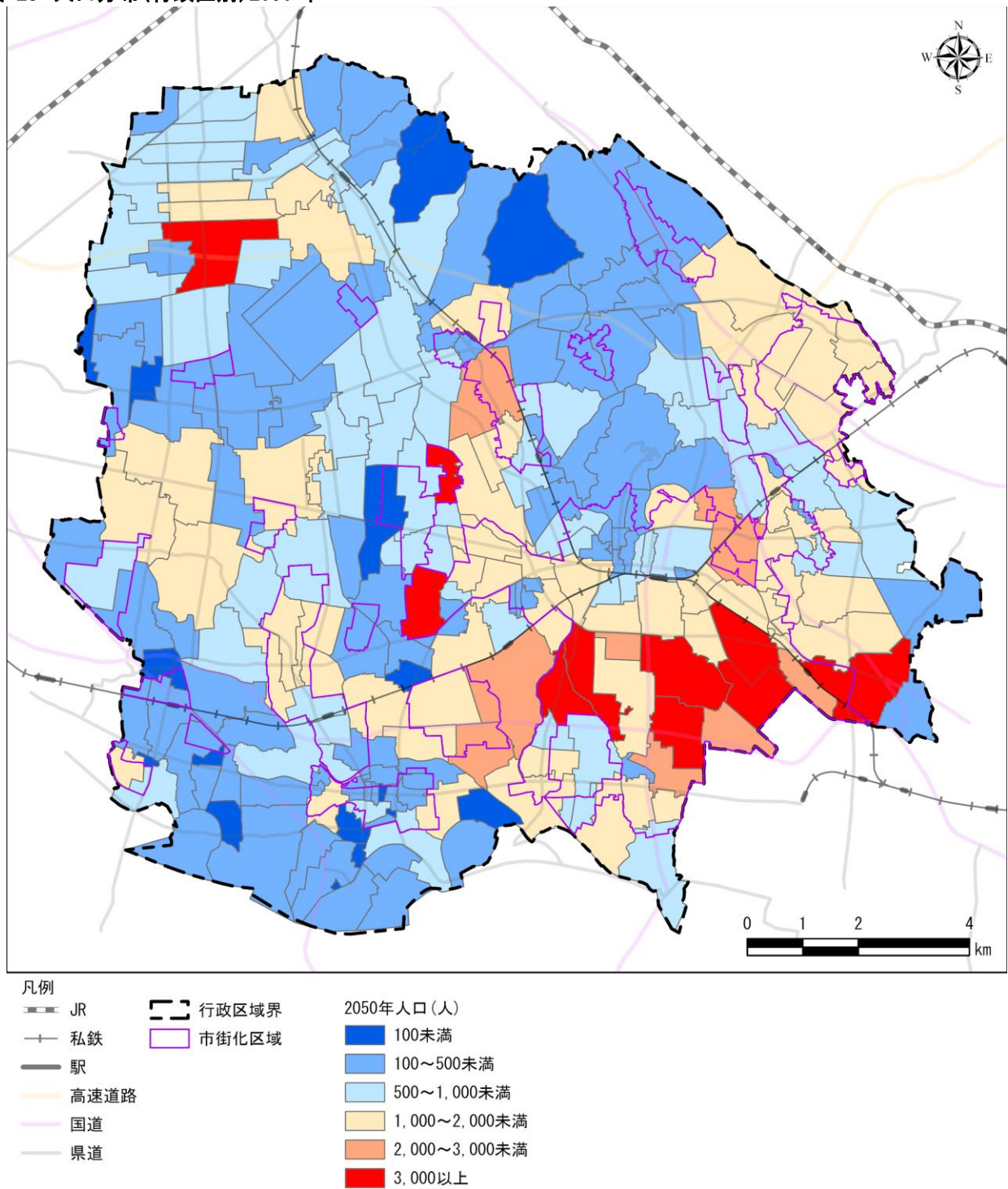
また、2050 年における高齢化率をメッシュ別にみると、市街化区域内においては、30～40%未満のエリアが多く広がっています。一方で、市域北東部、南西部に 40～50%未満のエリアが多くみられます。

图 27 人口分布(行政区別)2020 年(令和 2 年)



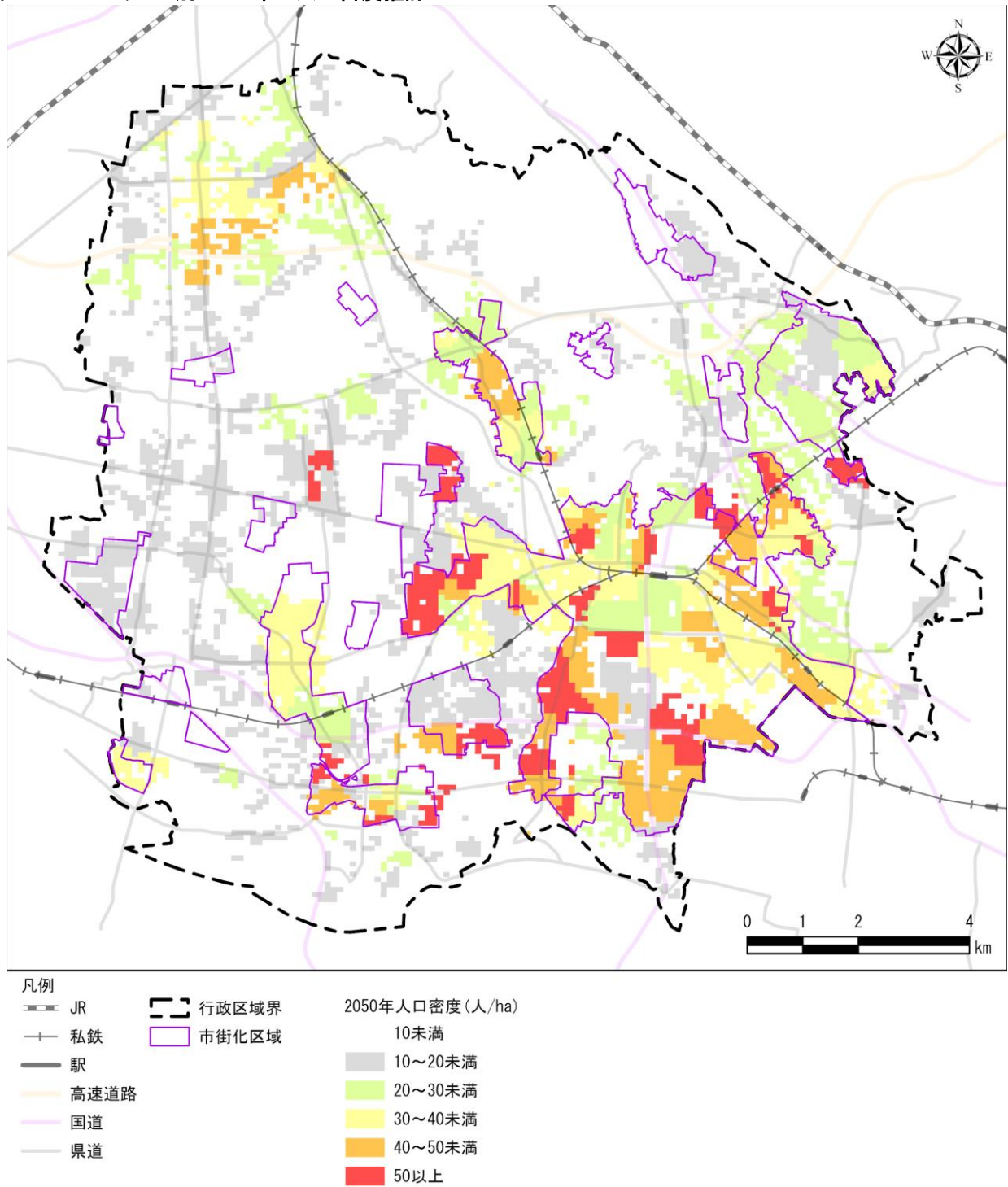
資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3(R2国調対応版)」

图 28 人口分布(行政区别)2050 年



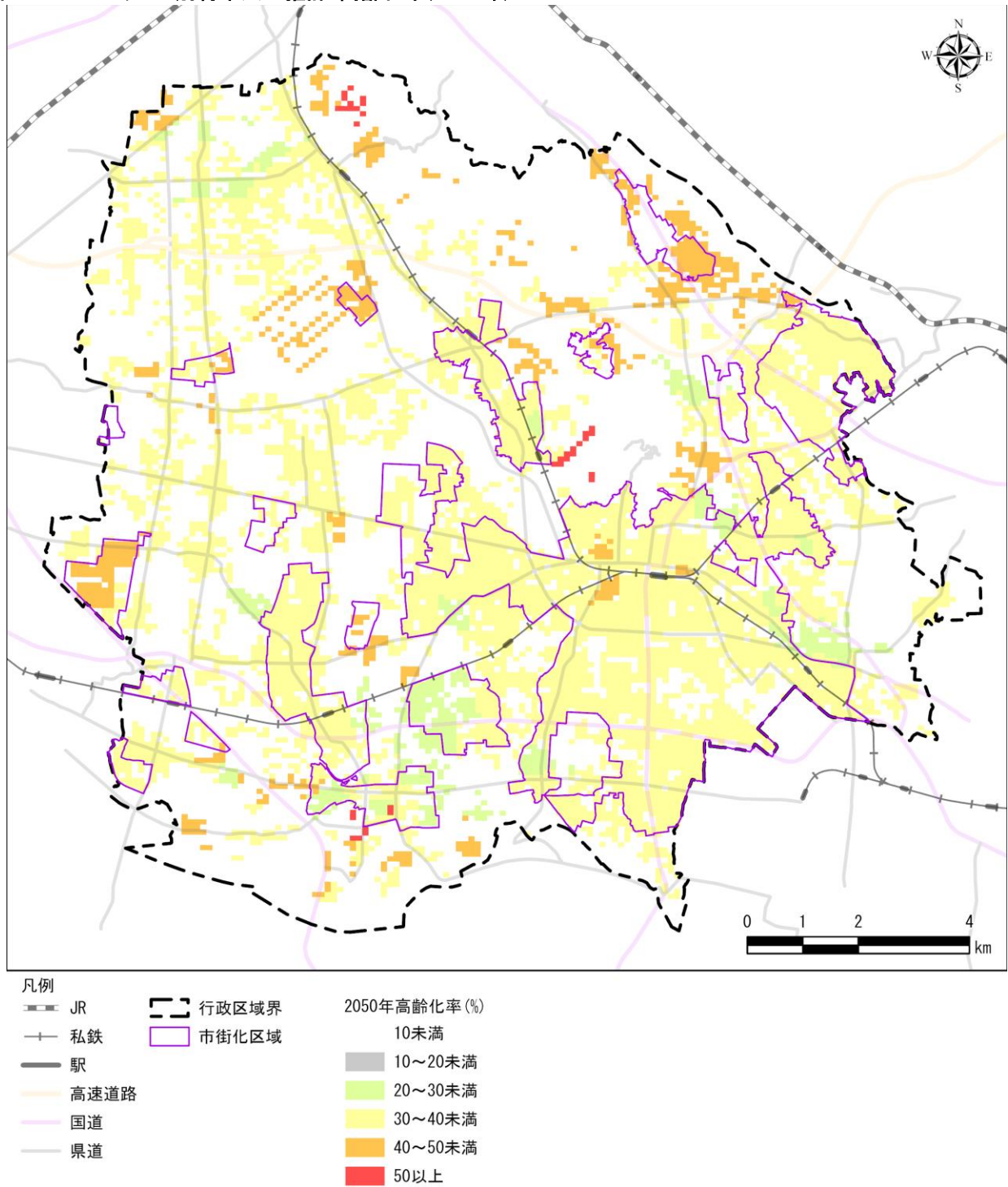
資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3(R2国調対応版)」

図 29 100mメッシュ別 2050 年の人口密度推計



資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3(R2国調対応版)」

図 30 100mメッシュ別将来人口推計・高齢化率(2050 年)



資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3(R2国調対応版)」

3 土地利用

(1) 土地利用の現況

①土地利用状況

令和3年都市計画基礎調査による都市計画区域の区分と面積をみると、太田都市計画区域が市全体の9割を占め、また市全域の26.2%が市街化区域、61.8%が市街化調整区域となっています。人口の約60%が市街化区域内に居住しています。

過去の推移をみると、市街化区域は年々増加しており、昭和46年で3,623haでしたが、令和2年には4,607haと984ha増加しています。

土地利用現況をみると、住宅地は、中心市街地から市街化区域の多くに広がっており、また産業開発に伴う郊外の工業団地周辺にも点在しています。一方、その合間の市街化調整区域では大規模既存集落や既成市街地が分布しているほか、非線引き区域の藪塚都市計画区域内では、ほぼ全域にわたり既存住宅地が存在するなど、郊外に低密な住宅地の集積がみられます。

工業地は、中心市街地内に主要な工業団地や関連施設が存在し、その周辺の居住地とともに職住近接の市街地が形成されています。また郊外部においては、多くの工業団地や関連施設が分散して集積しており、その周辺では工業・居住が混在する複合的な土地利用形態が形成されています。

表7 都市計画区域の面積・人口(令和3年度)

区分	面積(ha)	面積比率(%)	人口(人)	人口比率(%)
太田市全域	17,554	100.0	223,014	100.0
太田都市計画区域	15,457	88.1	200,990	90.1
市街化区域	4,607	26.2	132,015	59.2
市街化調整区域	10,850	61.8	68,975	30.9
藪塚都市計画区域	2,097	11.9	22,024	9.9
非線引き区域	2,097	11.9	22,024	9.9
居住誘導区域	3053.3	17.4	125,655	56.3
都市機能誘導区域	233.7	1.3	8,543	3.8

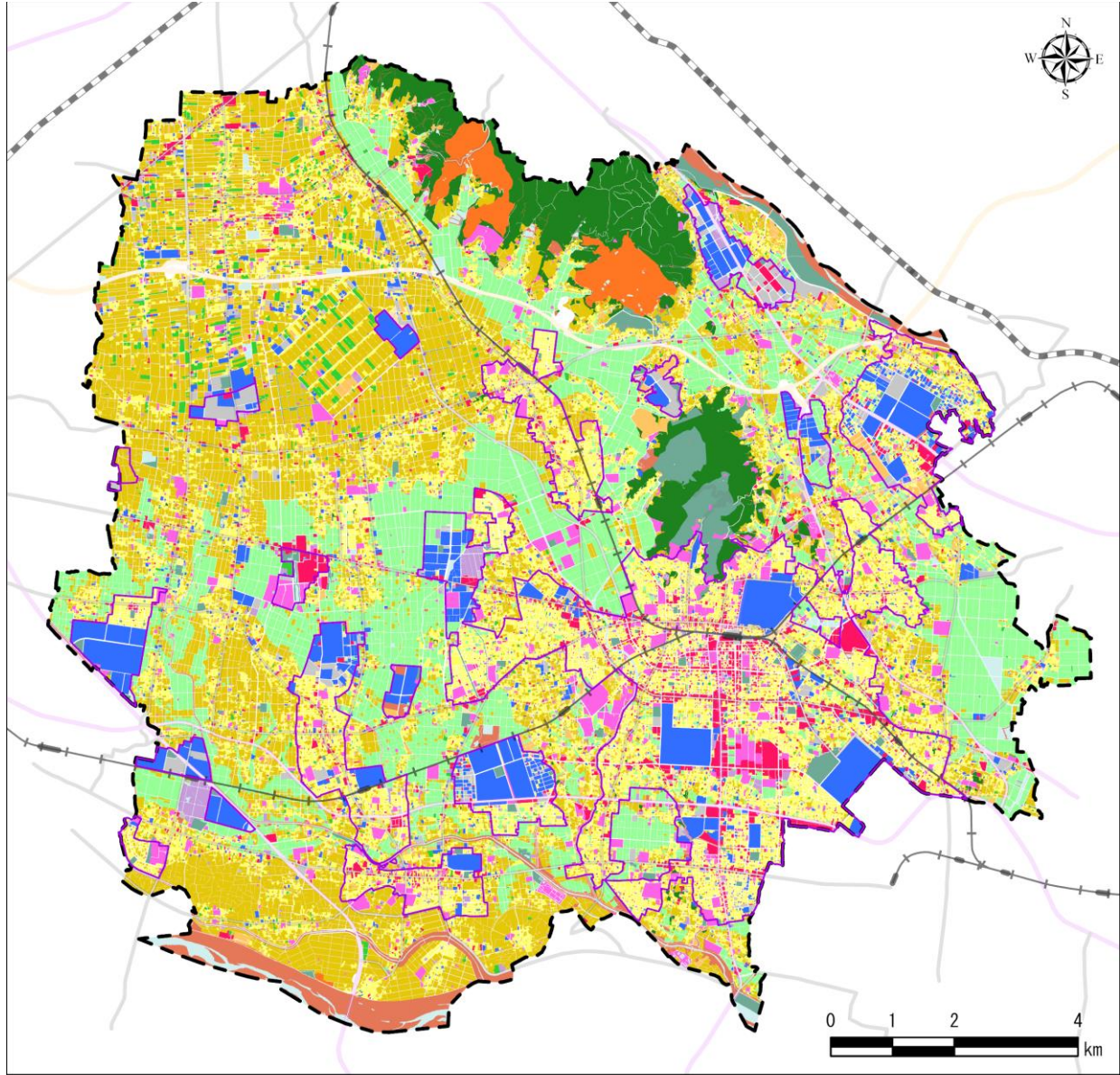
資料：都市計画基礎調査

表8 都市計画区域の区分別面積の推移

	区分	面積(ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	計
昭和46年	旧太田市	3,220	6,532	9,752
	旧尾島町	110	1,820	1,930
	旧新田町	293	3,533	3,826
	計	3,623	11,885	15,553
平成21年	太田市	4,293	11,259	15,552
平成29年	太田市	4,379	11,078	15,457
平成30年	太田市	4,405	11,052	15,457
令和2年	太田市	4,607	10,850	15,457

資料：都市計画基礎調査

図 31 土地利用現況(令和 3 年)



- | | | | | |
|----------|--------|-----------------|----------|----------------|
| 凡例 | | 土地利用 2021年 (R3) | | |
| —+— JR | —+— 私鉄 | 田 | 商業用地 | その他の空地 (ゴルフ場) |
| —+— 駅 | 市街化区域 | 畑 | 工業用地 | その他の空地 (太陽光発電) |
| —+— 高速道路 | | 山林 | 農林漁業施設用地 | その他の空地 (平面駐車場) |
| —+— 国道 | | 水面 | 公共施設用地 | その他の空地 (その他) |
| —+— 県道 | | その他自然地 | 道路用地 | |
| | | 住宅用地 | 交通施設用地 | |
| | | | 公共空地 | |

資料:都市計画基礎調査

4 都市交通

(1) 公共交通の現況

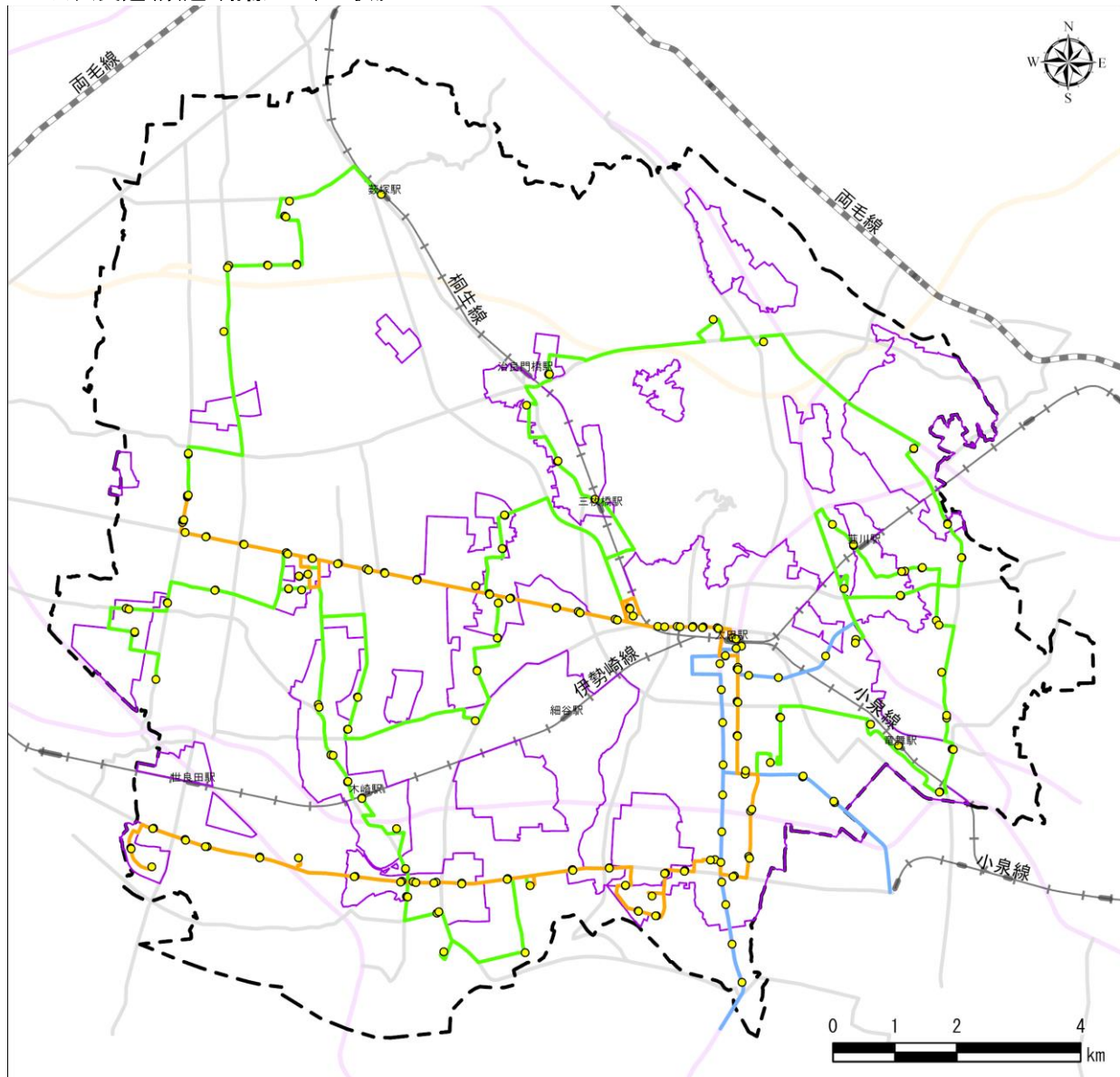
①公共交通（鉄道・バス）の状況

現在、本市に敷設されている鉄道は、東武鉄道の伊勢崎線、桐生線、小泉線の3路線で、鉄道駅は、各路線を結ぶターミナルとしての太田駅を中心に、伊勢崎線は蕨川駅、細谷駅、木崎駅、世良田駅が、桐生線は三枚橋駅、治良門橋駅、藪塚駅が、小泉線は竜舞駅が設置されています。

令和4年度時点で、市内公共バスには「シティライナーおおた」の新田線、尾島線の2路線、「市営無料バス」の西バス、東バス、蕨川・鳥之郷線、新田・宝泉線の4路線、これにイオンモール太田線を入れた計7路線が運行しています。

近隣市町と結ぶ路線は、広域公共バスあおぞら、朝日バス、OTA-Cityシャトル500、いせさきしコミュニティバスあおぞらの4路線、主要都市や空港と結ぶ都市間移動路線は、5路線あります。

図 32 公共交通(鉄道・路線バス)の状況



- | | | | |
|--------|----------------|------------|------------|
| 凡例 | | | |
| —+— JR | —+— 私鉄 | —+— 駅 | —+— 高速道路 |
| —+— 国道 | —+— 県道 | —+— 行政区域界 | —+— 市街化区域 |
| ● バス停 | —+— シティライナーおおた | —+— 市営無料バス | —+— 民間路線バス |

資料:太田市

②公共交通（鉄道・バス）の利用状況

鉄道の各駅における令和3年度の乗降人員数は、太田駅がもっとも多く318.2万人、次いで細谷駅の85.5万人、木崎駅の77.9万人となっています。平成27年からの推移をみると、平成31年度まではほぼ一定で推移していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、令和3年度以降において回復傾向が見られます。

公共バスの乗車人員の平成28年からの推移をみると、増加傾向で推移する路線も見られていましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しました。令和3年度以降において、増加傾向の路線も見られるものの、コロナ禍前の水準まで回復していない路線もみられます。

表 9 市内鉄道駅の乗降人員の推移（千人）

年度	太田	細谷	木崎	世良田	菰川	三枚橋	治良門橋	藪塚	竜舞
平成 27 年度	4,120	964	920	167	859	218	235	403	185
平成 28 年度	4,199	953	920	157	834	209	221	391	202
平成 29 年度	4,290	970	937	171	846	226	215	401	215
平成 30 年度	4,302	997	916	174	868	254	218	416	221
令和元年度	4,284	992	904	169	856	275	199	402	224
令和 2 年度	2,941	772	680	135	679	220	146	269	164
令和 3 年度	3,182	855	779	152	713	235	170	320	173
令和 4 年度	3,421	885	796	158	723	226	193	357	185
令和 5 年度	3,700	871	822	163	750	233	207	371	204

資料：東武鉄道

表 10 市内公共バスの乗車人員の推移

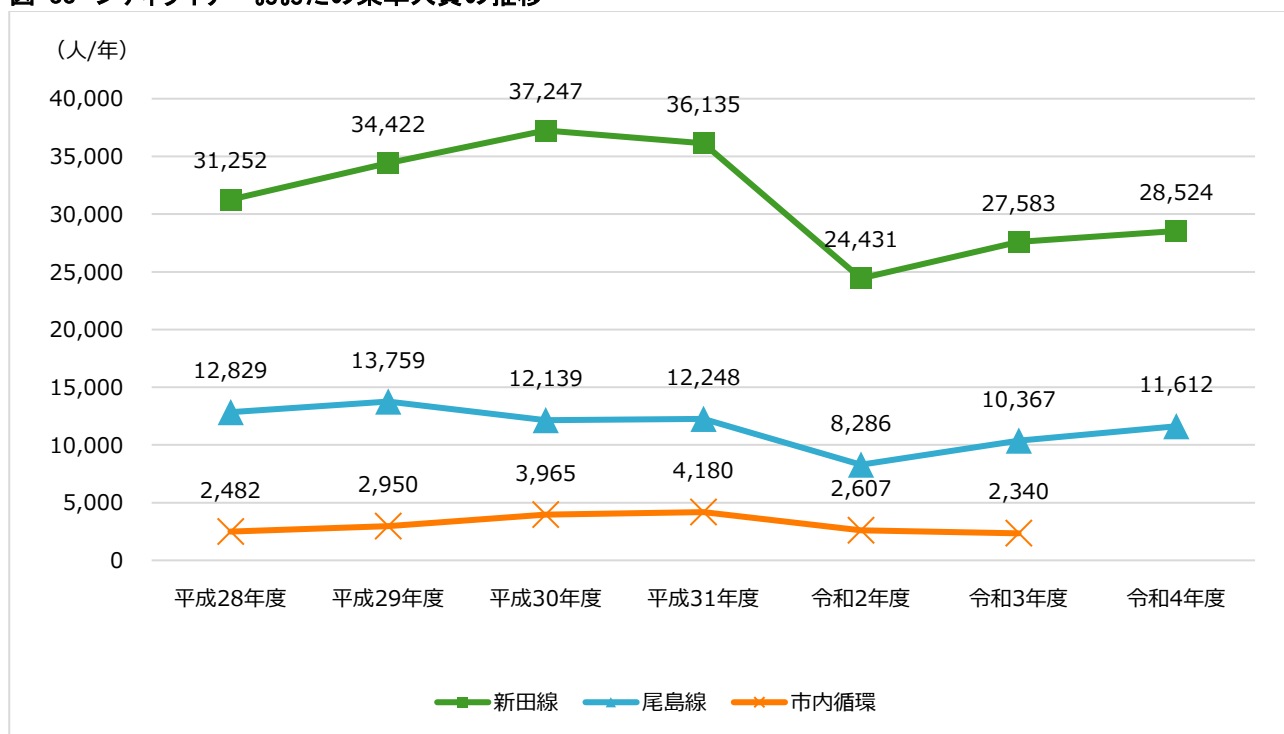
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
シティ ライナー おおた	尾島線	12,829	13,759	12,139	12,248	8,286	10,367	11,612
	新田線	31,252	34,422	37,247	36,135	24,431	27,583	28,524
	市内循環線	2,482	2,950	3,965	4,180	2,607	2,340	—
市営 無料 バス	西バス	—	—	27,007	34,857	25,999	35,792	39,403
	東バス	—	—	11,369	15,673	8,674	7,589	8,621
	菰川・鳥之郷線	—	—	—	—	1,957	3,960	4,981
	新田・宝泉線	—	—	—	—	1,907	3,906	5,458

※「シティライナーおおた」市内循環線は、令和4年に廃止

※「市営無料バス」は平成30年より運行開始

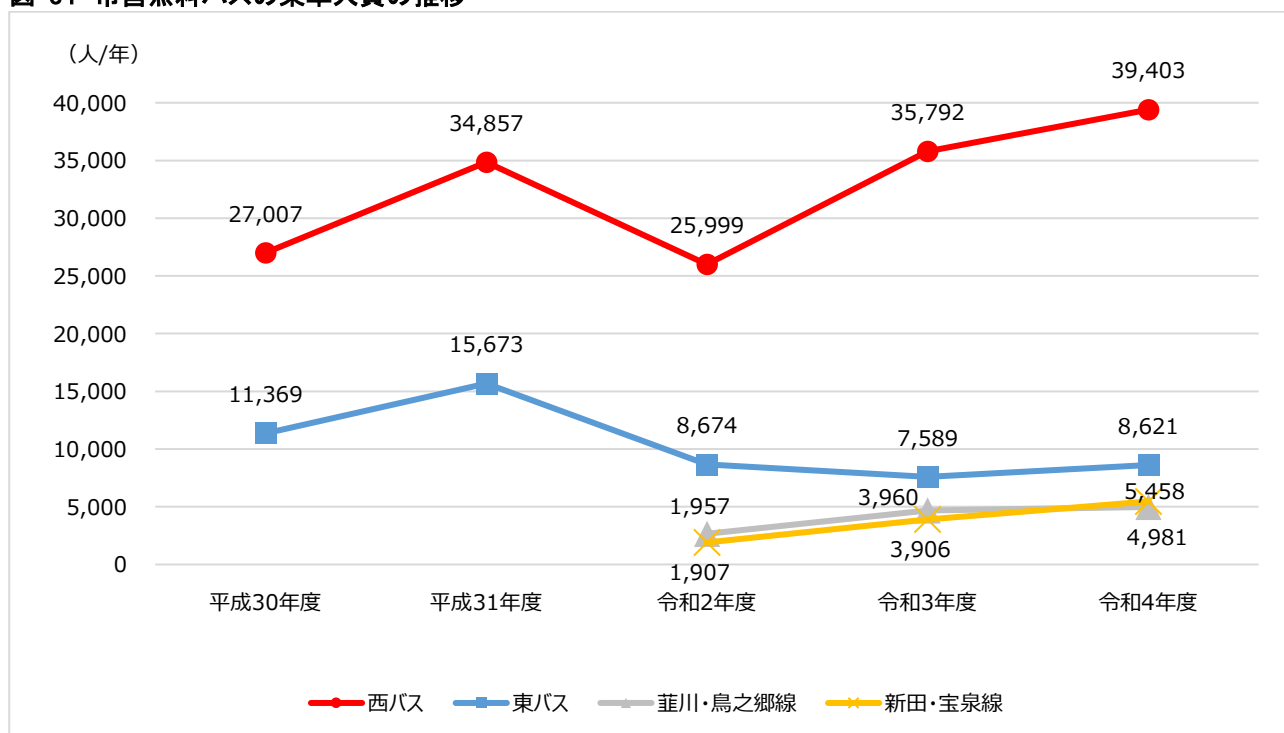
資料：統計おおた

図 33 シティライナーおおたの乗車人員の推移



資料: 統計おおた

図 34 市営無料バスの乗車人員の推移



資料: 統計おおた

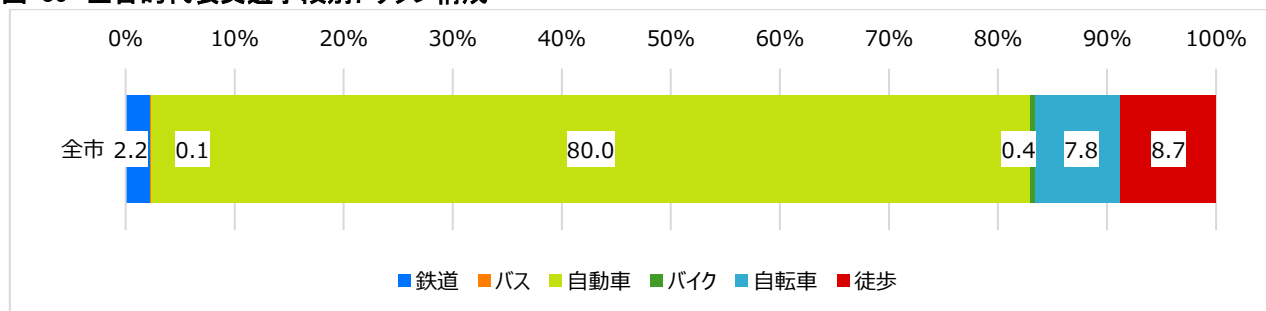
③利用交通手段の状況

市内及び市内外の交通に関わる利用交通手段（代表交通手段）を、平成 27 年群馬県パーソントリップ調査で見ると、自動車が全利用交通手段の 80.0%を占めて最も高くなっており、徒歩の 8.7%、自転車の 7.8%が続いています。

鉄道及びバスによる公共交通の機関分担率は 2.3%にとどまっています。

平成 30 年に実施された東京都市圏パーソントリップ調査（対象：東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県南部）の結果では、徒歩 23%、自転車 12%、自動車 27%、鉄道+バス 35%となっており、群馬県パーソントリップ調査と比較すると、本市においては、公共交通の機関分担率が極めて低く、自動車の依存率が高いことがうかがえます。

図 35 全目的代表交通手段別トリップ構成

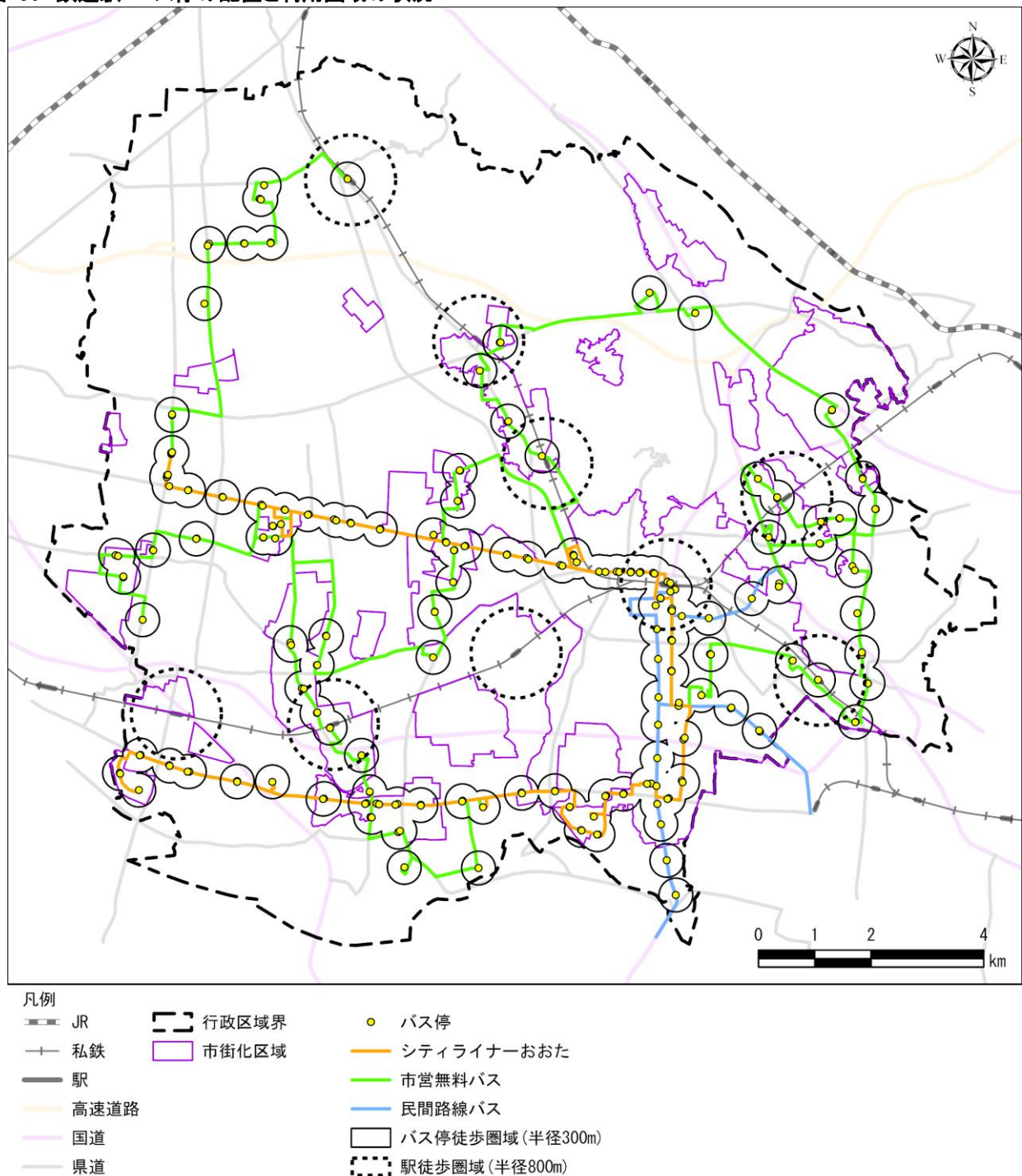


資料：群馬県パーソントリップ調査（H27年）

（２）公共交通利用圏域

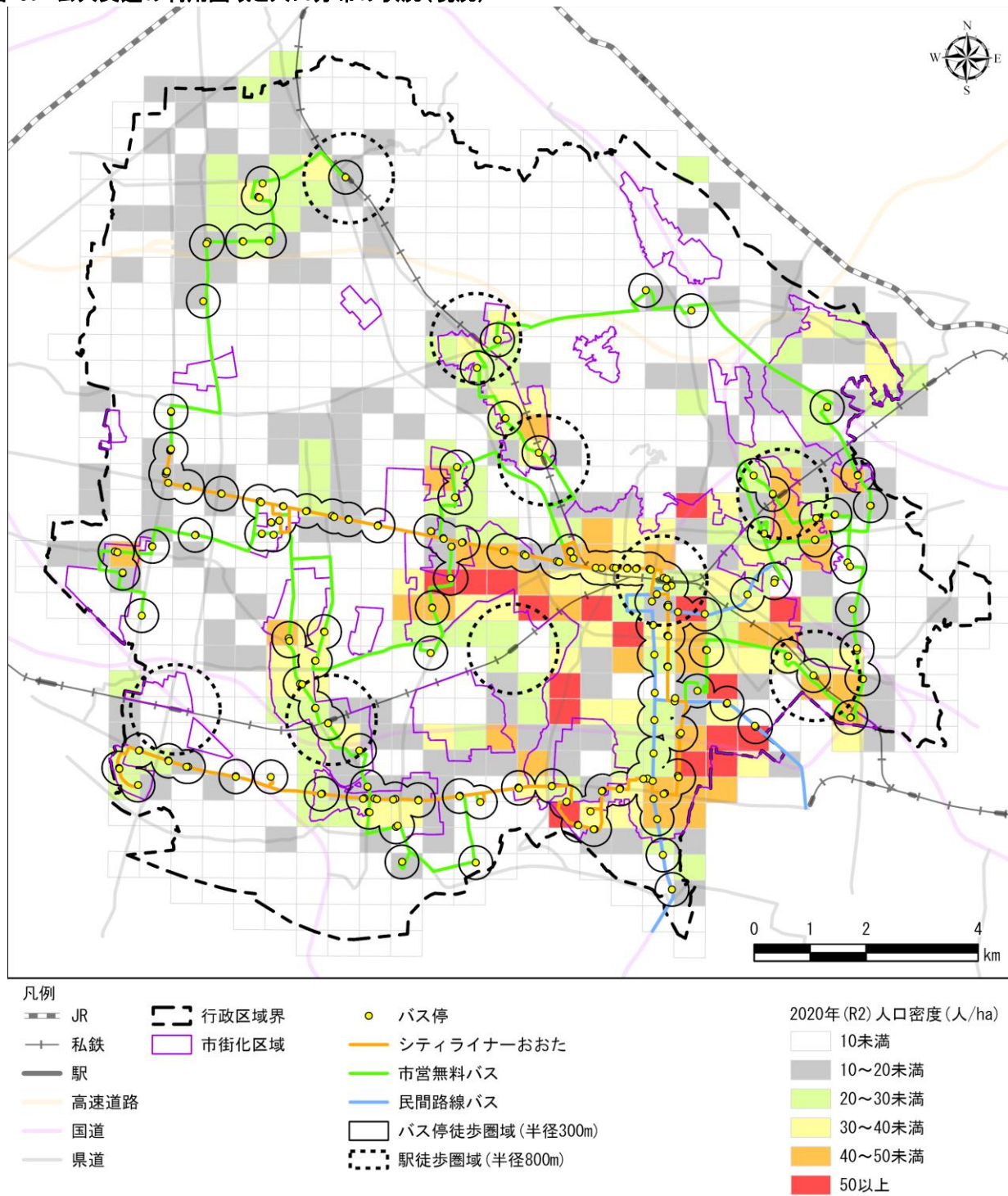
鉄道は駅を中心に徒歩 800m 圏域、バスはバス停を中心に徒歩 300m 圏域でカバー率をみると、全人口に対して 39.9%のカバー率で約 89,087 人、面積ベースでは 25.4%のカバー率となっています。「シティライナーおおた」の市内循環線が令和 4 年度に廃止したものの、平成 30 年より運行が開始している「市営無料バス」の拡充によりカバー率は増加しています。自家用車中心の生活者が多いとはいえ、今後の高齢化率の伸び等を勘案すると、カバーエリアを広げる方法を検討していく必要があります。また、駅と人口密度の関連性が高い地域が市域東部でみられるものの、バス路線については、人口密度に合わせた路線にはなっておらず、市域西部及び北東部に未カバーエリアがみられます。

図 36 鉄道駅・バス停の配置と利用圏域の状況



資料：太田市

図 37 公共交通の利用圏域と人口分布の状況(現況)



資料:太田市

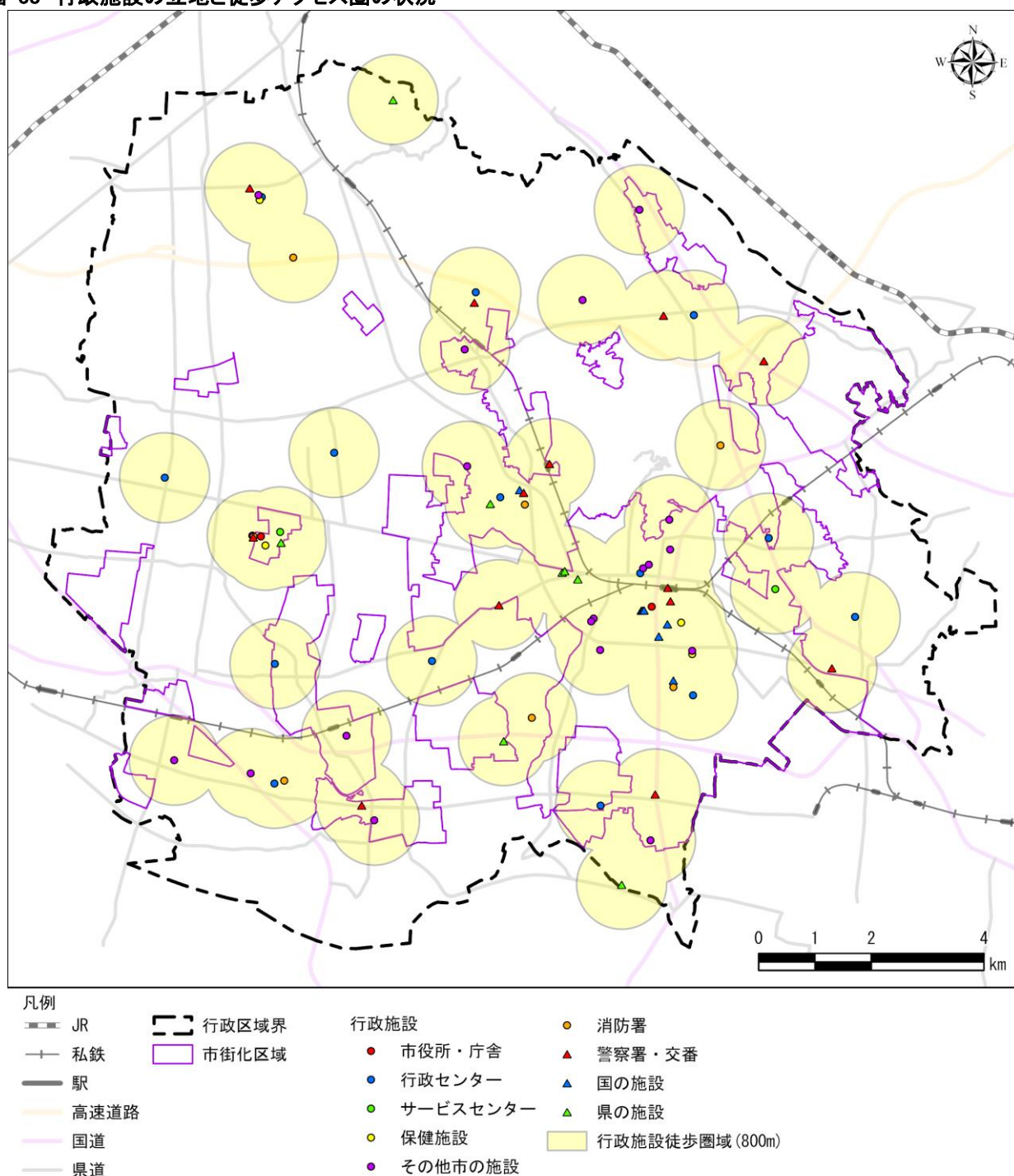
5 都市における機能集積

(1) 行政施設の分布状況

行政施設における徒歩アクセス圏内の人口割合をみると、令和5年時点で58.4%となっており、面積ベースでみると、43.2%のカバー率となっています。徒歩で半数以上の市民がアクセスできる状況になっていますが、地域によって施設の偏りもみられます。

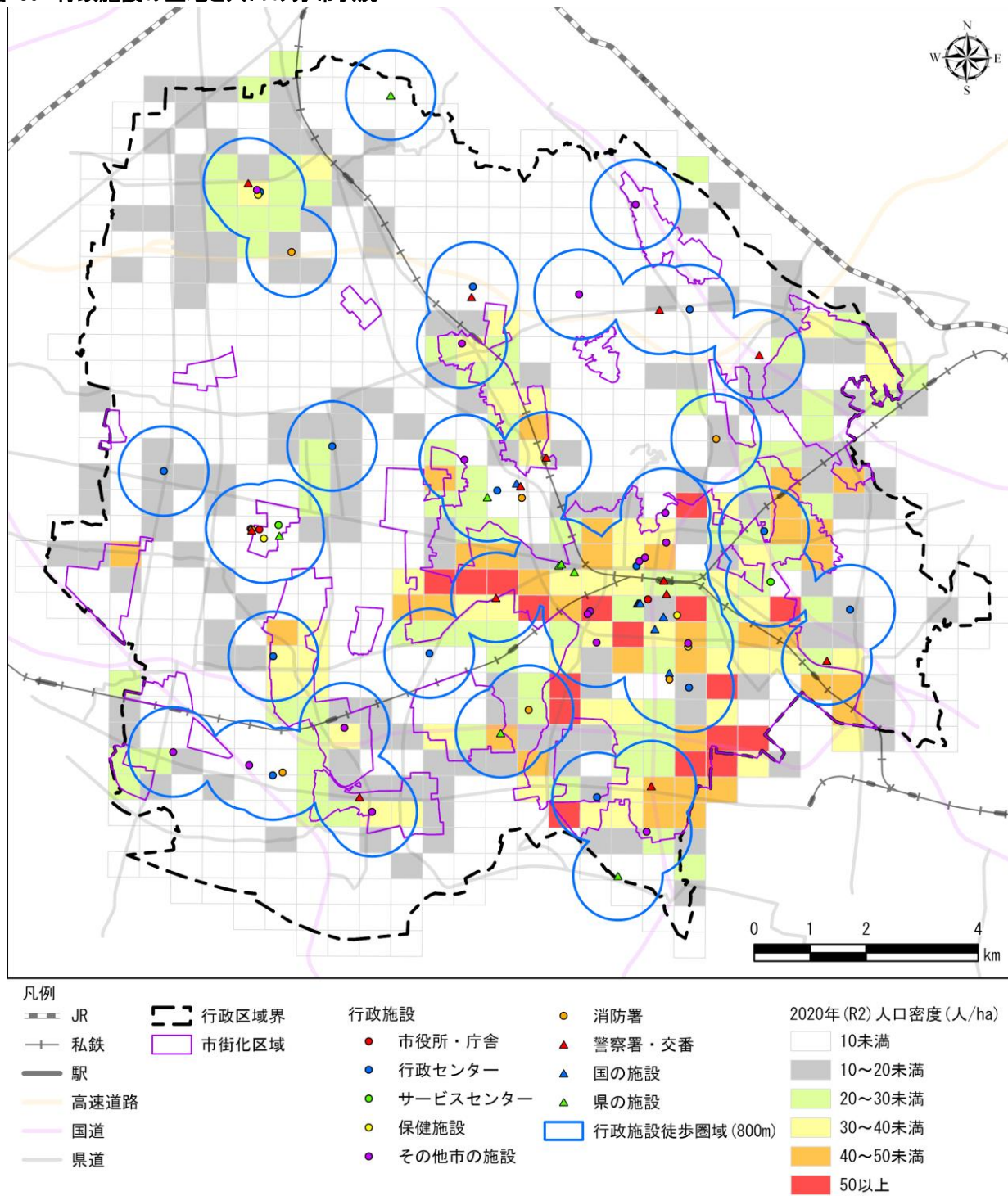
人口密度が一定程度ある地域に施設が存在している傾向がみられますが、密度が低い地域にも点在しています。

図 38 行政施設の立地と徒歩アクセス圏の状況



資料: 太田市

図 39 行政施設の立地と人口の分布状況



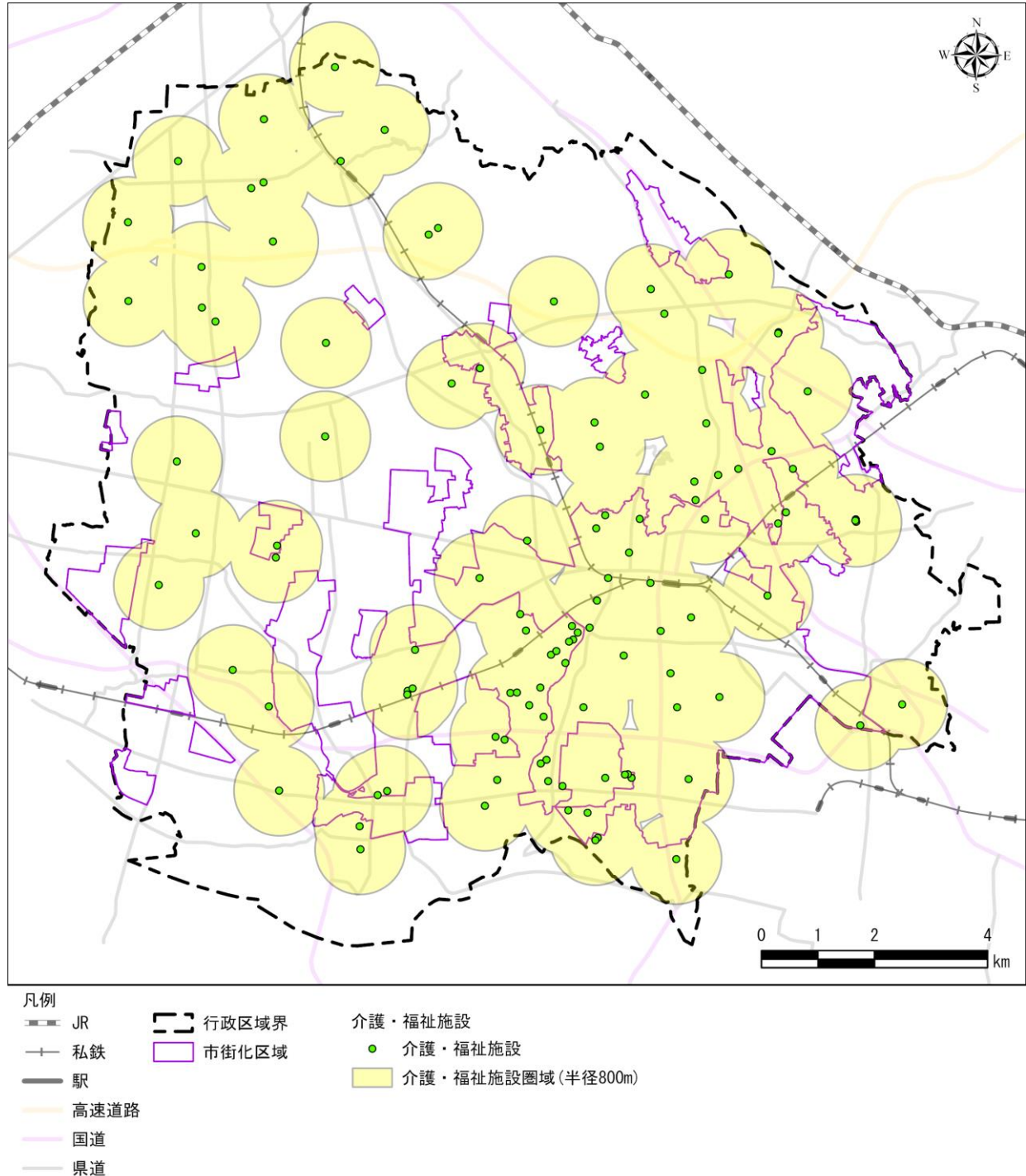
資料:太田市

(2) 介護福祉施設の分布状況

介護福祉施設における徒歩アクセス圏内の人口割合をみると、令和 5 年時点で 76.5%となっており、面積ベースでみると、63.8%のカバー率となっています。

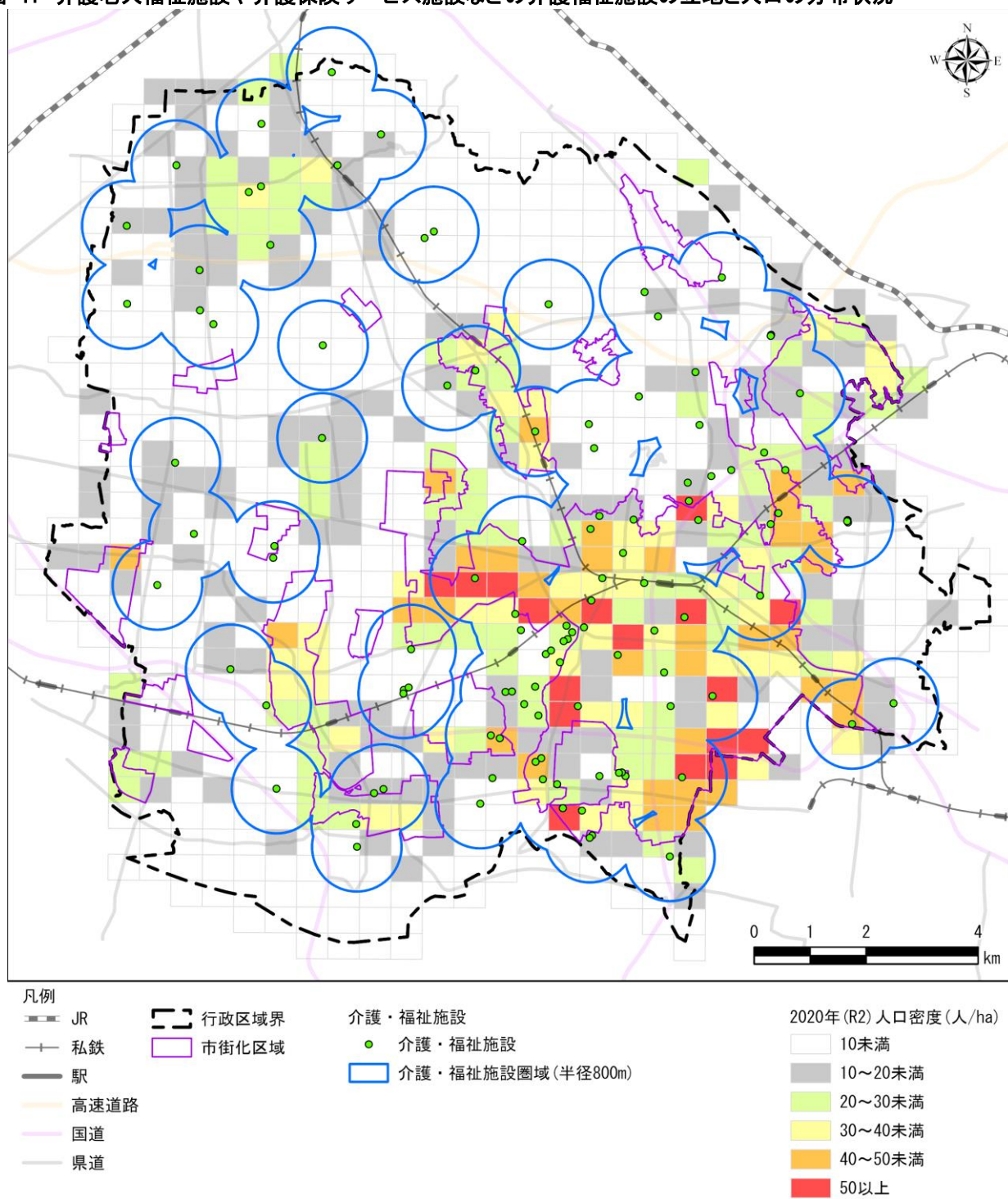
人口密度に関係なく、各地域に点在しています。

図 40 介護老人福祉施設や介護保険サービス施設などの介護福祉施設の立地と徒歩アクセス圏の状況



資料:太田市

図 41 介護老人福祉施設や介護保険サービス施設などの介護福祉施設の立地と人口の分布状況



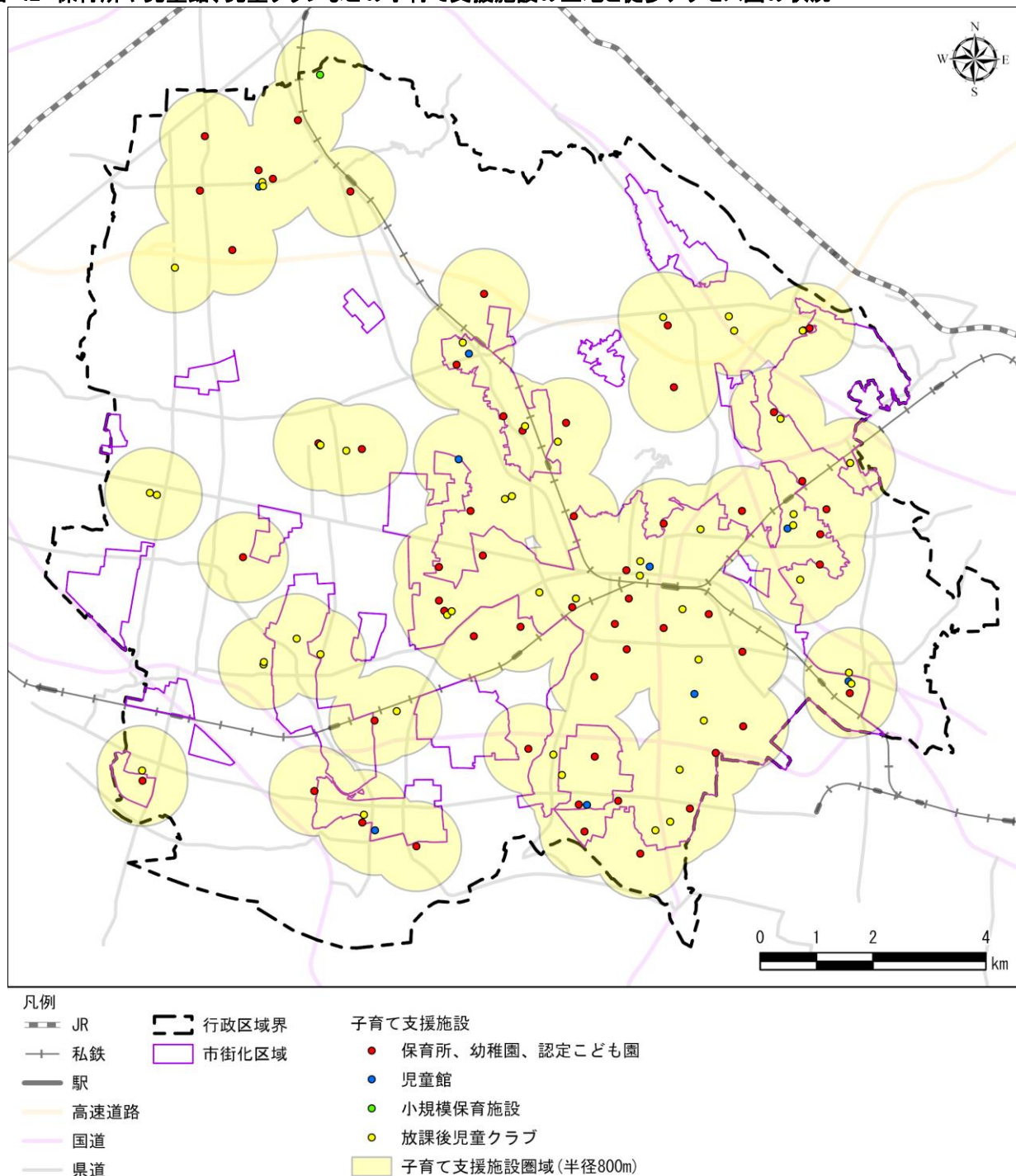
資料:太田市

(3) 子育て支援施設の分布状況

子育て支援施設における徒歩アクセス圏内の人口割合をみると、令和 5 年時点で 82.6%となっており、面積ベースでみると、56.6%のカバー率となっています。徒歩で半数以上の市民がアクセスできる状況になっています。

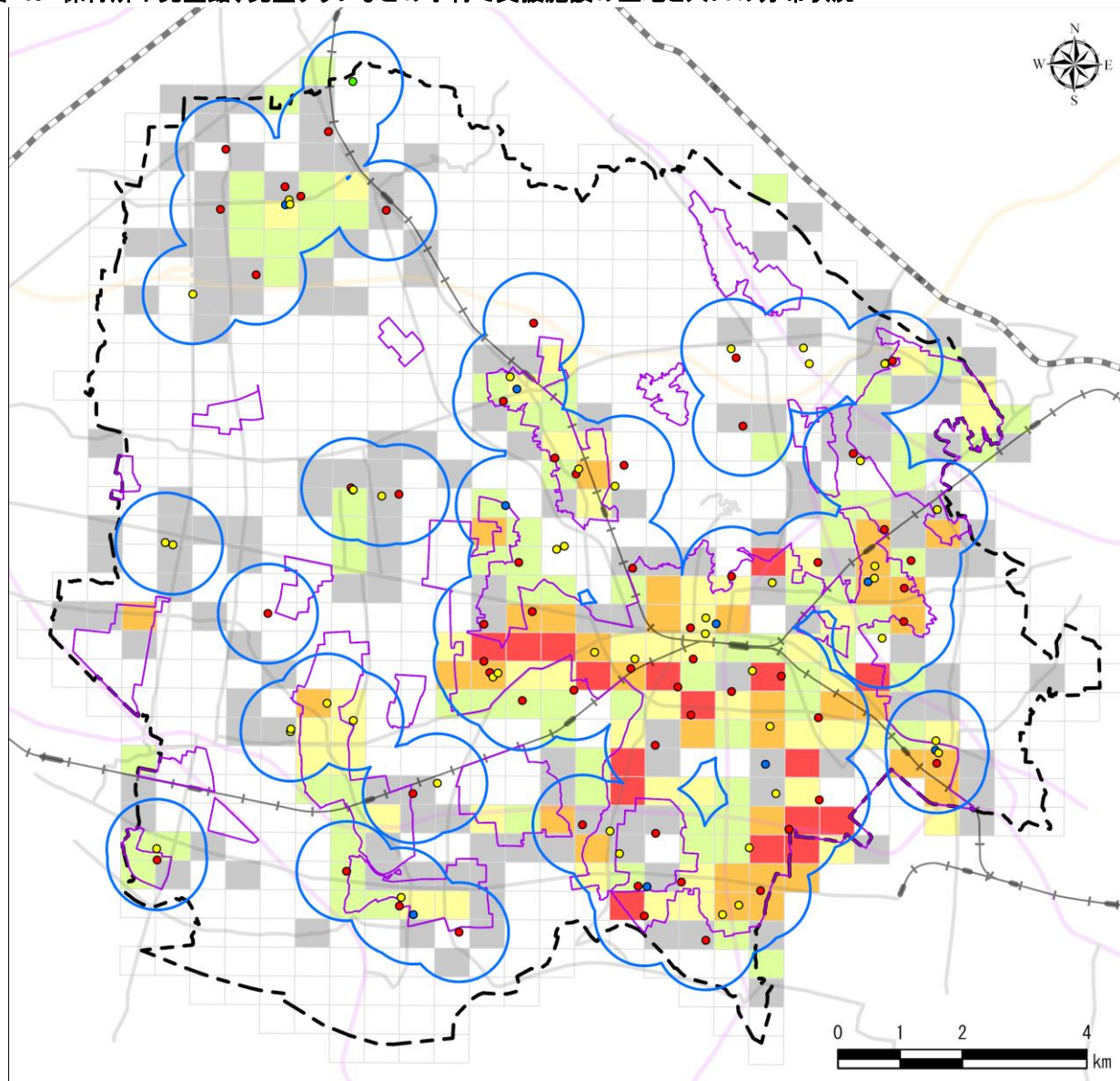
人口密度が一定程度ある地域に施設が存在している傾向がみられます。

図 42 保育所や児童館、児童クラブなどの子育て支援施設の立地と徒歩アクセス圏の状況



資料:太田市

図 43 保育所や児童館、児童クラブなどの子育て支援施設の立地と人口の分布状況



凡例

— JR	— 行政区域界
— 私鉄	— 市街化区域
● 駅	
— 高速道路	
— 国道	
— 県道	

子育て支援施設

● 保育所、幼稚園、認定こども園
● 児童館
● 小規模保育施設
● 放課後児童クラブ
○ 子育て支援施設圏域(半径800m)

2020年(R2)人口密度(人/ha)

□ 10未満
□ 10～20未満
□ 20～30未満
□ 30～40未満
□ 40～50未満
□ 50以上

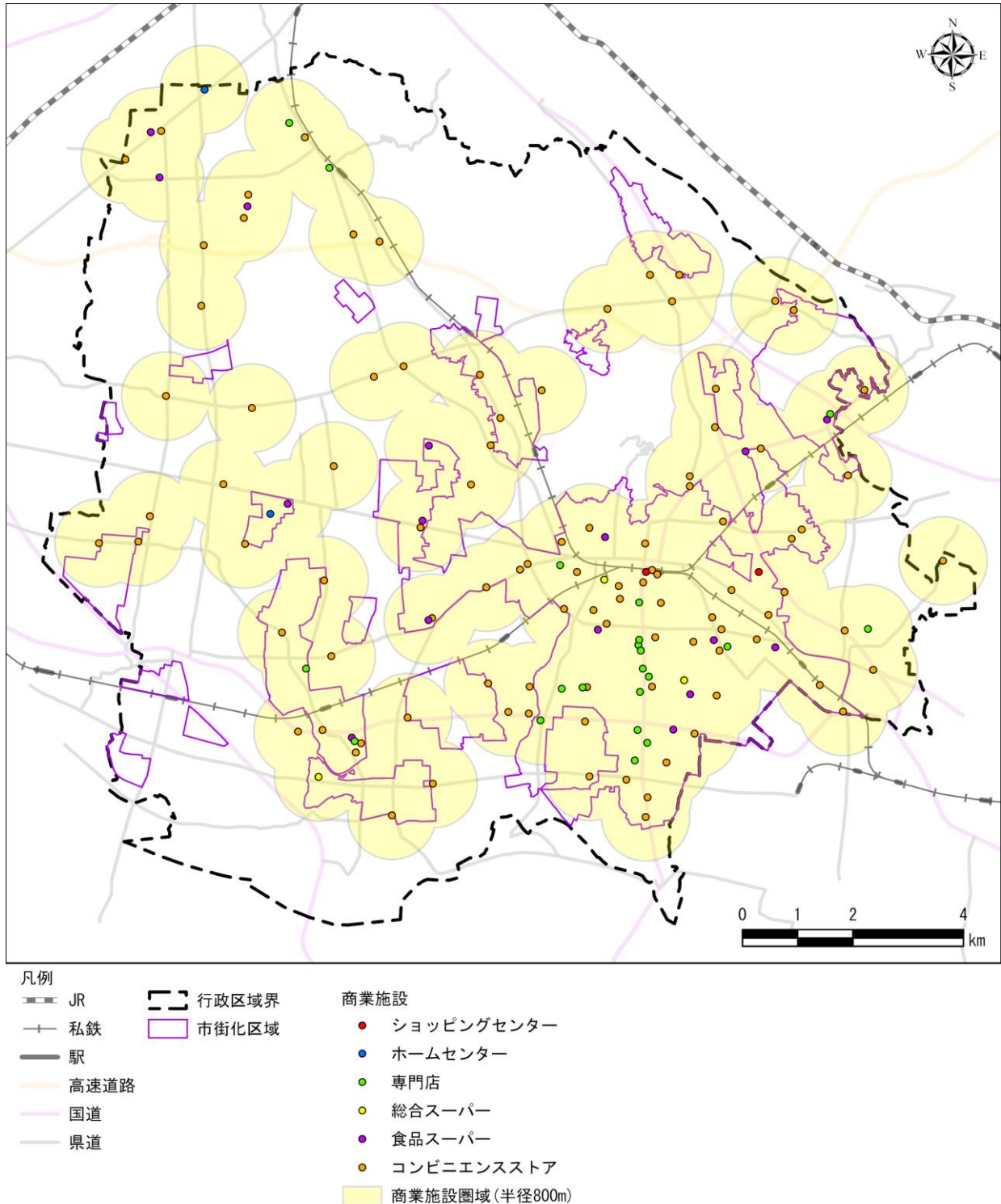
資料:太田市

(4) 商業施設の分布状況

商業施設における徒歩アクセス圏内の人口割合をみると、令和5年時点で88.1%となっており、面積ベースでみると、64.4%のカバー率となっています。徒歩で半数以上の市民がアクセスできる状況になっています。

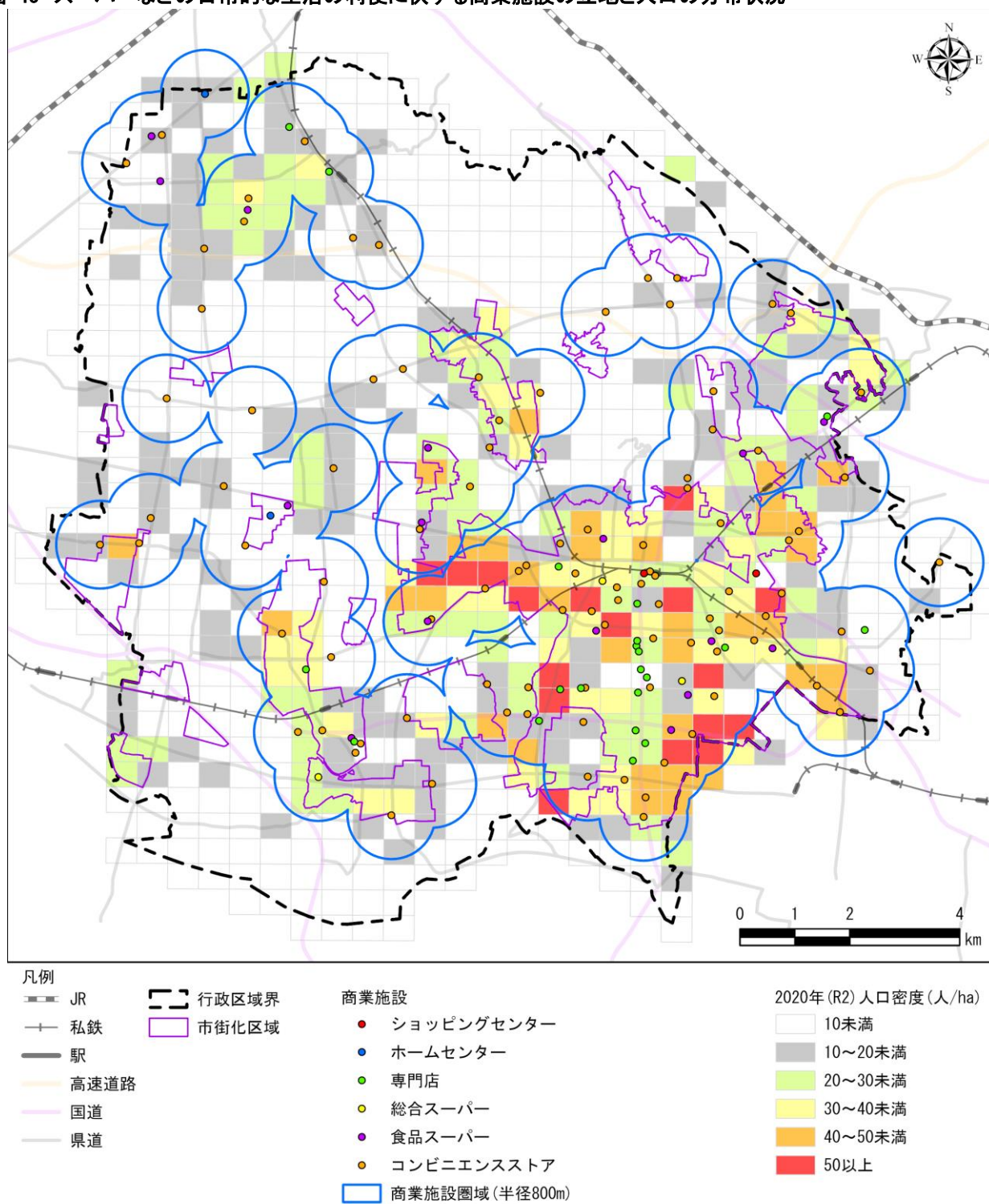
人口密度に関係なく、市内に点在しており、多くのエリアをカバーしています。特に太田駅周辺及び市域南東部の人口密度が高いエリアには、店舗も多くあり、利便性が高いことがうかがえます。

図 44 スーパーなどの日常的な生活の利便に供する商業施設の立地と徒歩アクセス圏の状況



資料: 太田市

図 45 スーパーなどの日常的な生活の利便に供する商業施設の立地と人口の分布状況



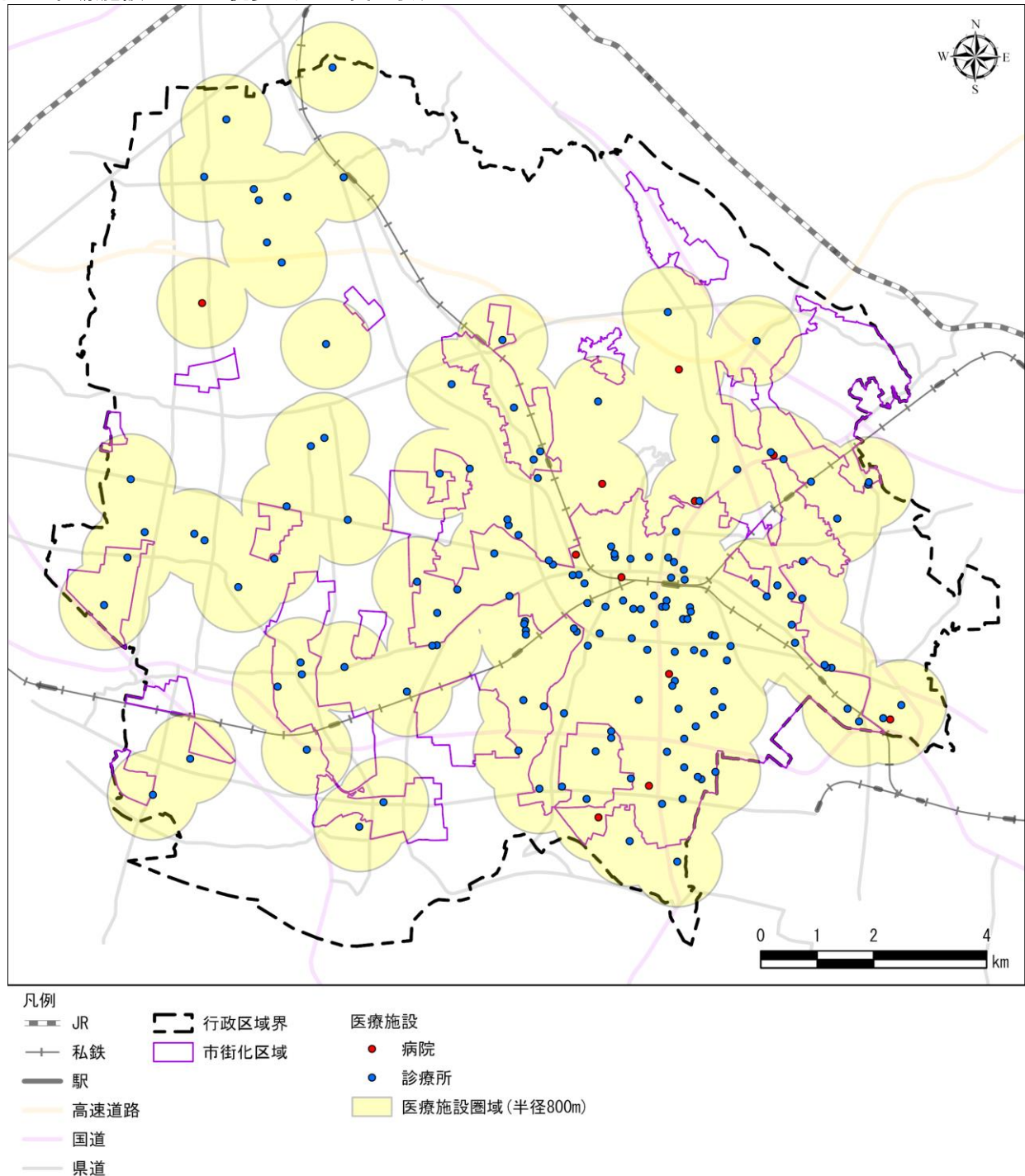
資料:太田市

(5) 医療施設の分布状況

医療施設における徒歩アクセス圏内の人口割合をみると、令和5年時点で88.1%となっており、面積ベースでみると、64.4%のカバー率となっています。

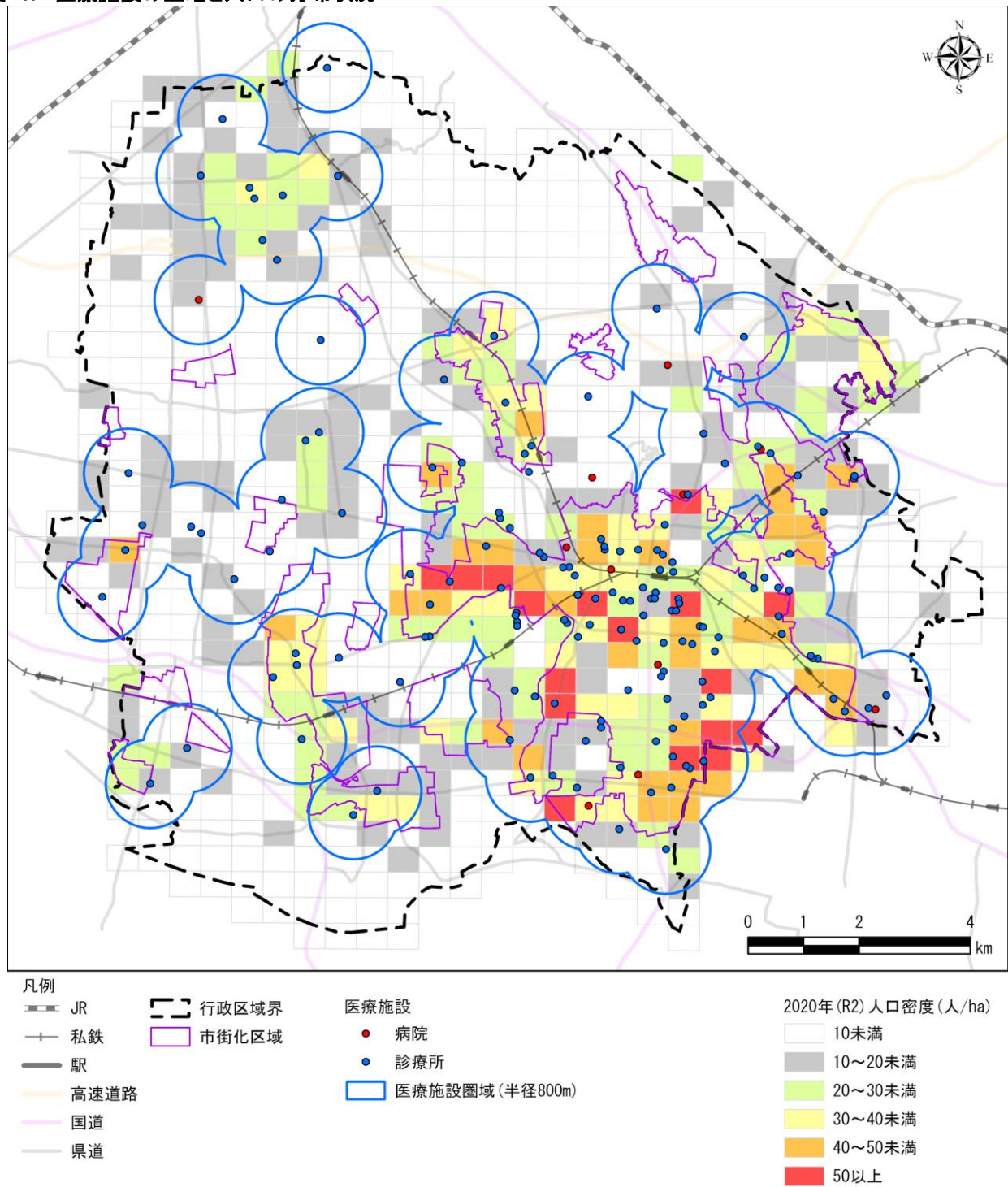
人口密度が一定程度ある地域に施設が存在している傾向がみられます。

図 46 医療施設の立地と徒歩アクセス圏の状況



資料:太田市

図 47 医療施設の立地と人口の分布状況



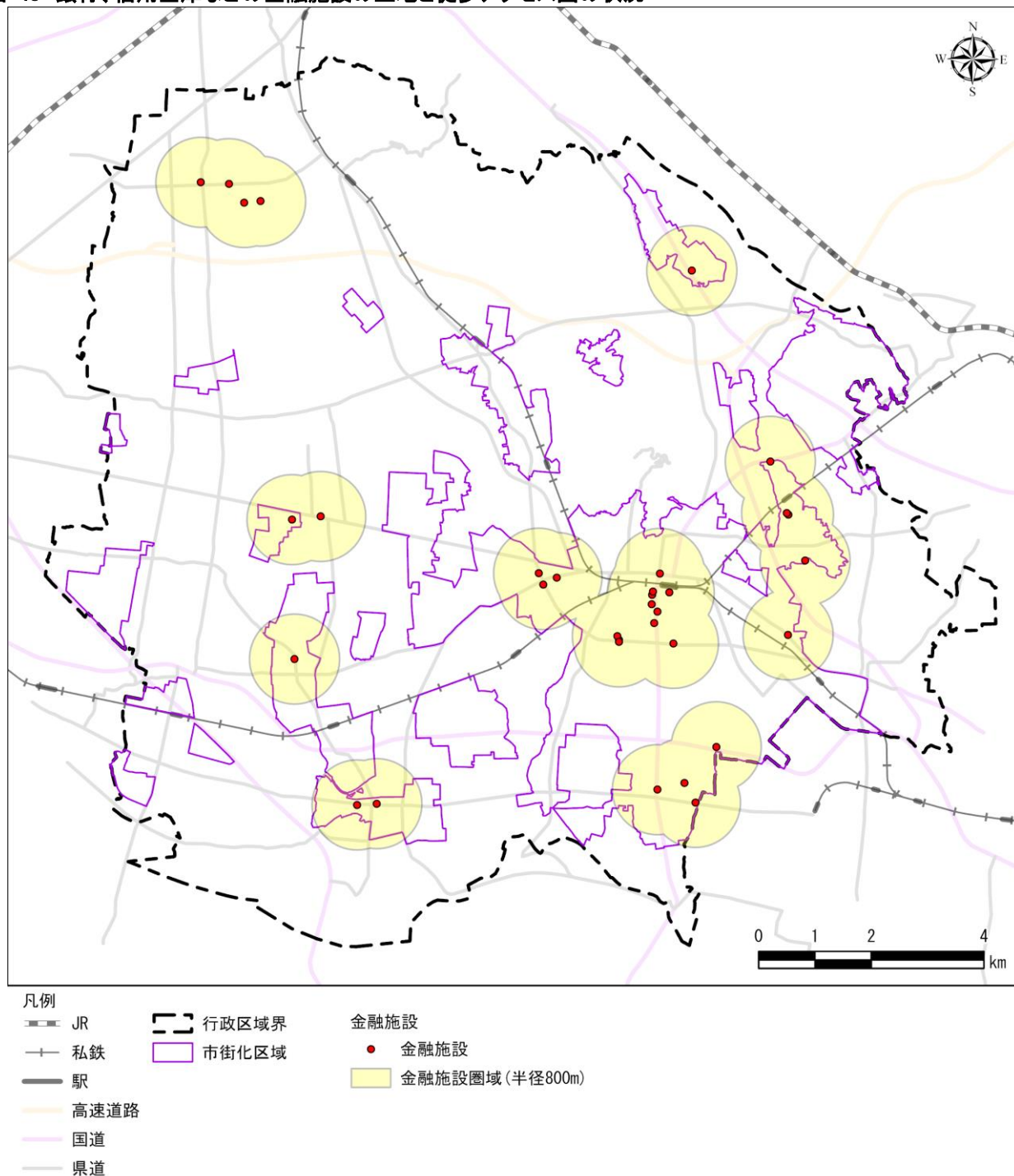
資料:太田市

（６）金融施設の分布状況

金融施設における徒歩アクセス圏内の人口割合をみると、令和５年時点で 37.1%となっており、面積ベースでみると、18.7%のカバー率となっています。

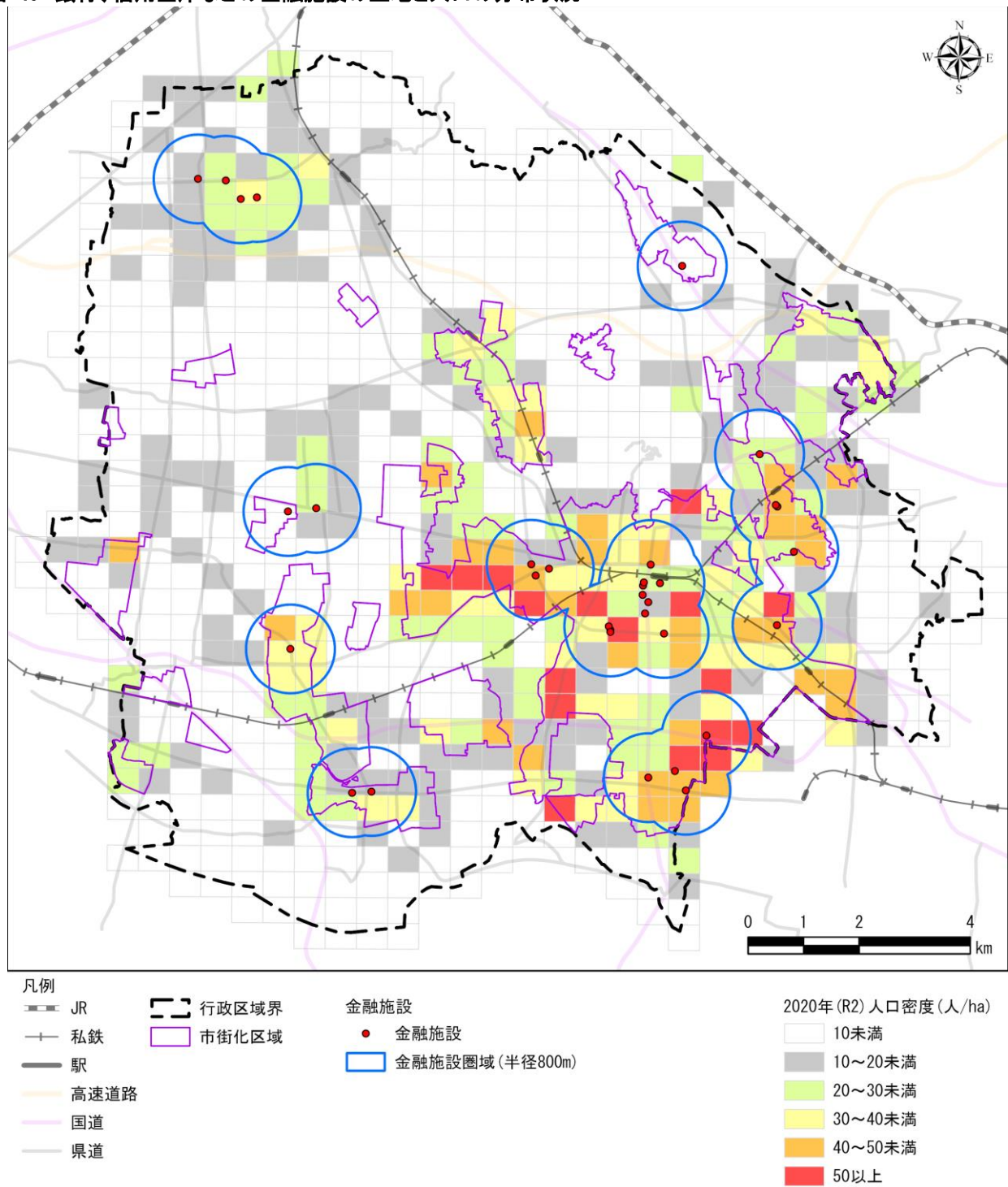
人口密度の一定程度ある地域に出店がみられ、特に太田駅周辺に集中しています。

図 48 銀行、信用金庫などの金融施設の立地と徒歩アクセス圏の状況



資料:太田市

図 49 銀行、信用金庫などの金融施設の立地と人口の分布状況



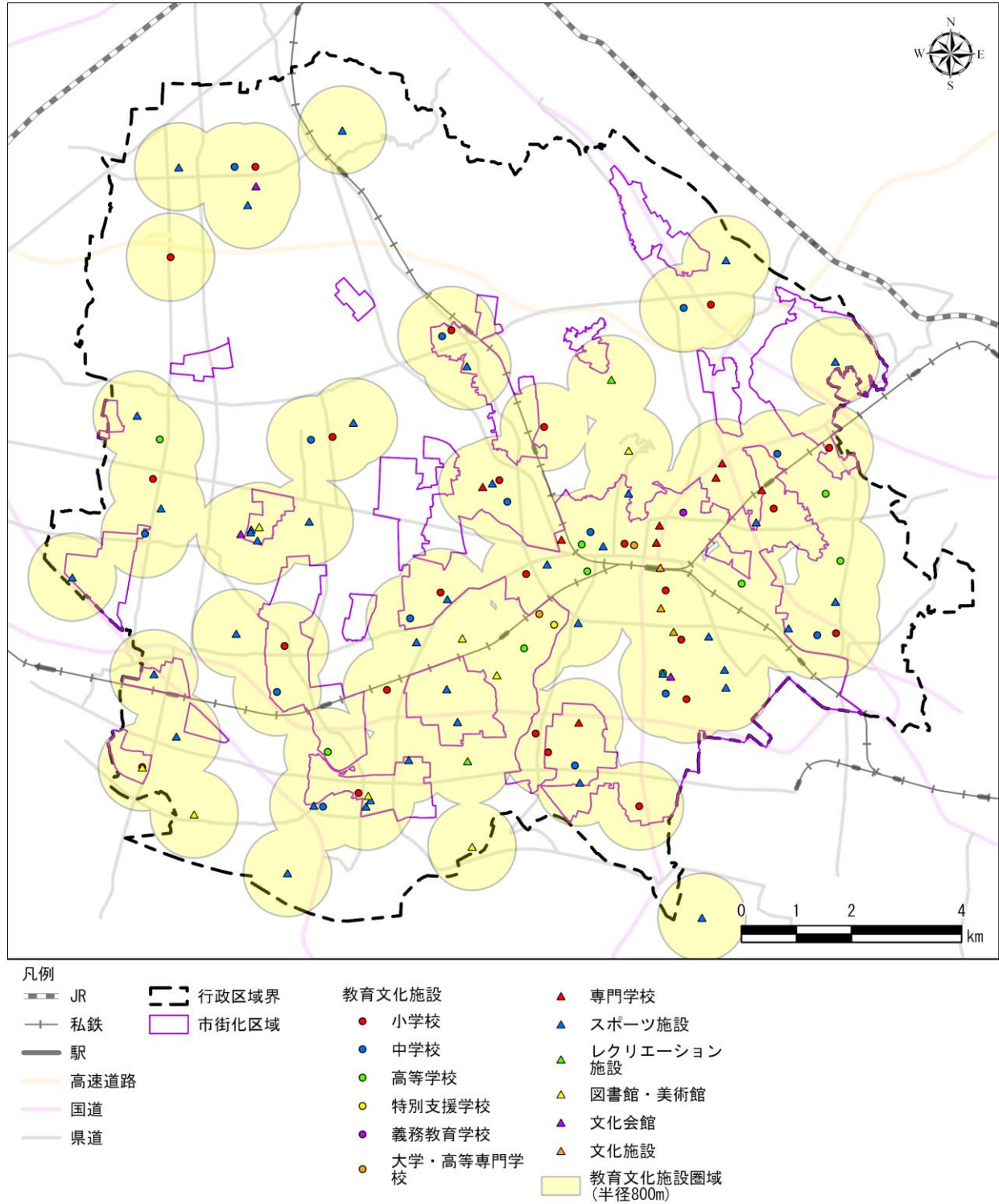
資料:太田市

（７）教育・文化施設の分布状況

教育・文化施設における徒歩アクセス圏内の人口割合をみると、令和５年時点で 79.3%となっており、面積ベースでみると、63.3%のカバー率となっています。

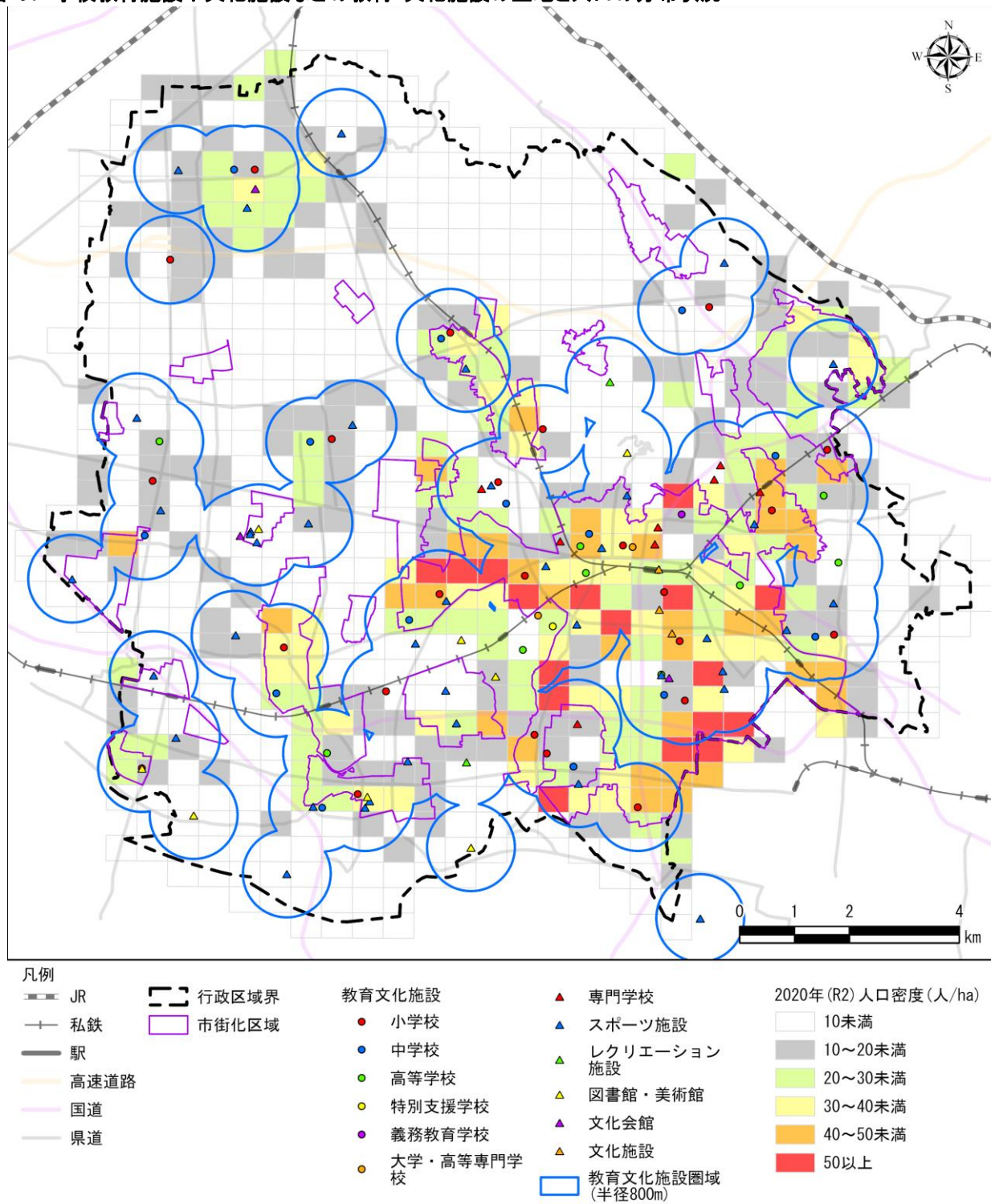
人口密度に関係なく、市内の広範囲にわたって点在しています。

図 50 学校教育施設や文化施設などの教育・文化施設の立地と徒歩アクセス圏の状況



資料:太田市

図 51 学校教育施設や文化施設などの教育・文化施設の立地と人口の分布状況



資料:太田市

6 経済活動

(1) 産業別就業者数

令和 2 年国勢調査における本市の総就業人口は 93,651 人で、このうち第一次産業は 855 人（0.91%）、第二次産業は 37,762 人（40.32%）、第三次産業は 53,564 人（57.20%）となっています。

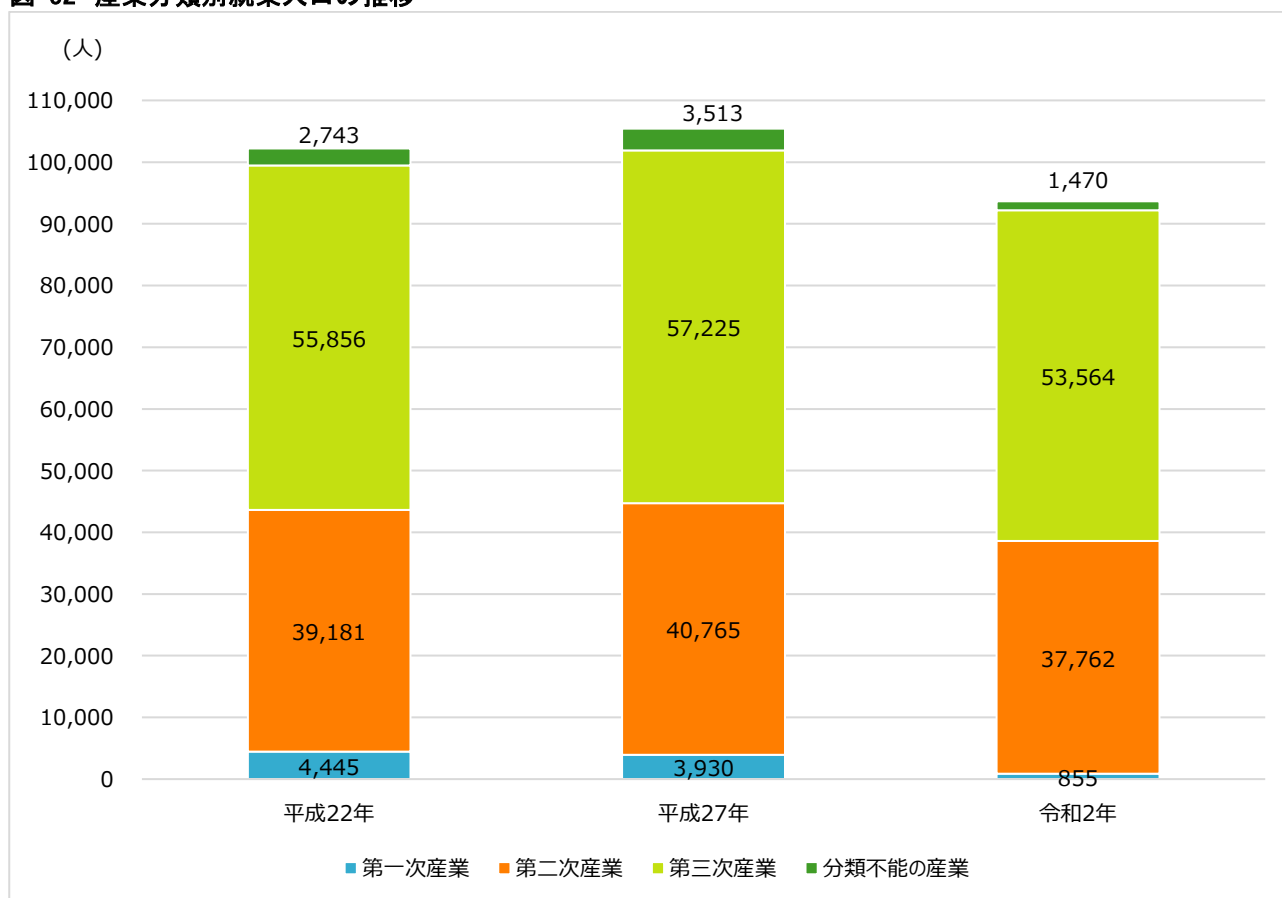
平成 22 年からの推移をみると、総就業人口は約 8,500 人の減少となっており、産業大分類別就業人口構成比の推移をみると、第一次産業は令和 2 年に大幅に減少しており、平成 22 年の 5 分の 1 以下となっています。第二次産業と第三次産業は平成 27 年に微増し、令和 2 年には減少しています。

表 11 産業分類別就業人口及び就業人口割合の推移

	実人数(人)			構成比(%)		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第一次産業	4,445	3,930	855	4.35	3.73	0.91
第二次産業	39,181	40,765	37,762	38.33	38.66	40.32
第三次産業	55,856	57,225	53,564	54.64	54.28	57.20
分類不能の産業	2,743	3,513	1,470	2.68	3.33	1.57
総就業人口	102,225	105,433	93,651	100.00	100.00	100.00

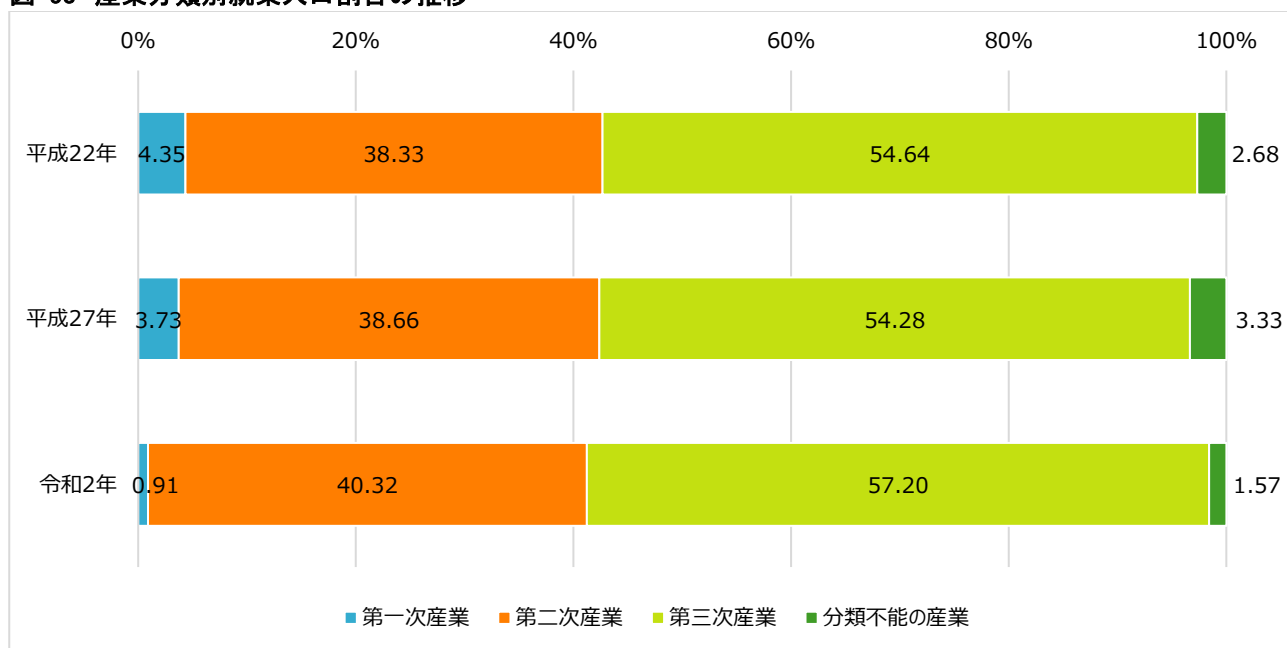
資料: 国勢調査

図 52 産業分類別就業人口の推移



資料: 国勢調査

図 53 産業分類別就業人口割合の推移



資料: 国勢調査

(2) 事業所数の推移

令和 3 年経済センサスにおける本市の民営事業所数は 10,439 事業所で、平成 26 年と比較して、事業所数は 66 事業所の減少となっています。

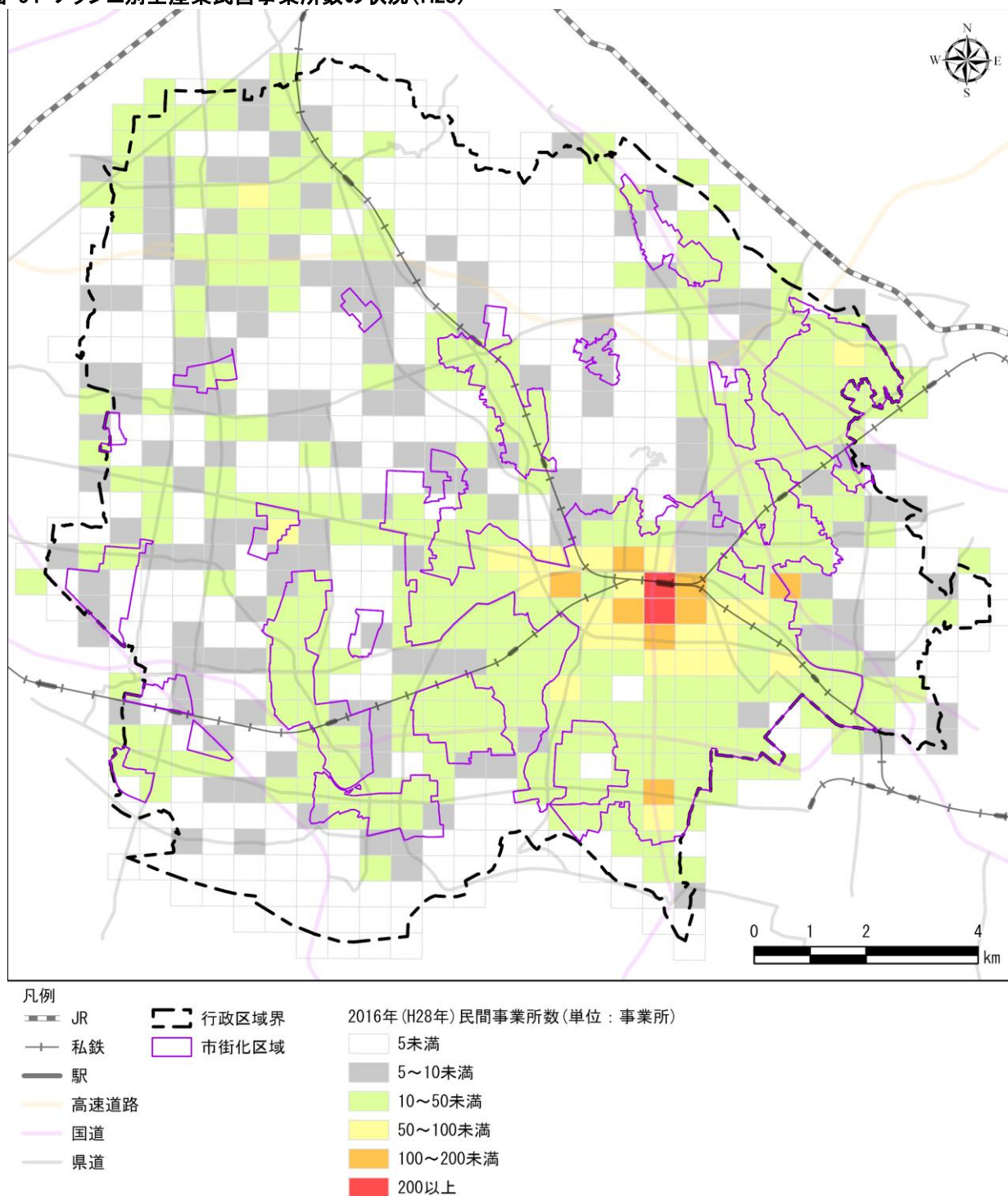
事業所の分布状況を見ると、概ね市街化区域への集積が目立っており、特に太田駅周辺から太田駅南側と太田駅西側などで集積度合いが高くなっています。

表 12 全産業の事業所数の状況

	事業所数(事業所)	年平均増加率(%)
平成 26 年	10,505	-0.57
平成 28 年	10,279	-1.08
令和 3 年	10,439	0.31

資料: 経済センサス(基礎調査・活動調査)

図 54 メッシュ別全産業民営事業所数の状況(H28)



資料:経済センサス

(3) 従業者数の推移

従業者の分布状況をみると、令和 3 年の従業者数は 123,841 人と平成 26 年に比べ 6,214 人増加しています。事業所数が減少しているにもかかわらず、従業者数は増加していることから、事業所が大型化していることがうかがえます。

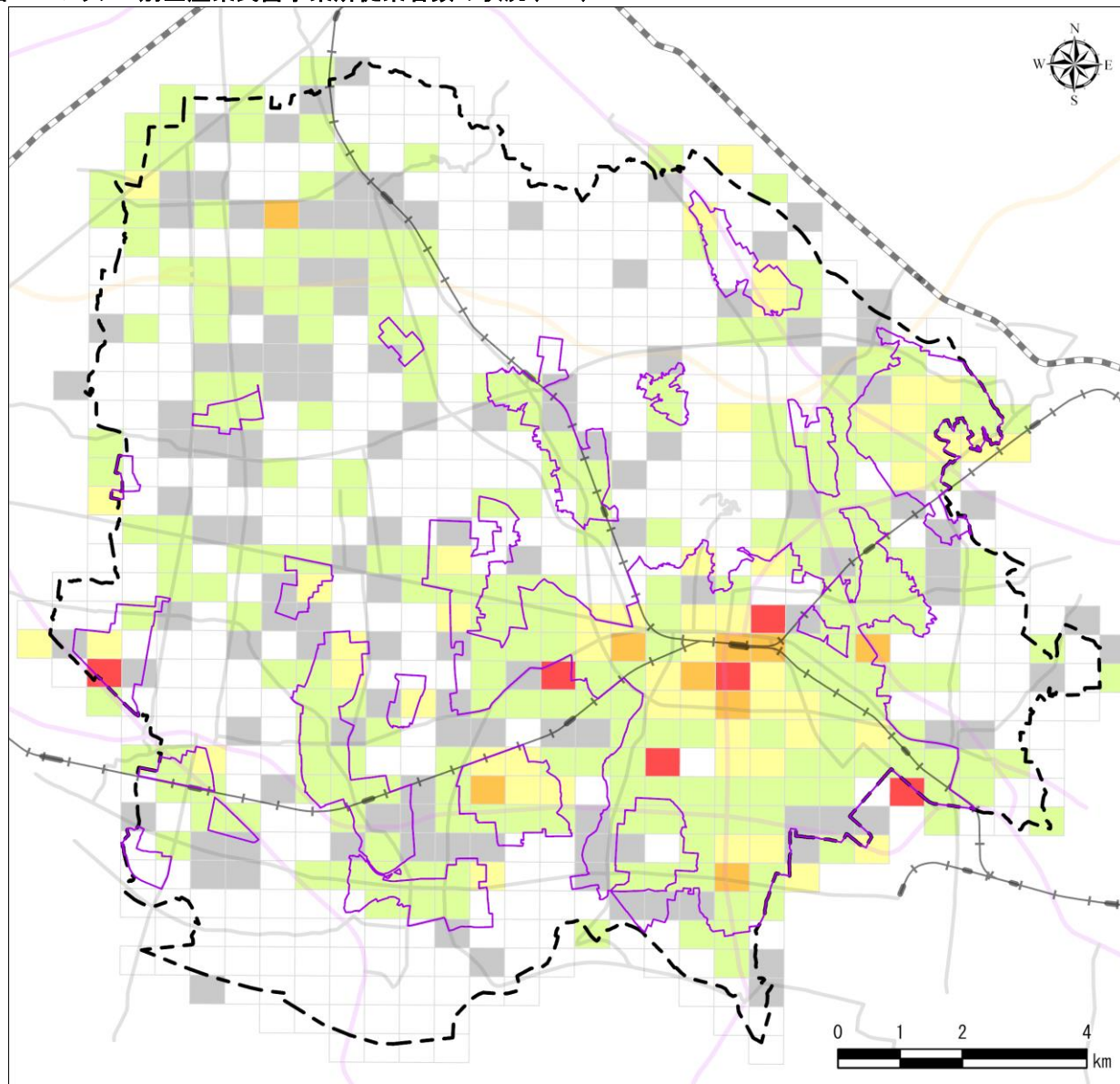
事業所の集積度合いが高かった太田駅周辺や太田駅南側、太田駅西側だけでなく、市域北部や市域西部にも従業者数の多い事業所がみられ、規模の大きな事業所が郊外部などに分布しているものと推測されます。

表 13 全産業の従業者数の状況

	従業者数(人)	年平均増加率(%)
平成 26 年	117,627	1.42
平成 28 年	119,821	0.93
令和 3 年	123,841	0.67

資料：経済センサス(基礎調査・活動調査)

図 55 メッシュ別全産業民営事業所従業者数の状況(H28)



凡例

- JR
- 私鉄
- 駅
- 高速道路
- 国道
- 県道
- 行政区域界
- 市街化区域

2016年(H28年)民間従業者数(単位：人)

- 50未満
- 50～100未満
- 100～500未満
- 500～1000未満
- 1000～2000未満
- 2000以上

資料：経済センサス

(4) 工業の状況

令和3年経済センサス活動調査における本市の令和2年の事業所数は687事業所で、平成24年からの推移をみると、一部の年次を除き総じて減少傾向で推移し、108事業所、13.5%減少しています。

従業者数は、平成24年から令和元年まで概ね増加傾向で推移し、令和2年で減少に転じたものの、約10,000人増加しています。

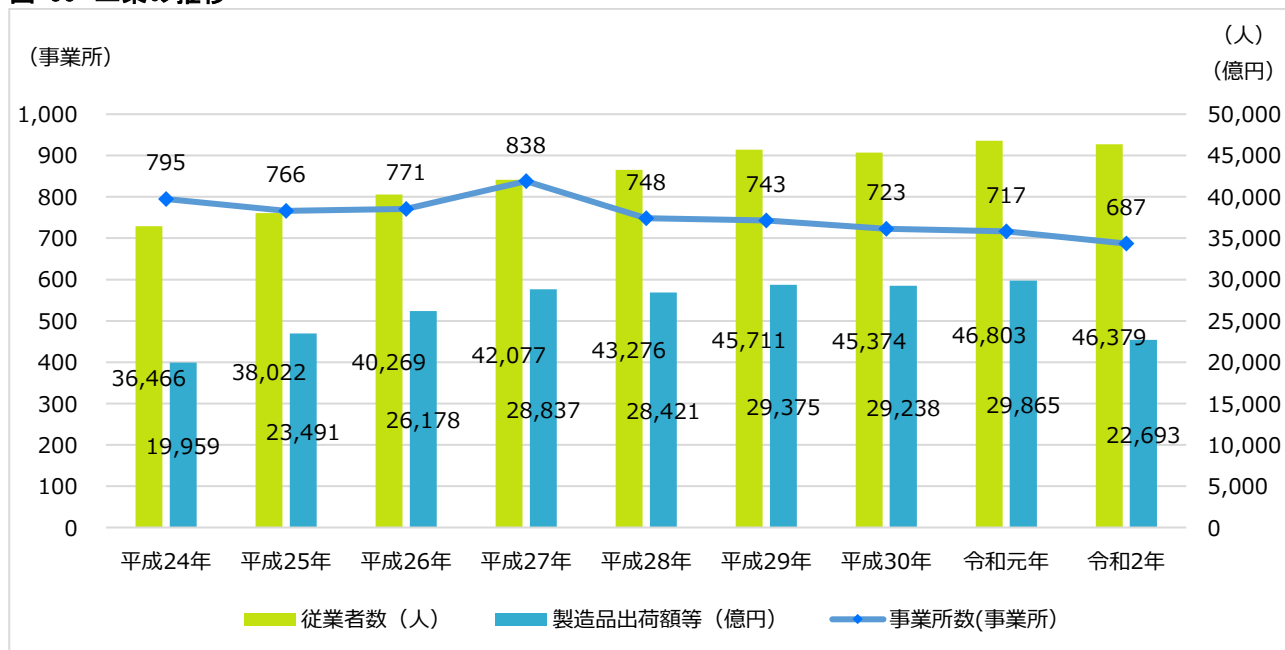
製造品出荷額等は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年に前年比24.0%の大幅な減少となりましたが、令和2年は2兆2,693億円で、平成24年と比べて約2,700億円増加しています。

表 14 工業の推移

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (事業所)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (億円)	増減率 (%)
平成24年	795	-7.2	36,466	-0.1	19,959	8.4
平成25年	766	-3.6	38,022	4.3	23,491	17.7
平成26年	771	0.7	40,269	5.9	26,178	11.4
平成27年	838	8.7	42,077	4.5	28,837	10.2
平成28年	748	-10.7	43,276	2.8	28,421	-1.4
平成29年	743	-0.7	45,711	5.6	29,375	3.4
平成30年	723	-2.7	45,374	-0.7	29,238	-0.5
令和元年	717	-0.8	46,803	3.1	29,865	2.1
令和2年	687	-4.2	46,379	-0.9	22,693	-24.0

資料：工業統計調査・経済センサス

図 56 工業の推移



資料：工業統計調査・経済センサス

(5) 商業の状況

平成 28 年商業統計調査における本市の商店数（卸売業・小売業合計）は 1,923 店、従業者数は 16,220 人、年間商品販売額は 8,657 億円となっています。

商店数は、平成 9 年から 11 年にかけて増加するものの、その後減少しています。

従業者数は、平成 16 年をピークに減少ののち、平成 26 年に増加転じています。

年間商品販売額は平成 9 年から平成 11 年にかけて増加するものの、その後減少し、平成 19 年に一旦回復し、平成 24 年にふたたび減少し、平成 26 年以降は再度増加傾向となっています。

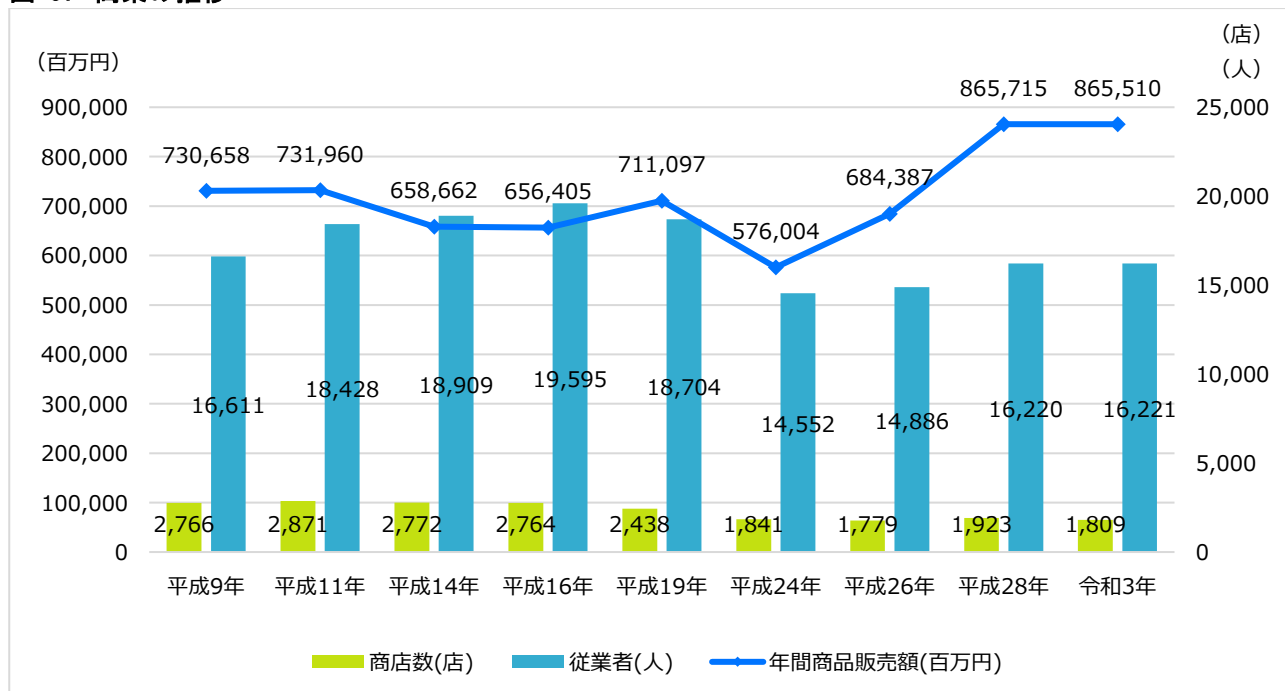
表 15 商業の推移

	総数			卸売業			小売業			
	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
平成 9 年	2,766	16,611	730,658	717	5,767	502,830	2,049	10,844	227,828	228,158
平成 11 年	2,871	18,428	731,960	785	6,366	505,537	2,086	12,062	226,423	235,582
平成 14 年	2,772	18,909	658,662	692	5,878	424,743	2,080	13,031	233,919	270,464
平成 16 年	2,764	19,595	656,405	656	5,514	417,658	2,108	14,081	238,747	307,548
平成 19 年	2,438	18,704	711,097	600	5,542	459,147	1,838	13,162	251,950	307,047
平成 24 年	1,841	14,552	576,004	525	4,172	362,553	1,316	10,380	213,450	280,224
平成 26 年	1,779	14,886	684,387	510	4,665	453,247	1,269	10,221	231,141	279,925
平成 28 年	1,923	16,220	865,715	555	4,954	622,492	1,368	11,266	243,223	277,774
令和 3 年	1,809	16,221	865,510	534	4,762	621,680	1,275	11,459	243,830	292,452

※ 平成16年以前は、旧太田市・尾島町・新田町・藪塚本町の合計

資料：商業統計調査・経済センサス

図 57 商業の推移



資料：商業統計調査・経済センサス

7 都市開発

(1) 市街地開発事業

土地区画整理事業は、昭和 15 年の新興工業都市建設土地区画整理事業に始まり、高度経済成長期の昭和 40 年代から土地区画整理事業は本格的なスタートをしました。

現在、事業が完了した地区は 23 地区、面積約 1,246.3ha、施行中の地区は、東矢島、宝泉南部、太田駅周辺、尾島東部の 4 地区、面積 199.4ha で、両者を合わせると市街化区域の約 34%に上ります。今後さらに、関係住民の理解と協力を得ながら土地区画整理事業を推進し、生活環境の改善、良好な住宅地の供給の推進を図っていきます。

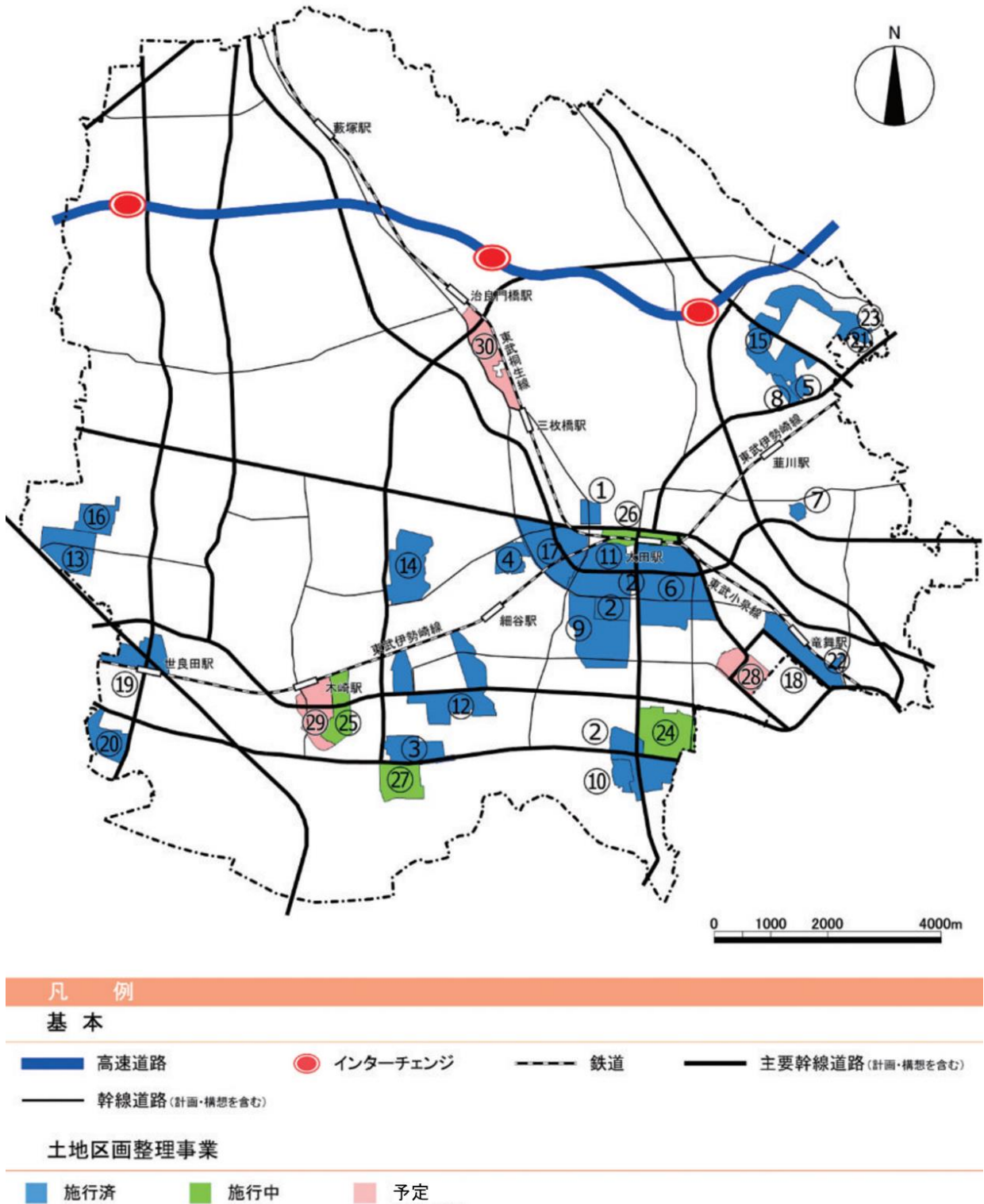
表 16 土地区画整理事業一覧(令和 5 年1月1日現在)

区画番号		地区名	施行者	面積 (ha)	都市計画 決定・変更	事業許可	施行年度	備考	
旧都市計画法	1	八幡前	個人→共同	13.1	—	昭17.5.25	昭17～26		
	2	太田町(市)	町(市)	104.0	昭15.3.13	昭17.11.16	昭17～25		
	3	尾島	町	48.3	—	昭18.7.5	昭18～21		
	4	宝泉(藤久良)	村	27.2	—	昭27.9.30	昭27		
	小計 4箇所			192.6					
施行済	5	矢場川工業団地	群馬県	9.4	—	昭39.3.25	昭38～39	工業団地	
	6	九合	市	164.2	昭36.12.27 昭37.11.7	昭37.12.24	昭37～49		
	7	石原	群馬県	7.0	—	昭40.2.9	昭39～40	住宅団地	
	8	矢場川第二	群馬県	10.4	—	昭40.5.18	昭40	工業団地	
	9	太田工業団地	群馬県	98.3	—	昭42.1.5	昭41～42	工業団地 (56.3ha)	
	10	高林・向野	組合	17.1	—	昭43.5.8	昭43～47		
	11	浜町・新井	市	88.5	昭44.4.28	昭45.10.15	昭45～56		
	12	太田西部	群馬県	116.1	—	昭46.6.16	昭46～48		
	13	新田西部工業団地	群馬県	61.5	—	昭48.1.30	昭47～48	工業団地	
	14	宝泉	群馬県	79.1	—	昭48.7.16	昭48～50	住宅団地	
	15	太田東部	群馬県	119.6	—	昭49.3.8	昭48～51	工業団地	
	16	新田西部住宅団地	群馬県	34.3	—	昭50.11.18	昭50～53	住宅団地	
	17	西藤	市	92.9	昭49.9.10	昭50.11.21	昭50～平2		
	18	竜内	組合	61.6	昭56.8.11	昭56.12.23	昭56～平12		
	19	尾島工業団地	群馬県	46.2	昭62.5.1	昭60.3.22	昭59～62	工業団地	
	20	今井	組合	38.0	—	昭62.11.13	昭62～平8		
	21	市場前原	組合	6.2	—	平11.3.24	平10～16		
	22	神明	組合	2.8	—	平12.9.1	平12～14		
	23	高瀬	組合	0.5	—	平18.3.1	平17～22		
	小計 19箇所			1053.7					
	施行中	24	東矢島	市	79.9	平元.11.4	平2.8.24	平2～令6	
		25	宝泉南部	市	42.6	平3.2.28	平3.10.9	平3～令10	
		26	太田駅周辺	市	31.0	平6.1.11 平8.4.9	平8.7.25	平8～令12	
27		尾島東部	組合	45.9	平11.8.24	平12.1.21	平11～令10		
小計 4箇所			199.4						
予定	28	飛行場跡	一部事務 組合	44.0 (132.9)	昭36.3.25 昭61.11.9			都市計画法第53 条該当地区	
	29	宝泉南部	市	56.6	平3.2.28				
	30	鳥山	組合	65.9	平4.4.10				
	小計 3箇所			166.5 (255.4)					
合計 30箇所				1612.2 (1701.1)					

面積は太田市分で、() 内は全体の面積を表しています。

資料:太田市

図 58 土地区画整理事業位置図



資料: 太田市

8 空き家

(1) 空き家発生状況

住宅・土地統計調査による平成 30 年時点の本市の空き家は、14,010 戸であり、住宅総数に占める割合（空き家率）は 13.8%となっています。

平成 10 年からの推移をみると、群馬県の空き家率は一貫して増加しておりますが、平成 30 年における太田市の空き家率は 2.3%減少しており、本市の空き家率が県平均を下回る水準となっています。

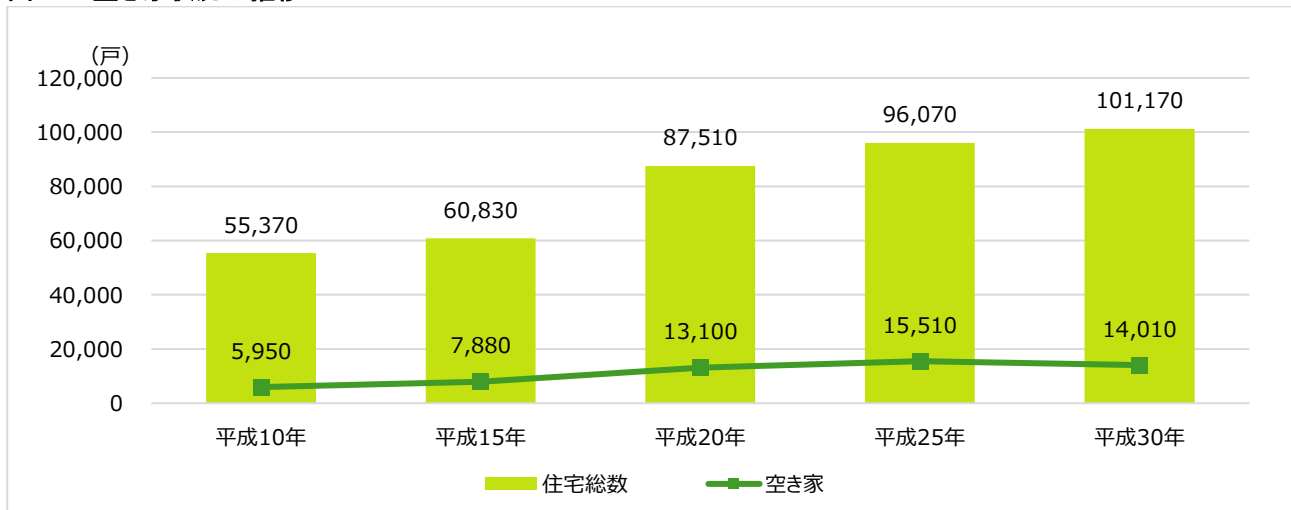
表 17 空き家状況の推移

	住宅総数 (戸)	空き家 (戸)	空き家率(%)	
			太田市	群馬県
平成 10 年	55,370	5,950	10.7	12.2
平成 15 年	60,830	7,880	13.0	13.6
平成 20 年	87,510	13,100	15.0	14.4
平成 25 年	96,070	15,510	16.1	16.6
平成 30 年	101,170	14,010	13.8	16.7

※ 平成10年、15年は旧太田市のみ

資料：住宅・土地統計調査

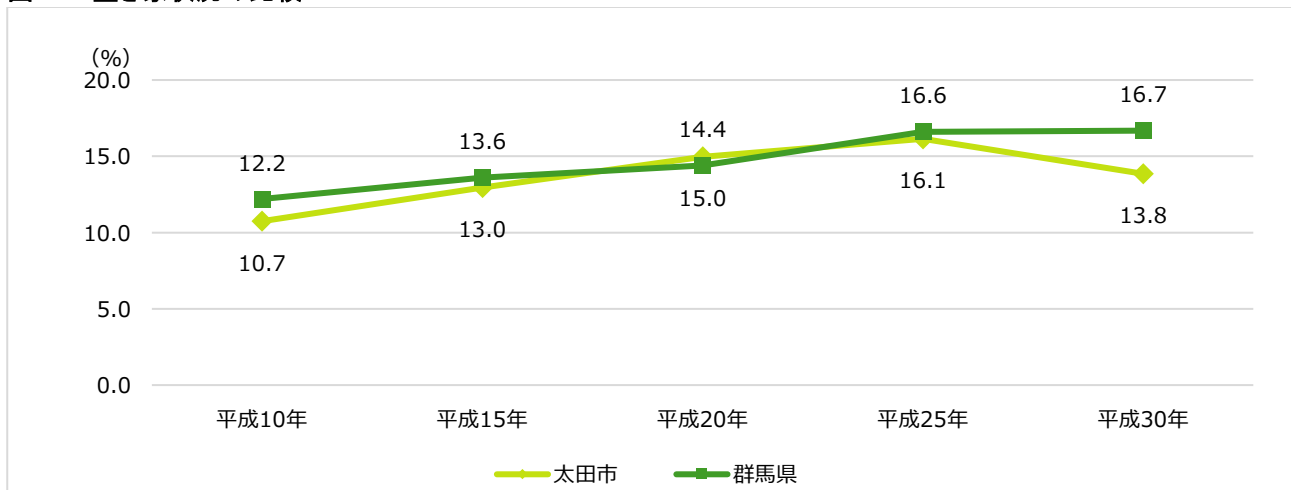
図 59 空き家状況の推移



※ 平成10年、15年は旧太田市のみ

資料：住宅・土地統計調査

図 60 空き家状況の比較



※ 平成10年、15年は旧太田市のみ

資料：住宅・土地統計調査

市が把握している指導対象空き家は、令和４年度で 257 件あり、地区別の内訳をみると、宝泉で 16.7%、尾島で 12.1%、藪塚で 10.5%、沢野で 8.9%、九合で 8.2%となっています。

指導対象空き家とは、基準年月及び過去 2 年の間に通報等があった空き家及び空き家台帳の老朽家屋・相続人不在空き家をいいます。

表 18 指導対象空き家の件数及び割合

地区名	件数(件)	構成比(%)
太田	13	5.1
九合	21	8.2
沢野	23	8.9
菰川	13	5.1
鳥之郷	13	5.1
強戸	7	2.7
休泊	10	3.9
宝泉	43	16.7
毛里田	16	6.2
尾島	31	12.1
木崎	12	4.7
生品	12	4.7
綿打	16	6.2
藪塚	27	10.5
計	257	100.0

資料:太田市

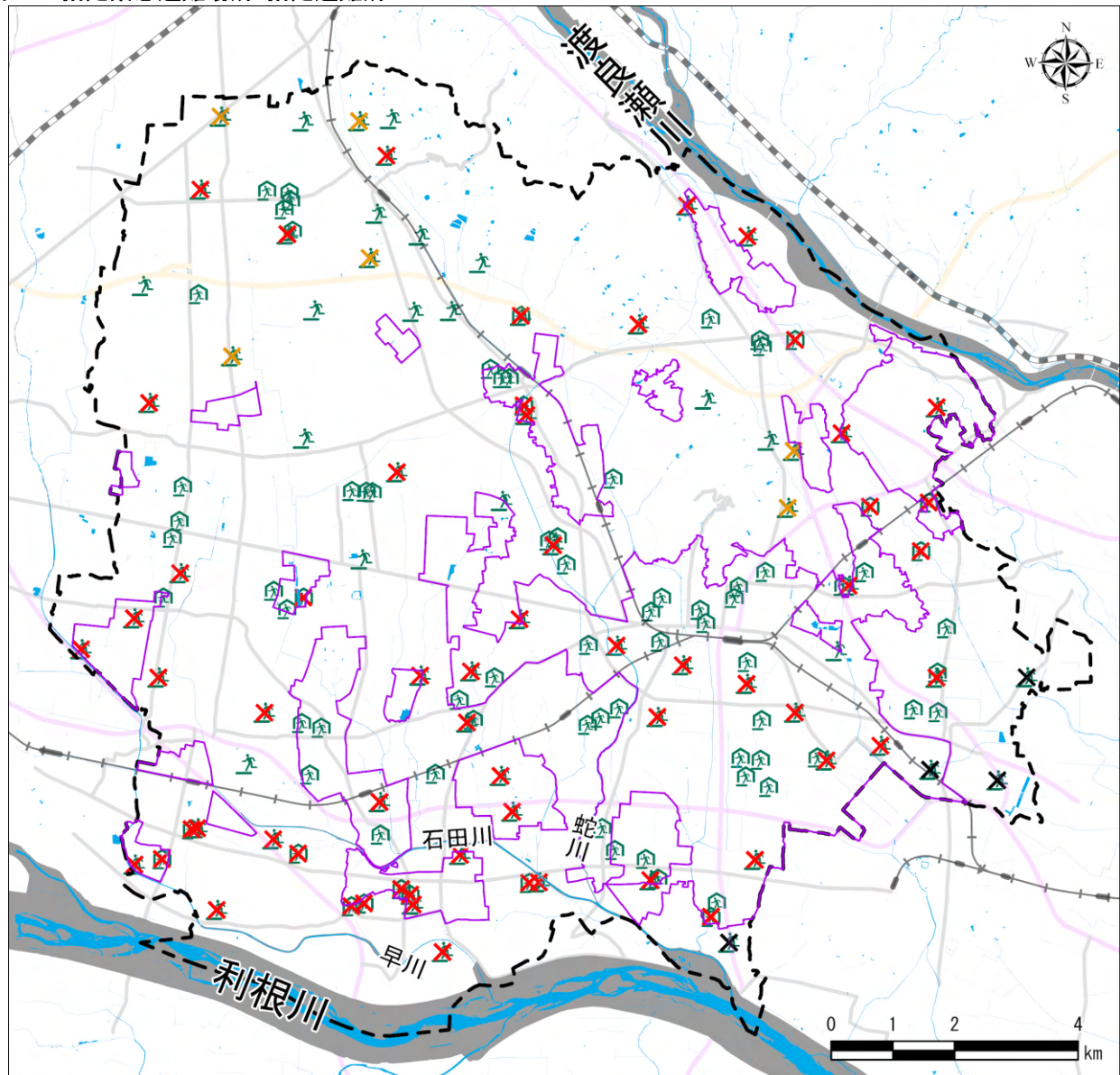
9 災害

(1) 避難所・避難場所

地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保できる「指定緊急避難場所」として、行政センターや学校、公園等の公共的施設等を対象に、洪水・浸水対応 87 か所、土砂災害対応 150 か所、地震対応 150 か所を指定しています。そのうち、行政センター、学校など 80 か所については、「指定避難所」として重複して指定しています。

また、一時避難場所として公園やグラウンドなど 31 か所を指定しています。

図 61 指定緊急避難場所・指定避難所



凡例

- JR
- 私鉄
- 駅
- 高速道路
- 国道
- 県道
- 行政区域界
- 市街化区域
- 河川等
- 河川等範囲

指定緊急避難場所等

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所

※下記重複箇所は開設しない

- 地震洪水時開設なし
- 地震時開設なし
- 洪水時開設なし

資料：太田市

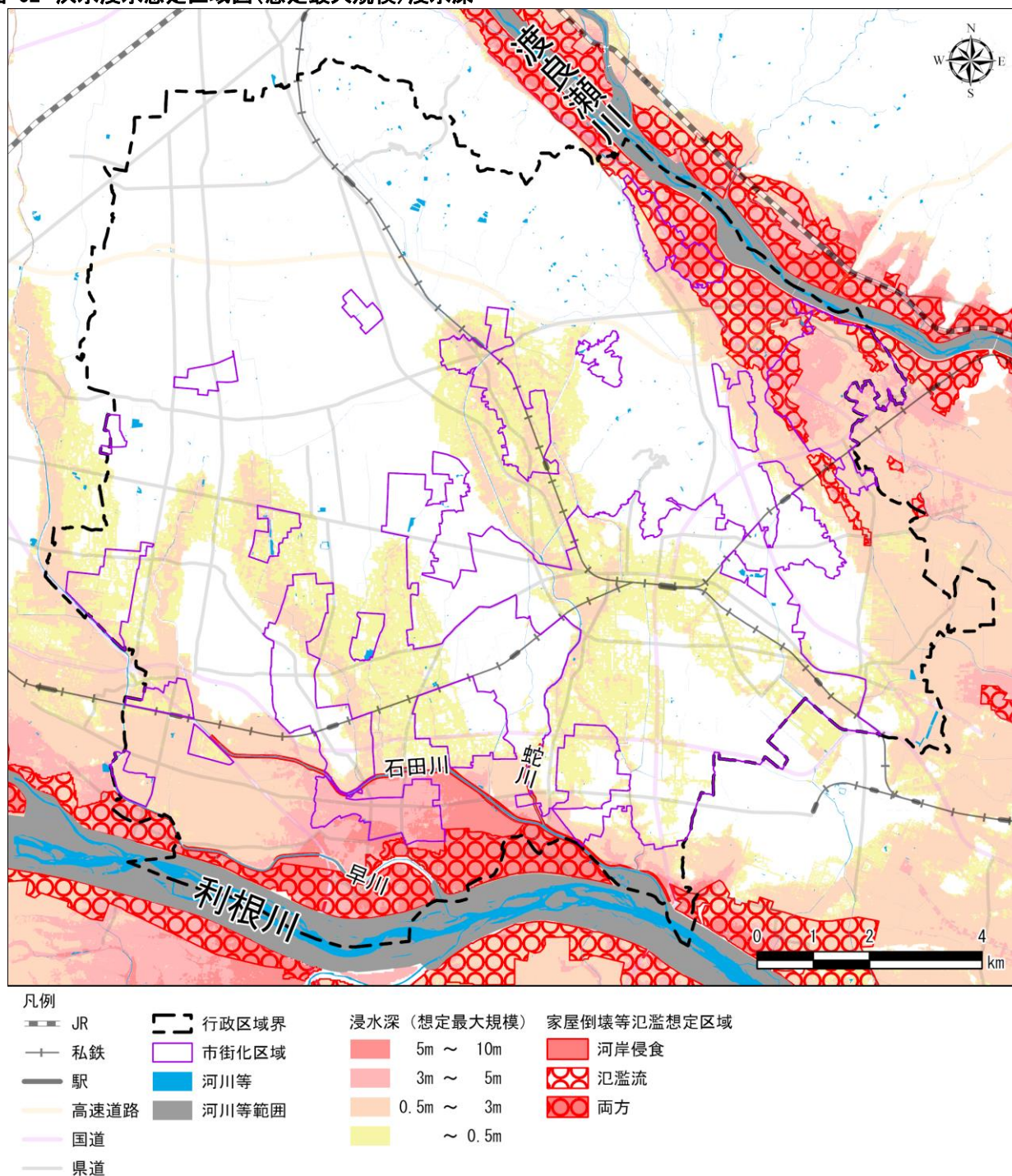
（２）災害ハザード情報

災害ハザード情報のうち、主な情報を記載します。災害リスクの分析にあたり収集した災害ハザード情報については、第 10 章 防災指針を参照してください。

①洪水浸水想定区域（想定最大規模）

太田市内の広い範囲で浸水が想定されています。特に、渡良瀬川沿川と、石田川より南側の地域で最大 10m の浸水が想定されています。その他にも、一部 5～10m の浸水が想定されています。

図 62 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)浸水深

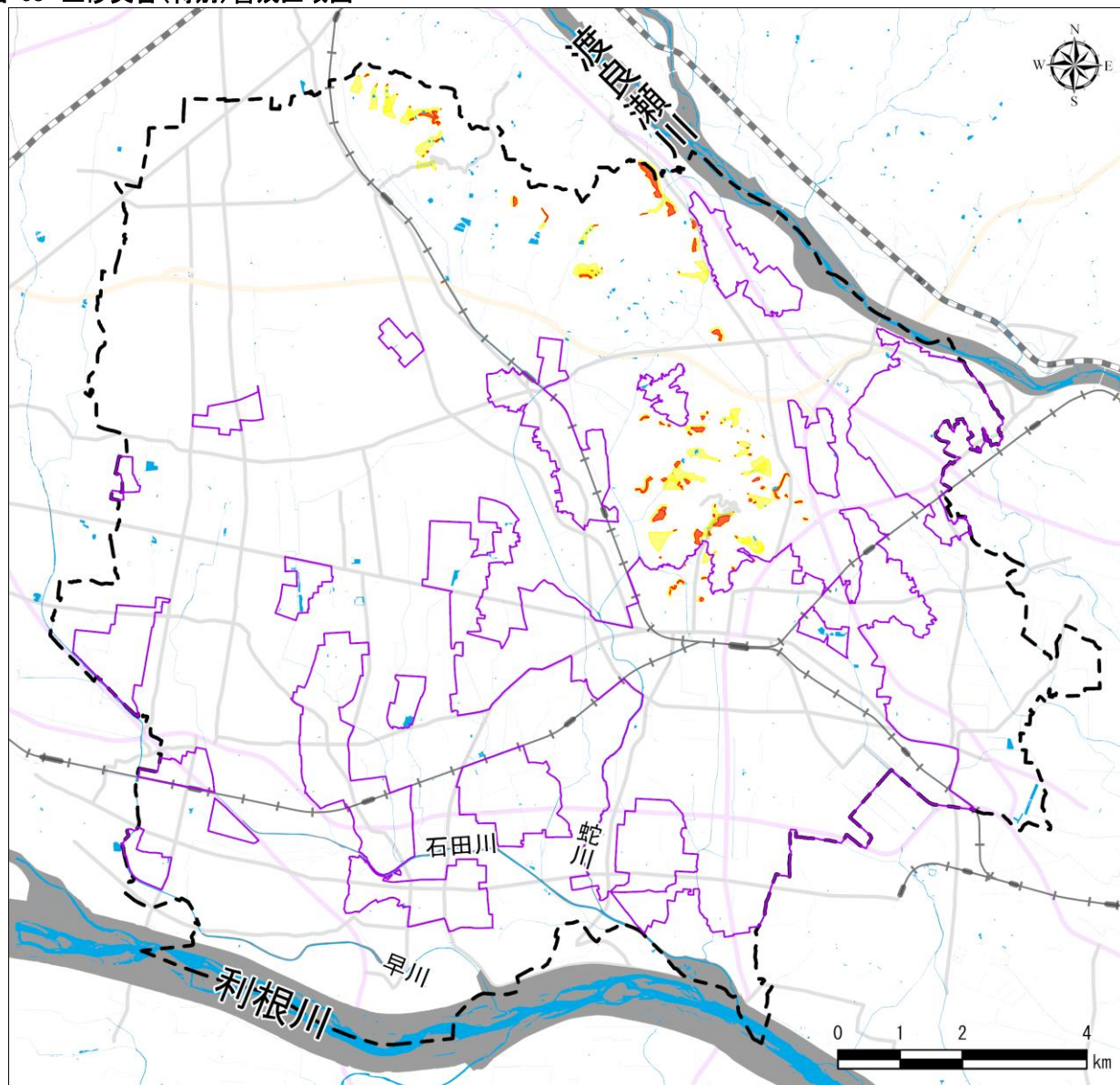


資料：太田市

②土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害ハザードは、太田市の北部に分布しており、八王子丘陵や金山丘陵の周辺において指定されています。

図 63 土砂災害(特別)警戒区域図



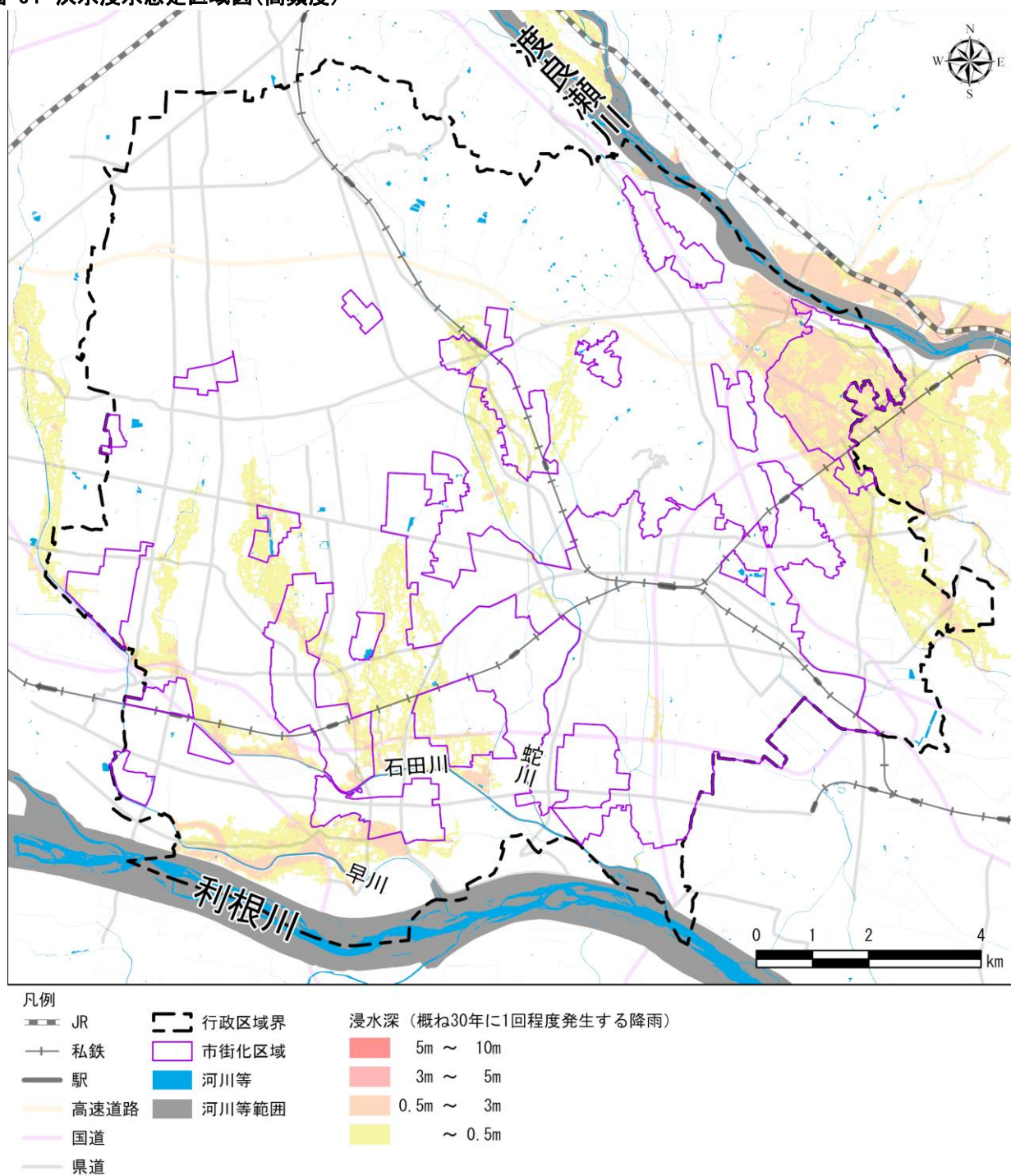
- | | | |
|----------|-----------|--------------|
| 凡例 | | |
| —+— JR | —+— 行政区域界 | ■ 土砂災害警戒区域 |
| —+— 私鉄 | ■ 市街化区域 | ■ 土砂災害特別警戒区域 |
| —+— 駅 | ■ 河川等 | |
| —+— 高速道路 | ■ 河川等範囲 | |
| —+— 国道 | | |
| —+— 県道 | | |

資料: 太田市

③洪水浸水想定区域（高頻度）

渡良瀬川右岸の広い範囲と、石田川圏域の中小河川の沿川において、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨時の浸水が想定されています。

図 64 洪水浸水想定区域図(高頻度)

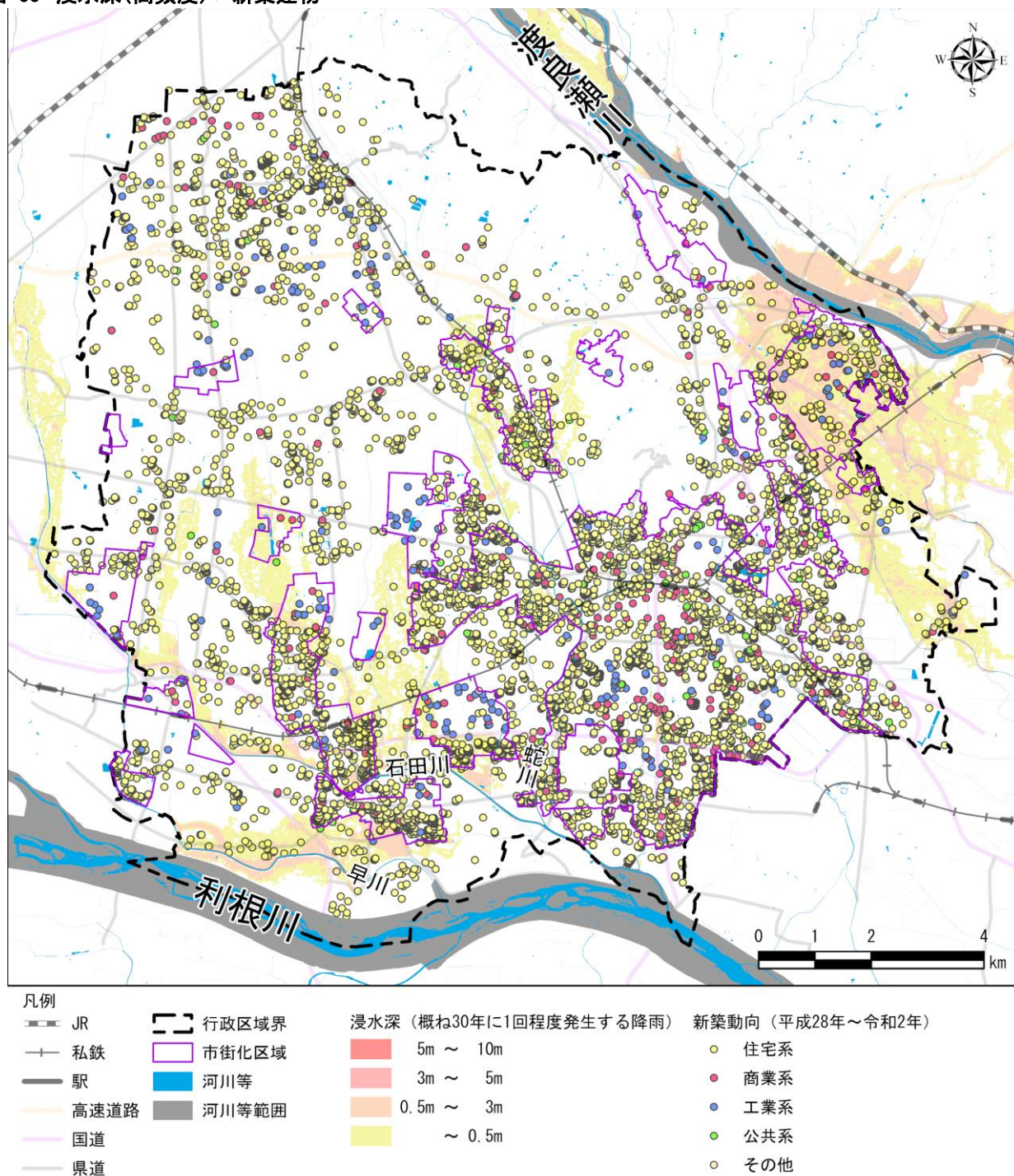


資料：太田市

④浸水深（高頻度）×新築建物

平成 28 年から令和 2 年において、渡良瀬川や利根川・早川・石田川沿川など洪水浸水想定区域においても新築建物が建築されており、特に住宅の建築が多くみられます。

図 65 浸水深(高頻度)×新築建物



資料：太田市

10 地価

(1) 地価の状況

地価調査による令和3年の本市の地価は、全用途の平均価格が42,300円/㎡となっています。

平成23年からの推移をみると、全用途の平均価格で3,100円/㎡と7.3%の増加となっています。商業地と工業地は平成24年に最低平均価格となった後、商業地は61,300円/㎡と平成23年に比べ8,000円/㎡の増加、工業地は平成25年に一旦23,100円/㎡まで戻した後、下落しています。

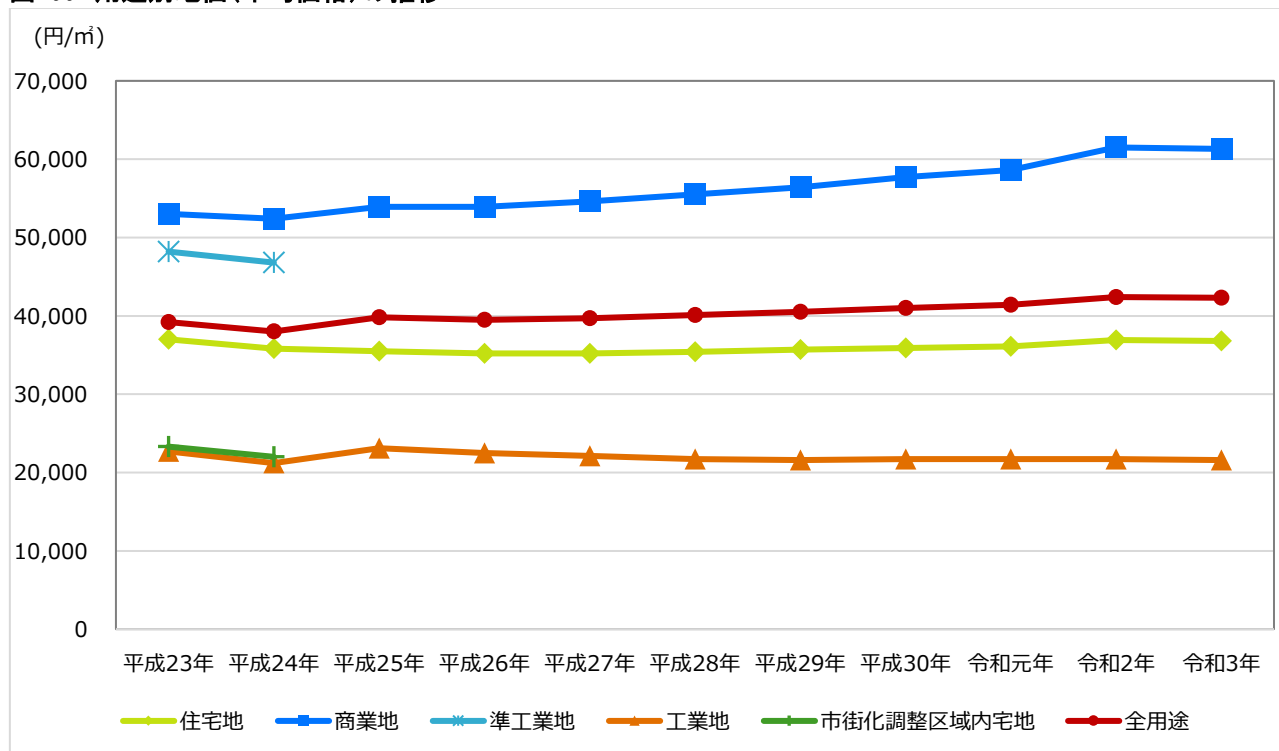
表 19 用途別地価(平均価格)の推移

	住宅地		商業地		準工業地		工業地		市街化調整区域内宅地		全用途	
	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)
平成23年	37,000	-4.1	53,300	-4.2	48,200	-3.6	22,700	-7.4	23,300	-6.1	39,200	-4.5
平成24年	35,800	-3.6	52,400	-2.9	46,800	-3.3	21,200	-6.9	22,000	-5.7	38,000	-3.8
平成25年	35,500	-2.9	53,900	-1.8	-	-	23,100	-5.1	-	-	39,800	-2.8
平成26年	35,200	-1.2	53,900	-0.5	-	-	22,500	-2.9	-	-	39,500	-1.1
平成27年	35,200	-0.3	54,600	0.7	-	-	22,100	-1.5	-	-	39,700	-0.1
平成28年	35,400	0.2	55,500	1.2	-	-	21,700	-1.1	-	-	40,100	0.4
平成29年	35,700	0.4	56,400	1.0	-	-	21,600	-0.2	-	-	40,500	0.5
平成30年	35,900	0.4	57,700	1.5	-	-	21,700	0.3	-	-	41,000	0.7
令和元年	36,100	0.3	58,600	1.1	-	-	21,700	0.3	-	-	41,400	0.5
令和2年	36,900	-0.4	61,500	0.0	-	-	21,700	-0.1	-	-	42,400	-0.2
令和3年	36,800	-0.5	61,300	-0.5	-	-	21,600	-0.2	-	-	42,300	-0.5

※「平均価格」欄は総地点の平均であり、「平均変動率」欄は継続地点の平均です。なお、平成25年以降は、準工業地域、市街化調整区域内の地点を基準地の用途分類に合わせて、住宅地、商業地、工業地に分類し、変動率を求めています。

資料：群馬県地価調査

図 66 用途別地価(平均価格)の推移



資料：群馬県地価調査

11 財政状況

(1) 歳入・歳出構造の推移

①一般会計歳入の内訳と推移

令和3年度の一般歳入（決算額）は926億円となっており、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、平成29年と比較すると、約116億円の増加となっています。

歳入の内訳をみると、自主財源比率は、平成29年度が64.5%（522億円）であるのに対し、令和3年度は50.9%（471億円）で、自主財源は減少傾向で推移しています。一方で、依存財源は増加傾向にあり、4年間で13.6%（167億円）増加しています。

表 20 一般会計歳入の内訳と推移

<実数>

(千円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自主財源	市税	40,992,536	42,291,640	39,721,337	38,040,721	37,265,223
	使用料及び手数料	1,937,860	1,936,352	2,047,899	1,862,782	1,597,320
	分担金及び負担金	1,519,195	1,493,248	1,241,642	998,999	983,755
	その他	7,819,687	4,460,954	7,806,949	9,565,871	7,308,626
	小計	52,269,278	50,182,194	50,817,827	50,468,373	47,154,924
依存財源	国庫支出金	11,865,389	11,122,572	12,036,041	38,767,152	21,213,466
	県支出金	6,689,384	6,141,676	6,597,560	6,652,774	7,023,171
	地方交付税	1,133,018	1,777,808	923,562	1,365,344	2,711,256
	地方譲与税	757,464	766,522	768,365	771,120	782,880
	市債	3,214,296	3,431,434	3,078,309	7,370,431	5,857,026
	交付金	5,100,274	5,278,148	5,211,802	6,549,923	7,954,653
	小計	28,759,825	28,518,160	28,615,639	61,476,744	45,542,452
	合計	81,029,103	78,700,354	79,433,466	111,945,117	92,697,376

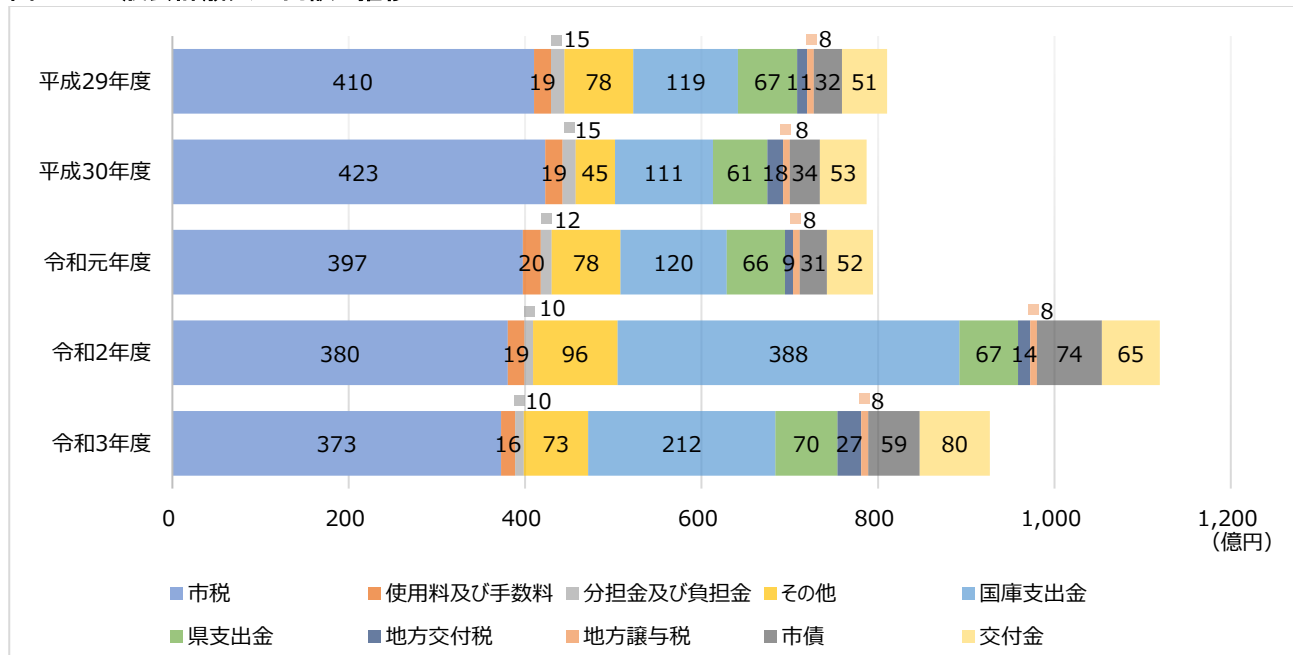
<構成比>

(%)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自主財源	市税	50.6	53.7	50.0	34.0	40.2
	使用料及び手数料	2.4	2.5	2.6	1.7	1.7
	分担金及び負担金	1.9	1.9	1.6	0.9	1.1
	その他	9.7	5.7	9.8	8.5	7.9
	小計	64.5	63.8	64.0	45.1	50.9
依存財源	国庫支出金	14.6	14.1	15.2	34.6	22.9
	県支出金	8.3	7.8	8.3	5.9	7.6
	地方交付税	1.4	2.3	1.2	1.2	2.9
	地方譲与税	0.9	1.0	1.0	0.7	0.8
	市債	4.0	4.4	3.9	6.6	6.3
	交付金	6.3	6.7	6.6	5.9	8.6
	小計	35.5	36.2	36.0	54.9	49.1
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：統計おた

図 67 一般会計歳入の内訳と推移



資料: 統計おおた

②一般会計歳出の内訳と推移

令和3年度の一般歳出（決算額）は889億円となっており、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、平成29年と比較すると、約109億円の増加となっています。

歳出の目的別の内訳でみると、民生費の比率が44.5%（395億円）で最も高く、次いで教育費が11.3%（100億円）、総務費が9.9%（88億円）となっています。

表 21 一般会計歳出（目的別）の内訳と推移

<実数>

(千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総務費	8,045,491	8,070,924	8,433,525	30,768,466	8,807,026
民生費	31,249,987	31,612,311	32,800,154	33,730,266	39,548,042
衛生費	5,431,233	5,806,315	5,319,953	6,577,030	7,059,029
土木費	9,098,124	7,454,205	6,439,352	6,454,098	7,048,378
教育費	9,280,513	8,134,041	9,156,689	13,232,600	10,063,940
公債費	7,951,074	7,901,016	7,867,471	7,919,560	7,897,957
その他	6,993,165	7,166,745	6,777,841	10,169,169	8,508,494
合計	78,049,587	76,145,557	76,794,985	108,851,189	88,932,866

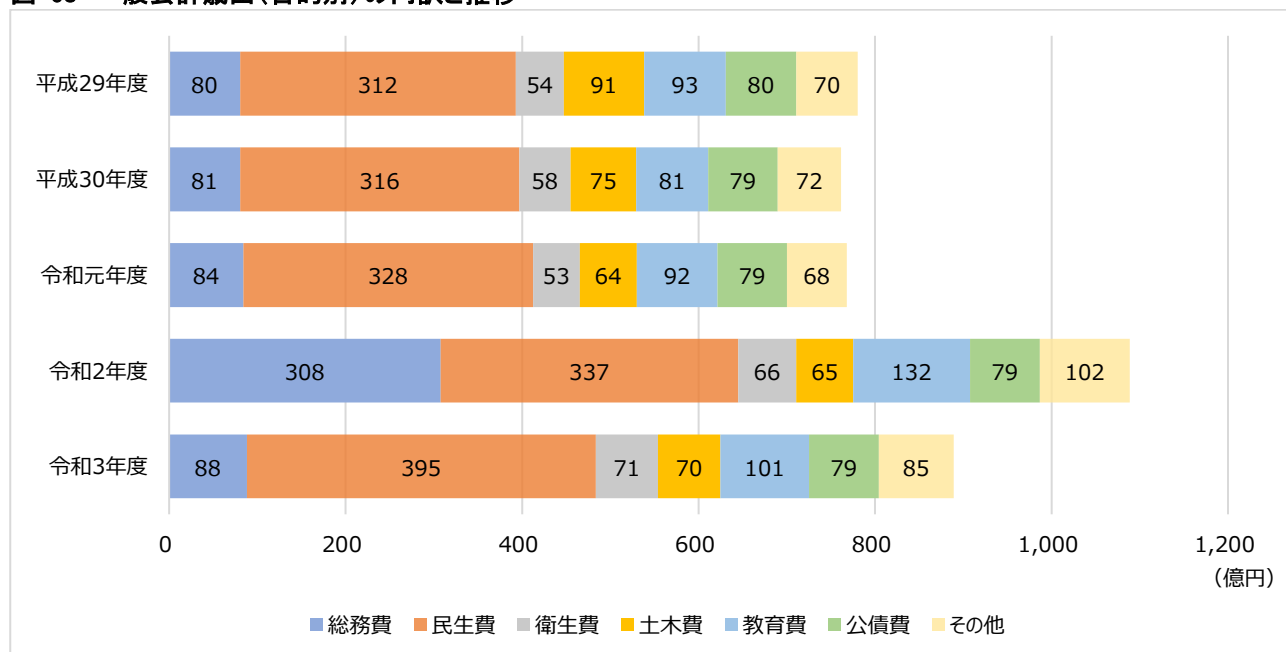
<構成比>

(%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総務費	10.3	10.6	11.0	28.3	9.9
民生費	40.0	41.5	42.7	31.0	44.5
衛生費	7.0	7.6	6.9	6.0	7.9
土木費	11.7	9.8	8.4	5.9	7.9
教育費	11.9	10.7	11.9	12.2	11.3
公債費	10.2	10.4	10.2	7.3	8.9
その他	9.0	9.4	8.8	9.3	9.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：統計おた

図 68 一般会計歳出（目的別）の内訳と推移



資料：統計おた

(2) 公共施設等の現状及び将来更新予測

本市が保有する公共施設は、令和 3 年 3 月時点で、全体で 531 施設、863,257 m²の施設があります。人口 22 万人とした場合、ひとり当たり約 3.9 m²の施設を保有していることになります。

表 22 建築年別公共施設の整備状況

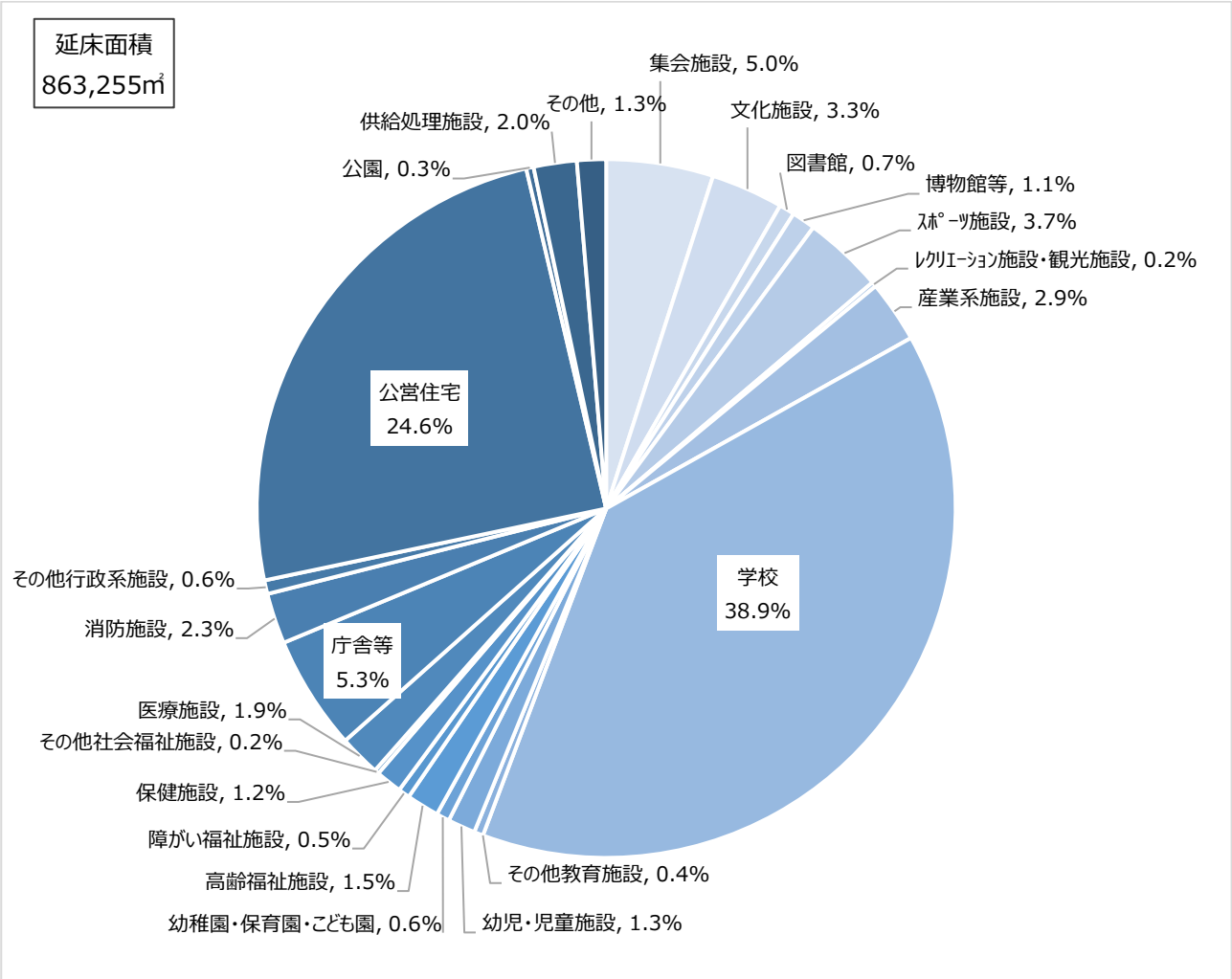
大分類	中分類	主な施設	施設数	面積(m ²)
市民文化系施設	集会施設	行政センター、藪塚本町中央公民館	52	42,743
	文化施設	市民会館、新田文化会館・総合体育館	6	28,891
社会教育系施設	図書館	中央図書館、新田図書館	4	6,188
	博物館等	美術館・図書館、金山ガイダンス施設	17	9,434
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	運動公園、武道館	22	31,821
	レクリエーション施設・観光施設	金山の森キャンプ場、ふれあい農園	17	1,924
産業系施設	産業系施設	テクノプラザおおた、産業支援センター	32	24,702
学校教育系施設	学校	小学校、中学校、市立高校	44	335,465
	その他教育施設	学校給食センター	2	3,653
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童館、放課後児童クラブ室	42	11,016
	幼稚園・保育園・こども園	幼稚園	4	5,287
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター	10	13,014
	障がい福祉施設	地域活動支援センター	8	4,606
	保健施設	総合健康センター、保健センター	5	10,473
	その他社会福祉施設	福祉会館	3	1,800
医療施設	医療施設	高度救急医療支援センター	1	16,540
行政系施設	庁舎等	庁舎	7	45,696
	消防施設	消防署、消防団詰所	38	20,245
	その他行政系施設	文化財事務所、防災倉庫	18	5,447
公営住宅	公営住宅	市営住宅、再開発住宅	36	212,567
公園	公園	公園(管理棟、屋外トイレ)	131	2,945
供給処理施設	供給処理施設	清掃センター、クリーンセンター	5	17,215
その他	その他	斎場、駐輪場	27	11,585
総計(令和 2 年度末)			531	863,255

資料: 公共施設等総合管理計画(第2版)

※端数処理の都合上、合計は一致しません。

分類毎に見ると、学校が一番多く 38.9%、次に公営住宅の 24.6%、庁舎等が 5.3%となっています。学校及び公営住宅の建替え及び修繕が発生し、大きな財政負担が将来的に発生すると思われます。

図 69 施設分類別構成比



資料：公共施設等総合管理計画（第2版）

経過年数で見た場合、21 年以上の施設（面積）が令和 2 年度には、71.3%あります。31 年以上の施設が、46.8%あり、平成 26 年度と比較して 12.7%増加しています。

今後は、これら施設の大規模な改修や更新の時期が訪れることが見込まれます。

表 23 用途別の経過年数割合

経過年数	面積(㎡)		比率		
	平成 26 年度	令和 2 年度	平成 26 年度	令和 2 年度	増減
10 年以下	153,000	115,776	17.8%	13.4%	-4.4%
11～20 年以下	180,609	132,738	21.0%	15.4%	-5.6%
21～30 年以下	232,428	211,385	27.1%	24.5%	-2.6%
31～40 年以下	233,156	255,171	27.1%	29.6%	2.5%
41 年～50 年以下	53,732	137,901	6.3%	16.0%	9.7%
51 年以上※	6,282	10,285	0.7%	1.2%	0.5%

※不明を含む

資料：公共施設等総合管理計画（第2版）

第3章 都市構造上の課題の整理

1 都市構造上の課題

本市では、平成 17 年 3 月に 1 市 3 町での合併により都市構造に変化が生じていますが、それを踏まえ現状の人口分布状況や将来推計などから、都市構造上の課題を整理すると以下のようなものが考えられます。

(1) 人口

全国的に人口減少となる中であっても、本市の総人口は、これまで右肩上がりに増加を続けてきました。しかしながら、年齢 3 区分別に見てみると、年少人口（0～14 歳）は昭和 60 年以降減少しており、生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 22 年から減少に転じ、令和 2 年度に若干の増加が見られたものの、今後も少子化の影響から減少し続けることが予想されます。高齢者人口については増加傾向となりますが、こうした年齢構成などからみると本市においても、今後、人口減少が進むことが予想されています。

さらに、出生数は、平成 24 年から 2,000 人を割り込み、減少傾向にあります。高齢者人口（65 歳以上）は、増加が続いています。総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は、2050 年には 34.7%に達し、その後も上昇していくと推計されます。

(2) 土地利用

今後、人口減少に伴い郊外型集落は地域力の低下、コミュニティの維持が困難になっていくことが予想されます。これまで本市の成長とともに展開してきた工業団地や点在する既存集落、既成市街地について、魅力的な都市構造を創出していくため、地域特性に応じた規制誘導内容の検討が必要です。

(3) 生活利便施設

人口減少が進むと、施設ごとの利用者が減少することから、施設の維持が困難となって施設数が減少し、生活利便性の低下を招いてしまう可能性があります。そのため、人口密度の維持とともに、人口減少や少子高齢化の進行による人口構造の変化に対応した生活サービス機能への転換によって、利便性を維持していくことが求められます。

(4) 交通ネットワーク

本市では、鉄道及び路線バス、おうかがい市バスにより公共交通体系が構築されています。平成 30 年からは新たにスクールバスを活用した市営無料バスの運行を開始し、交通ネットワークの再編が進んでいます。特に、路線バス・市営無料バスは少子高齢化の進展とともに今後利用へのニーズが高まることが予想されることから、市内の各地域を結ぶネットワークとして維持・拡充することが求められます。

一方、本市は自動車依存度が高いことから、健康づくり等の他の政策と協力しながら、「太田市地域公共交通網形成計画」と連携を図り、市民の移動動向や地域性を考慮した公共交通ネットワークの再構築が求められます。

(5) 安全・安心なまち

本市は、渡良瀬川、利根川のほか、中小河川沿川を中心に広範囲にわたり洪水想定区域が広がっています。渡良瀬川洪水浸水想定区域に北東部の市街化区域が、利根川洪水浸水想定区域に主に尾島地区・世良田地区の市街化区域のほとんどが含まれており、その住居系用途の割合が高くなっています。その他の災害リスクとしては、土砂災害があります。

安全・安心な居住環境を確保していくため、災害被害の大きさと防災・減災対策の取り組み状況を勘案して災害リスクを判断し、避難誘導方策や居住を適切に誘導することが必要になります。

（６）産業・経済

本市は全国でも有数の工業都市として、市内をはじめ周辺地域の経済や雇用を支えています。グローバル競争が厳しさを増していく中、主要産業のピラミッド型構造は、振れ幅の大きい需要変動に直面した場合などに、これに連動した大きなリスクをはらみ、市に与える影響が大きくなるなどの課題もあります。

年間商品販売額についても平成 28 年では過去最高額となっていますが、平成 25 年以降上昇傾向にあった製造品出荷額等については令和 3 年に減少に転じ、総人口の減少や人口構成の変化によって、地域内の消費の減少や地域経済への悪影響が懸念され、経済の低迷は、まちの活力低下や雇用環境の悪化を招くことに繋がります。

（７）太田市都市計画マスタープランで挙げられている課題

太田市都市計画マスタープランで都市構造の課題として挙げられている内容を下記に示します。

【都市全体】

- ☐ 「持続性」と「創造性」を兼ね備えた活力ある都市づくり
- ☐ 「ものづくりのまち」としての更なる飛躍
- ☐ 良好な「まちのまとまり」の維持・形成と多様なライフスタイルへの対応

【土地利用】

- ☐ 適正な土地利用と秩序ある市街地形成

【景観】

- ☐ 多様かつ良好な景観づくり

【交通】

- ☐ 交通体系の再構築

【市街地】

- ☐ 「まちの顔」としての中心市街地の再生

【安全・安心】

- ☐ 安全安心のまちづくりとコミュニティの維持・強化

【持続的な行政運営】

- ☐ 行政運営の安定・効率化とより有効な公的事業の推進

第4章 まちづくりの方針

1 まちづくりの方針

立地適正化計画は、太田市都市計画マスタープランで掲げる「多極ネットワーク型コンパクトシティの都市づくりの推進」の具体化を図る計画であることから、本計画を策定するに当たっては、太田市都市計画マスタープランや関連計画を踏まえ、本市における居住や都市機能の適正な立地と、これらをつなぐ交通ネットワークの維持を図ります。

人口減少や少子高齢化の進行する中で、子育て世代や高齢者をはじめ、誰もが住みやすく活力のあるまちの実現を目指すため、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

（１）将来都市構造

本市の新たな都市形成の拠点として、市全域・広域的な交流連携拠点となる太田駅周辺一帯を核とする「中心拠点」のほか、主要な地域生活圏の中心及び他都市との地域交流・連携の結節点となる「地域拠点」、さらに市内各地の生活サービス機能やコミュニティの交流機能を維持・確保するための「生活拠点」を設定します。

また、これらの住生活の核となる拠点のほか、北関東自動車道太田藪塚インターチェンジ周辺等における複合拠点、救急医療の拠点として救急医療拠点、住民・就業者等の命を守るための防災拠点を設定します。

さらに各拠点を有機的に結び他都市に繋がる都市軸及び、都市軸を骨格としたエリア（市街地・環境空間）を設定します。

（２）目指すべき“まち”の姿

世界に誇る産業集積と多彩な環境が創り出す

『風格と魅力あふれるまち おおた』

（３）まちづくりの基本方針

①都市づくりの基本方針

■活力あふれるコンパクトな拠点づくり

活力あふれるコンパクトな各拠点が地域の特性を活かしつつ、互いに連携した都市構造の構築を図ります。

本市は、平野部が広がる地形条件で、かつ在郷町を数多く抱えている歴史的経緯の中で、戦後、内陸型工業都市として急速に発展してきました。自動車産業を中心とした製造業の産業集積に伴い、工業用地の確保が重要施策として展開されてきました。そのため、本市には郊外部にコミュニティが形成され、日常生活サービスの拠点が点在しています。こうした拠点を公共交通で繋ぎ、コンパクトなライフスタイルを構築し、互いに連携を図ることで、活力あふれるコンパクトな拠点づくりを目指します。

■地域の特徴を生かした都市環境づくり

既存の都市基盤を有効活用するとともに、必要な機能が集積した生活圏が形成された地域ごとの拠点づくりを目指します。

本市の郊外部は、都市計画上の土地利用規制や誘導が十分ではないために、日常の生活圏を支える都市環境が脆弱な地区もあります。地域コミュニティの維持・確保を図り、地域の伝統・文化を継承していくために、既存の都市基盤を有効に活用し、適切な土地利用規制や誘導を図りながら、風格と魅力が感じられる都市環境を創出することを目指します。

■ 公共交通の利便性が高い都市空間の形成

拠点の近傍に都市機能の誘導を図り、公共交通の利便性が高い地域への集住を促進し、安全性の高い都市空間の維持・確保に努めます。

本市は、全国有数の自動車保有率が高い都市であり、工業都市としての成長も背景に、自動車利用重視の都市づくりが先行してきました。そのため、都市づくりの経緯において、鉄道やバス交通と土地利用との連携が脆弱な一面があります。今後到来が予測される人口減少・少子高齢化社会に備えるために、公共交通の利便性が高い都市空間の形成を指向する必要があると、これまでの本市の成長を支えてきた自動車交通との共生を念頭に、自動運転などの技術向上も視野に入れ、人と自然、環境に優しい都市づくりを目指します。

② 防災上の対応方針

■ 地域の災害リスクを認識し、人命が守られ、素早く立ち直るまちづくり ※「第 10 章 防災指針」参照

災害リスクの高い河川沿川などの地域では、地域コミュニティの維持・確保を図りつつ、災害リスクを低減する防災まちづくりを進めます。

本市は、渡良瀬川、利根川のほか、中小河川沿川を中心に広範囲にわたり洪水浸水想定区域が広がっています。内陸型工業都市の特性より郊外部に点在する市街化区域には、この洪水浸水想定区域に位置するものが存在します。これらの災害リスクのある市街地においては、地域拠点を中心とした生活圏を維持・確保するとともに、氾濫対策や早期避難、安全な区域への居住誘導に向けた防災意識の啓発などを進めることで、人命が守られ、素早く立ち直るまちづくりを目指します。

図 70 将来都市構造図(太田市都市計画マスタープランより)



第5章 目指すべき都市の骨格構造

1 目指すべき都市の骨格構造の検討

(1) 目指すべき都市の骨格構造の考え方

本市の特徴を踏まえ、都市づくりの3つの基本方針に基づき、以下のような都市の骨格構造を構築します。

■ 活力あふれるコンパクトな拠点づくり

活力あふれる「拠点」づくりとして、各地域の特徴を活かしたコンパクトな「拠点」をつくるとともに、各拠点が互いに連携した都市構造の構築を図ります。

■ 地域の特徴を生かした都市環境づくり

地域の特徴を生かした都市環境づくりとして、既存の都市基盤を有効活用するとともに、日常生活に必要な機能が集積した生活圏が形成された地域ごとの「拠点」づくりを目指します。

■ 公共交通の利便性が高い都市空間の形成

「拠点」の性格に合わせた都市機能の誘導を図り、公共交通の利便性が高い地域への集住を促進し、誰もが移動しやすい快適な都市空間の維持・確保に努めます。

(2) 都市の骨格構造の検討

都市の骨格構造は、「太田市都市計画マスタープラン」に定める将来都市像を踏まえるとともに、公共交通へのアクセス性や既存の都市機能の集積状況、既成市街地や人口密度の分布状況等も加味して、「拠点」、「ネットワーク」の候補を想定します。これからの本市のまちづくりは、太田駅周辺の中心拠点と地域拠点、生活拠点の3つの拠点を設けることにより拠点機能集約の都市構造を構築するまちづくりを進めます。

【拠点】

① 中心拠点

太田駅を中心とする「中心市街地」における高次都市機能と様々な都市的サービス機能・各種生活サポート機能の集積地を、求心的かつシンボリックな役割・性格をもつ中心拠点として位置づけます。

② 地域拠点

尾島地域・新田地域・藪塚本町地域の中心部や交通施設とその周辺の生活サービス機能の集積地を地域拠点として位置づけます。

③ 生活拠点

中心拠点・地域拠点と連携・補完する生活利便施設の集積場所を生活拠点として位置づけます。

【拠点の機能・役割】

① 中心拠点：広域交通、商業・業務、行政中枢、高次都市機能等で構成

中心拠点は、太田駅を中心とする本市の顔にあたる都市形成の拠点であり、新たな都市的魅力の創出と経済振興に有効な高次都市機能の立地や、市民生活の利便性を高める様々な機能が集積した求心性のある拠点形成を図ります。

②地域拠点：地域間交通、行政支所機能、商業系の機能等で構成

地域拠点は、中心拠点とともに本市の持続可能な発展と各地域の健全な都市形成を担う主要な拠点であり、一定以上の人口規模・密度とともに行政の一部機能や地域の商圈を有する施設等が集積し、中心市街地と郊外の市街地・集落を有機的につなぐ地域の結節的役割をもつ拠点形成を図ります。

地域拠点は、旧３町の中心部の地域性や都市機能集積を継承及び活用し、次の３箇所を定めます。

【地域拠点】

- ・「尾島地域拠点」尾島地区中心部等の一帯
- ・「新田地域拠点」新田商業団地とその周辺の公共公益施設等を含む一帯
- ・「藪塚地域拠点」藪塚地区中心部一帯

③生活拠点：地域内交通、近隣商業等の生活系・交流系機能等で構成

生活拠点は、中心拠点・地域拠点とともに都市構造を形成し、日常生活の利便性を担保するサービス機能を備えた市民にとって最も身近な拠点であり、地域のコミュニティを結ぶ交流スポットとしての役割をもつ拠点形成を図ります。

市内で最も都市機能が集積するとともに、将来人口に照らして高い人口密度を設定し、かつ秩序ある都市空間を形成すべき中心市街地において、中心拠点の周辺に複数の生活拠点を形成することが重要です。

また、市域全体にわたり地域住民にとって必要な生活利便性を担保するため、地域拠点でカバーできない範囲に生活拠点を設定します。なお、集落地域住民の生活サービス機能については、本市の都市構造の特徴から各集落周辺の市街化区域内に定めた生活拠点を活用するとともに、大規模既存集落地区内の生活利便機能、その他既存の諸施設により生活サービスを担保します。

そうしたことを踏まえ、都市構造上の課題、まちづくり方針に照らしながら、各地区の人口の規模・構成、太田駅や最寄駅へのアクセス性やバスの利便性、コミュニティ同士や他の拠点との交流連携、既存の大型集客施設と周辺の機能集積及び、災害リスク等を総合的に検討し、生活拠点を定めます。

【ネットワーク】

①広域交流連携軸

北関東自動車道や一般国道・主要地方道などの広域的道路をはじめとする幹線交通網を活かし、都市間・地域間の様々な目的による住民の移動・交流、社会的連携、多様な産業活動における主要動線であるなど、多くの都市・地域とつながる広域ネットワーク上の発展的都市軸を広域交流連携軸として位置づけます。

広域交流連携軸は、太田駅を中心にして市域を格子状に結ぶように形成され、地域交通の主要な流れと密接に関わる都市の発展軸を示します。

②地域生活交流軸

主に鉄道・バス路線等の公共交通網と地域内の主要道路網を活かし、日常の生活動線、市域内の交流、人口・都市機能の集積による市街地形成軸を地域生活交流軸として位置づけます。

地域生活交流軸は、広域交流連携軸の機能を補完するとともに、地域全体の人の動線を充実させる都市軸として各地域・生活拠点を直接結ぶように構成され、地域住民の日常の行動と密接に関わることから、今後も市民の生活利便性を高めるような都市軸の形成を目指します。

第6章 課題解決のための施策・誘導方針の検討

1 基本的な考え方

市民の暮らしやすさを向上させるため、広域を対象とする都市機能を中心拠点に誘導するとともに、中心拠点を核とし、地域拠点と生活拠点をつなぐ多極ネットワーク型コンパクトシティとそれを支える公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、市内全域で画一的な施策を講じるのではなく、今後の人口減少、急速な高齢化の進展を見据えて、持続可能な都市経営の観点にも留意しながら、各拠点におけるライフスタイル、ライフステージなどに応じて、適切な施策を実施していきます。

2 施策・誘導の方針

(1) 活力あふれるコンパクトな拠点づくり

活力あふれるコンパクトな拠点が互いに連携した都市構造の構築を目指します。

① 拠点としての利便性を高め、にぎわい、交流が生まれる施設の誘導

太田駅周辺の中心拠点と、尾島・新田・藪塚の各地域拠点では、市民の利便性を高めるために、拠点ごとの役割、機能を設定した上で、それぞれの拠点にふさわしいにぎわいや交流を創出させる商業、医療・福祉、文化、行政施設等を適切に維持誘導していきます。また、そのために必要に応じて適切に土地利用を誘導します。

② 既存ストック、公有地等の有効活用

官民連携による拠点の整備、都市機能の誘導に向けて、空室等の既存ストックや公有地の有効活用を検討します。

③ 風格と魅力ある拠点形成に向けた景観づくりの推進

施設等の整備、誘導等とあわせて、中心拠点において、太田市の顔となる空間づくり、景観づくりを推進します。

(2) 地域の特徴を活かした都市環境づくり

既存の都市基盤を有効活用するとともに、必要な機能が集積した生活圏が形成された地域ごとの拠点づくりを目指します。

① 住み続けたいと思える住環境の整備

市民がいつまでも住み続けたいと思える住環境を実現するために、市内の各ゾーンで想定されるライフスタイル、ライフステージ等に適した住宅を誘導するとともに、空き家の多様な利活用に向けたマッチング等の仕組みを検討します。あわせて、必要に応じて適切に土地利用を誘導します。

② 日常生活及び普段の活動を支える施設の維持・充実

日常的な市民の生活を支えるために必要な施設や交流、活動のための施設など、市内各地に備わっている現在の利便性を維持するとともに、充実を図ります。

③ 暮らしやすい育てやすい環境の整備

暮らしやすく子育てもしやすい環境の充実に向けて、学校・福祉施設・子育て支援施設等を維持するとともに、継続的な支援を図ります。

④ 工業の保全と適切な住工共生の推進

安定した税収、雇用等の面において、市の基幹産業である工業の保全に向けた事業所の誘導・需給マッチングを進めます。また、工業の操業環境と周辺の住環境との調和に向けた取り組みを進めます。

（３）公共交通の利便性が高い都市空間の形成

拠点の近傍に都市機能の誘導を図り、公共交通の利便性が高い地域への集住を促進し、安全性の高い都市空間の維持・確保に努めます。

①公共交通が利用しやすい環境の整備

公共交通等による移動性を高めるため、交通拠点における鉄道、バス、自転車などの乗り継ぎ機能等を強化し、市内全域で公共交通が利用しやすい環境を整備します。

②徒歩・自転車で行動したくなる快適な移動空間の整備

地形が平坦な本市の特徴をいかし、自動車に過度に依存せず、徒歩や自転車により移動しやすい環境づくりに向けて、歩行者と自転車が分離された安全で快適な移動空間の整備に努めます。

③公共交通の利用促進に向けたモビリティマネジメント(※)の推進

利用者を増加させるため、公共交通に対する市民の関心・理解を高めるなどのモビリティマネジメントを進めます。

※ 一人一人の移動（モビリティ）が、社会にも個人にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策。

第7章 居住誘導区域の設定

1 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の考え方

① 居住誘導区域とは

立地適正化計画では、これまで拡散してきた居住エリアを段階的に、時間をかけながらある程度のまとまった範囲へ集約化し、低密度の居住地が都市内に広がるのではなく、人口密度の維持、社会インフラ整備や公共施設を整備するなどして、ある程度のまとまった範囲を定めた上で高密度なぎわいのある区域を形成していくことを目指しています。

市街化区域内の一定のエリアを居住誘導区域として定め、社会インフラ整備や公共施設の整備などを効率的に行っていくことで、より高いコストパフォーマンスを発揮できる都市のマネジメントを実現しようとしています。

② 基本的考え方

居住誘導区域の設定にあたっては、将来都市構造に示す各拠点へのアクセス性など、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう検討します。原則として災害リスクの低い区域を設定しますが、災害リスクが残る区域については、一定の公共投資が行われた既成市街地における既存コミュニティの維持・確保により効率的な都市経営を図るべき区域で、かつ、防災対策の充実により災害リスクの低減が見込まれる場合において、居住誘導区域に設定します。

なお、本市は2つの都市計画区域から構成され、区域区分や地域地区の有無からそれぞれ土地利用の規制誘導内容が異なります。このため、区域区分の定めのない藪塚都市計画区域においては、地域の特性に応じた考え方を検討していきます。

(2) 居住誘導区域の設定方針

人口減少下でも、一定のエリアにおける人口密度を維持または回復することにより、住民の生活サービスや良好なコミュニティの形成条件が持続的に確保されるよう、次に示す諸要件を満たしているエリアを対象として居住の適正な誘導を図ります。

視点	要件
土地利用状況	・ 法令の規定や条例により住居系用途の土地利用や建築が規制されていないエリア ・ 将来都市構造において住居系の土地利用ゾーンとして位置づけられたエリア ・ 道路・下水道等の都市施設が整備済みまたは、事業決定、事業予定があるエリア ・ 計画的な市街地整備（市街地再開発事業、土地区画整理事業）やその他良好な面整備（住宅団地・公営住宅、民間の宅地開発地区・分譲地）等の居住を促進できるエリア ・ 就業者の定住を図るための産・住複合市街地における産業系用途地域周辺の住居系用途地域のエリア
人口密度	・ 都市規模の維持のために転入人口の増加・定着（県外からの移住含む）を図るエリア ・ 居住誘導により、空き家・空室の解消・活用、老朽家屋の更新、耐震化、都市景観の改善等の効果を期待できるエリア ・ 生活利便性を担保するために人口密度の維持・回復を図るべきエリア ・ コミュニティの維持や地域活性のためにバランスのよい人口構成を図るべきエリア
交通利便性	・ 鉄道またはバス等の多様な移動サービスを利用して都市機能誘導区域内にアクセスしやすいエリア ・ 公共交通施設が整備済みまたは事業決定、事業予定があるエリア

災害ハザード	・ 原則的に家屋倒壊等氾濫想定区域及び土砂災害警戒区域を除外したエリア ※「第 10 章 防災指針」において、災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにした上で、区域の設定を行う
--------	---

（３）居住誘導区域（候補）の選定

区域の選定においては、立地適正化計画の対象区域内（都市計画区域）に、法律等により居住誘導区域に設定できない区域を除き、本市のおかれた現状を反映するため、①土地利用状況、②人口密度、③交通利便性、④災害ハザードの４つの視点から検討を行い、居住誘導区域を設定します。

【法令の規定により誘導区域に設定できない区域】

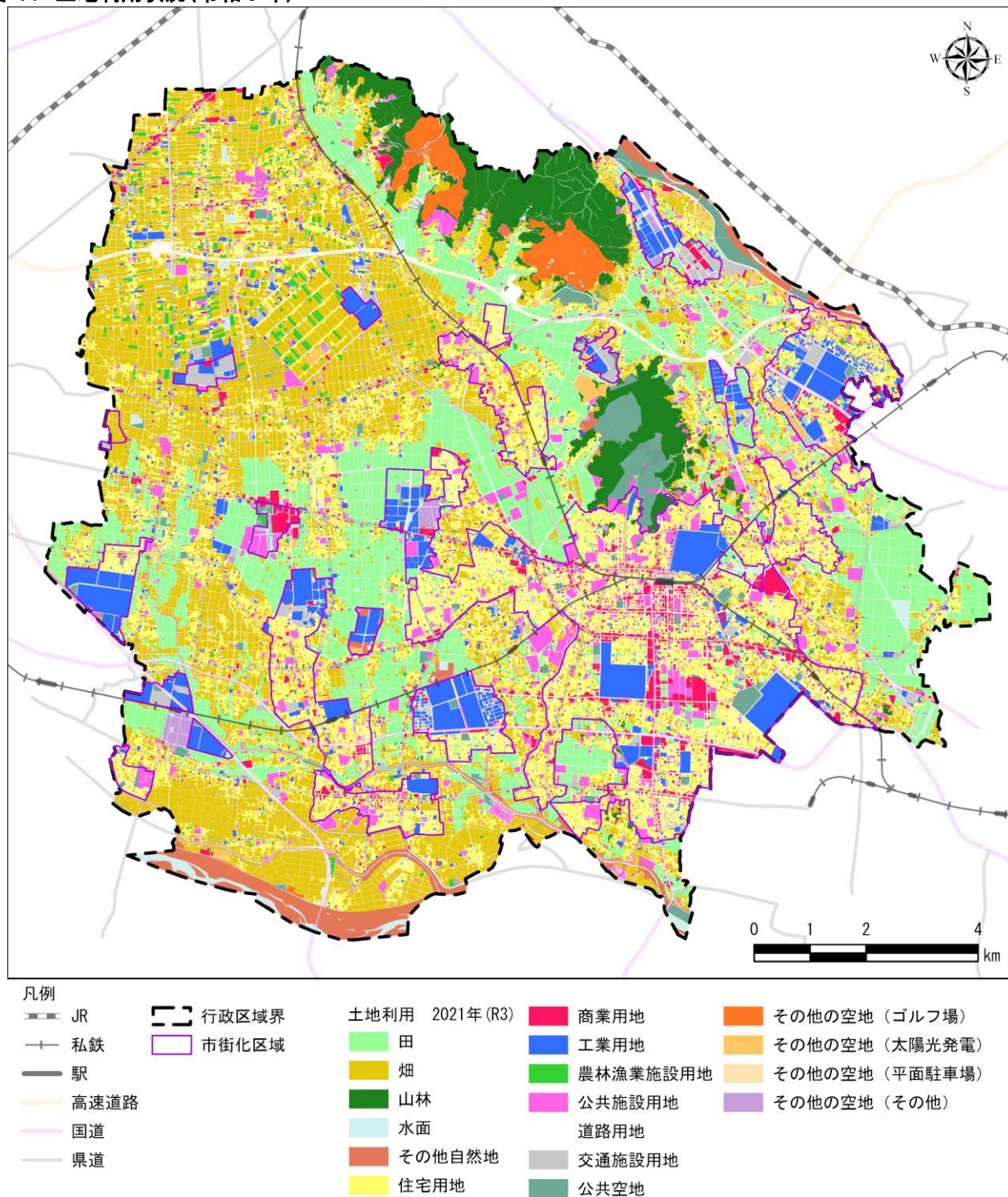
次の区域については都市再生特別措置法及び都市再生特別措置法施行令により、居住誘導区域に設定することはできません。

- ①市街化調整区域
- ②災害危険区域（住宅の建築が禁止されているもののみ）
- ③農用地区域、採草牧草地など
- ④国定公園の特別区域
- ⑤原生自然環境保全地域など
- ⑥保安林の区域など
- ⑦地すべり防止区域
- ⑧急傾斜地崩壊危険区域
- ⑨土砂災害特別警戒区域
- ⑩浸水被害防止区域

①土地利用状況

住宅用地は、中心市街地や工業団地の周辺エリアに多く広がっています。このうち、市街化区域内は将来都市構造においても住居系の土地利用が位置付けられています。一方で、住居系用途の土地利用や建築が条例等により規制されているエリアがあります。

図 71 土地利用状況(令和3年)

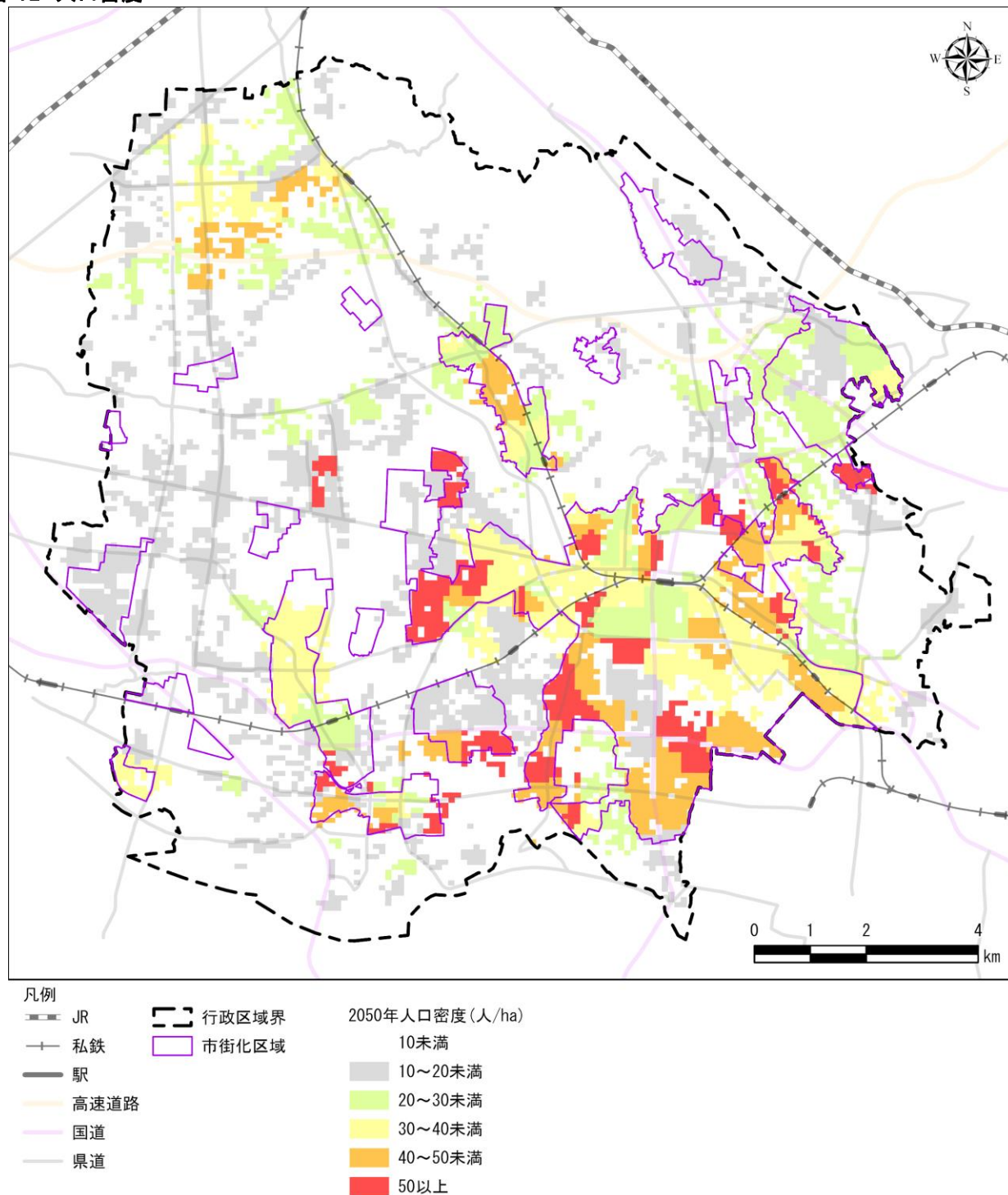


資料：都市計画基礎調査

②人口密度

2050年の将来推計にもとづく市内の人口密度は、太田駅周辺及び、東武鉄道沿線の各駅周辺では一定量の集積が見込まれています。これらのエリアの多くは、都市マスタープランにおいて高密度住宅地区、及び中・低密住宅地区に位置付けられています。

図 72 人口密度

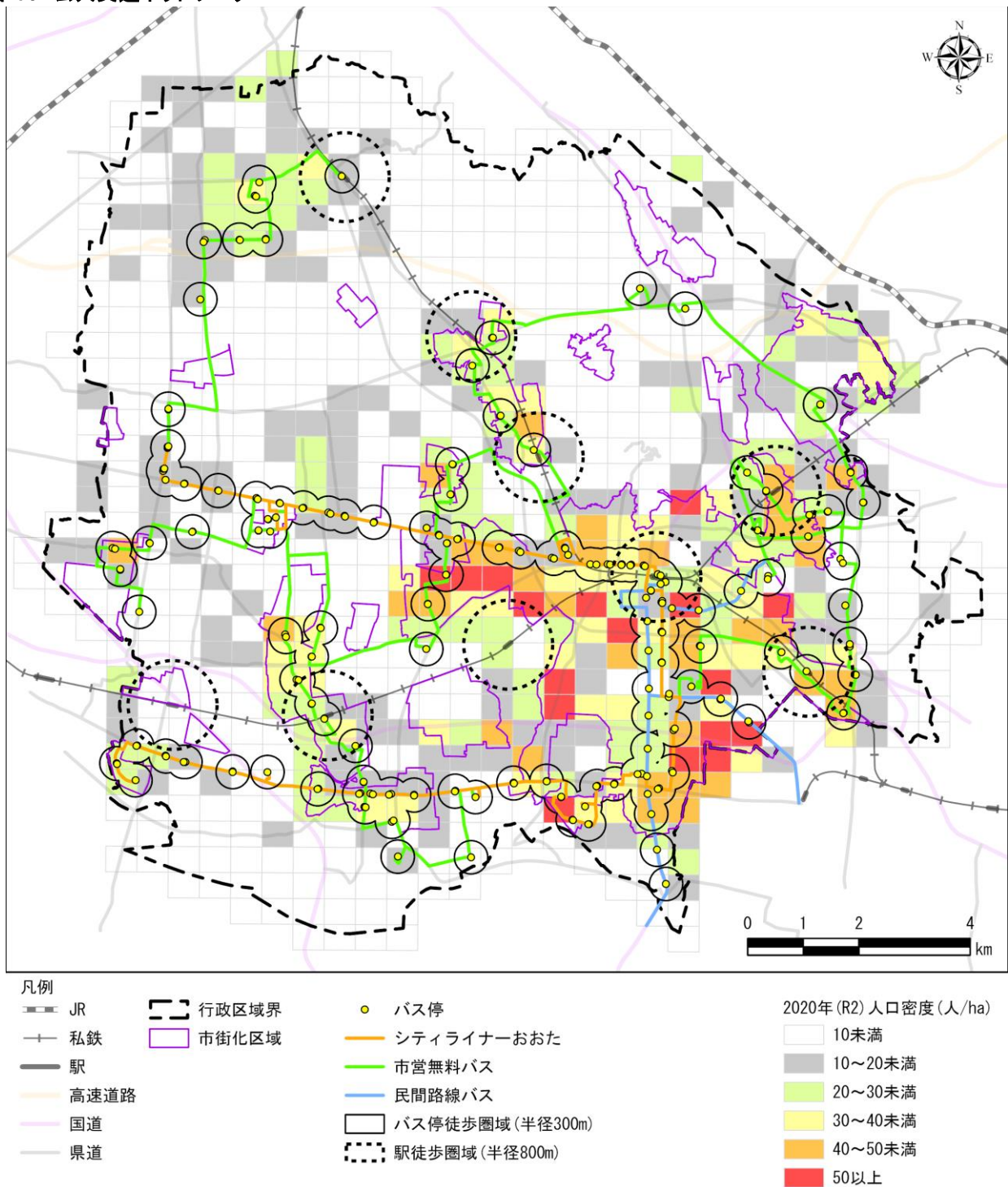


資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3(R2国調対応版)」

③交通利便性

鉄道や市内路線バス網により、市内の多くのエリアがカバーされています。また、おうかがい市バスなどのその他の多様な移動サービスにより都市機能誘導区域内にアクセスしやすいエリアがあります。

図 73 公共交通ネットワーク



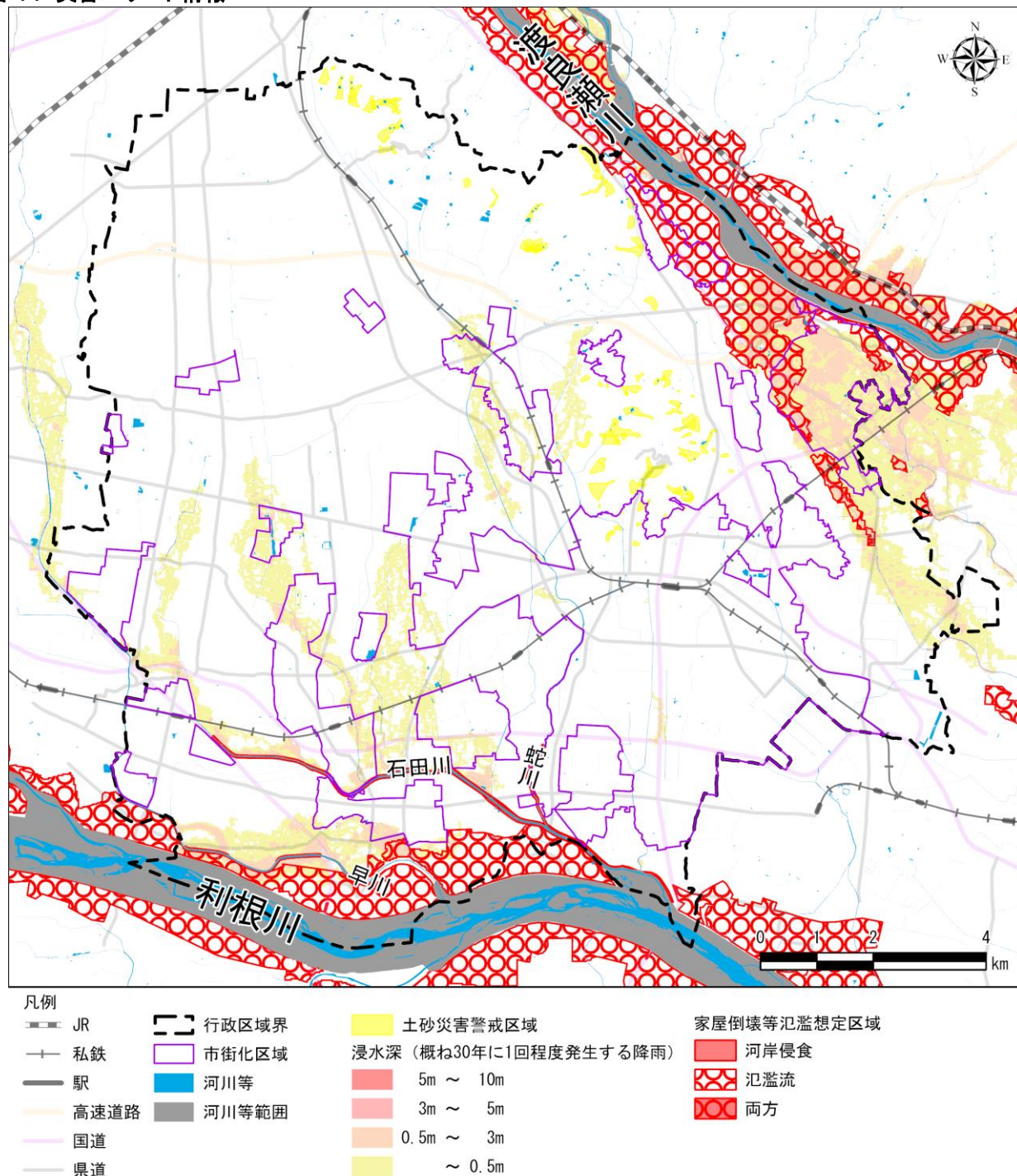
資料：太田市

④災害ハザード

土砂災害について、土砂災害警戒区域は、市北部に分布しており、一部は市街化区域内に含まれています。

また、洪水災害について、渡良瀬川右岸の広範囲や石田川等の沿川などで、高頻度で浸水深 0.5m 以上のエリアがあります。さらに、家屋倒壊等氾濫区域は、主に渡良瀬川及び利根川沿川で想定されています。

図 74 災害ハザード情報



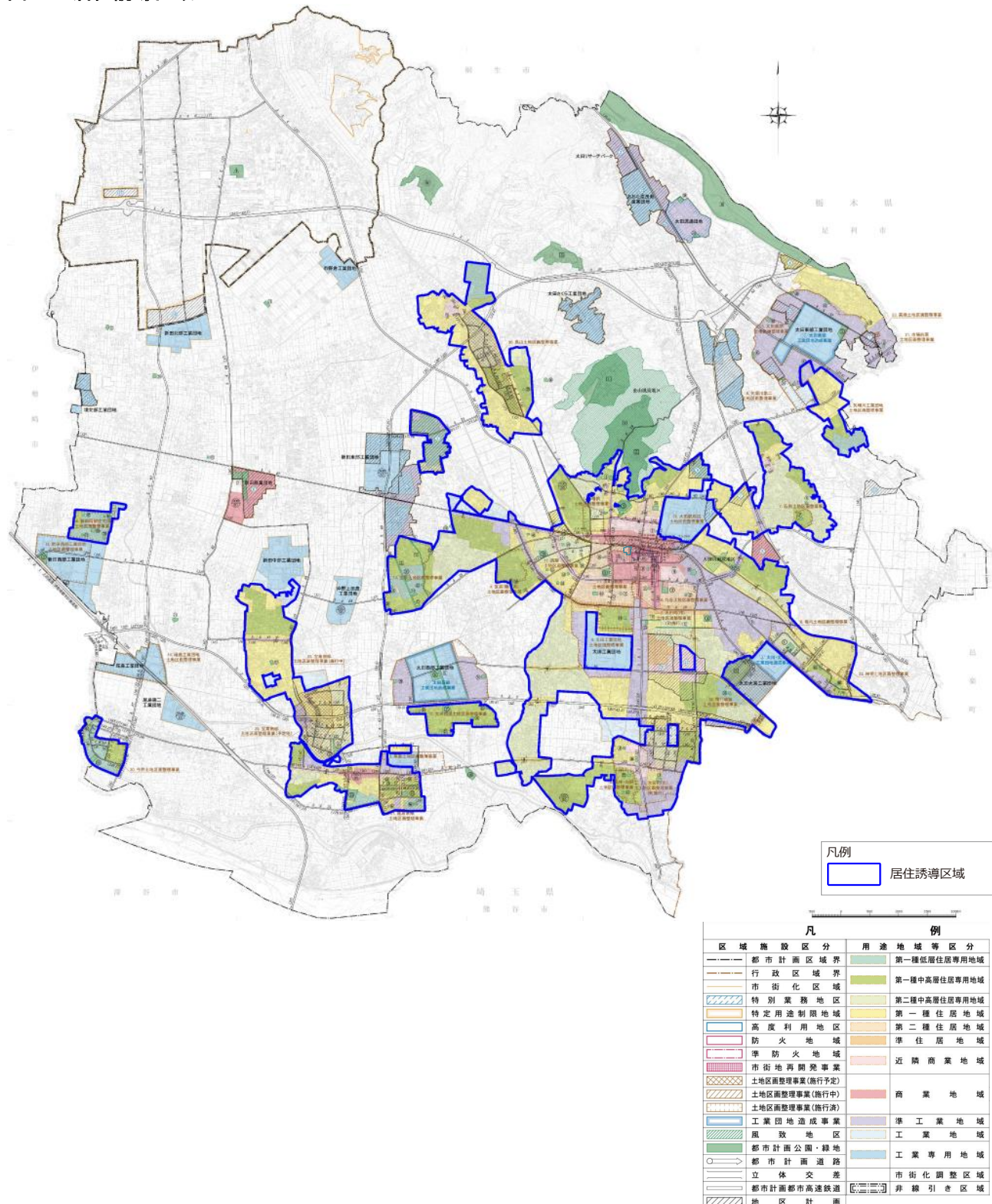
資料：太田市

(4) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、鉄道及びバス路線（将来図含む）を将来の都市骨格となるための公共交通軸として位置づけ、その沿線の市街化区域を居住誘導区域とします。

設定の方針は「(2) 居住誘導区域の設定方針」に基づき、「(3) 居住誘導区域（候補）の選定」にて検討した内容を踏まえ、居住誘導区域に含まないとされている市街化調整区域や工業用地、災害危険区域等を除き下図のように設定します。

図 75 居住誘導区域



第8章 都市機能誘導区域の設定

1 誘導施設

(1) 誘導施設の考え方

誘導施設とは、都市計画運用指針（国土交通省）において、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設であり、その誘導施設を設定するにあたっては、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成、将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい」とされています。

また、居住者の共同の福祉及び利便性の向上を図る観点から、設定を検討する誘導施設として次のような施設が都市機能ごとに示されています。

- ・ 病院や診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター、その他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

この都市計画運用指針と本市の特性・将来都市構造等を踏まえ、本市において必要とされる生活利便施設を整理し、都市機能誘導区域への立地を誘導する具体的施設を設定します。

(2) 主な生活利便施設

高齢者の増加が予想されている将来においては、中心市街地・郊外に限らず、身近な地域診療や介護等の福祉サービスに対する住民ニーズが高まることが予想されます。

また、児童福祉を含む子育て支援関連の機能については、実際の年少人口割合に対する施設数などでなく、少子化対策等に基づきサービスの量・質を確保する必要があります。

医療施設	・ 病院（先進医療・救急救命を含む医療施設、公共交通によるアクセス可能な施設） ・ 整形外科・リハビリ科、小児科、産・婦人科、内科、外科、眼科、総合診療科、心療内科などを診療科目とする診療所。健診センター、健康増進施設
福祉施設	・ 高齢者福祉…通所型介護、在宅介護、入所介護の各関連施設 ・ 児童福祉……保育所、認定こども園（幼稚園型、保育型、幼・保連携型等）、児童センター、児童館等の育成支援施設や保護施設
商業・業務施設	・ 大型商業複合施設 ・ コンビニエンスストア、スーパーマーケット等、主に徒歩圏を商圈とする施設 ・ 各種飲食店、娯楽施設、仕事と子育てを両立する女性への支援や高齢者の生きがいづくり・社会貢献意欲等に応える民間事業型支援施設 ・ 郵便局、銀行等の市民顧客対応の窓口を有する民間施設
社会施設	・ 公共公益性から計画的・客観的に判断され提供される社会的サービス施設等
教育文化施設	・ 人材育成を担う教育施設（小学校、中学校、高校、大学、専修・各種学校等、学習支援施設（学習教室、サポート校等）） ・ 図書館・生涯学習施設、美術館等

（３）立地誘導する生活利便施設

本市の将来都市構造における中心拠点、市域全体の求心核としての役割を持ちますが、前述のとおり、その周辺一帯の中心市街地は、人口集中地区内であるものの人口減少と高齢者の大幅な増加傾向がみられます。

中心市街地においては、都市規模の維持と多世代の交流による地域活力と賑わいを創出するため、一定以上の人口密度の維持・回復とともに、その人口規模と年齢階層に対応する都市機能を備える必要があります。

そのため、都市機能誘導区域には、人口集積力があり、かつ多世代のニーズに応えられる都市機能増進施設として、３次生活圏もカバーする高次医療機能・複合型商業機能・教育文化機能等を有する施設の立地誘導を図ることが望ましいといえます。

中心市街地における高次機能の新規導入や生活利便施設の集積とともに公共交通ネットワーク・移動環境が充実していくことにより、市民・就業者等へ提供される都市的サービスの量・質が高まると同時に、まちなか居住の促進を期待することができます。

【医療機能】

病院は既に都市機能誘導区域内も含め市内各所に立地していることや、診療所・健診センター・健康増進施設については、地域住民に身近な施設として市内各地に必要とされるため、特定の区域に誘導する施設として定めません。

先進治療等を行う医療施設は、周辺の居住誘導区域のみならず、広域的にも多くの市民ニーズに応える公益性の高い都市機能として効果を期待できることから、誘導施設として設定します。

【福祉施設及び地域社会施設】

福祉施設及び地域社会施設については、地域住民に身近な施設として市内各地に必要とされるため、特定の区域に誘導する施設として定めません。

【商業・業務機能】

コンビニエンスストア、スーパーマーケット、各種飲食店、娯楽施設、郵便局・銀行等については、地域住民に身近な施設として市内各地に必要とされるため、特定の区域に誘導する施設として定めません。

大型商業施設については、集客力・販売力とともに、高齢者の健康増進・生きがいづくりや働く子育て世代への支援となるサービス事業の入居など、多様なニーズに応える複合性があります。既存の商店や施設等との回遊性を含め、多くの人々の生活利便性の維持・確保とまちの活性化を期待できることから、誘導施設として設定します。

【教育文化機能】

小学校・中学校・高校等の教育施設、学習支援施設、生涯学習施設については、地域住民に身近な施設として市内各地に必要とされるため、特定の区域に誘導する施設として定めません。

図書館、美術館については、市内の全ての公共交通が結節している太田駅の直近に新しい施設が整備済みであるため、誘導施設として定めません。

地域活力の維持、まちの賑わいの創出、人材豊かなまちづくりの一環として、専修学校・各種学校・大学を都市機能誘導区域内に立地誘導し、若者のまちなか居住の促進と昼間人口の維持・確保を図ります。

以上の整理・検討結果を踏まえ、本市においては、都市機能誘導区域への立地を誘導する生活利便施設（誘導施設）を次表のとおり設定します。

なお、誘導施設の立地動向を把握することが計画の効果検証のうえで重要であるため、都市機能誘導区域外での誘導施設の立地（開発や建築）にあたっては市への事前届出が必要です。

■誘導施設

医療機能	医療法第 1 条の 5 に規定する医療施設のうち、救急機能、先進医療機能、機能回復機能を有する施設
商業・業務機能	大型商業施設（大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む））
教育文化機能	学校教育法第 124 条に規定する専修学校、学校教育法第 134 条に規定する各種学校、学校教育法第 1 条に規定する大学

2 都市機能誘導区域の設定

（１）都市機能誘導区域の考え方

①都市機能誘導区域とは

立地適正化計画では、居住誘導区域の制度と都市機能誘導区域の制度を設けています。

この制度は、都市を集約化させる際の核となる一定のエリアを都市機能誘導区域として設定し、さらに区域内に誘導したい生活サービス機能や、機能誘導に伴いエリア内で施す施策をあわせて定めることで、具体的なターゲットや用いる手段を明確にしながら都市機能の集約化を進め、高密度な区域をつくるものです。

都市機能誘導区域は医療や福祉、商業などの都市機能を中心拠点や生活拠点に集約させることにより、これらのサービスを効率的に提供できる環境を整え、都市の持続可能性を高める上で必要となる「都市機能の集積拠点」を形成するために定める地域です。

②基本的考え方

本市における都市機能誘導区域は、将来都市構造の中で拠点として位置づけた次のような地域が考えられます。

中心拠点	太田駅を中心としたエリア
地域拠点	尾島地区中心部等の一帯、新田商業団地とその周辺の公共公益施設等を含む一帯、藪塚地区中心部一帯
生活拠点	中心拠点・地域拠点と連携・補完する生活利便施設の集積する場所

これらの地域の中でも太田駅を中心とした中心部地域は他の地域よりも高い密度で都市機能が集積しており、また鉄道やコミュニティバスなどの公共交通機関によるアクセシビリティも高くなっています。また、この地域は太田市都市計画マスタープランでも重点的な整備を図っていくエリアとして位置づけられており、今後も都市基盤等の整備が見込まれます。

このようなことから、中心部地域を本市の中心拠点として都市機能を維持し、充実させていく必要があるため、都市機能誘導区域として設定し、誘導する施設（都市機能誘導施設）を設定します。

（２）都市機能誘導区域の設定方針

居住誘導の方針と整合するように、次に示す諸要件を満たしているエリアを対象として都市機能の適正な誘導を図ります。

視点	要件
土地利用状況	・ 法令の規定や条例により誘導施設の立地が規制されていないエリア ・ 将来都市構造における拠点かつ中心市街地・地域の活性化に効果的なエリア ・ 道路・下水道等の都市施設が整備済みまたは、事業決定、事業予定があるエリア ・ 計画的な市街地整備（市街地再開発事業、土地区画整理事業）等により、高次都市機能や生活利便施設の立地または入居が可能なエリア ・ 工場等の非住生活系の施設や農地が混在していない一定規模以上のまとまりあるエリア
都市機能	・ 既に一定以上の都市機能（医療・福祉・商業・社会施設等）が集積しているエリア ・ 既存の都市機能との効果的なネットワーク化が望まれるエリア ・ 都市機能誘導により、空き店舗、空き施設、空きのテナントスペースの解消・活用、老朽家屋の更新、耐震化、都市景観の改善、回遊性の向上等の効果を特に期待できるエリア ・ 公的施設の活用の必要性和効果を将来的に検討するうえで考慮するエリア
交通利便性	・ 鉄道またはバスを利用して都市機能誘導区域内にアクセスしやすいエリア ・ 交通施設と生活利便施設が近く、日常的利用の相乗効果が高いエリア ・ 公共交通施設が整備済みまたは事業決定しているエリア
災害ハザード	・ 原則的に家屋倒壊等氾濫想定区域及び土砂災害警戒区域を除外したエリア

（３）都市機能誘導区域の設定

①都市機能誘導区域の範囲

・ 太田駅周辺の用途地域指定における商業地域（全域）と近隣商業地域（太田駅北側の土砂災害警戒区域部分を除く）の範囲 ・ 最重要の公共交通拠点である太田駅へアクセスしやすい概ね 500m～1 k m の範囲 ・ 太田駅周辺の市街地再開発事業地区や土地区画整理事業地区を含む範囲 ・ 公的機関・民間事業による都市機能集積のある住居系地域が指定されている範囲 ・ 病院の立地区域とその機能と連携する医療・福祉系施設の立地を図るための近隣かつ商業系用途地域で囲まれた範囲 ・ 基幹動線の交通環境の改善と沿道の街並み景観・防災上の配慮及び、土地利用の増進と都市機能の連携を意図した範囲
--

图 76 都市機能誘導区域

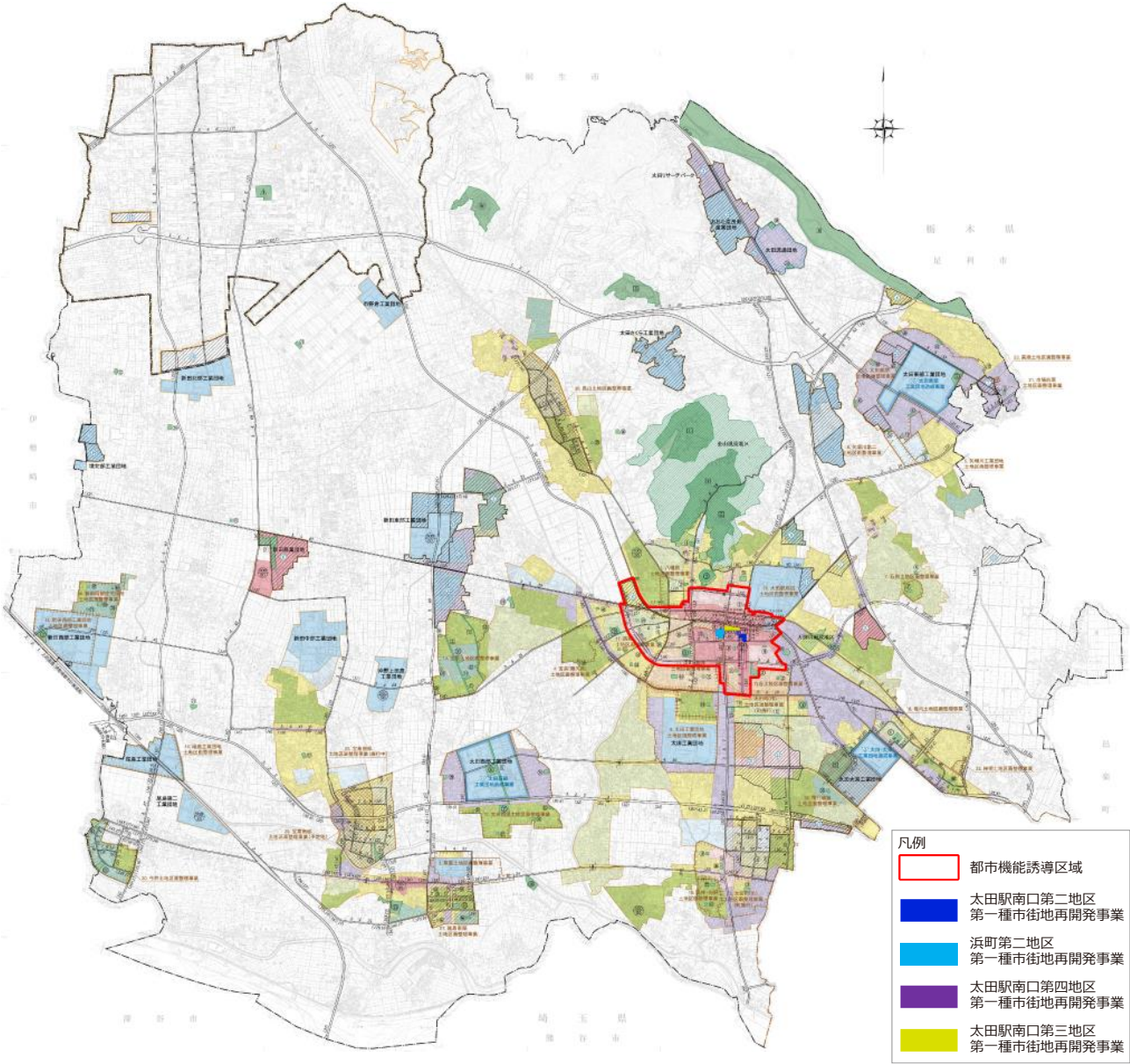
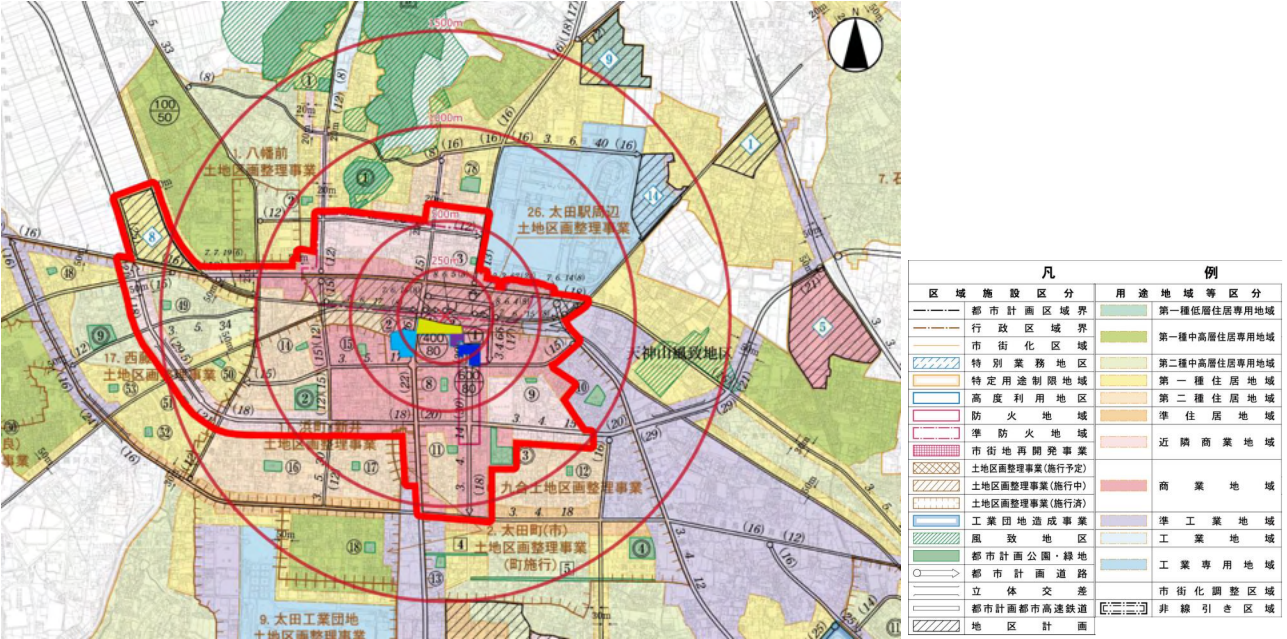


图 77 都市機能誘導区域(拡大図)



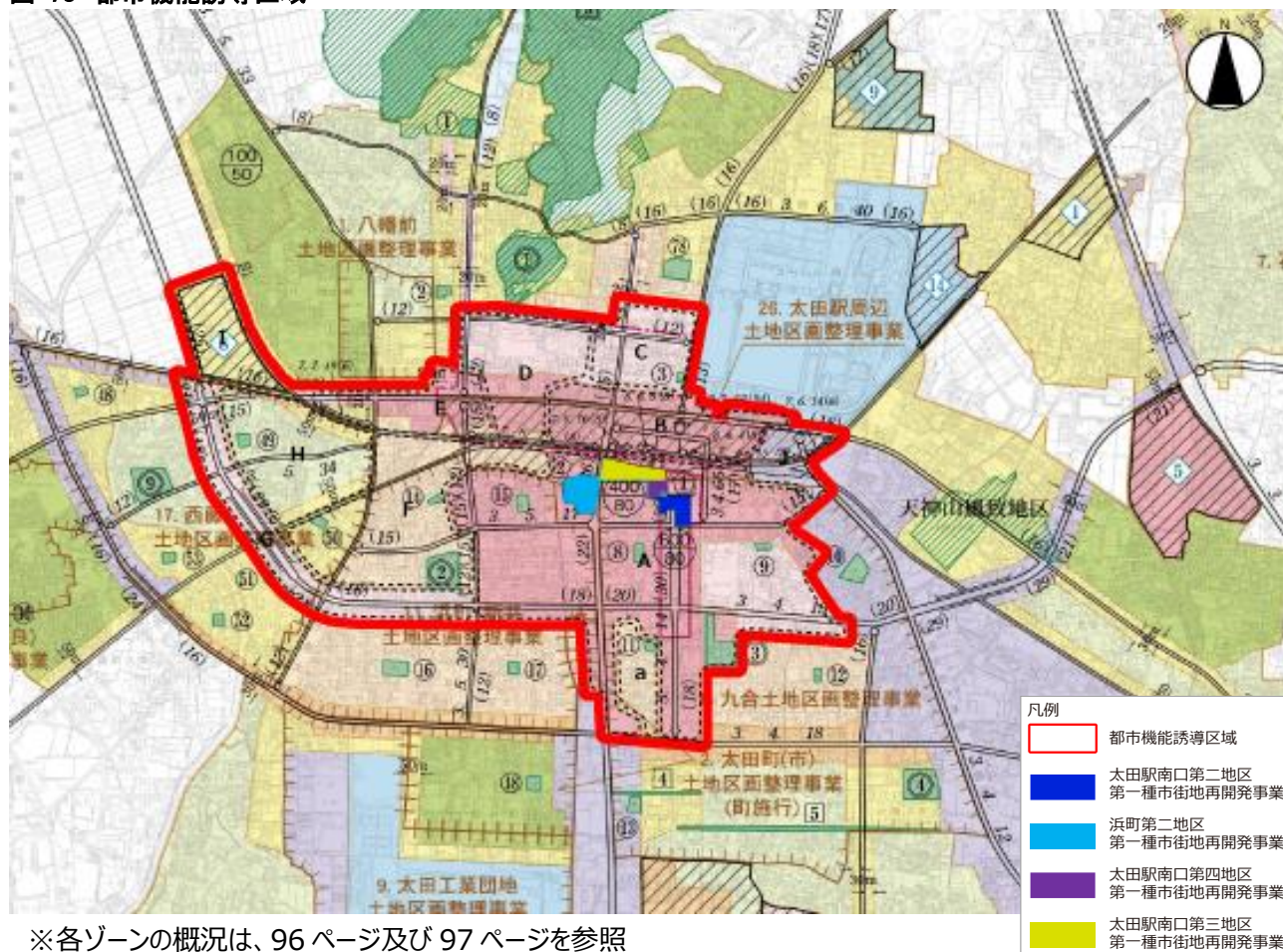
②都市機能誘導区域とその概況

設定した都市機能誘導区域内の現況土地利用や既存施設等を整理し、設定する誘導施設の立地を想定したゾーン区分を行い、その概況を次表に示します。

【用途地域の指定状況】

区域面積	全 体	238.3	ha
	第二種中高層住居専用地域	15.4	ha
	第一種住居地域	20.7	ha
	第二種住居地域	33.3	ha
	準住居地域	0.2	ha
	近隣商業地域	54.8	ha
	商業地域	108.0	ha
	準工業地域	5.9	ha
太田駅からの直線距離	最短地点	275	m
	最長地点	1,850	m

図 78 都市機能誘導区域



※各ゾーンの概況は、96 ページ及び 97 ページを参照

【各ゾーンの概況（その１）】

	将来の都市構造上の位置づけ、 都市形成上の果たすべき役割	現指定の 用途地域	既存の都市機能 （住生活系施設等）	当該ゾーン周辺の既存 の都市機能
A	・中心拠点を核とする求心的市街地 ・本市の都市の顔、シンボリックゾーン ・主要公共交通の結節点（基幹交通拠点）	商業地域、 近隣商業地域	市役所、保育所、文化交流、商業・金融、郵便局、交番、学校等	主にB、F、Dゾーン内の機能
a	・Aゾーンと一体的な基幹都市軸上の住生活ゾーン	第一種住居地域	保育所、公園	主にAゾーン内の機能
B	・Aゾーンと共に中心拠点を形成する太田駅周辺の主要ゾーン	商業地域	各種商業、医療、金融、文化交流機能等	主にA、C、Dゾーン内の機能
C	・中心拠点を補完する機能連携ゾーン	近隣商業地域	医療、専修学校	主にB、Dゾーン内の機能
D	・中心拠点に隣接し、都市を魅力づける主要な都市機能が集積したゾーン ・高次都市機能と各種生活利便施設が集積した中心市街地形成上の重要ゾーン	商業地域、 近隣商業地域	行政センター、児童センター、小学校、テクノプラザ	主にB、C、Eゾーン内の機能
E	・生活幹線沿道の主要ゾーン	商業地域	病院、小規模な店舗	主にDゾーン内の機能
F	・中心拠点隣接の都市機能補完ゾーン	第一種住居地域 第二種住居地域	医療、福祉、商業等	主にA、Gゾーン内の機能
G	・F、H、Iゾーンと共に藪塚、新田方面の都市軸（交通軸）の結節ゾーン	近隣商業地域	沿道型商業施設、診療機能等	主にF、H、Iゾーン内の機能
H	・G、Iゾーンと共に藪塚、新田各方面の都市軸（交通軸）の結節ゾーン	第二種中高層住居 専用地域、 第一種住居地域、 近隣商業地域	市役所（一部）、保険福祉事務、介護老人保健施設、高等学校	主にF、G、Iゾーン内の機能と、周辺（南西側）に立地済みの私立学校、デイサービスセンター、保育所、公園等
I	・医療連携・救急防災の重要拠点 ・藪塚、新田の各方面の都市軸（交通軸）の結節ゾーン	第一種住居地域	病院、専修学校	主にG、Hゾーン内の機能
J	・中心拠点隣接ゾーンとしての土地利用の増進と環境整備を図るべきゾーン	準工業地域	小規模店舗、老人デイサービスセンター	主にA、Bゾーン内の機能

【各ゾーンの概況（その２）】

ゾーンの機能的特性 (都市的ポテンシャル)		空間または環境上の改善点・方向性	都市形成の留意点・視点
A	高次都市機能、昼夜間人口（高密度）を確保するための多世代のニーズに応える多種多様な住生活系施設の集積と機能連携（市街地総合再生計画に位置づけられた第一種市街地再開発事業が実施されており、中心市街地において最も都市的ポテンシャルが高い）	太田駅周辺の魅力的都市空間、風格のある街並み、買い回りしやすい利便性と快適な移動環境の創出、耐震化	・安全安心まちづくりの推進 ・パーク通りを活かした回遊動線のネットワーク形成の推進
a	Aゾーンの機能と連携した住生活系機能の誘導	中心部の住宅地としての生活環境の保全	
B	太田駅周辺の生活幹線沿道に展開する新たな機能集積と、太田駅北側周辺住民の生活利便性を確保するための機能立地の誘導	一部の老朽家屋・施設、土地利用の更新による耐震化、街並み景観の改善、空間の有効利用	・安全安心まちづくりの推進 ・商業地域における新規機能の立地誘導 ・住環境の保全とその環境に馴染む住生活系機能（福祉・健康・診療、交流機能等）の適正な立地誘導
C			
D			
E			
F	Aゾーンとの機能連携等		
G	中心拠点と新田・藪塚各方面の都市軸の結節ゾーンとしての機能集積の促進	幹線道路沿道としての空間の高度利用等	
H	周辺の医療機能と連携する、住環境を立地適地とする福祉系施設の立地誘導	一部の老朽家屋の耐震化、街並み景観の改善、空間の有効利用	
I	総合・高度先進医療、救急防災のネットワーク拠点	現状維持	・安全安心まちづくりの推進 ・東西の主要交通軸の出入口（各都市軸の結節点）にあたるゾーンとしての適正な土地利用（機能配置・空間形成）
J	隣接する中心拠点（商業地域）と連携する機能の立地誘導	2本の公共交通軸の出入口の部分にあたるゾーンとしての良好な景観形成 鉄道沿いの低未利用地の有効活用による空間の高度利用	

第9章 都市機能及び居住を維持・誘導するための施策

1 施策の方向性

本市では、人口減少や高齢化が進んだ20年後を見据え対応できるよう、「都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導」、「まちづくりと連携した利便性と快適性の高い持続可能な公共交通の構築」、「居住誘導区域における生活環境の拡充と人口密度の維持」により、『多極ネットワーク型コンパクトシティ』を目指します。

この実現に向け、都市機能誘導及び居住誘導に係る届出制度(※)を適正に運用するとともに、都市機能及び居住を維持・誘導するための施策を、時間軸をもって講じていきます。

(1) 都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導

- 高次都市機能をはじめ様々な都市機能が集積している中心地区では、既存の都市機能を有効活用するとともに、さらなる都市機能を誘導します。
- 住宅を中心とした市街地が形成されている地域拠点では、住民の日常生活を支える都市機能を維持・充実させます。
- 高校、大学等が立地する地区においては、高等教育機関等の区域外への移転を防ぎます。

(2) まちづくりと連携した利便性と快適性の高い持続可能な公共交通の確立

- 中心拠点の交通軸を強化・形成します。
- 中心拠点の中心軸と地域拠点を便利な連絡で確保します。
- 地域拠点と生活拠点との連絡を確保します。
- 都市圏の連携を支える交通軸を確保します。
- 市民の積極的な関わりを推進します。

(3) 居住誘導区域における生活環境の拡充と人口密度の維持

- 他市町村からの人の呼び込みや、若い世代の地域への定着等を進め、市域全体の人口減少の抑制を図ります。
- 居住誘導区域内の生活利便性を高めるとともに、受け皿となる住まいの流動化を図るなど、居住誘導区域内への住み替えをゆるやかに誘導します。
- 高度化・多様化する市民ニーズに対応するとともに、様々な都市機能を身近な範囲で利用できる利便性の高い地域の形成に向けた拠点機能性の向上を図るため、生涯学習や子育て支援、福祉サービス、保育施設などを地域拠点や生活拠点に整備しやすくなるよう支援を検討します。
- 災害ハザードマップにおいて、浸水想定区域内にある居住誘導区域内については、太田市地域防災計画に基づいて適切な避難誘導体制について検討します。さらに居住者を中心に自助・共助の考えも含めた避難マニュアルの作成などによる防災意識の高揚を図るなど、市民が安心して暮らせる地域を目指します。

※届出制度（都市再生特別措置法第88条、第108条及び第108条の2に規定）とは

以下の行為に対し、行為の30日前までに市への届出が義務付けられるもの。

- 1：都市機能誘導区域外において、誘導施設を新築または新築目的の開発行為等を行う場合。
- 2：都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止する場合。
- 3：居住誘導区域外において、3戸以上の住宅を新築または新築目的の開発行為（2戸以下であってもその規模が1,000㎡以上の開発行為を含む）等を行う場合。

詳細は、別途作成の「太田市立地適正化計画 届出の手引き」を参照ください。

2 都市機能及び居住等を維持・誘導するための施策

(1) 都市機能誘導に係る施策

・ 都市機能誘導区域への施設整備及び区域内の活性化によるにぎわいの創出

都市再生整備計画事業など国の支援制度の活用により、中心拠点への新たなにぎわい拠点として文化交流施設等を整備したほか、誘導施設の整備及びこれらの整備と併せて都市の再構築に必要な事業について検討します。

実施事業	○太田駅南口第三地区第一種市街地再開発事業 ○太田駅周辺土地区画整理事業 ○空き店舗対策支援事業 ○商店リフォーム支援事業
実施予定の事業	○太田駅南口第四地区第一種市街地再開発事業 ○（仮称）市道1級20号線ほか1路線道路改良事業
今後、想定される事業等	○（仮称）太田駅北口駅前駐車場整備事業 ○太田駅南口地区市街地総合再生計画関連事業 ○都市構造再編集中支援事業 ・太田市中心市街地（第三期）地区

(2) 居住誘導に係る施策

・ 居住の誘導に資する事業

社会インフラ整備や公共施設を整備するなどして、ある程度のまとまった範囲で高密度なにぎわいのある区域を形成するために、良好なコミュニティの形成とともに、持続的に確保されるよう、防災機能の強化なども念頭に、だれもが住みやすいと感じることのできる住環境整備に取り組めます。また、居住の誘導に効果的な事業等についても引き続き検討していきます。

実施事業	○太田駅南口第三地区第一種市街地再開発事業（再掲） ○太田駅周辺土地区画整理事業（再掲） ○東矢島土地区画整理事業 ○宝泉南部土地区画整理事業 ○尾島東部土地区画整理事業 ○市営住宅集約促進事業（市営住宅建替事業） ○空き家対策事業 ○空き家等除却補助事業 ○狭あい道路整備事業 ○木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業 ○居住誘導区域内における住宅開発許可基準（道路基準）の緩和 ○太田市移住者まちなか住宅取得支援金交付事業
実施予定の事業	○太田駅南口第四地区第一種市街地再開発事業（再掲）
今後、想定される事業等	○太田駅南口地区市街地総合再生計画関連事業（再掲） ○宝泉南部土地区画整理事業内公園建設事業 ○尾島東部土地区画整理事業内公園建設事業

（３）公共交通ネットワークに係る施策

・公共交通の利便性やサービスの向上

中心拠点内を快適に移動でき、さらに中心拠点と地域拠点を円滑に移動できる、利便性の高い公共交通網の再編を図るとともに、高齢者など公共交通の需要が高まる世代の利用促進に取り組みます。

また、自転車との乗り継ぎ等の連携機能の向上や交通系ＩＣカードによる利用しやすい料金制度と商店街と連携したサービスなどを検討することにより公共交通の利便性や快適性、優位性を高めます。

なお、居住誘導区域外における一定規模の既存集落や既存市街地での公共交通についても、将来的な誘導施策を踏まえながら利便性やサービスの向上を検討していきます。

実施事業	○太田市地域公共交通網形成計画に基づく公共交通の再編成 ○おうかがい市バス事業
実施予定の事業	○地域公共交通路線バス運行事業 ○「GunMaaS」の導入
今後、想定される事業等	○公共交通結節点ネットワーク環境向上事業 ○地域公共交通利用促進事業

（４）公共施設等総合管理計画と連携した公的施設の維持誘導

市有施設を長期的な視点で維持・管理していくことを目的に策定された「太田市公共施設等総合管理計画（令和５年３月改訂）」と連携し、施設の維持・誘導に努めます。また、公共施設の更新時等においては、中心拠点、地域拠点及び生活拠点への集約、複合化を検討していきます。

実施事業	○本庁舎設備等保全事業 ○行政センター改修事業 ○（仮称）太田西複合拠点公共施設建設事業
実施予定の事業	○学校における存続、統合、分割などによる適正化事業
今後、想定される事業等	○公共施設の更新等に伴う施設の集約、複合化

（５）実施済みの主な事業

名称	太田駅南口第二地区第一種市街地再開発事業
面積	約 0.8 ha
※ １～３は太田駅南口第二地区第一種市街地再開発事業 事業概要より引用 １．事業の概要 太田駅を中心とする地域は、古くから太田市の中心的役割を果たしてきた地域であり、太田市都市計画マスタープランにおいても太田市の中心拠点として位置づけられています。しかし、高齢化や商店街の衰退による魅力・賑わいの低下や定住人口の減少などの問題を抱えています。 南口地区では、昭和 41 年から昭和 44 年にかけて太田駅南口防災街区造成事業により整備された地区の建築物は 40 年余を経過し、老朽化による耐震性への不安、ライフスタイルの変化やモータリゼーションの進展など社会環境の変化にも対応できていないなど、様々な問題を抱えており、太田市の『顔』としての再整備が求められています。 本地区は、太田駅南口の駅前広場を挟んだ正面に、約 130m の位置にあり、都市計画道路 3・4・14 太田駅南口線を挟んで西街区と東街区からなる約 0.8ha の区域です。西街区においては平面駐車場として有効な高度利用がなされておらず、東街区は、前述の太田駅南口防災街区造成事業により整備され築 40 年余を経過した	

老朽建物であり、都市防災上の安全対策や駅前に相応しい都市機能の更新が必要となっています。

また、平成 26 年 3 月に策定された太田駅南口地区市街地総合再生計画において、「太田市の『顔』として区域内の都市機能の更新・再整備について先導的な役割を果たす地区」と位置づけられています。

2. 事業の目的

本地区では、太田市が進める太田駅南口駅前広場整備事業と連携して、市街地再開発事業により、店舗、業務、都市型住宅及び駐車場などの機能を有する建築物を整備し、健全な高度利用と都市機能の更新と定住人口の増加と消費購買力の向上を図るとともに、都市景観やバリアフリーに配慮した公共空間を創出し、太田市の『顔』としての整備を進め、区域内の再整備において先導的な役割を担うことを目的とします。

3. 設計概要

①方針

太田駅南口地区市街地総合再生計画の基本方針に基づき、商業、業務、都市型住宅、駐車場など暮らしに身近な機能を集約し、公共空間と一体となった美しい街並み形成と健全な高度利用による防災性の強化を図るとともにバリアフリー、環境負荷の低減、景観計画、植栽計画などにも配慮し、安全性、快適性、利便性、集客性の向上を目指します。

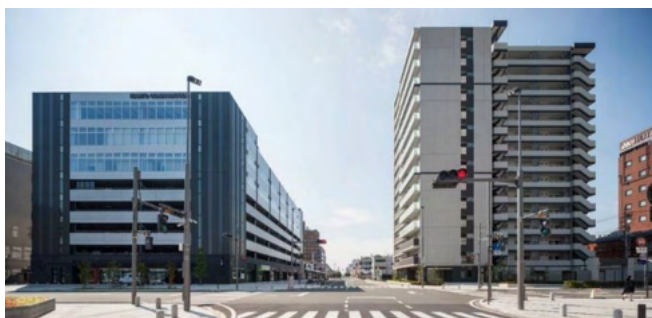
②西街区設計方針

施設建築物は、太田駅前の立地性を活かし 2 階～15 階は多世代にわたって使い続けることができる質の高い都市型住宅を整備します。1 階は太田駅南口に面したエリアには、住宅のエントランス及びアプローチ、駐車場、緑地を整備します。南側エリアには、駐車場とバイク置き場を整備します。南側エリアのピロティ内に区画した駐車場は分譲駐車場とします。駐輪場は建物内に整備します。

③東街区設計方針

施設建築物は地上 8 階とし、1 階には商業・業務施設、2 階～5 階を自走式駐車場（一部、西街区都市型住宅用駐車場合む）、6 階～8 階を業務施設として整備します。駅前玄関口に面する、ゲートとして相応しい複合用途ビルディングのファサードデザインとし、街並みに新たな潤いと安らぎを付与できるランドマークとなることを目指します。

完成後 太田駅南口より再開発事業地区を見る
(左側：東街区 右側：西街区)



名称	太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業
面積	約 1.3ha
※1～3 は太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業 事業概要より引用 1. 事業の概要 太田駅南口周辺は土地区画整理事業により都市基盤の整備が行われてきましたが、太田駅南口から約 300 mの距離に位置する太田市浜町の一部、（東側）都市計画道路 3.3.7 太田妻沼線及び（北側）区 8－13 号に囲まれた地区は、穴抜け状に土地区画整理事業の施行地区からはずれ、公共施設及び土地の整理が行われず旧態のままの土地利用がなされています。 本事業の施行地区は、この街区のうち、太田商工会議所及び一部の民有地を除く、北側の約 1.3 ha とします。 施行地区内には、民有地（測量の合計面積約 10,149.64 m²）の他、旧認定市道（1-221）（655.10 m²払下済み）がありますが、現状は隣接する駐車場の一部のごとく利用されています。また、従前建物は、築51年のボウリング場（鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建延べ約 5,575 m²）があります。 宅地の約半分は平面駐車場として利用され、現状の容積率は約 55%、建ぺい率は約 36%となっています。 2. 事業の目的 太田市では、第 2 次太田市総合計画や太田市立地適正化計画（都市機能誘導区域）等と整合した将来像の実現に向けて、平成 30 年 5 月に新たな「太田市都市計画マスタープラン」が策定されました。このマスタープランでは、目指すべき“まち”の姿として『風格と魅力あふれるまち おおた』と定め、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」実現のための最初のテーマとして『中心市街地の機能集積と郊外の「まちのまとまり」を維持した暮らしやすいまちづくり』を掲げています。また、地域の整備方針として、①太田駅周辺は、市全域の中心拠点として多様な都市機能を持った魅力ある商業地として位置づけ、高次都市機能としての医療・福祉・商業施設等の利便施設の集積を図り、誰もが集い、ふれあえる交流空間づくりを進めます。②市街地再開発事業等により、土地の高度利用や都市機能の集約・再配置を推進し活性化を図ります。③太田駅を活かしたパークアンドライドシステムの導入とともに、商店街などを中心に、誰もが安心して歩ける快適な市街地環境の形成に向け、自動車交通の円滑化にも効果的な駐車場の適正な配置を図ります。などの方針を定めています。 本事業では、事業に先立ち、旧認定市道（1-221）が土地の一体的利用を阻害しているため、これらを認定廃止、用途廃止の上、払下げにより民有地とし、合理的な一体利用を可能とし、その上で、市街地再開発事業により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、公共の福祉に寄与することを目的とします。 施設整備については、土地を一体的に活用し、業務・商業施設と自走式立体駐車場を整備し、業務テナント、商業テナントを誘致することで利便施設の集積を図るとともに、昼間就業人口の増加及び新たな集客によるにぎわいを創出することにより、市民のふれあい交流空間を創出します。また、地上部においても快適な歩行空間の確保、バリアフリーや都市景観に配慮した公共空間を創出します。 3. 設計概要 土地を一体的に活用し、業務・商業施設と自走式駐車場を整備し、業務テナント・商業テナントを誘致することで利便施設の集積を図るとともに、昼間就業人口の増加や集客による賑わいを創出することにより交流空間をつくれます。また、快適な歩行空間の確保、バリアフリーや都市景観に配慮した公共空間を創出します。 ①テナント棟 1 施設建築物は 5 階建てとし、1 階は店舗・業務施設、2～4 階は業務施設、5 階は地域に開放された食堂と	

貸ホールとして整備します。1 階は前面の国道に対して開いた形態とし視認性を高めるとともに、建物前面に歩行空間を整備し、施設を安心して利用できる環境を整備します。

②テナント棟 2

施設建築物は 5 階建てとし、1 階は国道沿いという立地を活かし店舗を配置。2 ～ 5 は業務施設として整備します。1 階部分は店舗前面をピロティ駐車場とし雨天時でも利用しやすいように整備します。

③自走式駐車場

施設建築物は 4 階建てとし、駐車スペースは屋上を含め 5 段分整備します。時間貸しや月極など、施設利用者やテナント従業員用の他、駅や周辺施設の利用者など多様な駐車需要に対応できる施設とします。

完成後 国道 407 号線より再開発事業地区を見る

(右側：テナント棟 1 左側：テナント棟 2 中央奥：自走式駐車場)



第10章 防災指針

1 防災指針の基本的な考え方

(1) 防災指針策定の背景

近年、全国各地で河川氾濫や内水氾濫による浸水や土砂災害が発生し、人命、家屋及び社会経済に甚大な被害が生じており、今後も気候変動等の影響により、自然災害が激甚化・頻発化することが懸念されています。このような自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害リスクを勘案した防災まちづくりを進めていくことが必要であることから、令和2年6月に「安全なまちづくり」を推進するため、改正都市再生特別措置法等が公布されました。

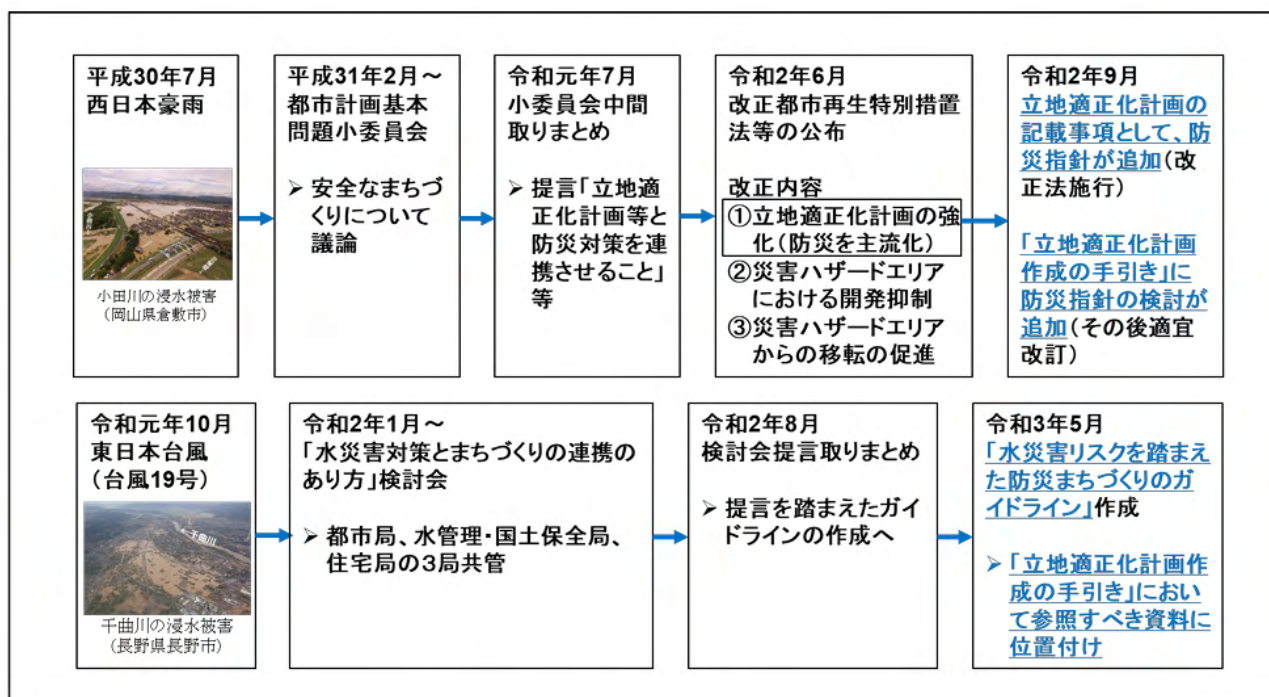
本改正において、①立地適正化計画の強化（防災を主流化）、②災害ハザードエリアにおける開発抑制、③災害ハザードエリアからの移転の促進が示されました。

このうち、①立地適正化計画の強化（防災を主流化）については、令和2年9月の改正法施行により、立地適正化計画の記載事項として、「防災指針」が追加されました。

防災指針の検討にあたっては、災害リスクの分析結果を踏まえ、コンパクトで安全なまちづくりを推進する観点から居住誘導区域を設定するとともに、既存市街地に残存する災害リスクの回避、軽減に向けた取組方針及び施策を検討することが必要です。

本市のまちづくりの理念である「だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまち」の実現に向け、居住誘導区域内の防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組んでいく必要があるため、太田市立地適正化計画に防災指針を定めます。

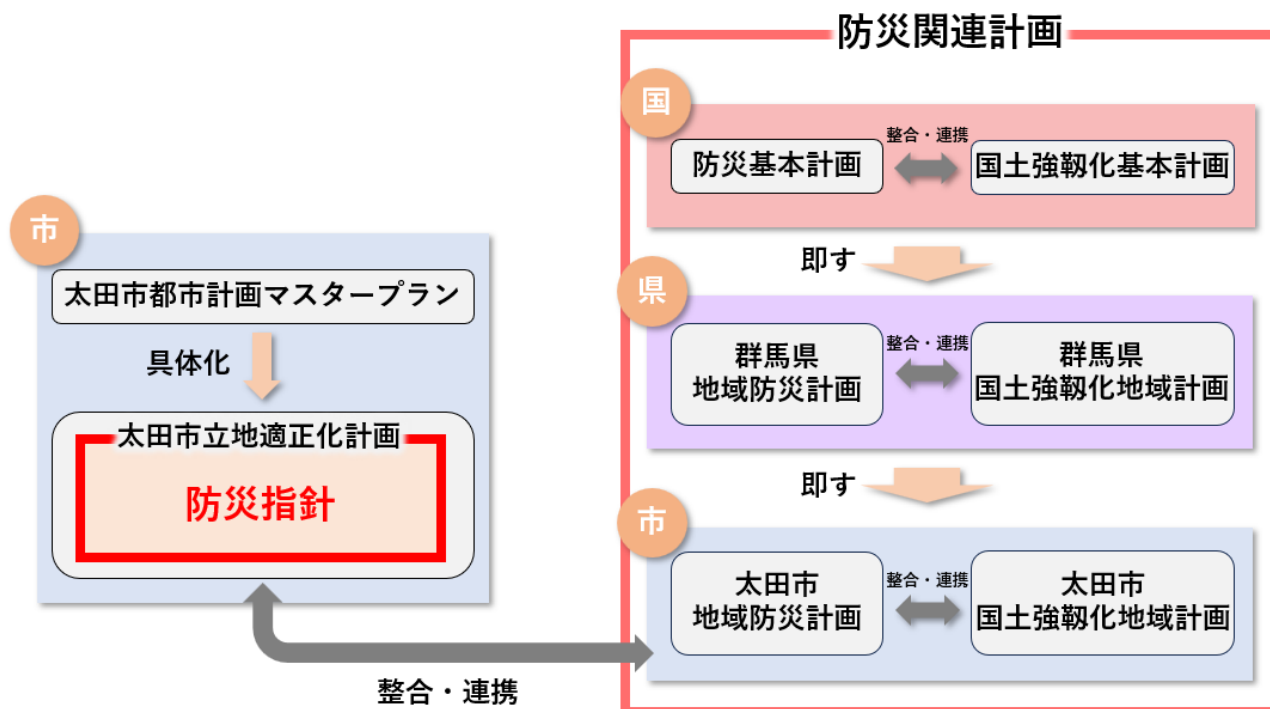
図 79 近年の自然災害を踏まえた国における防災まちづくりの動向（防災指針制度化の経過）



（２）防災指針の位置づけ

防災指針は、太田市立地適正化計画の一部であり、防災関連計画である太田市国土強靱化地域計画及び太田市地域防災計画との整合・連携を図ります。

図 80 太田市の防災指針の位置づけ



（３）防災指針検討の流れ

防災指針の検討は、以下の流れで行います。



2 災害リスクの分析及び課題の整理

(1) ハザード情報等の収集

太田市における防災まちづくりの将来像及び取組方針を検討するにあたり、災害リスクを分析し、防災上の課題を整理するために、以下のハザード情報等を収集します。

＜ハザード情報等一覧＞

種別	頁数	ハザード情報等資料	発生確率	資料概要	基準	太市内 当該ハザード 情報等の有無
水害	p.120- p.124	多段階の 洪水浸水想定図	概ね 30年に1回程度 50年に1回程度 100年に1回程度 200年に1回程度 ↓ 発生する降雨	＜概ね 30年・50年・100年・200 年に1回程度発生する降雨における 浸水深＞ 浸水深を色分け表示	浸水深 (0m～10m)	有
	p.125	洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) 浸水深	概ね 1000年に 1回程度 発生する降雨	＜想定最大規模の降雨における浸水 深＞ 概ね 1000年に1回程度発生する降 雨における浸水深を色分け表示	浸水深 (0m～10m)	有
	p.126- p.129	水害リスクマップ	河川により想定が 異なる	＜頻度を基準とした区域＞ 発生頻度に応じて色分け表示 ＜参考資料＞ 石田川圏域	浸水深 (0m以上) (0.5m以上) (3.0m以上)	有
	p.130	洪水浸水想定区域図 (計画規模) 浸水深	河川により想定が 異なる	＜計画規模の降雨における浸水深＞ 河川により設定が異なる規模の降雨に おける浸水深を色分け表示	浸水深 (0m～10m)	有
	p.131	洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) 浸水継続時間	概ね 1000年に 1回程度 発生する降雨	＜想定最大規模の降雨における浸水 継続時間＞ 概ね 1000年に1回程度発生する降 雨における浸水継続時間を色分け表 示 ※浸水継続時間の定義＝浸水深 50cm 以上になった時点から、 50cm を下回るまでの時間	浸水継続時間 (0時間～ 672時間 以上)	有
	p.132	家屋倒壊等 氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)	概ね 1000年に 1回程度 発生する降雨	＜想定最大規模の降雨における家屋 倒壊等想定＞ 概ね 1000年に1回程度発生する降 雨における家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食) を表示	—	有
	p.133	防災重点ため池の 浸水想定区域	—	・ため池ハザードマップ（浸水深） ・ため池ハザードマップ（歩行困難 度）	浸水深 (0.2m以下) (0.2m～0.4m) (0.4m～0.8m) (0.8m以上)	有
	—	内水浸水想定区域図	—	(令和7年度までに作成予定)	—	—

<ハザード情報等一覧>

種別	頁数	ハザード情報等資料	資料概要	基準	太田市内 当該ハザード 情報等の有無
土砂災害	p.134- p.135	砂防三法指定区域 (急傾斜地崩壊危険区域)	急傾斜地崩壊危険区域をハッチング表示	—	有
	p.136- p.137	砂防三法指定区域 (砂防指定地)	砂防指定地をハッチング表示	—	有
	p.138	砂防三法指定区域 (地すべり防止区域)	地すべり防止区域をハッチング表示	—	有
	p.139- p.140	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域と土砂災害“特別”警戒区域を色分け表示	—	有
	p.141	大規模盛土造成地	谷埋め型盛土、腹付け型盛土の各造成地を色分け表示 ※谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が 3,000 m ² 以上のもの ※腹付け型大規模盛土造成地：原地盤面の勾配が 20 度以上かつ盛土の高さが 5 m 以上のもの	—	有
	p.142	山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区を色分け表示	—	有
地震	p.143	震度分布 (太田断層)	<太田断層を震源とする想定震度> 想定される震度を色分け表示	震度 7 震度 6 強 震度 6 弱 震度 5 強	有
	p.144	液状化危険度分布 (太田断層)	<太田断層を震源とする液状化危険度> 液状化危険度を色分け表示	液状化危険度	有
都市施設等	p.145- p.147	都市施設情報等	・ アンダーパス ・ 指定緊急避難場所・指定避難所 ・ 緊急輸送道路 ・ 要配慮者利用施設	—	有

＜主なハザード等に関する参考資料＞

① 洪水リスクを表す主要な情報

情報項目	資料概要
洪水浸水想定区域	浸水が予想されるエリア
浸水深	浸水の深さ
浸水継続時間※	氾濫水が到達した後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深 0.5mに達してから、その水深を下回るまでにかかる時間
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）※	一般的な構造の木造家屋が氾濫流の影響で、倒壊する恐れがある区域
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）※	河岸侵食が発生し、木造・非木造の家屋の倒壊等をもたらす恐れがある区域

※一般的には想定最大規模降雨（L2）を想定して解析されている。

1 洪水浸水想定区域

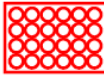
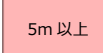
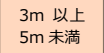
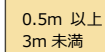
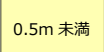
国土交通省及び群馬県では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模（想定最大規模）の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表しています。

また、これと併せ、当該河川の洪水防御に関する計画の基本（計画規模）となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される浸水深についても公表することとしています。

2 浸水深

浸水が想定される区域では、出水時の浸水深などの状況に応じた適切な行動が求められます。

早期の立退き避難が必要な区域及び浸水ランク別の避難行動の説明(洪水)

浸水深			避難行動	注釈	
早期の 立ち退き が必要な 区域	家屋倒壊等氾 濫想定 区域	 洪水 氾濫	木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う氾濫流が発生するおそれがあることから、早期の立ち退き避難が必要。	ただし、氾濫が既に開始している場合など、指定緊急避難場所へ立ち退き避難することにより、かえって命に危険を及ぼしかねない場合は、緊急安全確保が必要。	頑丈な高層ビル等の場合は自らの判断により屋内安全確保も可能な場合がある。
		 河岸 侵食	家屋が倒壊するような河岸侵食の発生するおそれがあることから、早期の立ち退き避難が必要。		
	家屋が水没するおそれのある区域  5m 以上  3m 以上 5m 未満		最上階も浸水するおそれがあることから、早期の立ち退き避難が必要。		浸水しない居室がある場合は、屋内安全確保が可能な場合がある。
その他の浸水想定区域  0.5m 以上 3m 未満  0.5m 未満			床上浸水または床下浸水が想定されることから、立ち退き避難が望ましいが浸水時に想定される状況を踏まえ、自らの判断により屋内安全確保も可能。		1 階が浸水するおそれがある区域の 1 階建ての建物等においては、早期の立ち退き避難が必要。
浸水想定区域外				浸水想定区域内の住民等が避難してくることも考えられるため、避難の手助けを行う。	

注 1：要配慮者については、避難をより早期の判断する必要があること、屋内安全確保をするためには要配慮者に応じた準備が必要であることに留意。

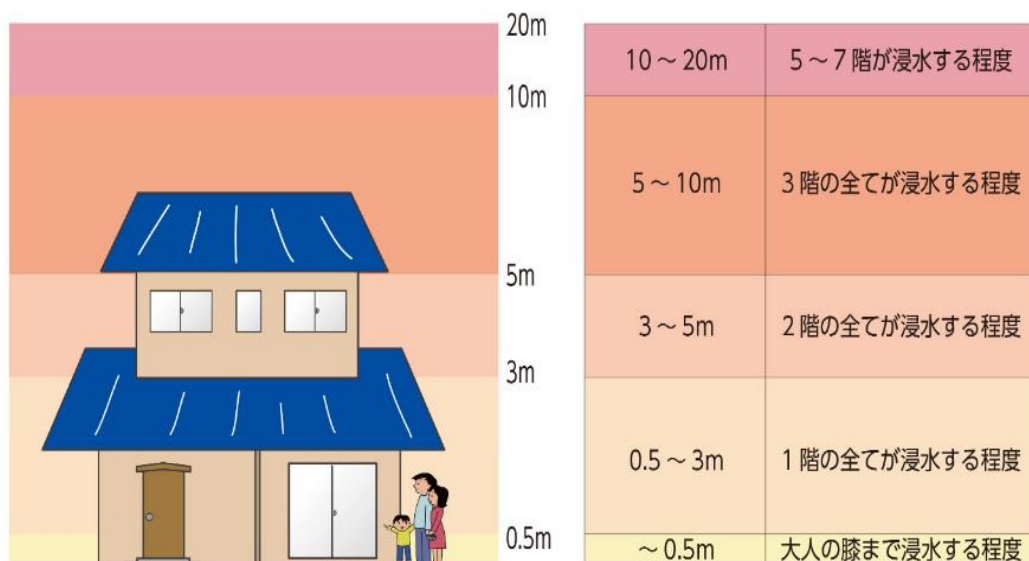
注 2：家屋の倒壊や水没の可能性が低い区域であっても、浸水継続時間が長く、多数の住民等が長期間にわたり孤立するおそれがある区域については、市町村の避難計画等において、配慮が必要である。

注 3：浸水想定区域外の区域についても、避難者受け入れ区域として、周知することも考えられる。

注 4：内水、高潮についてもこの表と同様の記載とする。

出典：「洪水ハザードマップ作成の手引き」(国土交通省)に一部加筆

図 81 浸水深の目安



3 浸水継続時間

浸水継続時間とは、任意の地点において、氾濫水到達後、浸水深 0.5m に達してから最終的に 0.5m を下回るまでの時間を示すものです。

浸水が長時間継続すると、食料等の備蓄が不足し、健康障害の発生や生命の危機が生じるおそれがあります。株式会社ウェザーニューズの「減災調査 2023」によれば、群馬県の非常食平均備蓄は、約 72 時間(3 日)分となっています。

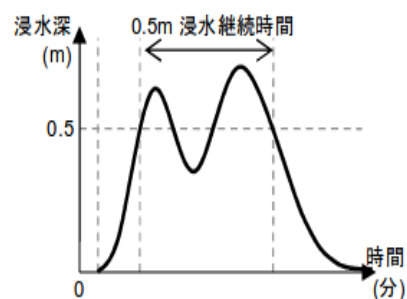


図 82 自宅で避難した場合の生活環境悪化のイメージ



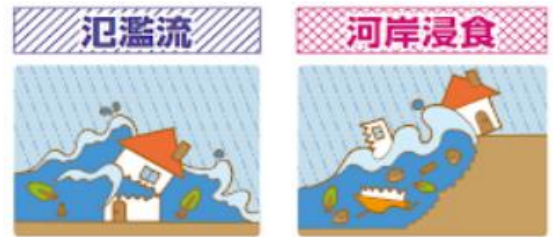
出典: 大規模水害対策に関する専門調査会(内閣府)

4 家屋倒壊等氾濫想定区域

国土交通省及び群馬県では、県内の洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨時に家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域を家屋倒壊等氾濫想定区域として公表しています。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）とは、一般的な構造の木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫流が発生するおそれのある区域で、当該家屋の居住者は、洪水時に立ち退き避難が必要となります。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）とは、木造・非木造家屋の倒壊等をもたらす家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食が発生するおそれのある区域で、当該区域の居住者は、建築物の構造に関係なく、洪水時に立ち退き避難が必要となります。



出典：五泉市災害ハザードマップ

5 計画規模降雨（L1）及び想定最大規模降雨（L2）

＜計画規模降雨＞

河川法に基づく河川整備基本方針において、施設整備により将来的に防ごうとしている目標降雨規模のことです。河川によって目標降雨の規模は異なり、年超過確率は、1/10～1/200 程度が想定されています。例えば、年超過確率 1/200 とは、1 年間に目標降雨の規模を超える降雨が 1 回以上発生する確率が 0.5%であるという意味です。本書では、「概ね 200 年に 1 回程度発生する降雨」と表記しています。

＜想定最大規模降雨＞

水防法に基づいて規定される想定し得る最大規模の降雨です。当該河川の流域に過去に降った雨だけでなく、近隣河川の流域に降った雨が、当該河川の流域でも同じように降るという考えに基づき、日本を 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定されています。年超過確率は、1/1,000 程度が想定されており、計画規模降雨と比べて発生する頻度は低いものの、浸水被害の規模は大きくなります。

6 多段階の浸水想定図・水害リスクマップ

これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」が作成されました。一方で、近年では、土地利用や住まい方の工夫の検討をはじめとした、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの機運の高まりから、さまざまな降雨規模下（以下、多段階と記載）での浸水想定図や、床下浸水以上の浸水範囲、1 階居室浸水想定以上の浸水範囲を、多段階で重ねた水害リスクマップを作成する取組が進められています。

発生頻度	高															
洪水流量	多															
前提条件	2017年3月時点の河川整備状況（白川激特事業、立野ダム及び黒川遊水地群は未完の状態）による															
	(1)高頻度(参考)				(2)中頻度(参考)				(3)計画規模(L1)				(4)想定最大規模(L2)			
降雨規模	10年に1回程度の規模の降雨により、白川・緑川が破堤した場合の浸水想定区域				50年に1回程度の規模の降雨により、白川・緑川が破堤した場合の浸水想定区域				150年に1回程度の規模の降雨により国・県管理河川が破堤した場合の浸水想定区域 白川流域：553mm/2日 緑川流域：279mm/12h ※国・県河川のうち代表的数値を記載				1000年に1回程度の規模の降雨により国・県管理河川が破堤した場合の浸水想定区域 白川流域：860mm/2日 緑川流域：595mm/12h ※国・県河川のうち代表的数値を記載			
浸水想定区域図																
	白川水系河川整備計画(H14.7)目標(1/20~1/30) ※立野ダム事業等の完了が前提(R4目途)				白川水系河川整備計画(R2.1)目標(1/60)				白川水系河川整備基本方針目標(1/150)							
(参考)白川における河川整備事業	洪水調節施設（立野ダム(R4)、黒川遊水地群）が完了することにより、下流・市街部ブロックでは1/20~1/30程度の規模に対応。								白川水系河川整備計画(R2.1)が完了することにより、下流・市街部ブロックでは1/60程度の規模に対応。							
浸水区分(単位：m)	~0.5	0.5~3	3~5	5~	~0.5	0.5~3	3~5	5~	~0.5	0.5~2	2~5	5~	~0.5	0.5~3	3~5	5~
浸水面積(単位：ha)	680 (1.7%)	1066 (2.7%)	67 (0.02%)	0.4 (0.001%)	2741 (7.0%)	5794 (15%)	202 (0.5%)	5.0 (0.01%)	1667 (4.3%)	5826 (15%)	5063 (13%)	37 (0.09%)	876 (2.2%)	7161 (18%)	3487 (8.9%)	621 (1.6%)
市域(全域(39,092ha)に占める割合)	500 (4.6%)	409 (3.8%)	5.6 (0.05%)	0.2 (0.002%)	1219 (1.1%)	1659 (15%)	66 (0.6%)	3.1 (0.03%)	1249 (12%)	2151 (20%)	572 (5.3%)	12 (0.1%)	542 (5.0%)	2852 (26%)	614 (5.7%)	211 (2.0%)
市街化区域(全域(10,795ha)に占める割合)	238 (4.0%)	233 (3.9%)	2.0 (0.03%)	0.1 (0.002%)	648 (1.1%)	965 (16%)	13 (0.2%)	1.5 (0.03%)	676 (11%)	1245 (12%)	363 (6.1%)	8.8 (0.1%)	344 (5.8%)	1658 (28%)	373 (6.3%)	132 (2.2%)
居住誘導区域(全域(10,795ha)に占める割合)																

※ 降雨規模(1)・(2)については、国土交通省 熊本河川国道事務所提供の浸水想定区域図を使用

出典：熊本市立地適正化計画

②土砂災害（特別）警戒区域



警戒区域では

警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

建築物の構造規制
危害を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であることが建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体】

特別警戒区域ではさらに

特定の開発行為に対する許可制
住宅地分譲や災害時要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
【都道府県】

建築物の移転勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

出典：土砂災害防止法とは（全国地すべりがけ崩れ対策協議会）

③砂防三法による規制区域

その他のハザードを表すものとしては、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の3つの法律（砂防三法）で規制される区域があります。なお、群馬県内における災害危険区域（建築基準法第39条）は、急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。

砂防三法による規制区域		
砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
根拠法 砂防法 指定権者 国土交通大臣 指定区域 ① 砂防設備を要する土地 ② 治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地 ○ 溪流若しくは河川の根拠侵食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は、顕著となるおそれのある区域 ○ 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域 等 規制行為 都道府県知事による許可制 ○ 都道府県が条例で定める行為 掘削、盛土、切土、土石等採取、堆積、竹木伐採 等 ▼災害の形態（土石流等） 	根拠法 地すべり等防止法 指定権者 国土交通大臣 又は 農林水産大臣 指定区域 ① 地すべり区域であって、公共の利害に密接な関連を有するもの ② 地すべり区域に隣接する区域（地すべり区域の地すべりを助長、誘発し、又は助長、誘発するおそれの極めて大きいもの）であって、公共の利害に密接な関連を有するもの 規制行為 都道府県知事による許可制 ① 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの ② 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ③ のり切又は切土 ④ 施設又は工作物の新築又は改良 等 ▼災害の形態（地すべり） 	根拠法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 指定権者 都道府県知事 指定区域 (※)傾斜度が30度以上である土地 ① 崩壊するおそれのある急傾斜地(※)で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの ② ①に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長、誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある土地の区域 規制行為 都道府県知事による許可制 ① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ② 施設又は工作物の設置又は改造 ③ のり切、切土、掘削又は盛土 ④ 立木竹の伐採 ⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出 ⑥ 土石の採取又は集積 等 ▼災害の形態（おけずれ） 

出典：国土交通省資料「砂防三法による規制区域と 土砂災害警戒区域等について」

④緊急輸送道路

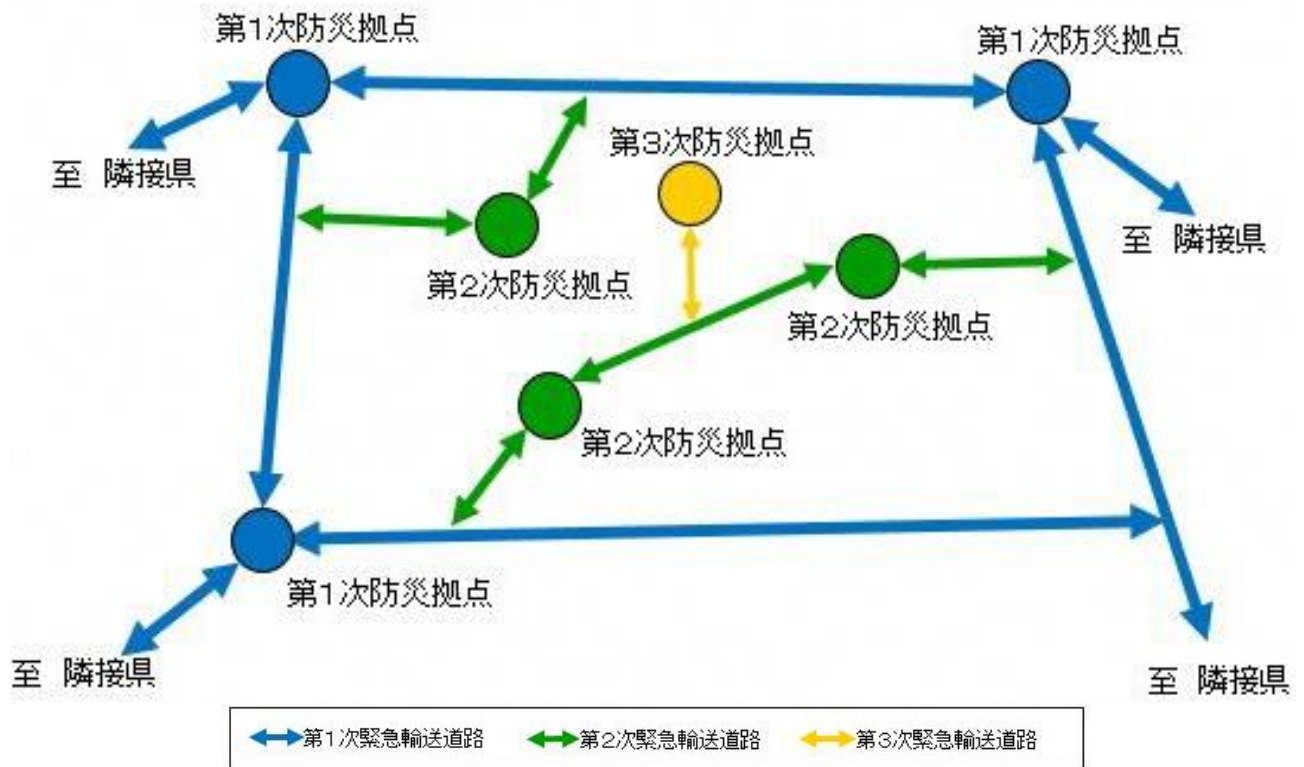
緊急輸送道路とは、「群馬県地域防災計画」に位置付けられている、発災直後から行われる救急・救命活動や復旧活動などを、円滑かつ確実に実施するために必要な道路のことで、防災拠点間を繋ぐネットワークとして機能することが重要です。

防災拠点とは、災害時における医療・支援活動などの拠点となる施設や場所のことです。

防災拠点及び緊急輸送道路は、それぞれ第1次から第3次まで設定されており、下記のとおりとなっています。

種別	防災拠点	緊急輸送道路
第1次	・ 応急対策の活動体制の確立 ・ 救助・救急、医療及び消火活動	・ 群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路 ・ 県内の広域的な連携を確保するための道路 ・ 上記路線と第1次防災拠点を連絡する道路
第2次	・ 緊急輸送のための交通確保・緊急輸送活動施設、設備の応急復旧活動	・ 県内市町村相互の連携及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路 ・ 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する道路
第3次	・ 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

図 83 緊急輸送道路ネットワークのイメージ



出典：群馬県ホームページ

（２）太田市におけるハザード区域

本市は平成 17 年に 1 市 3 町が合併して誕生し、かつ郊外で職住近接型の工業団地と住宅市街地が複数形成されてきた経緯があります。既存のコミュニティを中心とした暮らしを維持することが住民からも求められています。そのため、中心市街地の機能集積と郊外の「まちのまとまり」を維持しつつ、活性化させる交通体系の再構築を理念としてまちづくりを進めています。

以下に、本市におけるハザード区域の有無を示します。災害リスクの分析に際しては、収集したハザード情報等は、市全域（マクロ）及び居住誘導区域（ミクロ）の視点で整理を行い、太田市全域について表示します。

<都市計画関連の規制等におけるレッドゾーン・イエローゾーンについて>

【原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（レッドゾーン）】

区域	太市内
災害危険区域※1	有
地すべり防止区域	有
急傾斜地崩壊危険区域	有
土砂災害特別警戒区域	有
浸水被害防止区域	無
津波災害特別警戒区域	無

※ 1：太市内の災害危険区域は急傾斜地崩壊危険区域と同一です。

【居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（イエローゾーン）】※2

区域	太市内
洪水浸水想定区域	有
土砂災害警戒区域	有
津波災害警戒区域	無
津波浸水想定（区域）	無
都市浸水想定（区域）	（令和 7 年度までに作成予定）

※ 2：災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

注：レッドゾーン、イエローゾーンの説明は、都市計画運用指針より引用。

課題抽出にあたっては、洪水・土砂災害・地震それぞれに関する分析を行い、地区ごとの災害リスクの傾向を把握します。分析した結果を元に、想定されるリスクの大小や被害の規模、防災上または避難上の課題を抽出します。

図 84 市街化区域

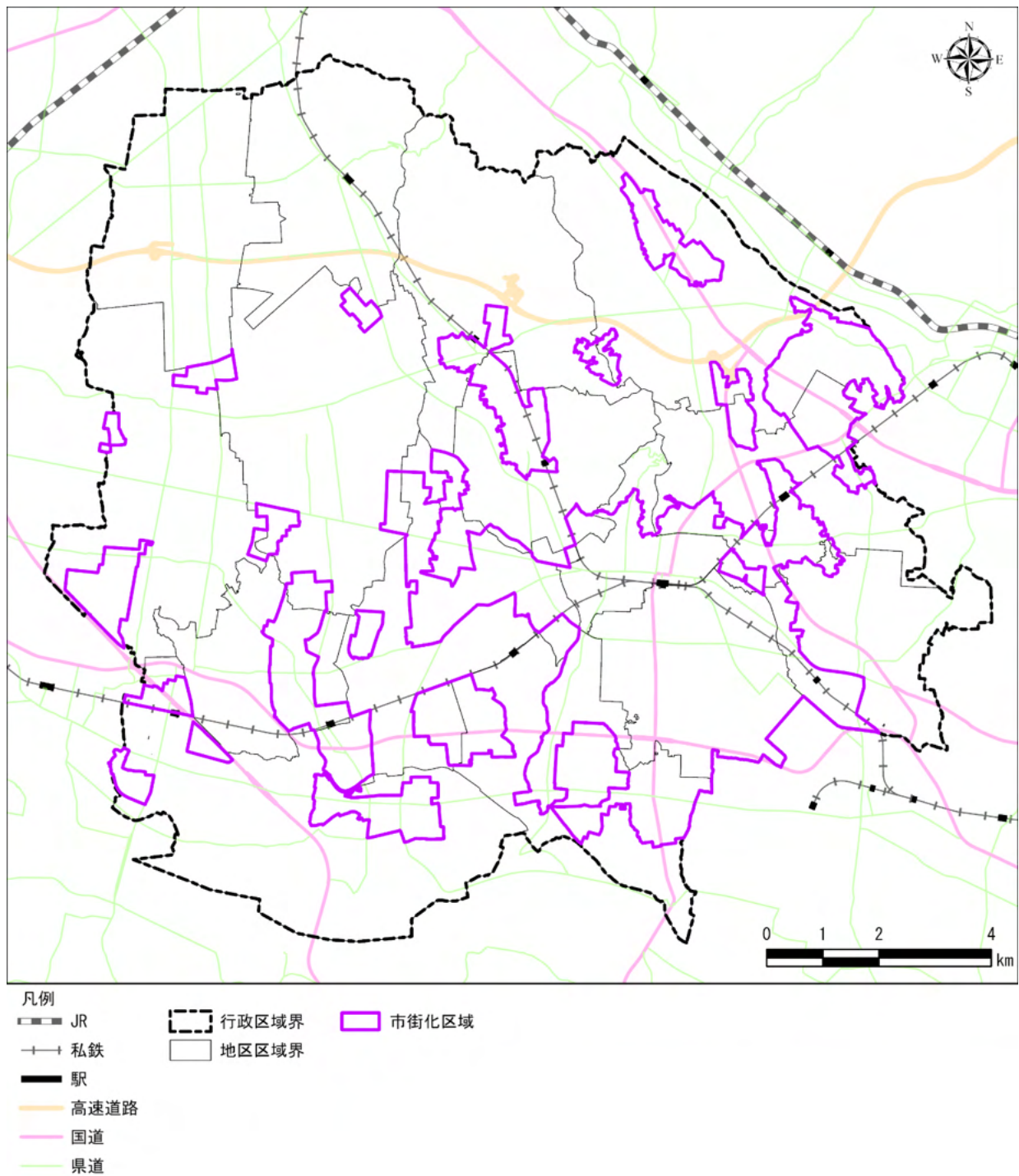
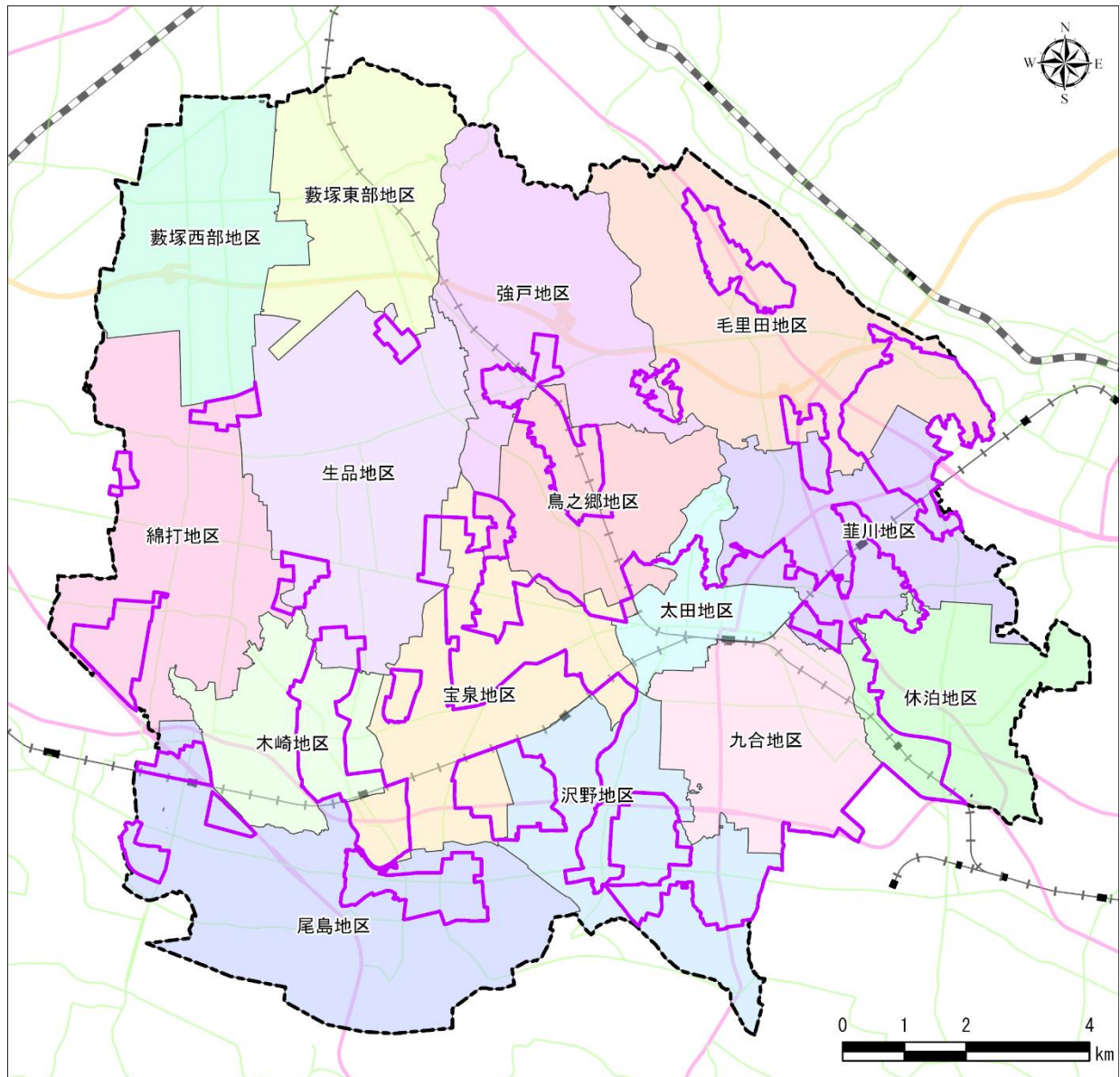


図 85 太田市内の 15 地区エリア

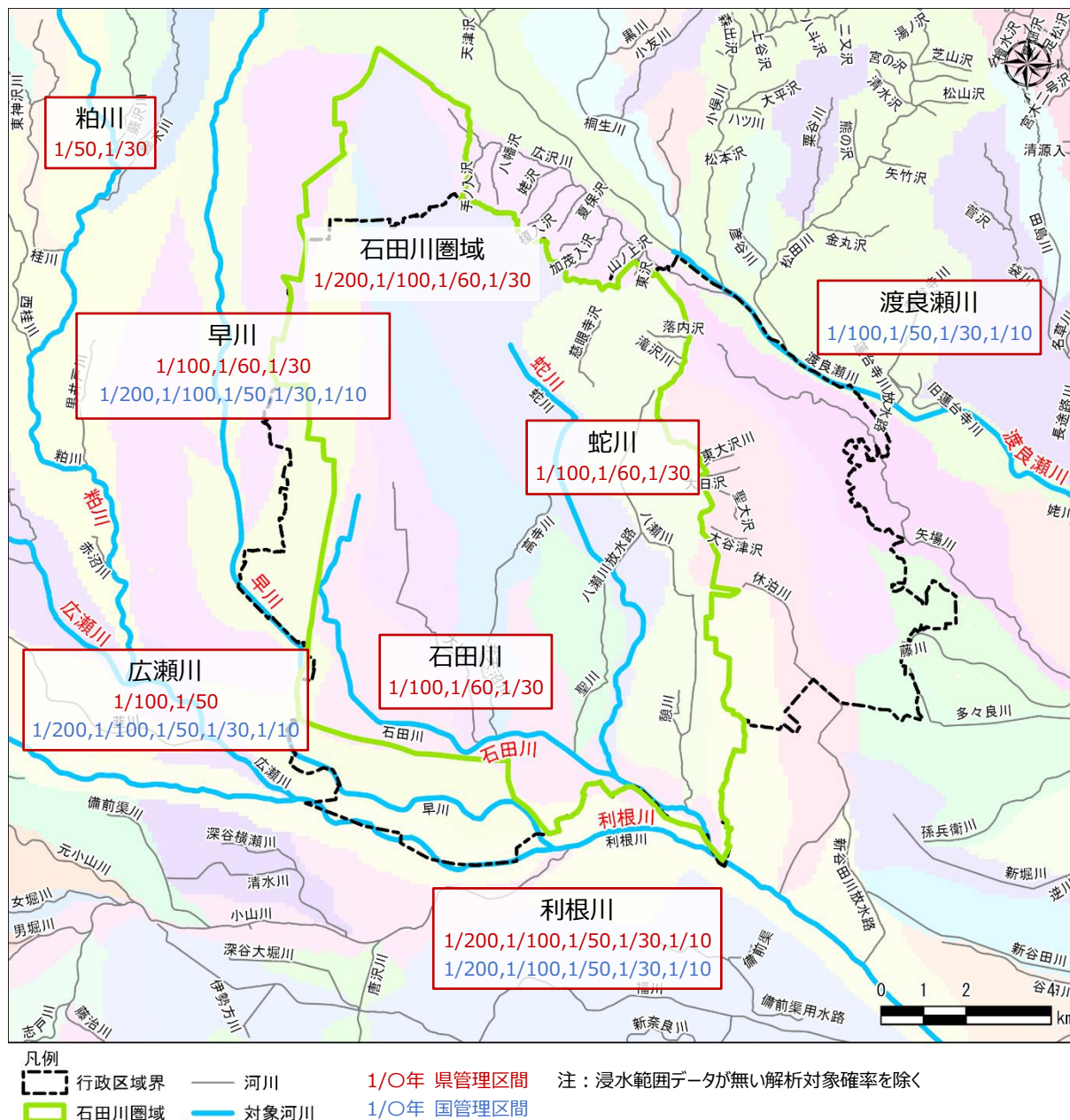


- 凡例
- +— JR
 - +— 私鉄
 - 駅
 - 高速道路
 - 国道
 - 県道
 - 行政区域界
 - 地区区域界
 - 市街化区域

① 水害

太田市内のハザード情報として、利根川、渡良瀬川、石田川、蛇川、早川、広瀬川、粕川について洪水浸水想定区域が公表されています。また、ハザード発生頻度を加味して、浸水深（床下浸水相当以上、1 階以上浸水相当）で分類した多段階の浸水想定図・水害リスクマップが作成されています。これらの情報を用いて市街化区域等における災害リスクを分析します。

図 86 洪水浸水想定区域公表河川の位置



注：色分けは各河川の流域を示す。（資料：国土数値情報流域メッシュデータ）

多段階の浸水想定図： 発生頻度（確率）の異なるさまざまな降雨規模下（多段階）における浸水範囲を浸水深で区分して示した図

水害リスクマップ： 高頻度～想定最大規模の洪水により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定図を重ね合わせたもので、一定の浸水深区分における発生確率毎の浸水域を示した図

ア 多段階の浸水想定図

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市内の広い範囲で浸水が想定されています。特に渡良瀬川沿川と、石田川圏域の中小河川の沿川において、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨時による浸水や、想定最大規模で最大 10.0mの浸水が公表されています。特に葦川地区、尾島地区では、全域にわたって浸水が想定されています。	イエローゾーン：有
	浸水深が 3m を超えると一般的な 2 階建て住宅の床面まで浸水するため、自宅内での垂直避難が困難となります。

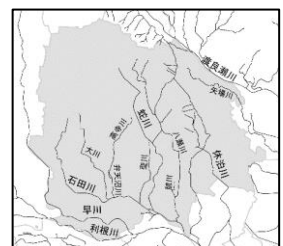
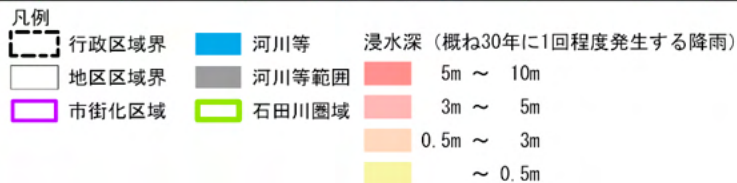
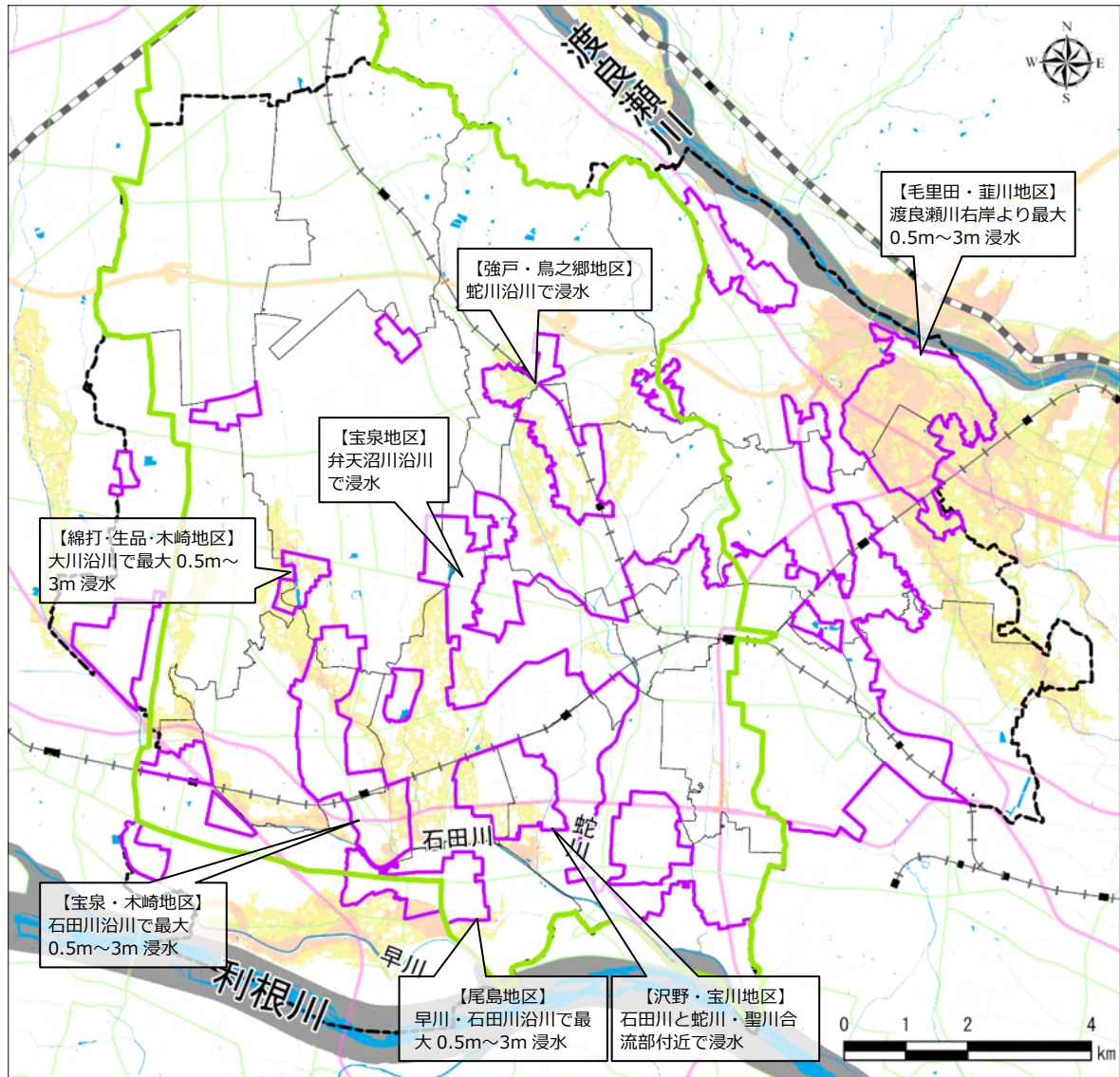
多段階の洪水浸水想定図（概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨）

＜概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨＞

渡良瀬川右岸の広い範囲と石田川圏域の中小河川の沿川において、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨時の浸水が想定されています。居室の床高さによっては垂直避難が困難な家屋が生じ、かつ避難行動が困難となる浸水深 0.5m 以上の区域も想定されています。

下図に示すように、市街化区域においても概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨で浸水する想定区域が存在し、特に渡良瀬川右岸、早川・石田川・大川沿川には浸水深 0.5m 以上の区域も存在します。

図 87 多段階の洪水浸水想定図（概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨）



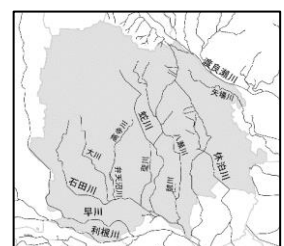
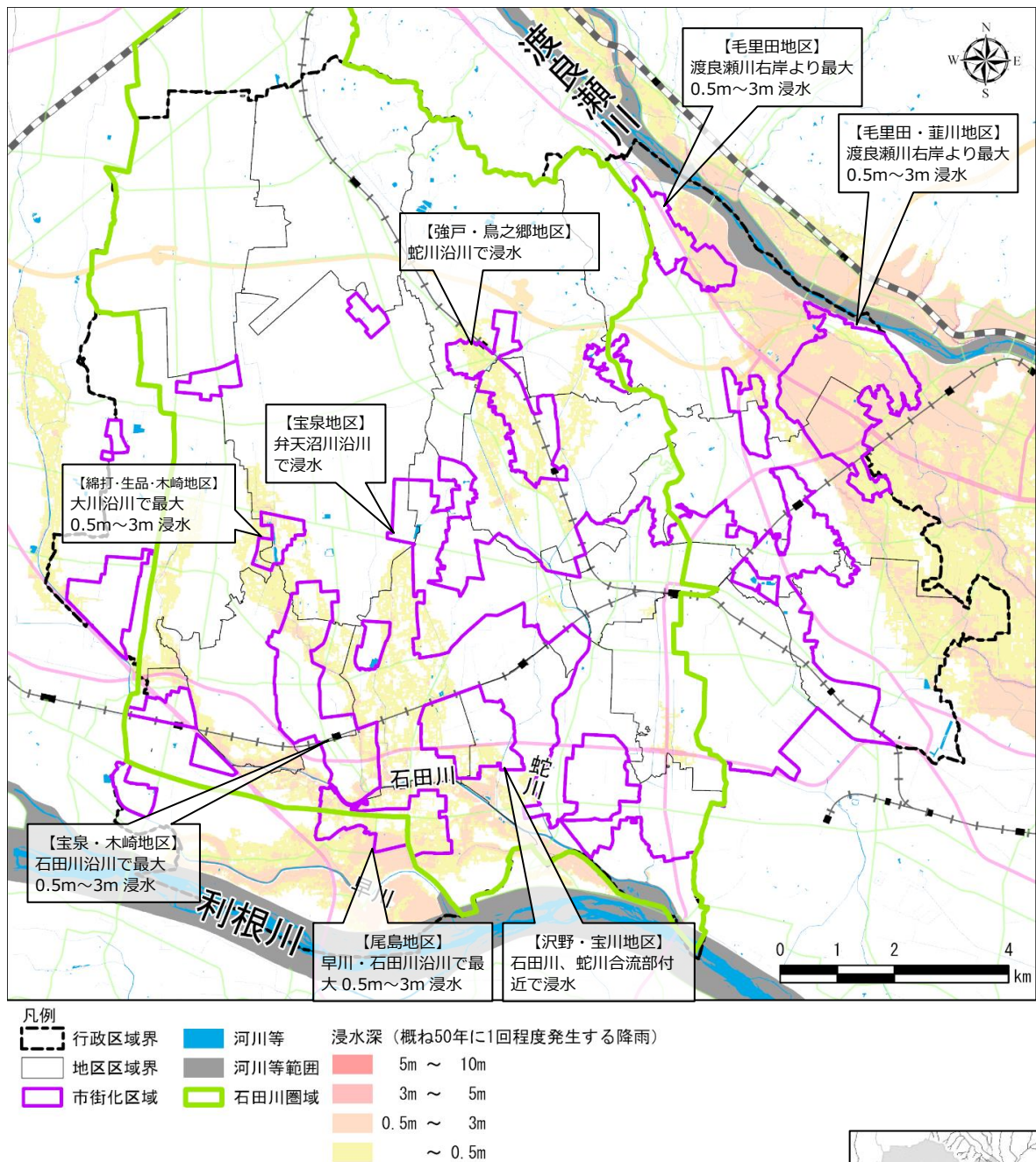
多段階の洪水浸水想定図（概ね 50 年に 1 回程度発生する降雨）

＜概ね 50 年に 1 回程度発生する降雨＞

渡良瀬川右岸の広い範囲と石田川圏域の中小河川の沿川において、概ね 50 年に 1 回程度発生する降雨時の浸水が想定されています。居室の床高さによっては垂直避難が困難な家屋が生じ、かつ避難行動が困難となる浸水深 0.5m 以上の区域も想定されています。

下図に示すように、市街化区域においても概ね 50 年に 1 回程度発生する降雨で浸水する想定区域が存在し、特に渡良瀬川右岸、早川・石田川・大川沿川には浸水深 0.5m 以上の区域も存在します。

図 88 多段階の洪水浸水想定図（概ね 50 年に 1 回程度発生する降雨）



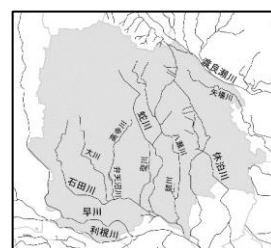
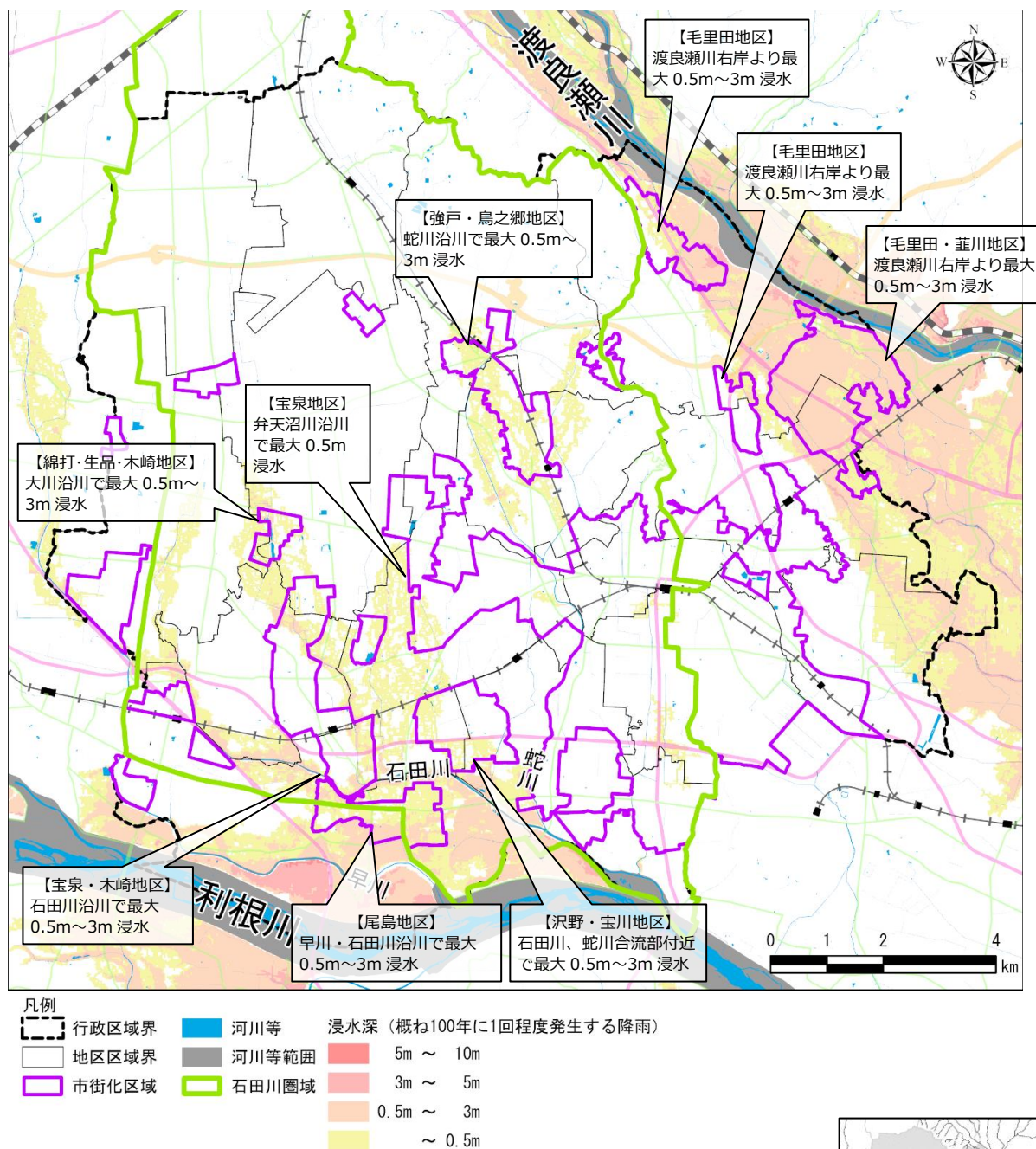
多段階の洪水浸水想定図（概ね 100 年に 1 回程度発生する降雨）

＜概ね 100 年に 1 回程度発生する降雨＞

渡良瀬川右岸の広い範囲と石田川圏域の中小河川の沿川において、概ね 100 年に 1 回程度発生する降雨時の浸水が想定されています。居室の床高さによっては垂直避難が困難な家屋が生じ、かつ避難行動が困難となる浸水深 0.5m 以上の区域も想定されています。

下図に示すように、市街化区域においても概ね 100 年に 1 回程度発生する降雨で浸水する想定区域が存在し、渡良瀬川右岸、早川・石田川・大川沿川には浸水深 0.5m 以上の区域も存在します。

図 89 多段階の洪水浸水想定図（概ね 100 年に 1 回程度発生する降雨）



多段階の洪水浸水想定図（概ね 200 年に 1 回程度発生する降雨）

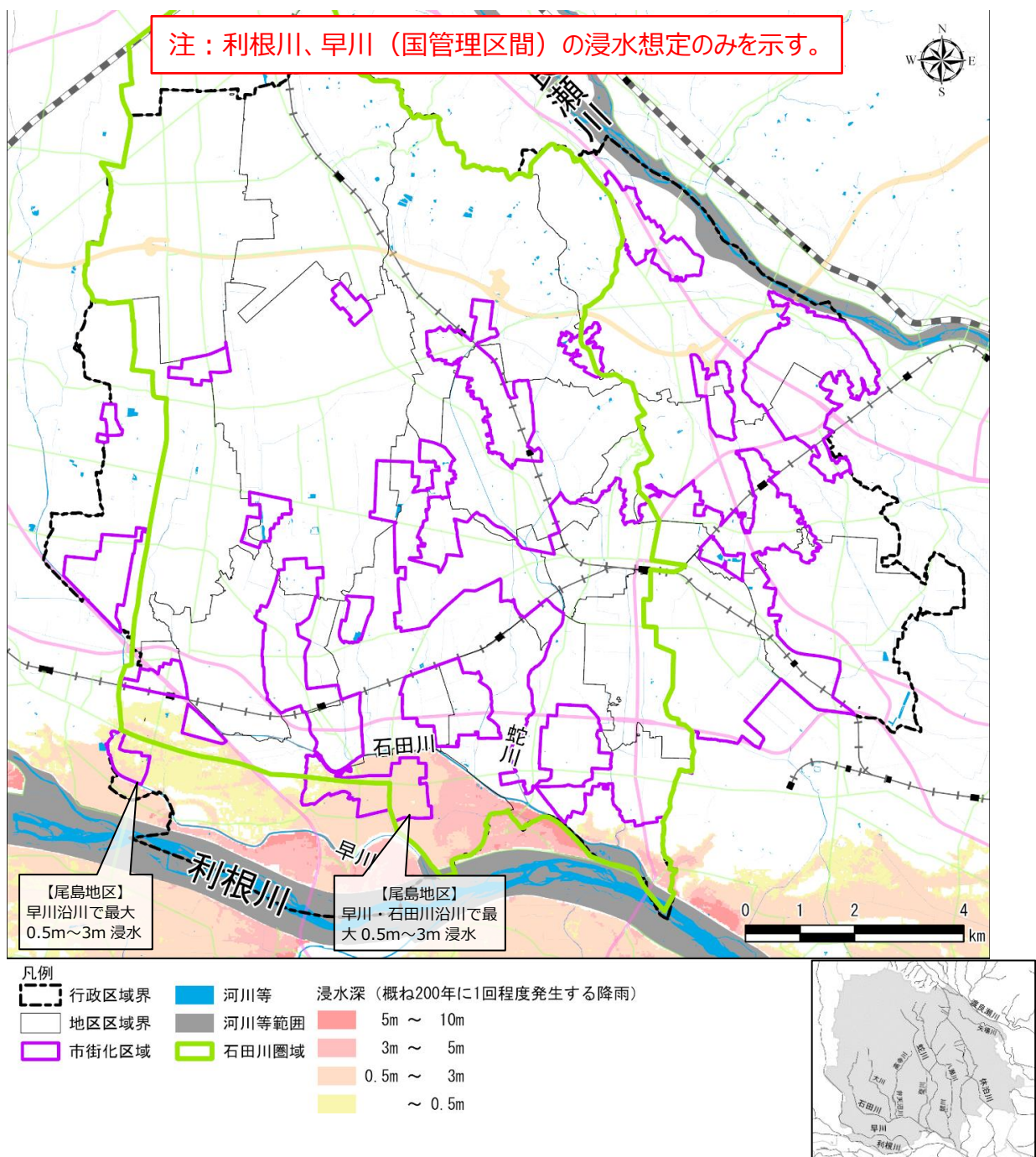
＜概ね 200 年に 1 回程度発生する降雨＞

概ね 200 年に 1 回程度発生する降雨時における洪水浸水想定図が公表されている利根川、早川（国管理区間）についてみると、利根川沿川、特に早川、石田川との合流部において、概ね 200 年に 1 回程度発生する降雨時の浸水が想定されています。居室の床高さによっては垂直避難が困難な家屋が生じ、かつ避難行動が困難となる浸水深 0.5m 以上の区域も想定されています。

下図に示すように、市街化区域においても浸水深 0.5m 以上の浸水想定区域が存在します。

なお、概ね 200 年に 1 回程度発生する降雨時における洪水浸水想定図が公表されていない渡良瀬川、石田川、蛇川、早川（県管理区間）、広瀬川、粕川による浸水想定区域は下図に示されていませんが、当該降雨時の洪水浸水のリスクが無いわけではありません。

図 90 多段階の洪水浸水想定図(概ね 200 年に 1 回程度発生する降雨)

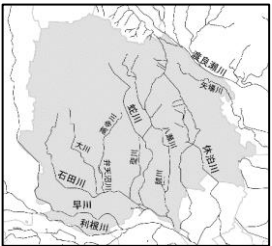
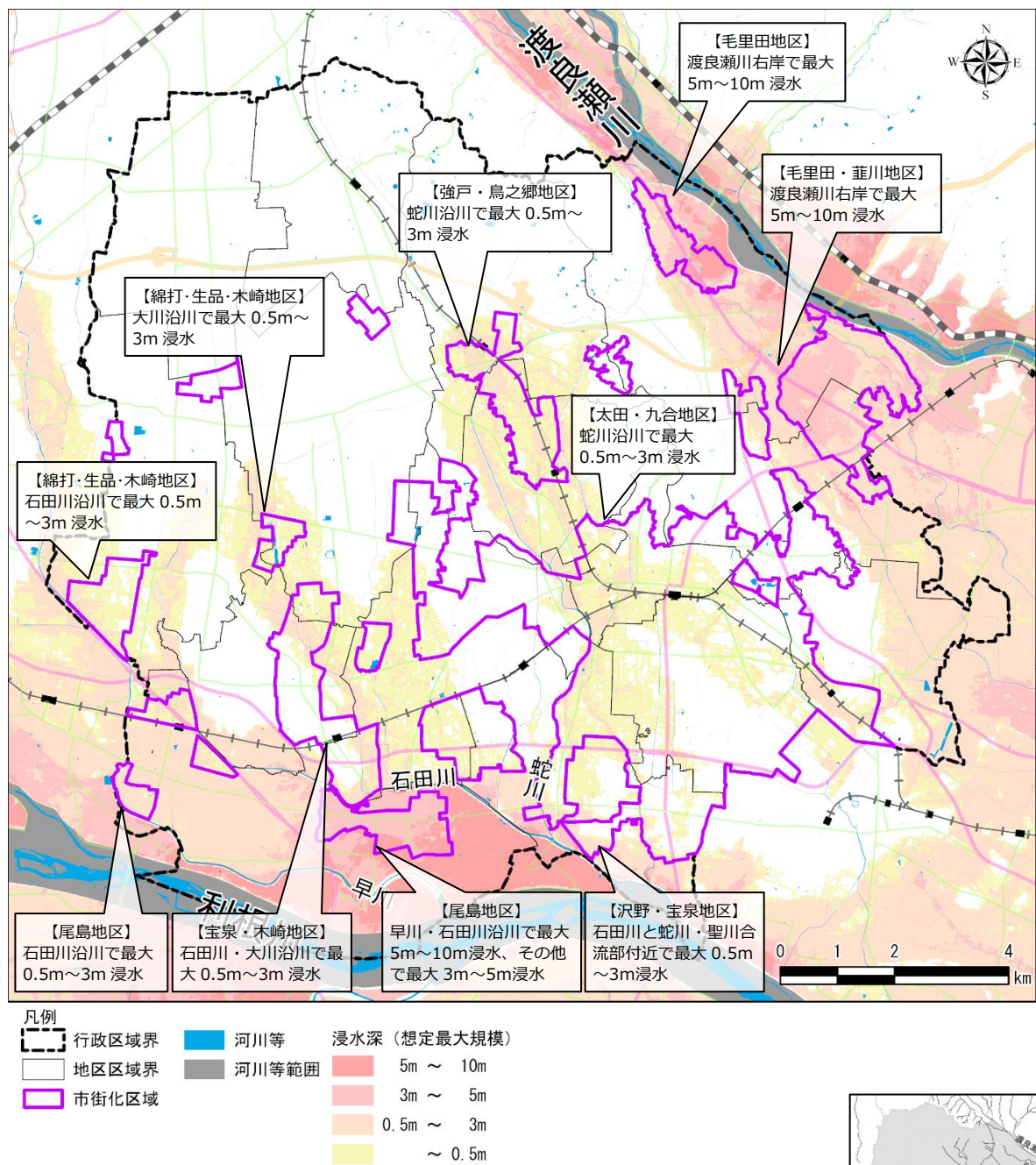


イ 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 浸水深

想定最大規模の降雨により太田市内の河川が氾濫した場合のハザード情報等は、以下のとおりです。

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市内の広い範囲で浸水が想定されている。特に渡良瀬川沿川と、石田川より南側の地域で最大10.0mの浸水が公表されています。 その他にも、一部、5m～10mの浸水が想定されているエリアがあります。	イエローゾーン：有 浸水深が3mを超えると一般的な2階建て住宅の床面まで浸水するため、自宅内での垂直避難が困難です。

図 91 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



ウ 水害リスクマップ

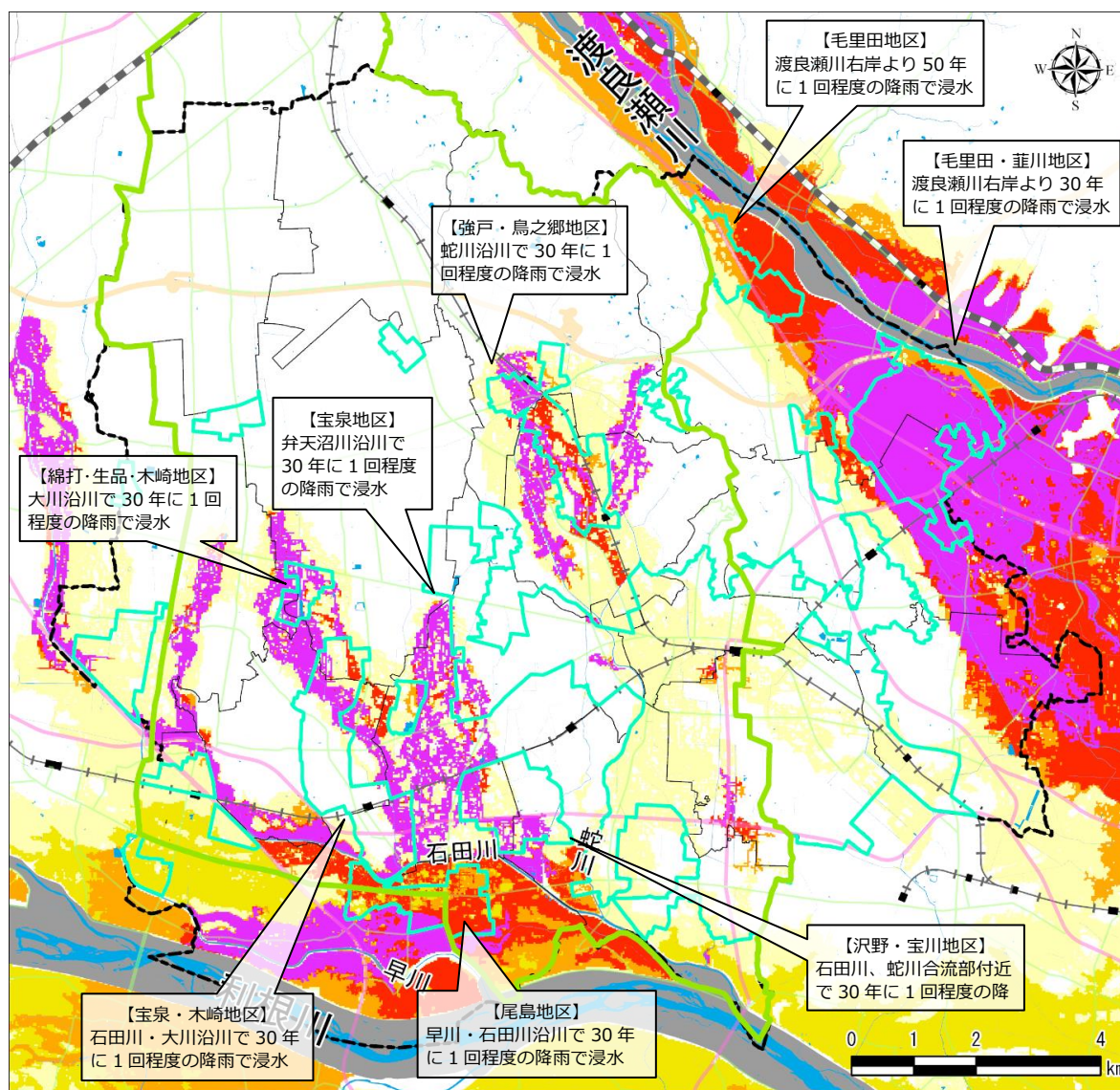
水害リスクマップ（浸水深 0.0m以上）

＜浸水深 0.0m以上＞

渡良瀬川右岸の広い範囲と、石田川圏域の中小河川の沿川において、概ね 30 年または 50 年に 1 回程度発生する降雨時の浸水が想定されています。

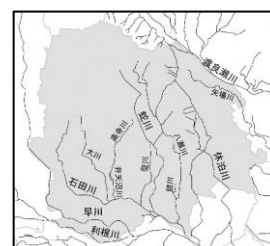
下図に示すように、市街化区域においても概ね 30 年または 50 年に 1 回程度発生する降雨時の浸水想定区域が存在します。

図 92 水害リスクマップ（浸水深 0.0m 以上）



凡例		
行政区境界	河川等	頻度（浸水深0.0m以上）
地区区域界	河川等範囲	中高頻度 (1/30)
市街化区域	石田川圏域	中頻度 (1/50)
		中低頻度 (1/100)
		低頻度 (1/200)
		想定最大規模

注：石田川圏域（p.129 参照）以外は中小河川の洪水浸水想定が反映されていない。



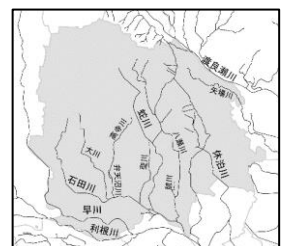
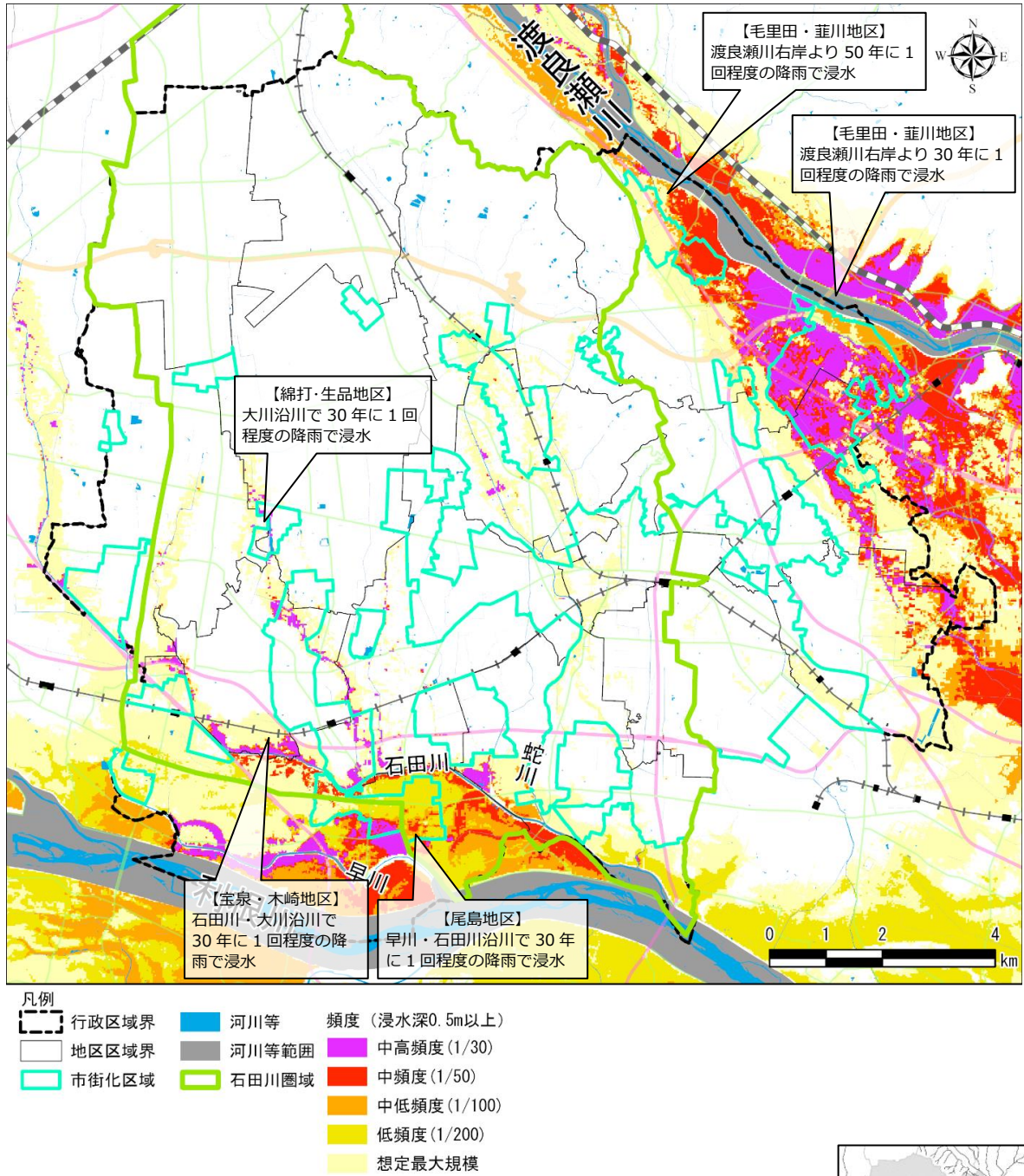
水害リスクマップ^①（浸水深 0.5m以上）

<浸水深 0.5m以上>

渡良瀬川右岸の広い範囲と石田川圏域の中小河川の沿川において、概ね 30 年または 50 年に 1 回程度発生する降雨時において、居室の床高さによっては垂直避難が困難な家屋が生じ、かつ避難行動が困難となる浸水深 0.5m 以上の区域が想定されています。

下図に示すように、市街化区域においても浸水深 0.5m 以上の浸水想定区域が存在します。

図 93 水害リスクマップ(浸水深 0.5m 以上)



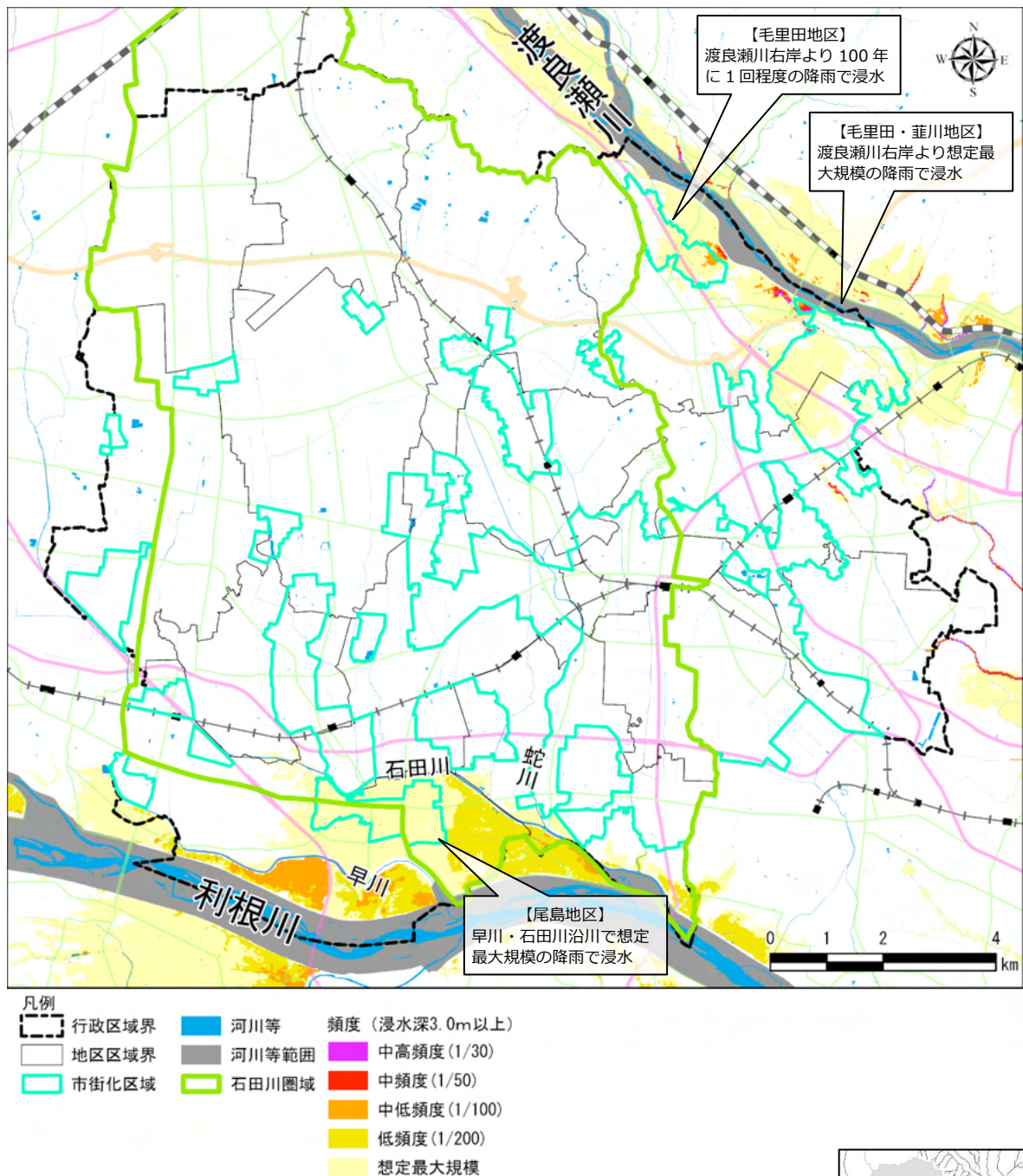
水害リスクマップ（浸水深 3.0m以上）

<浸水深 3.0m以上>

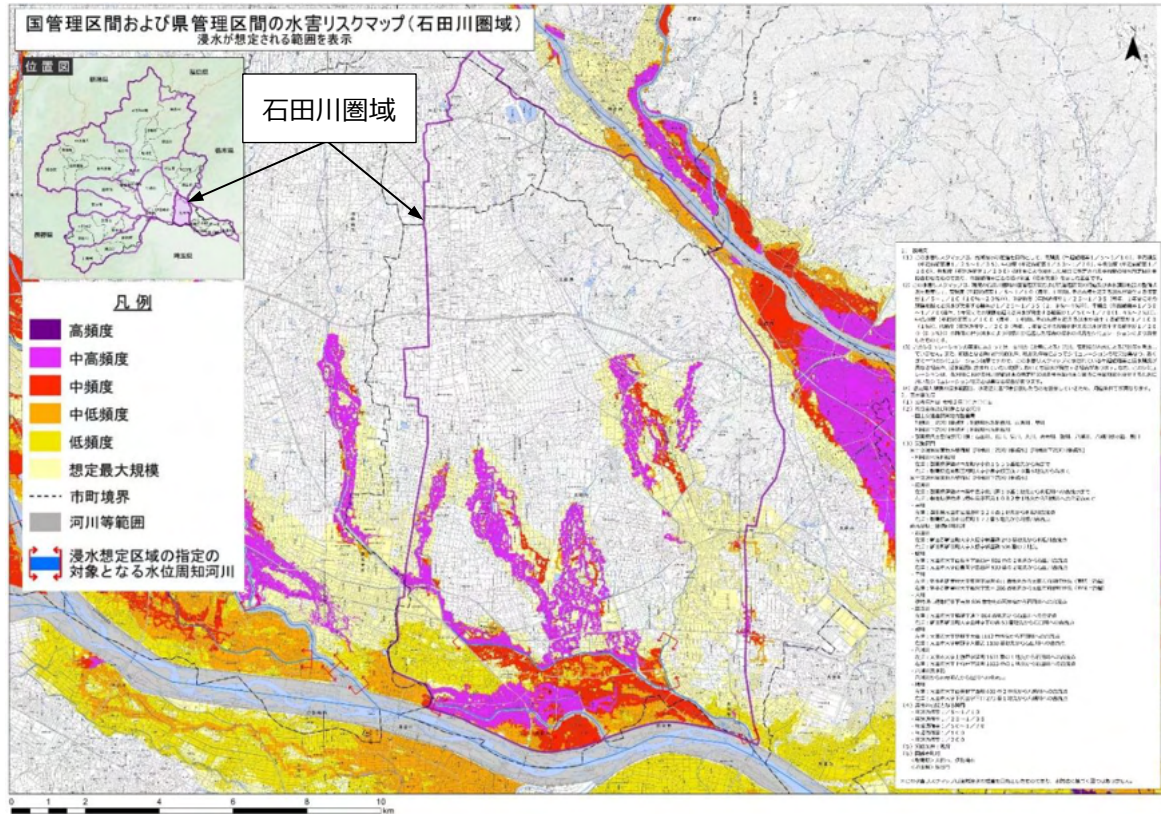
渡良瀬川右岸の広い範囲と石田川圏域の中小河川の沿川において、想定最大規模の降雨時に浸水深 3.0m となる区域が想定されています。早川・石田川沿川では概ね 100 年に 1 回程度、200 年に 1 回程度発生する降雨時に浸水深 3.0m 以上となる想定区域も広がっています。

下図に示すように、市街化区域においても浸水深 3.0m 以上の浸水想定区域が存在します。

図 94 水害リスクマップ（浸水深 3.0m 以上）



【参考：石田川圏域】



水害リスクマップ 現況（浸水深 0cm 以上）

1. 説明文

(1) この水害リスクマップは、流域治水の推進を目的として、高頻度（年超過確率 $1/10$ ）、中高頻度（年超過確率 $1/30$ ）、中頻度（年超過確率 $1/50 \sim 1/60$ ）、中低頻度（年超過確率 $1/100$ ）、低頻度（年超過確率 $1/100 \sim 200$ ）の降雨により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定図を重ね合わせたものであり、年超過確率ごとの浸水範囲（浸水深 3m（1階居室浸水想定）以上）を示した図面です。

(2) この水害リスクマップは、現況（令和 5 年 7 月時点）の石田川圏域の県管理区間の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、中高頻度（年超過確率 $1/30$ （毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が $1/30$ （3.3%））、中頻度（年超過確率 $1/50 \sim 1/60$ （毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が $1/60$ （1.6%））、中低頻度（年超過確率 $1/100$ （毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が $1/100$ （1%））の降雨に伴う洪水により石田川圏域の県管理区間が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出したものです。

(3) 県管理区間のこのシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前提となる降雨や河道条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果ですので、この水害リスクマップに示されている年超過確率と浸水頻度が異なる場合や、浸水範囲に含まれていない地区においても浸水が発生する場合があります。なお、このシミュレーションは、各河川における河川整備計画の策定時又は各種事業計画立案時に事業効果を説明するために用いたシミュレーション結果とは異なる場合があります。

(4) なお、国管理区間が氾濫した場合の浸水状況（令和 4 年 8 月に国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所等が公表した図面（利根川水系利根川 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ（0.0m）（現況河道）））を重ね合わせたものです。

(5) 想定最大規模の浸水範囲は、水防法に基づき公表したものを表示しているため、河道条件等が異なります。

2. 基本事項等

(1) 公表年月日 令和 6 年〇〇月〇〇日

(2) 作成主体及び対象となる河川

・群馬県県土整備部河川課：利根川水系石田川、蛇川、早川、大川、高寺川、聖川、八瀬川、八瀬川放水路、憩川

(3) 実施区間

群馬県県土整備部河川課

・利根川水系石田川

左岸：群馬県太田市新田大根町地先から利根川合流点まで

右岸：群馬県太田市新田大根町地先から利根川合流点まで

・利根川水系蛇川

左岸：群馬県太田市西長岡町地先から石田川合流点まで

右岸：群馬県太田市西長岡町地先から石田川合流点まで

・利根川水系早川

左岸：群馬県桐生市新里町奥沢地先から群馬県太田市前島町地先（直轄上流端）まで

右岸：群馬県桐生市新里町奥沢地先から群馬県太田市前島町地先（直轄上流端）まで

・利根川水系大川

左岸：群馬県太田市新田市新田野井町地先から石田川合流点まで

右岸：群馬県太田市新田市新田野井町地先から石田川合流点まで

・利根川水系高寺川

左岸：群馬県太田市脇屋町地先から石田川への合流点まで

右岸：群馬県太田市新田金井町地先から石田川への合流点まで

・利根川水系聖川

左岸：群馬県太田市新野町地先から石田川への合流点まで

右岸：群馬県太田市新野町地先から石田川への合流点まで

・利根川水系八瀬川

左岸：群馬県太田市上強戸町地先から石田川への合流点まで

右岸：群馬県太田市上強戸町地先から石田川への合流点まで

・利根川水系八瀬川放水路

八瀬川からの分派点から蛇川への合流点まで

・利根川水系憩川

左岸：群馬県太田市西矢島町地先から八瀬川への合流点まで

右岸：群馬県太田市下浜町地先から八瀬川への合流点まで

(4) 算出の前提となる降雨

・年超過確率 $1/30$ （石田川流域 24 時間の総雨量 164 mm）

・年超過確率 $1/60$ （石田川流域 2 4 時間の総雨量 193 mm）

・年超過確率 $1/100$ （石田川流域 2 4 時間の総雨量 229 mm）

(5) 河道条件：現況（令和 5 年 7 月）

(6) 関係市町村（県管理区間）※石田川圏域

<群馬県> 太田市、伊勢崎市

<埼玉県> 熊谷市

※この水害リスクマップは流域治水の推進を目的としたものであり、水防法に基づく図ではありません。

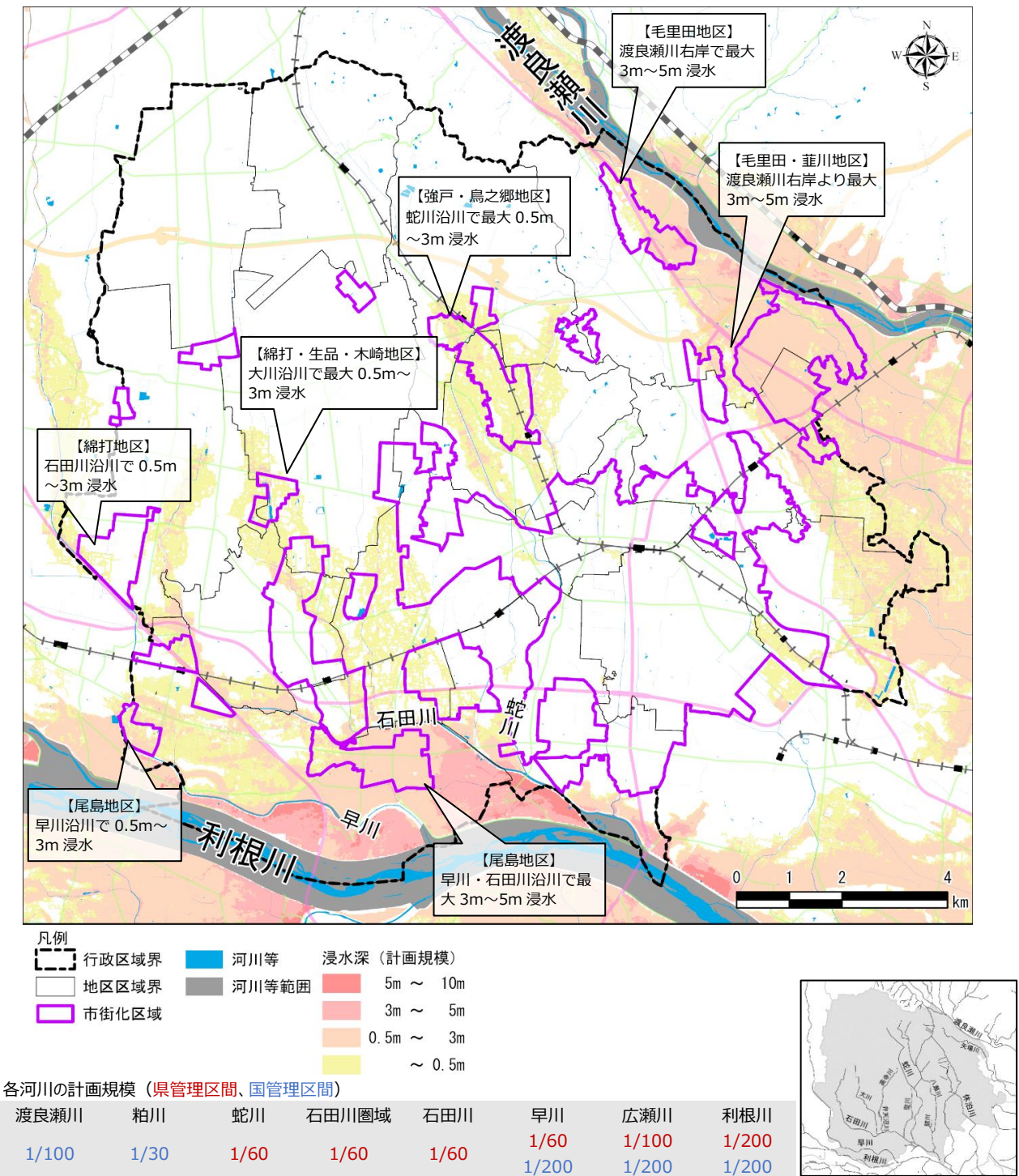
出典：群馬県河川課資料

エ 洪水浸水想定区域図（計画規模） 浸水深

計画規模の降雨により太田市内の河川が氾濫した場合のハザード情報等は、以下のとおりです。

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市内の広い範囲で浸水が想定されています。特に渡良瀬川沿川と石田川より南側の地域で、5.0m（石田川より南側の一部で最大 10.0m）の浸水が想定されています。 その他にも、一部、5m～10mの浸水が想定されているエリアがあります。	イエローゾーン：有 浸水深が 3m を超えると一般的な 2 階建て住宅の床面まで浸水するため、自宅内での垂直避難が困難です。

図 95 洪水浸水想定区域図（計画規模）

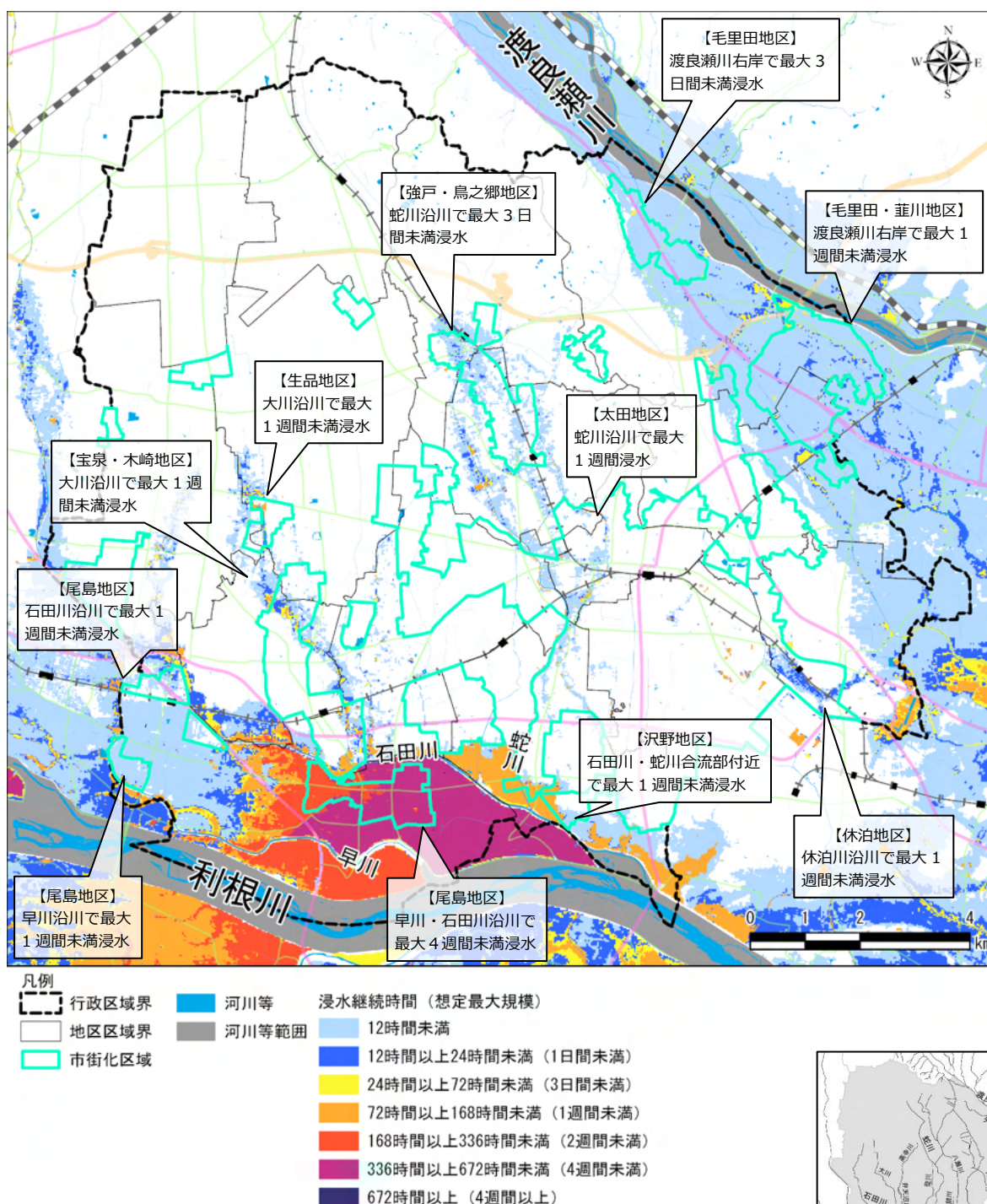


オ 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 浸水継続時間

浸水継続時間とは、任意の地点において、氾濫水到達後、浸水深 0.5mに達してからそれを下回るまでの時間を示すもので、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合のハザード情報等は、以下のとおりです。

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市は全体的に南東方向に傾斜しているため、浸水したとしても比較的早く水が引くが、主に石田川と早川に挟まれた地域では、最大 4 週間未満の浸水が想定されています。	イエローゾーン：有 太田市では各家庭に 7 日間分の食料備蓄を推奨しており、避難が必要です。

図 96 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



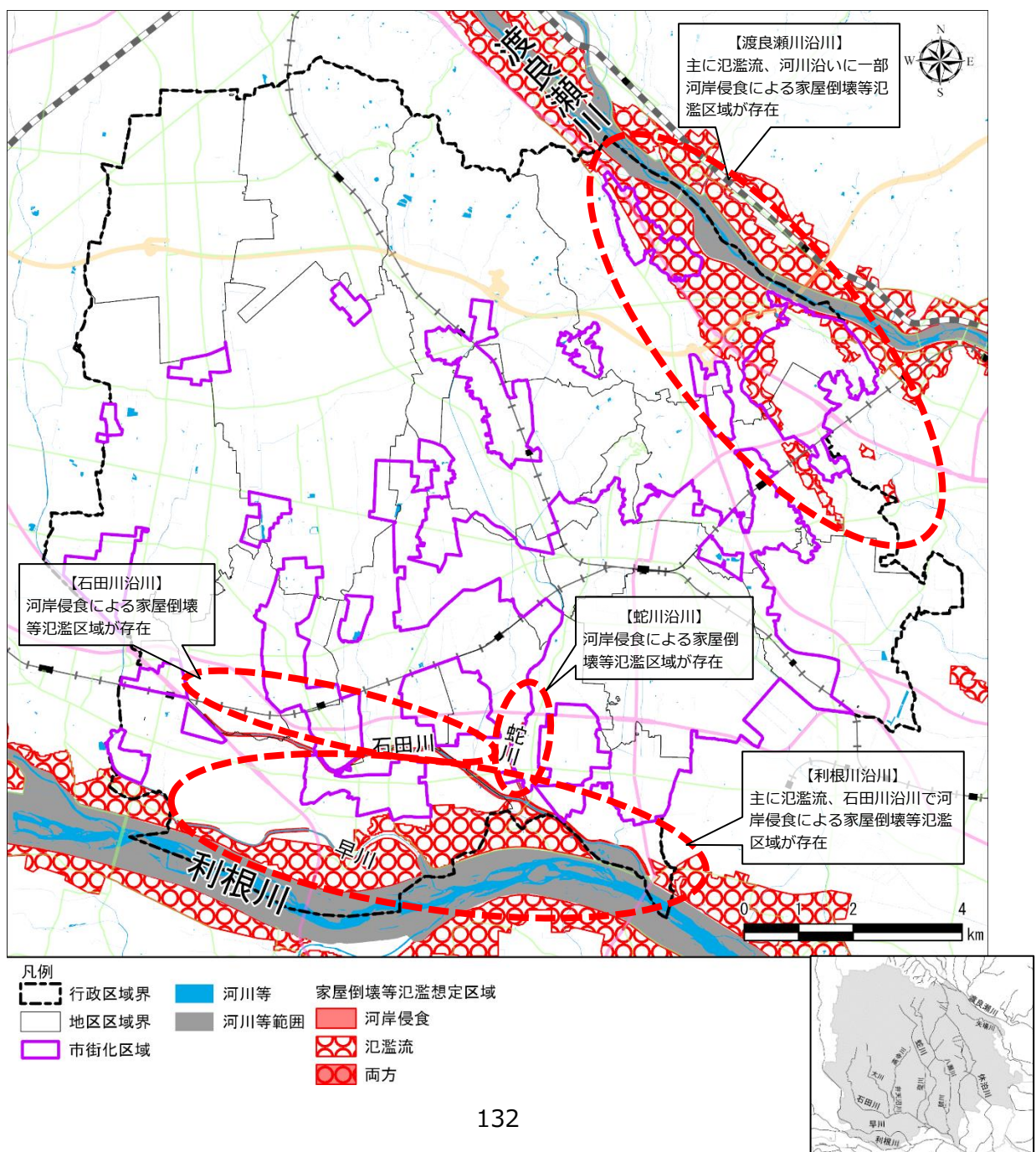
カ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）とは、一般的な構造の木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫流が発生するおそれのある区域のことです。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）とは、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食が発生するおそれのある区域のことで、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の各ハザード情報等は、以下のとおりです。

項目	ハザード情報等	
	ハザードエリア	情報整理
氾濫流	主に、渡良瀬川と利根川沿川で氾濫流が想定されています。	—
河岸侵食	主に、石田川と蛇川で河岸侵食が想定されています。渡良瀬川にも一部対象エリアがあります。	渡良瀬川、利根川、石田川、蛇川の沿川で家屋倒壊の恐れがあり、対象エリアは垂直避難ができません。

図 97 家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流・河岸侵食）

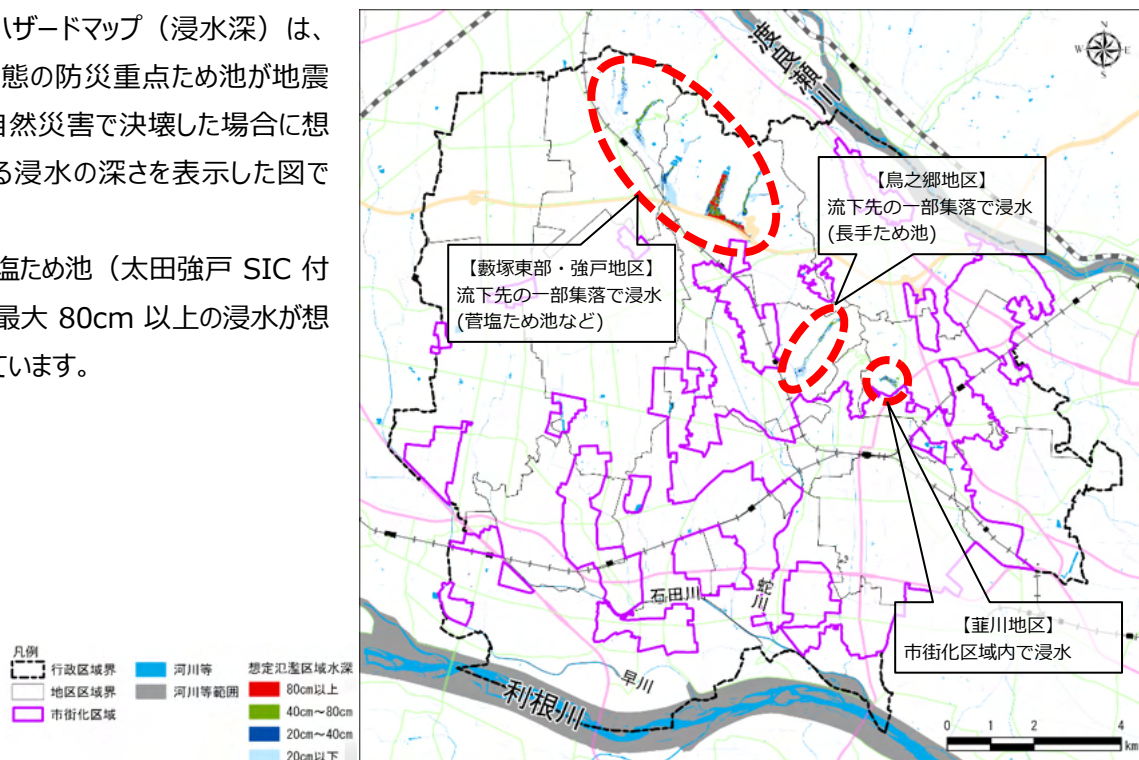


キ 防災重点ため池の浸水想定区域

ため池ハザードマップ（浸水深）

図 98 ため池ハザードマップ（浸水深）

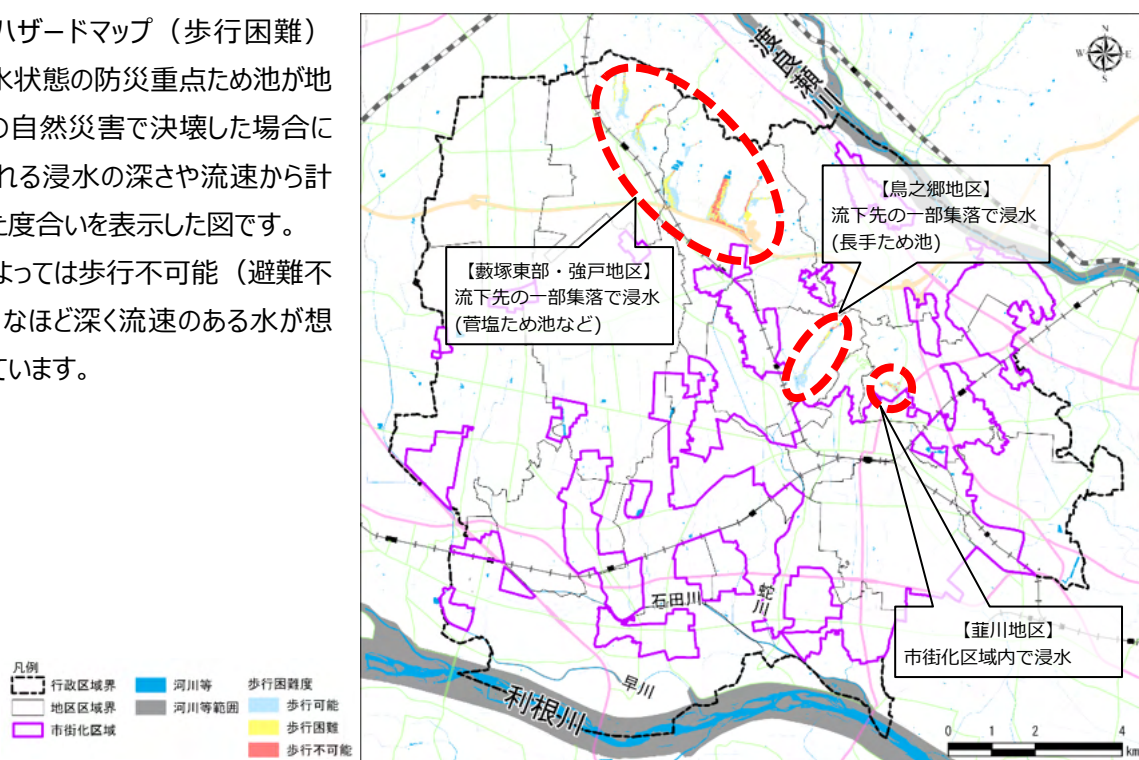
- ・ ため池ハザードマップ（浸水深）は、満水状態の防災重点ため池が地震などの自然災害で決壊した場合に想定される浸水の深さを表示した図です。
- ・ 特に菅塩ため池（太田強戸 SIC 付近）で最大 80cm 以上の浸水が想定されています。



ため池ハザードマップ（歩行困難度）

図 99 ため池ハザードマップ（歩行困難度）

- ・ ため池ハザードマップ（歩行困難）は、満水状態の防災重点ため池が地震などの自然災害で決壊した場合に想定される浸水の深さや流速から計算された度合いを表示した図です。
- ・ 場所によっては歩行不可能（避難不可能）なほど深く流速のある水が想定されています。



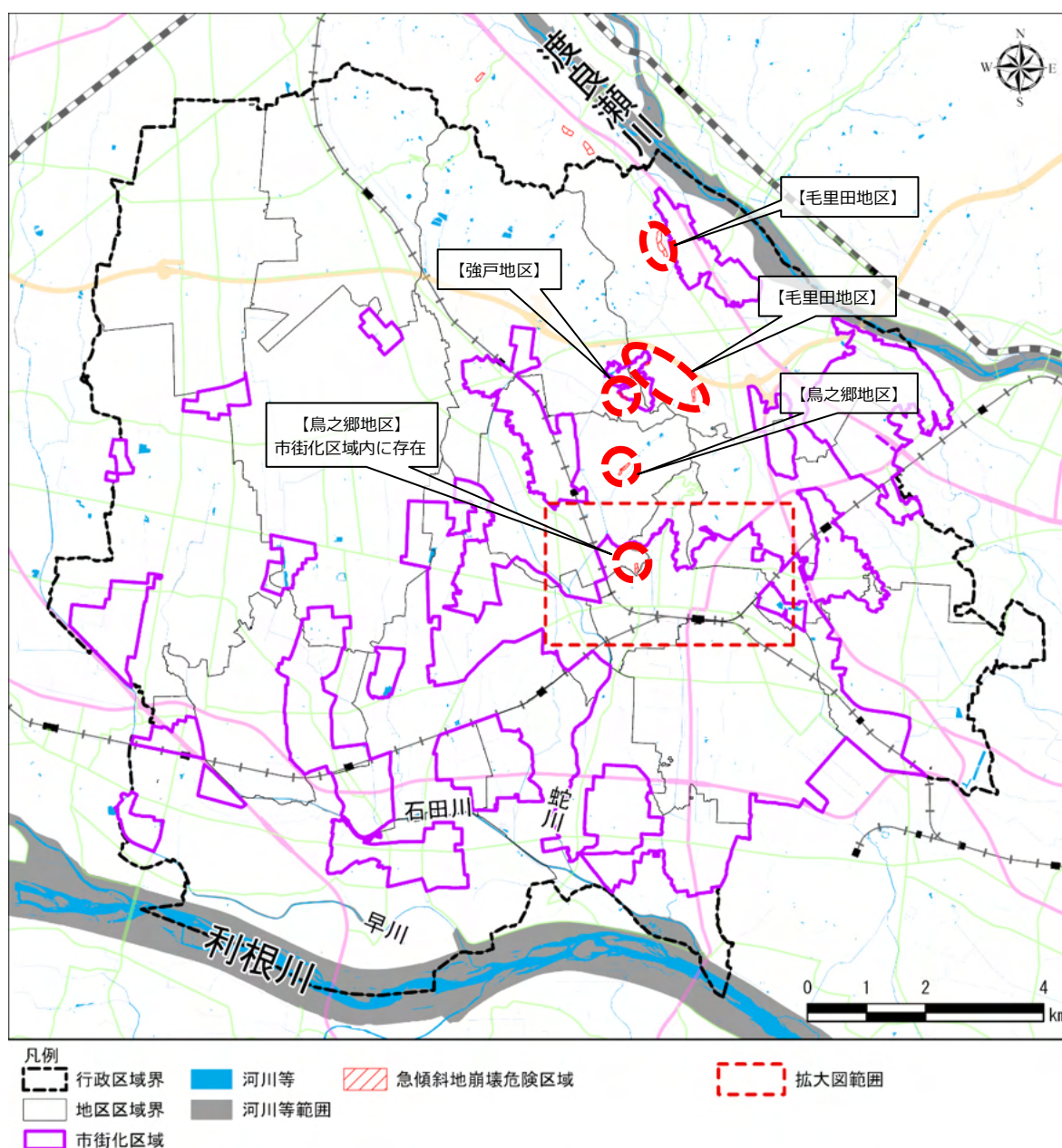
②土砂災害

ア 砂防三法指定区域（急傾斜地崩壊危険区域）

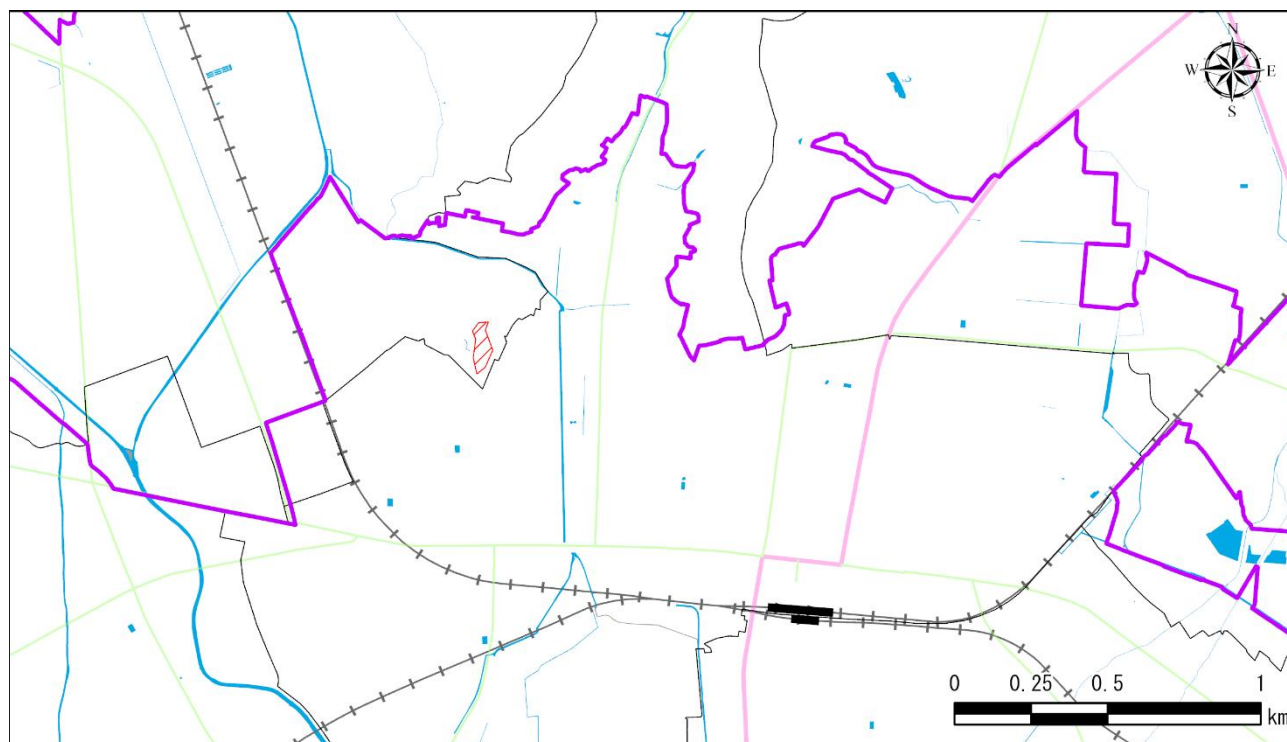
急傾斜地崩壊危険区域とは、台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害から住民の生命を保護することを目的として、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により危害が生じるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地（急傾斜地の崩壊が助長又は誘発しないように、一定の行為を制限する必要がある土地の区域）を包括する区域のことで、ハザード情報等は、以下のとおりです。

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市内では、八王子丘陵や金山丘陵の周辺に指定された区域の一部で指定されています。	イエローゾーン：有

図 100 急傾斜地崩壊危険区域



【拡大図】



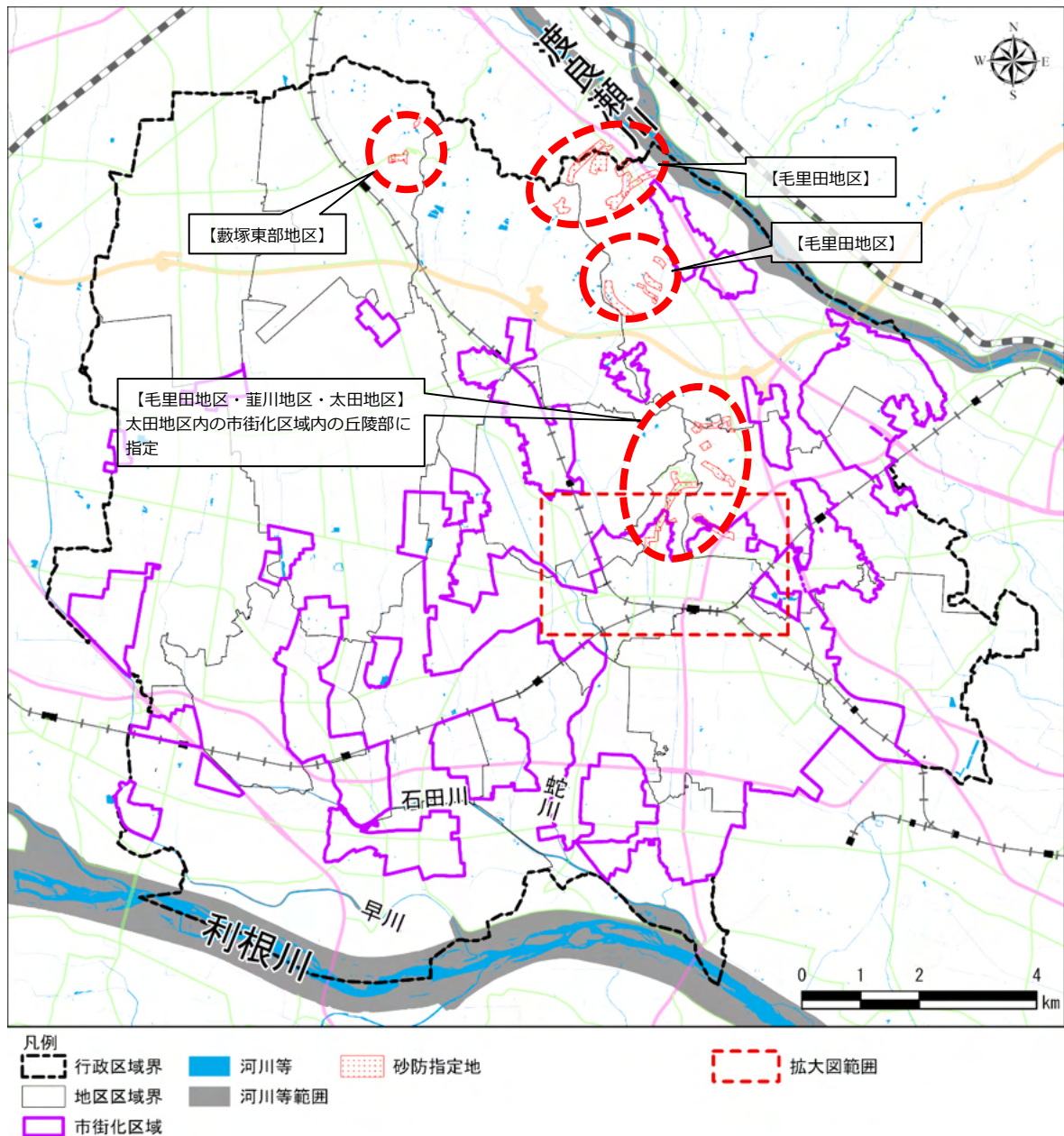
- 凡例
- | | | |
|-------|-------|------------|
| 行政区界 | 河川等 | 急傾斜地崩壊危険区域 |
| 地区区域界 | 河川等範囲 | |
| 市街化区域 | | |

イ 砂防三法指定区域（砂防指定地）

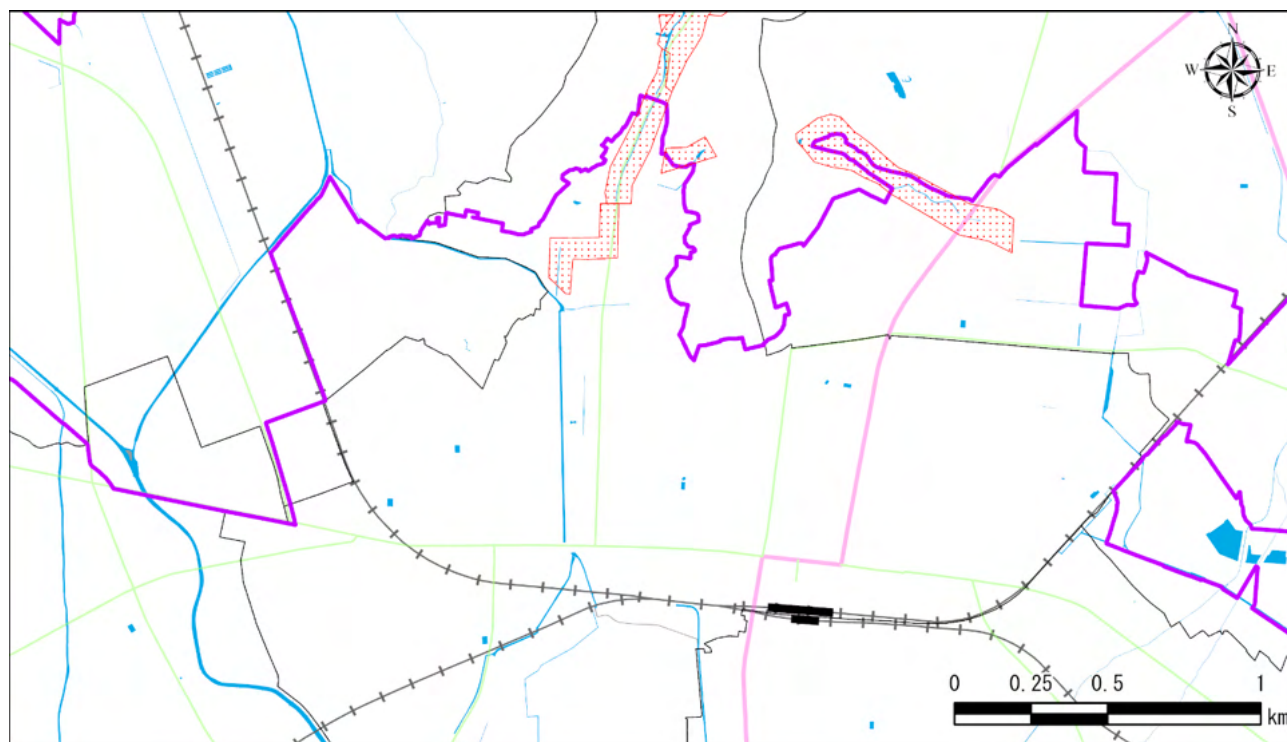
砂防指定地とは、土砂災害のおそれがある土地で、工作物の新築・改築・除去や土地の掘削など、人の手を加えることで災害を誘発するような行為に制限が設けられた区域のことで、ハザード情報等は、以下のとおりです。

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市内では、八王子丘陵や金山丘陵の周辺に指定された区域の一部で指定されています。	—

図 101 砂防指定地



【拡大図】



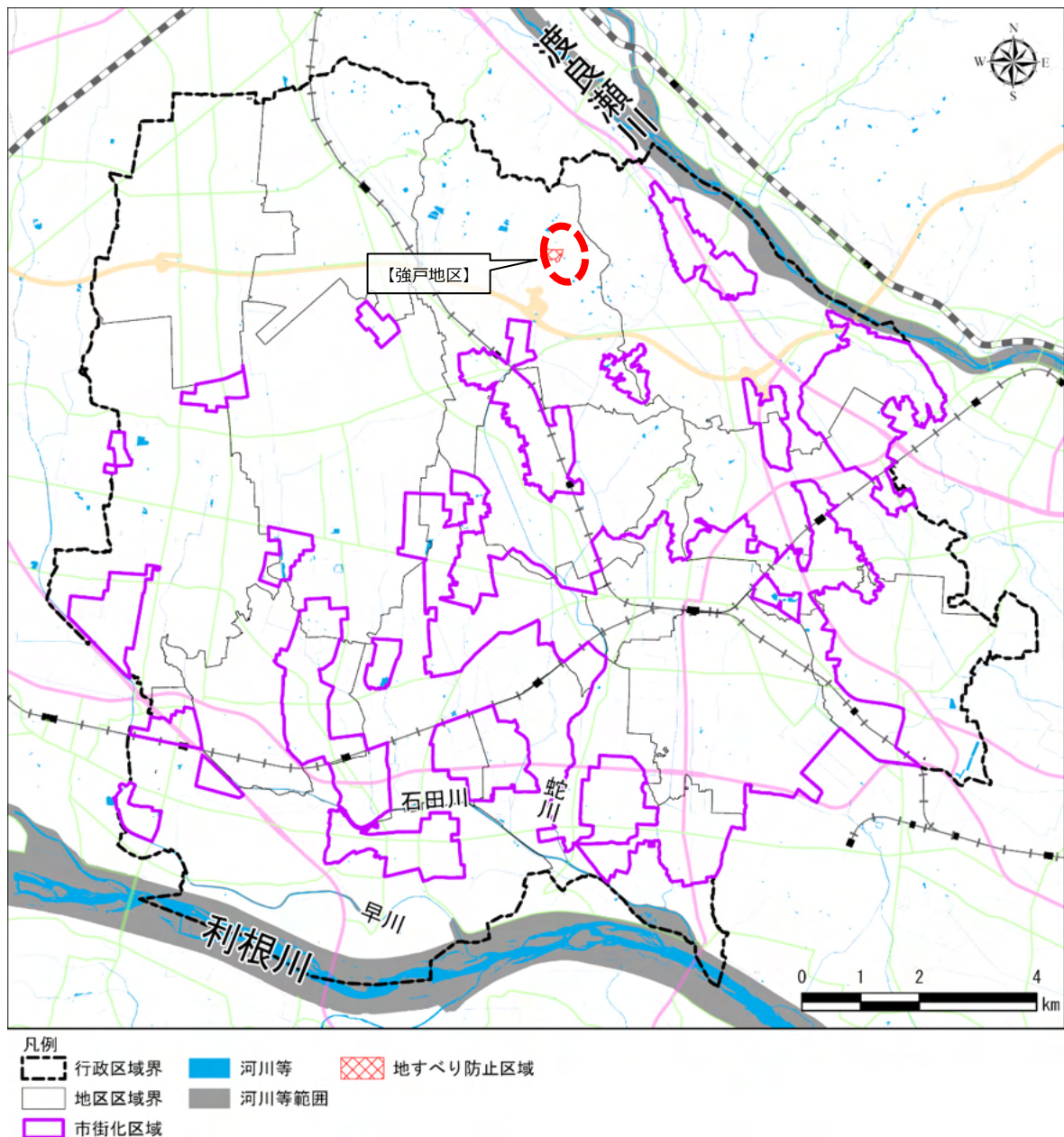
- 凡例
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 行政区域界 | 河川等 | 砂防指定地 |
| 地区区域界 | 河川等範囲 | |
| 市街化区域 | | |

ウ 砂防三法指定区域（地すべり防止区域）

地すべり防止区域とは、地すべりによる被害を除去又は軽減するために指定される、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）、及びこれに隣接する区域（地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発しないように、一定の行為を制限する必要がある区域）を包括する区域のことで、ハザード情報等は、以下のとおりです。

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市内では、強戸地区の一部で指定されています。	—

図 102 地すべり防止区域



エ 土砂災害（特別）警戒区域

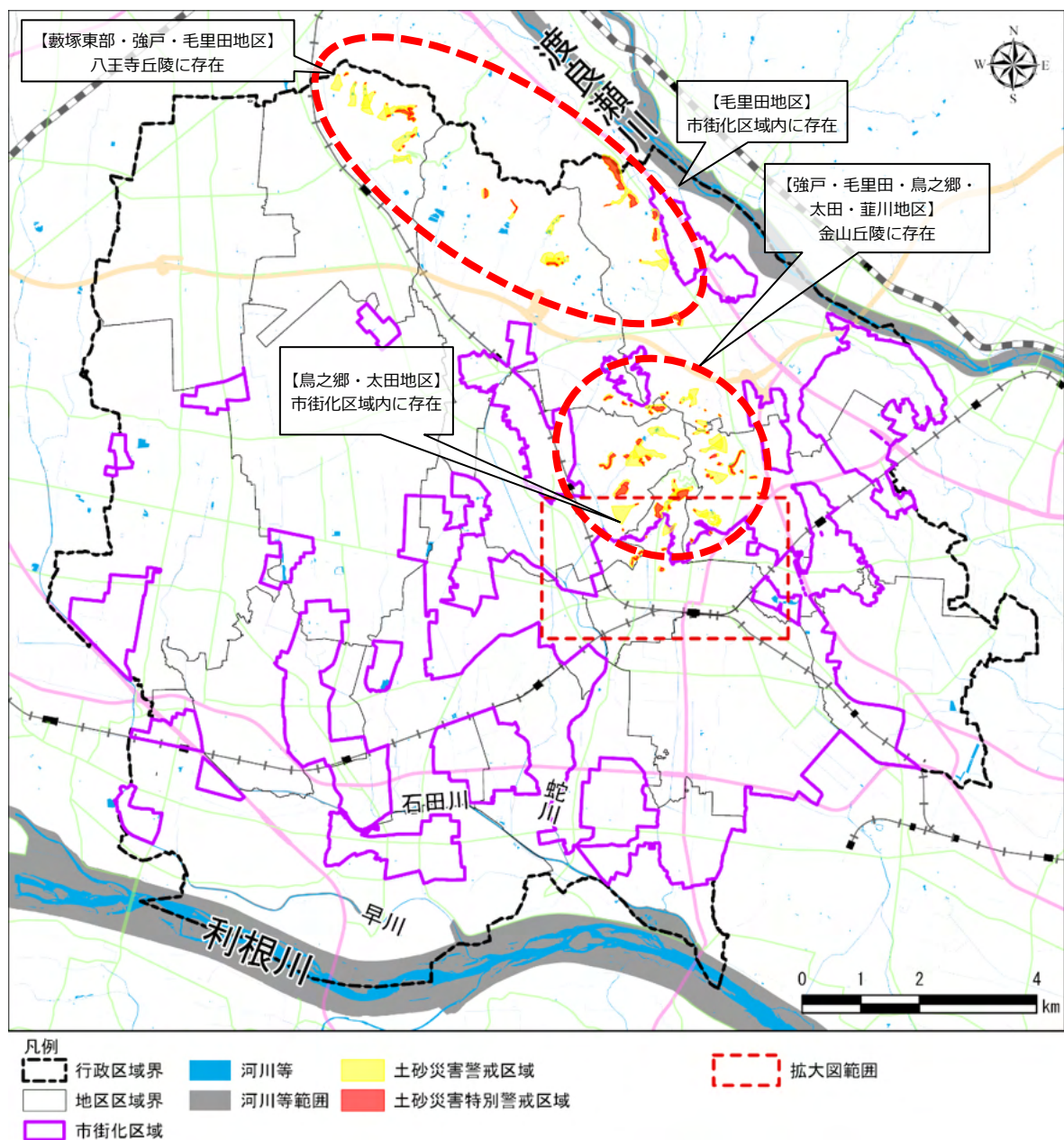
土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のことです。

また、土砂災害特別警戒区域とは、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のことです。

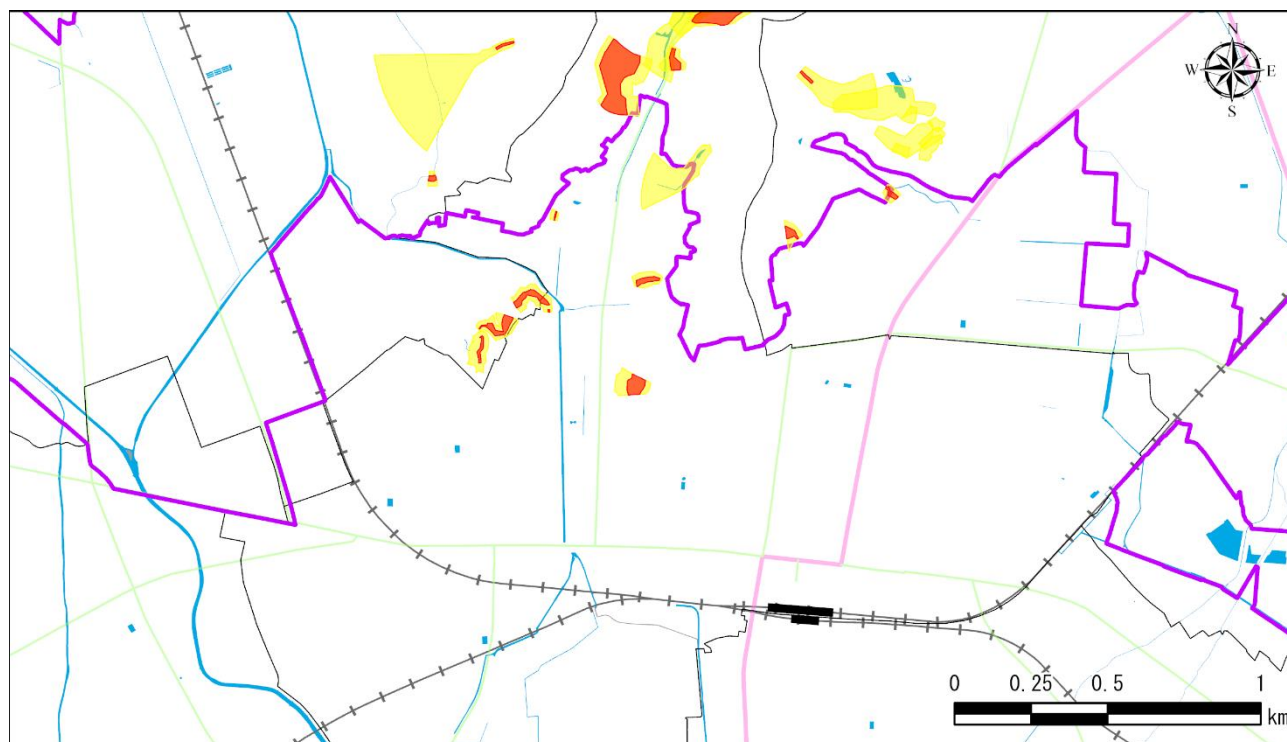
それぞれのハザード情報等は、以下のとおりです。

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市内では、八王子丘陵や金山丘陵の一部で指定されています。	レッドゾーン（特別警戒区域）：有 イエローゾーン：有

図 103 土砂災害（特別）警戒区域



【拡大図】



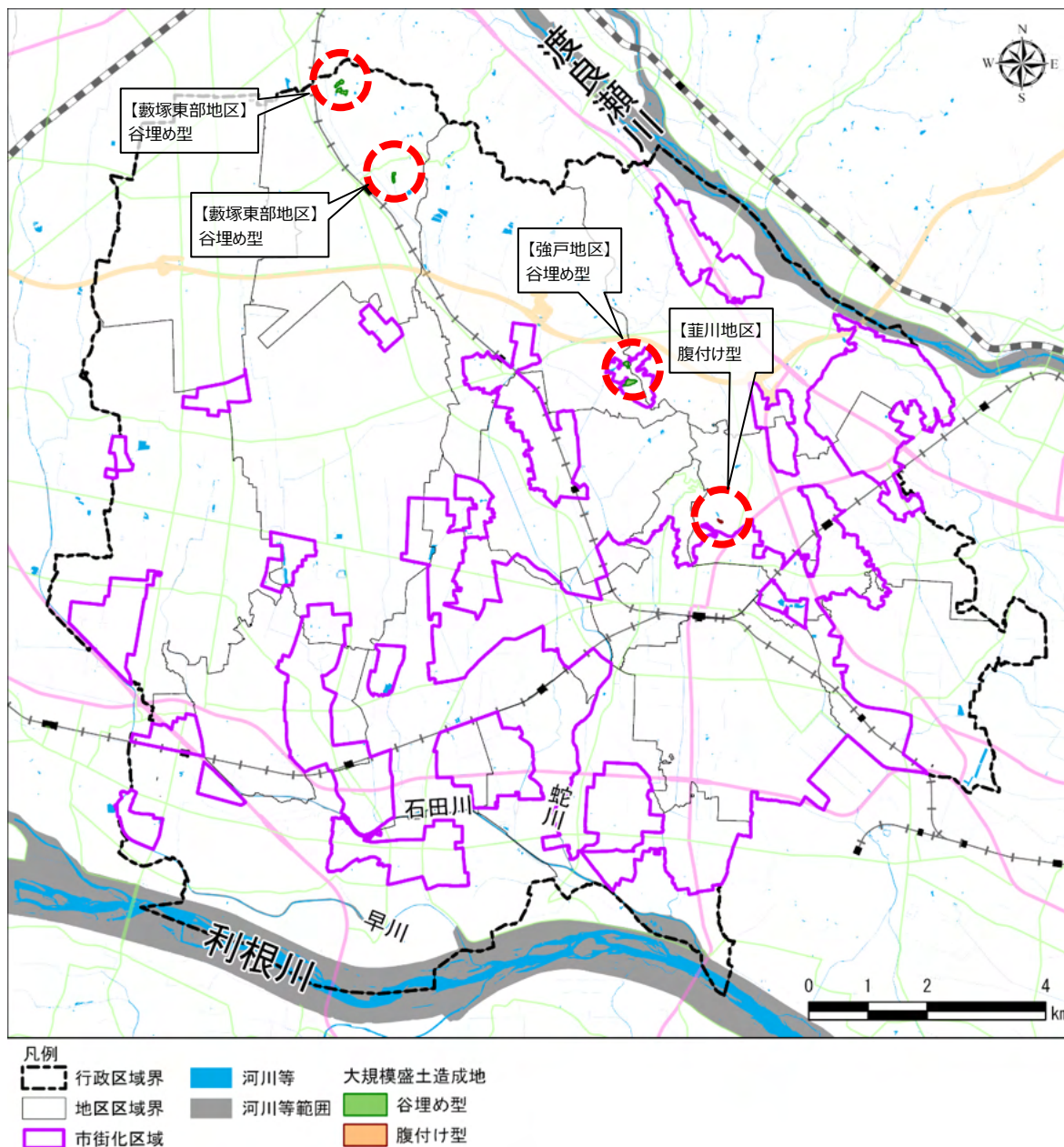
- 凡例
- | | | |
|-------|-------|------------|
| 行政区域界 | 河川等 | 土砂災害警戒区域 |
| 地区区域界 | 河川等範囲 | 土砂災害特別警戒区域 |
| 市街化区域 | | |

オ 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地とは、面積 3,000 平方メートル以上の谷埋め型盛土、又は原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5m以上の腹付け型盛土がなされた造成地のことで、ハザード情報等は、以下のとおりです。

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市内では、藪塚東部地区、強戸地区に谷埋め型、菰川地区に腹付け型が存在します。	—

図 104 大規模盛土造成

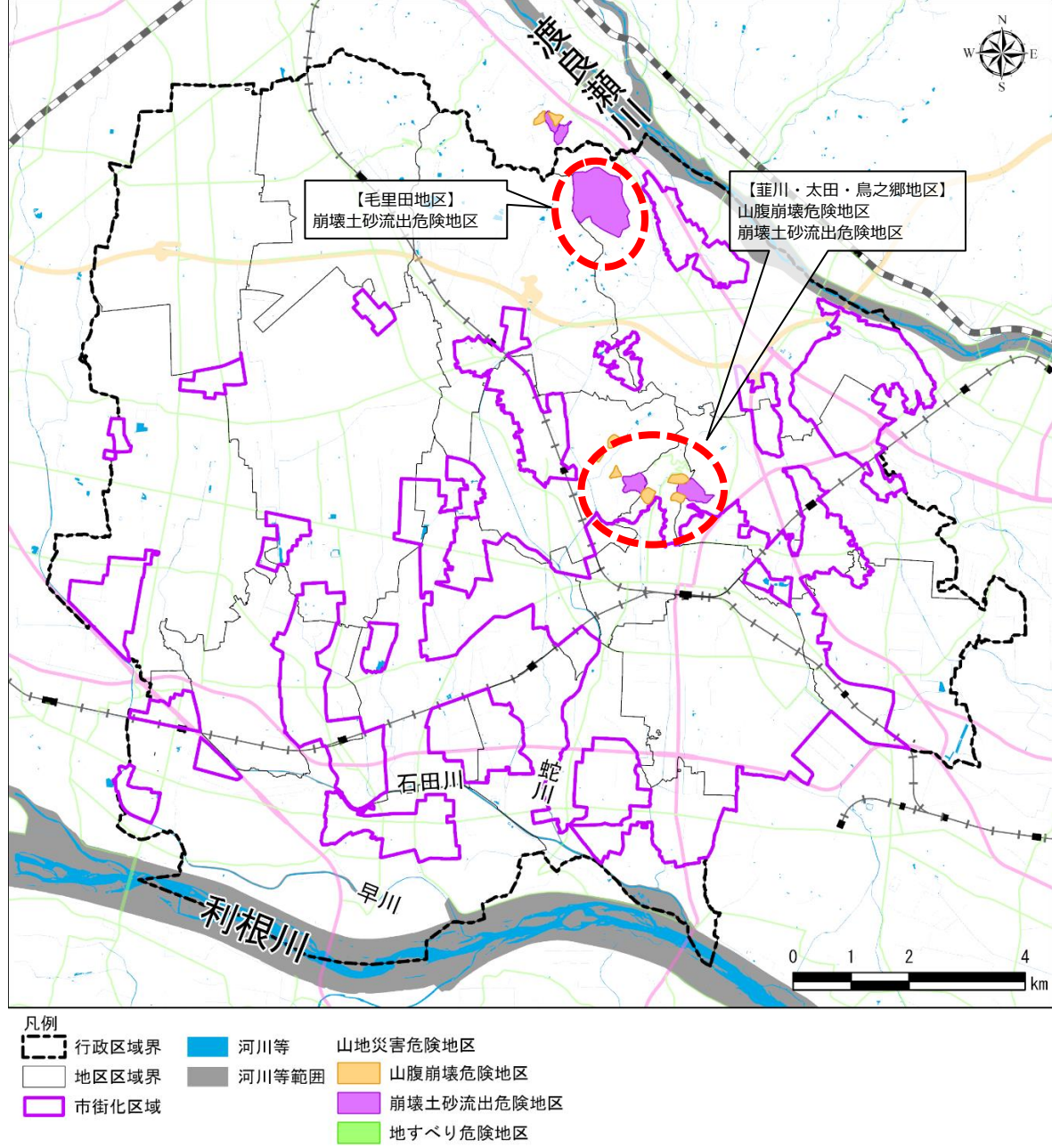


カ 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、群馬県や林野庁が、山地に起因する土砂災害のうち、人家や病院、学校、道路等の公共施設などに直接被害を及ぼす危険度が基準以上であるとして指定する区域のことで、ハザード情報等は、以下のとおりです。

ハザード情報等	
ハザードエリア	情報整理
太田市内では、毛里田地区に「崩壊土砂流出危険地区」、葦川地区、太田地区、鳥之郷地区に「山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区」が存在します。 地すべり危険地区は、指定されてません。	—

図 105 山地災害危険地区



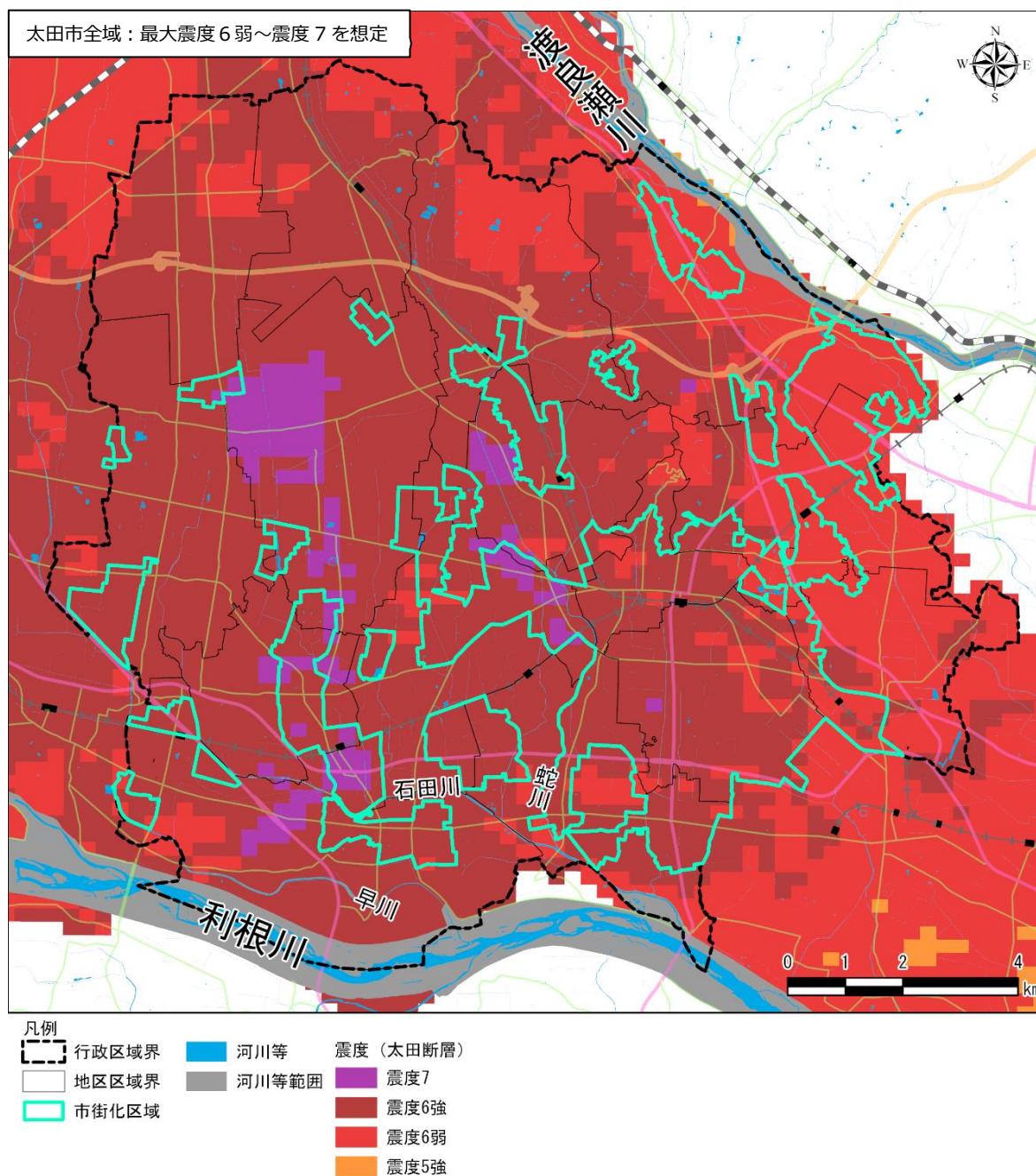
③地震（震度分布・液状化危険度分布）

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）では、3つの断層（関東平野北西縁断層帯主部、太田断層及び片品川左岸断層）による地震が県内に大きな被害を与える可能性がある地震として想定されており、揺れの強さを表す震度や地盤全体がドロドロの液体のような状態になる液状化の危険度等が算出されています。

太田市に最大の被害を及ぼすとされるのは、太田断層を震源とする地震で最も強い揺れとなり、ハザード情報等は、以下のとおりです。

項目	ハザード情報等	
	ハザードエリア	情報整理
震度分布	太田市全域で震度 6 弱以上から 震度 7 までの非常に強い地震が想定されています。	—

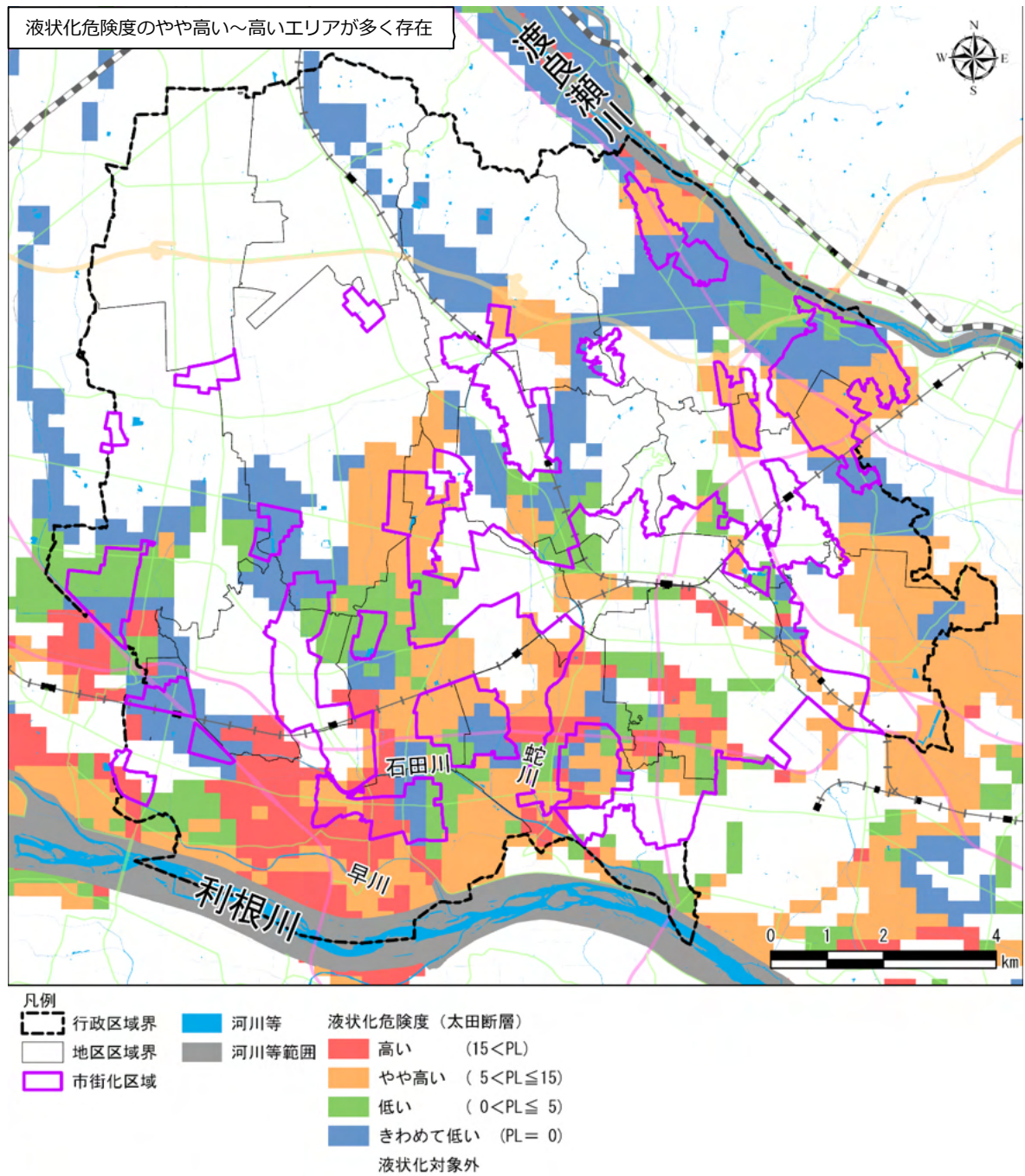
図 106 震度分布(太田断層)



太田市では、太田断層を震源とする地震で最も液状化危険度が高くなり、ハザード情報等は、以下のとおりです。

項目	ハザード情報等	
	ハザードエリア	情報整理
液状化危険度分布	石田川の氾濫原をはじめとして、液状化危険度が“高い”箇所が一部存在します。	—

図 107 液状化危険度分布(太田断層)

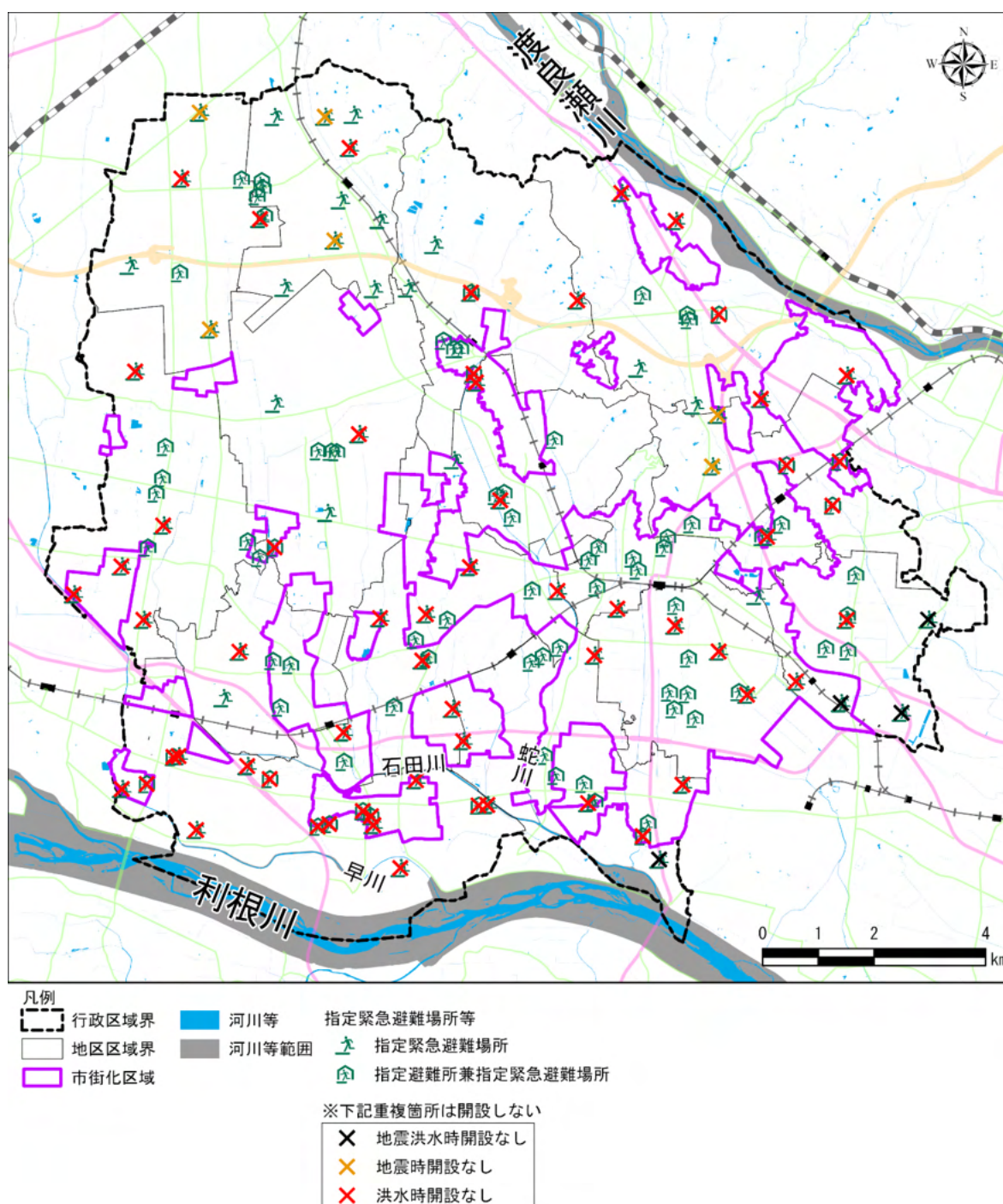


④都市施設情報等

指定緊急避難場所・指定避難所

- ・ 太田市内の指定緊急避難場所と指定避難所について、その位置と開設想定を表示した図です。
- ・ 太田市では、災害時に安全が確保される避難場所及び避難を必要とする市民が一定期間生活できる避難所を指定しており、重複して指定されている施設もあります。
- ・ 黒色または赤色の×印が重なっている避難場所または避難所は、洪水時には開設しない（土砂災害時のみ開設）予定のものです。
- ・ 石田川より南側の地域においては、洪水時に開設する避難所はありません。

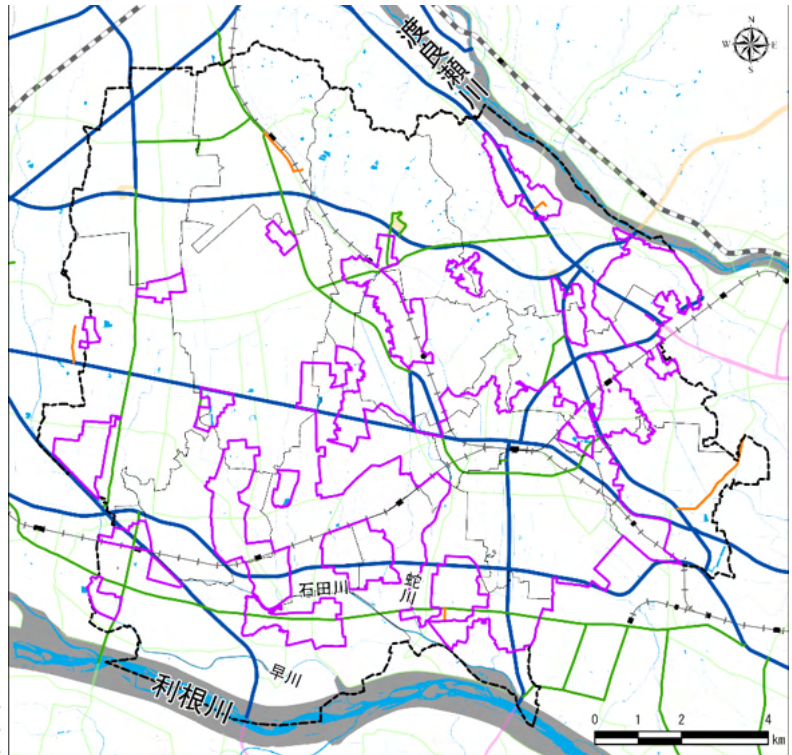
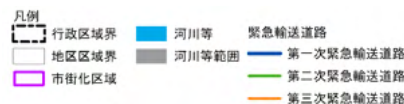
図 108 指定緊急避難場所・指定避難所



緊急輸送道路

図 109 緊急輸送道路

- 緊急輸送道路とは、群馬県が、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として指定している道路です。



要配慮者利用施設

図 110 要配慮者利用施設

- 市内の土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設は、13 施設あります。
(太田市地域防災計画 指定避難所・指定避難場所一覧参照)
- そのうち、居住誘導区域に含まれる施設は 0 施設です。
- 市内の洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設は、133 施設です(太田市地域防災計画より)。
- そのうち、居住誘導区域に含まれる施設は 29 施設です。

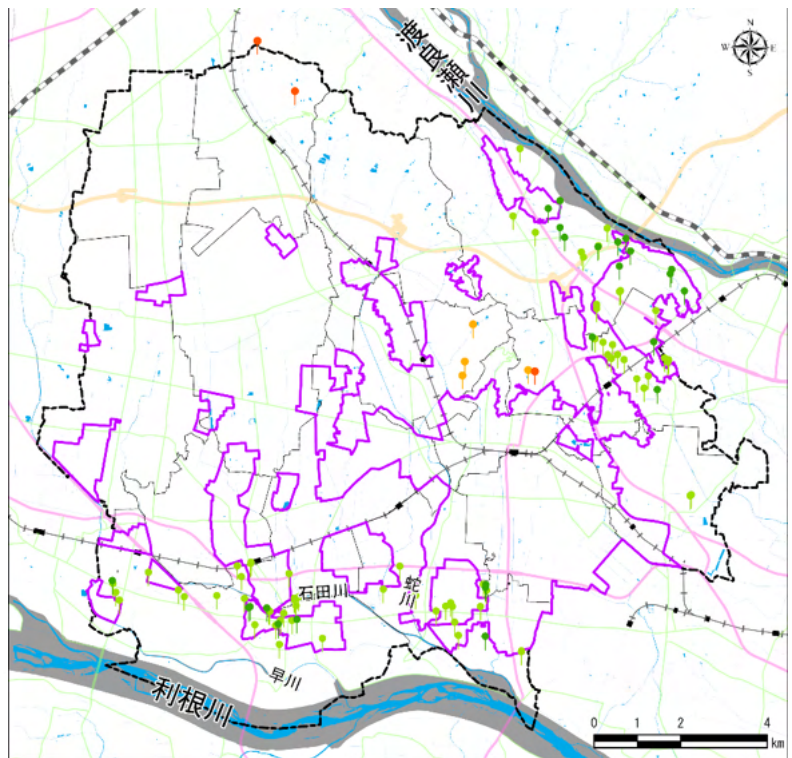
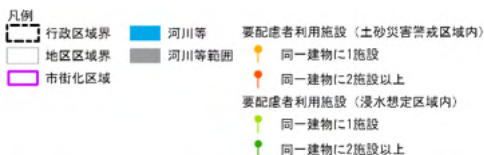
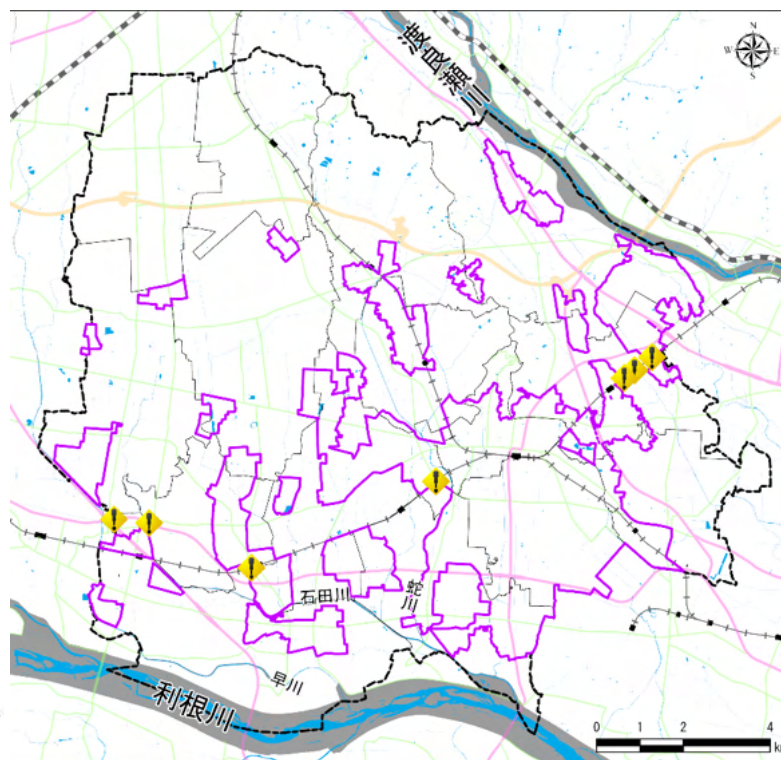


図 111 アンダーパス

- ・ 太田市内のアンダーパス（太田市防災マップより）を地図上にプロットしたものです。
- ・ アンダーパスは地形的に雨水が集中するため、大雨時や冠水時に通行することは大変危険です。

凡例
 行政区域界 河川等 アンダーパス
 地区区域界 河川等範囲
 市街化区域

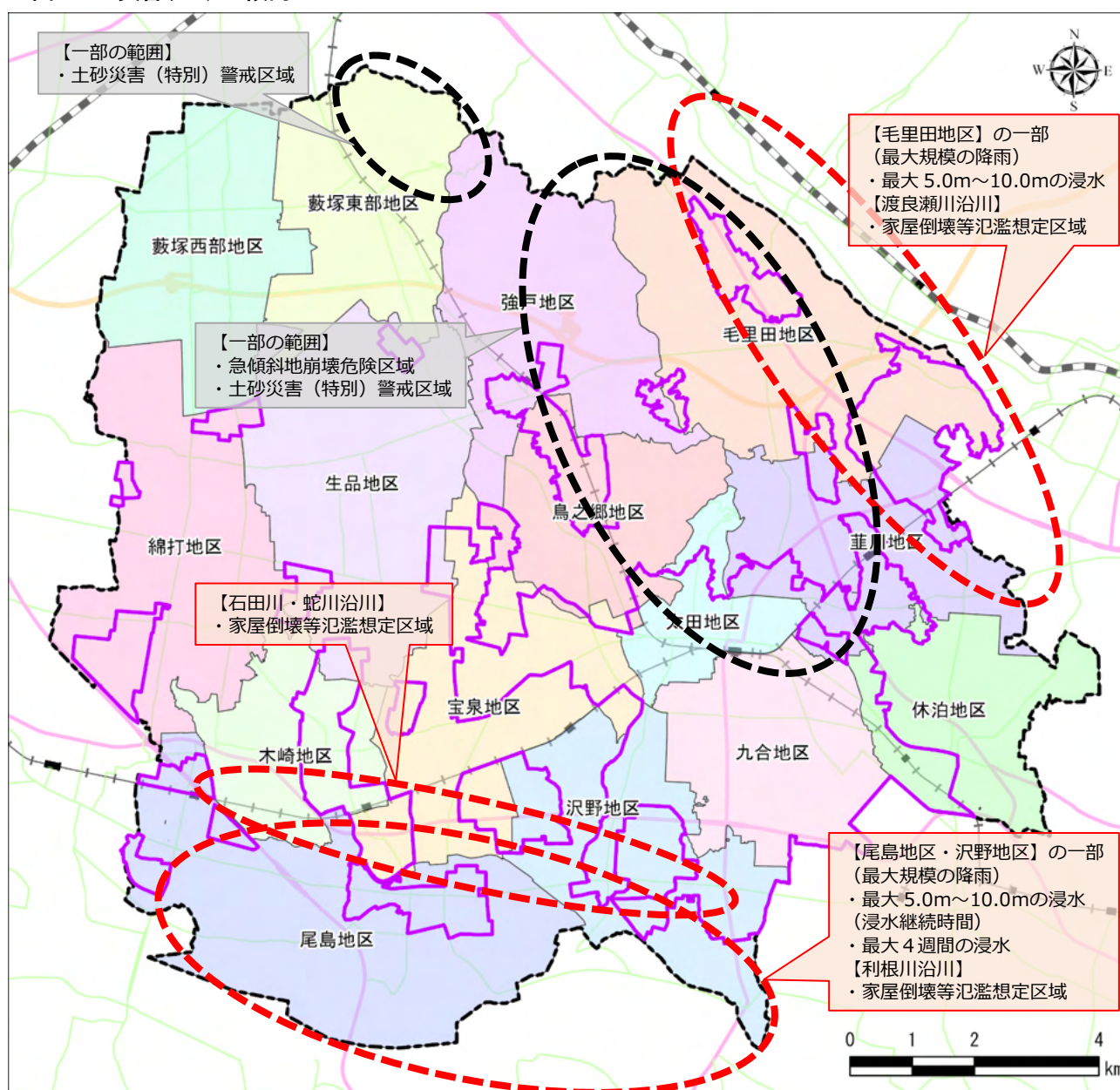


⑤災害リスク情報整理

太田市全域の災害リスク傾向は、下記のとおりです。

分類	ハザード情報等
水害	水害リスクマップ、多段階の浸水想定図から、太田市内の広い範囲で浸水が予想されます。
	毛里田地区、尾島地区・沢野地区では、最大 5m～10mの浸水が予想されます。
	渡良瀬川、利根川、石田川、蛇川沿川では、家屋倒壊の危険性があります。
	尾島地区では、最大 4 週間の浸水が予想されます。
土砂災害	八王子丘陵や金山丘陵の周辺に指定された区域の一部で、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域が指定されています。
地震	太田市全域で、震度 6 弱～震度 7 までの非常に強い地震と液状化が想定されます。

図 112 災害リスクの傾向



（３）居住誘導区域等における災害リスクの分析及び課題の整理

水害、土砂災害、地震等の災害ハザード情報と、都市機能誘導区域や居住誘導区域の情報の重ね合わせにより、本市のどこで、どの程度の被害が見込まれるかを整理しました。

整理したハザード情報のうち、居住誘導区域等に被害を及ぼす可能性があるハザード情報等に対して、建物情報等の都市特性を重ね合わせることで、居住誘導区域等における災害リスクを分析し、課題を整理します。

①災害リスクの分析

本市に被害をもたらす洪水、土砂災害、地震について、これらの災害が発生する可能性を示す「災害ハザード情報」と、災害が発生した場合の被害規模に影響する「都市特性」を組み合わせることにより、分析・評価を行います。

図 113 情報の組み合わせによる災害リスク

組み合わせる情報（ハザード情報）	組み合わせる情報（都市の情報）	分析の視点
浸水深（想定最大規模）※ 1	人口	避難場所への一時避難は必要か P151
浸水継続時間（想定最大規模）		浸水が継続する地区はあるか P152
浸水深（想定最大規模） 家屋倒壊等氾濫想定（河岸侵食・氾濫流）		垂直避難ができるか P153
	※ハザード情報の組み合わせ分析	家屋倒壊の危険性がないか
浸水深（想定最大規模）（3.0m以上）	指定緊急避難場所・指定避難所	徒歩での避難ができるか ※ 2 P154
浸水継続時間（想定最大規模）		避難所としての継続利用ができるか P155
浸水深（概ね30年に1回程度発生する降雨）	人口	避難リスクが高いエリアはどこか P156
浸水深（想定最大規模、30年に1回程度発生する降雨）	人口増減率	洪水浸水想定区域内で人口が増加しているか P163-P164
浸水深（想定最大規模、30年に1回程度発生する降雨）	新築建物	洪水浸水想定区域内で建物が増加しているか P165-P166
浸水深（想定最大規模）	都市機能施設	浸水する施設はあるか P167
浸水継続時間（想定最大規模）		施設が継続利用できるか P168
浸水深（想定最大規模）（0.5m以上、3.0m以上）	要配慮者利用施設	要配慮者が垂直避難できるか P169
	指定緊急避難場所・指定避難所	要配慮者が避難場所等に避難できるか P170
浸水継続時間（想定最大規模）	緊急輸送道路	道路寸断・集落孤立がないか P171
浸水深（想定最大規模）	アンダーパス	洪水時に通行できなくなるアンダーパスが存在しているか P172
土砂災害（特別）警戒区域	人口	被害を受けやすいエリアはどこか P173
急傾斜地崩壊危険区域		被害を受けやすいエリアはどこか P174
震度分布（太田断層）（震度6弱以上）	建物	被害を受けやすいエリアはどこか P175
液状化（太田断層）（高い（15<PL））		被害を受けやすいエリアはどこか P176

※ 1：ここでいう「浸水深」とは、洪水浸水想定区域の浸水深を示す。

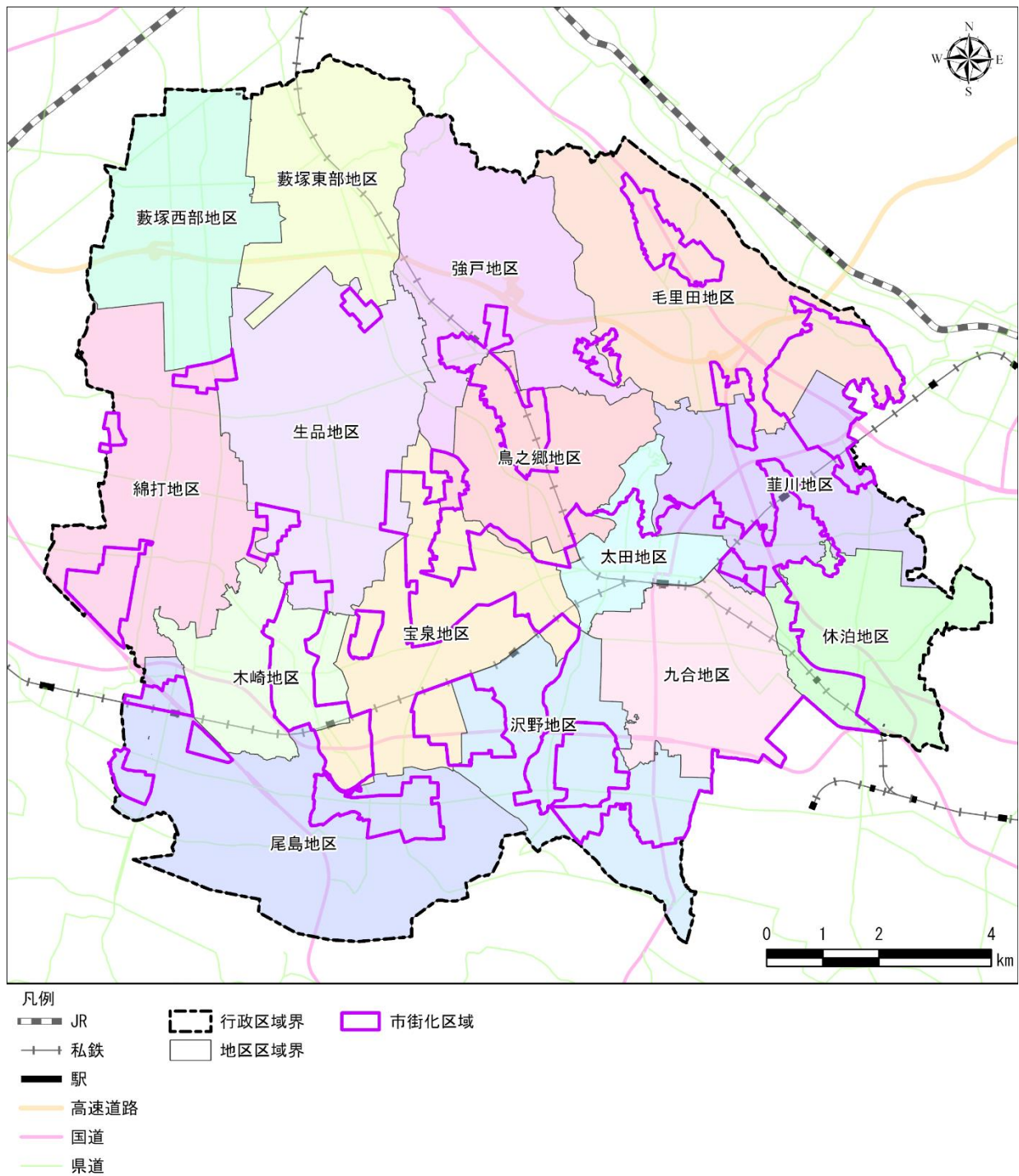
※ 2：徒歩での避難が可能な距離の考え方

徒歩圏の一義的な距離は決まっていますが、国土交通省が作成した「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成 26 年 8 月）では、一般的な徒歩圏を半径 800m、高齢者徒歩圏を半径 500mとしています。

太田市立地適正化計画「防災指針」においては、避難者の中に高齢者等が含まれる可能性を考慮して、上記の半径 500mと半径 800mの両方を用いて徒歩での避難が可能な距離圏を分析します。

ハザード情報等及び都市特性を重ね合わせることで、居住誘導区域等における災害リスクを分析します。分析を行う地区は、下記のとおり、太田市内の15地区とします。

図 114 太田市内の15地区エリア



ア 水害

【浸水深（想定最大規模）×人口】

狙い

- ・ 居住者が存在するエリア内で、避難所への避難は必要かを分析
- ・ 想定最大規模の降雨時に、浸水被害を受ける可能性がある区域と、人口の分布状況を分析

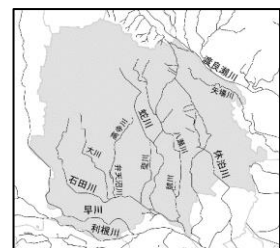
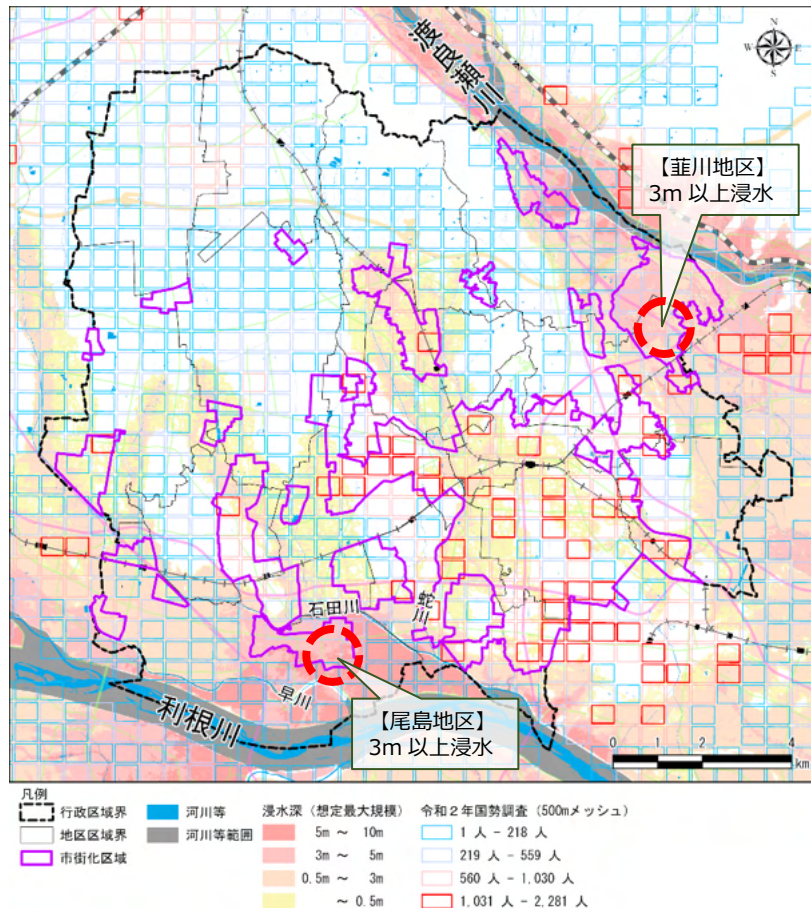
<人口分析>

- ・ 居住誘導区域等における想定最大規模の降雨による浸水深別の人口推計値は以下のとおりです。

浸水深	居住誘導区域内人口	
	浸水深区分別	累計
10m ～ 20m	0人	0人
5m ～ 10m	899人	899人
3m ～ 5m	2,763人	3,663人
0.5m ～ 3m	13,511人	17,174人
～ 0.5m	28,953人	46,127人

<避難分析>

- ・ 上記人数をすべて避難所で収容することは難しい状況です。
- ・ 各自で安全な場所（親戚・知人宅やホテル等）へ早期に避難してもらう必要があります。



結果

- ・ 葦川地区、尾島地区の一部では、浸水深 3.0m以上の浸水が想定され、居住者も存在する。3.0m 以上の浸水は、2 階床面以上の浸水となるため、この地域にお住まいのほとんどの方は垂直避難ができません。そのため、自宅外の安全な場所（避難所、親戚・知人宅やホテル等）への避難が必要となります。
- ・ 在宅垂直避難は可能か、家屋倒壊の可能性がないかも踏まえたうえで、事前に避難の検討が必要ですが、指定避難所については、全ての住民を避難所に収容することは困難なことが想定されるため、指定避難所以外への避難も検討が必要です。

【浸水継続時間（想定最大規模）×人口】

- 狙い ・ 居住者が存在するエリア内で、浸水が継続する地区はあるかを分析

＜人口分析＞

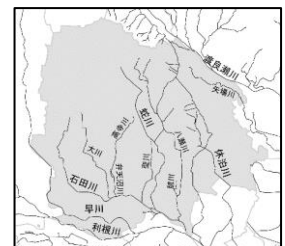
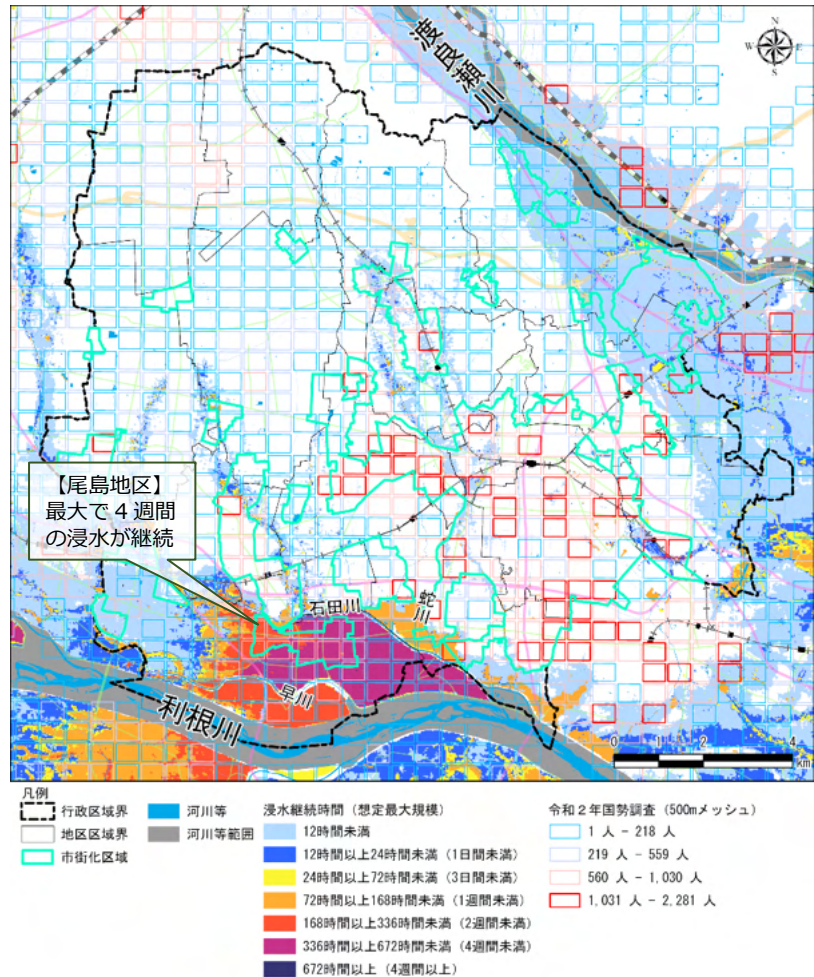
- ・ 居住誘導区域等における想定最大規模の降雨による浸水継続時間別の人口推計値は以下のとおりです。

浸水継続時間	人口
～4週間未満	2,264.8人
～2週間未満	1,141.5人
～1週間未満	1,551.2人
～3日未満	290.0人
～1日未満	1,305.3人
～12時間未満	10,654.7人

＜食料備蓄分析＞

※人口推計値から想定

- ・ 最低3日間、推奨7日分の備蓄を呼びかけています。
- ・ 長期間浸水が継続した場合は備蓄物資が尽きてしまう恐れがあります。

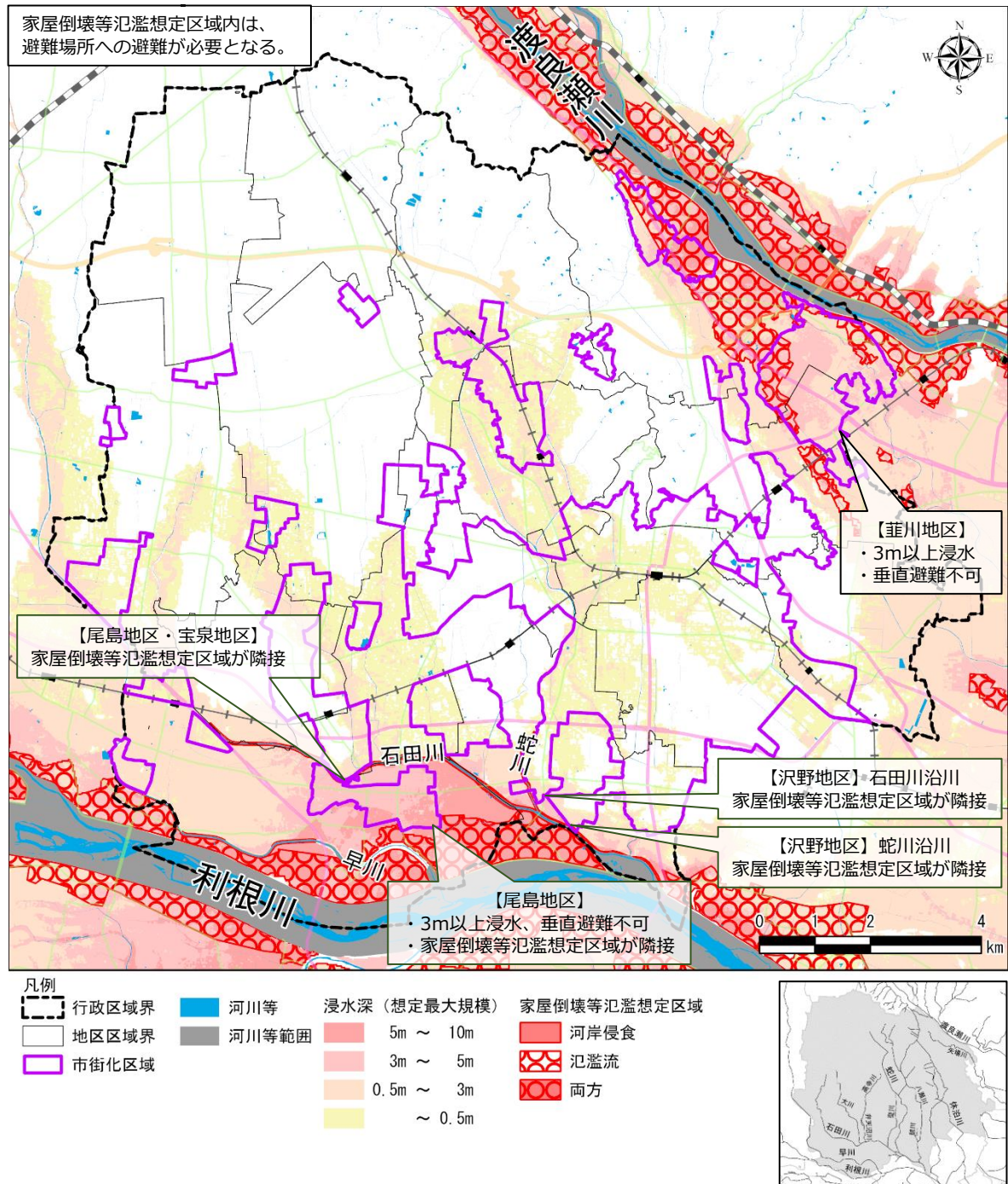


- 結果
- ・ 尾島地区では、最大で4週間程度水が引かない想定であり、立ち退き避難が必要です。
 - ・ 地区外への早期避難の実現に向けた平常時からの住民への周知、準備、災害時の情報伝達などの体制づくりが必要です。

【浸水深(想定最大規模)×家屋倒壊等氾濫想定(河岸侵食・氾濫流)】

狙い

- ・ 浸水深が 3.0m以上となる想定により、垂直避難ができないエリアがあるか、建物倒壊の危険性がないかを分析



結果

- ・ 蕨川地区、尾島地区内では、3.0m以上の浸水が想定されているエリアがあり、エリア内は垂直避難ができません。
- ・ 渡良瀬川、利根川、石田川、蛇川の河川沿川は、家屋倒壊等氾濫想定区域内により垂直避難ができないため、避難場所への避難が必要です。そのため、家屋倒壊等氾濫想定区域は、居住誘導区域には含めません。

【浸水深（想定最大規模）（3.0m以上）×指定緊急避難場所・指定避難所】

狙い ・ 浸水深が 3.0m 以上となる想定により、徒歩避難ができないエリアがあるかを分析

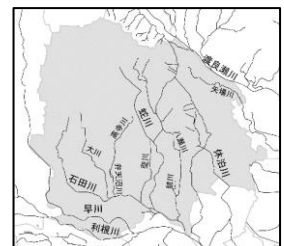
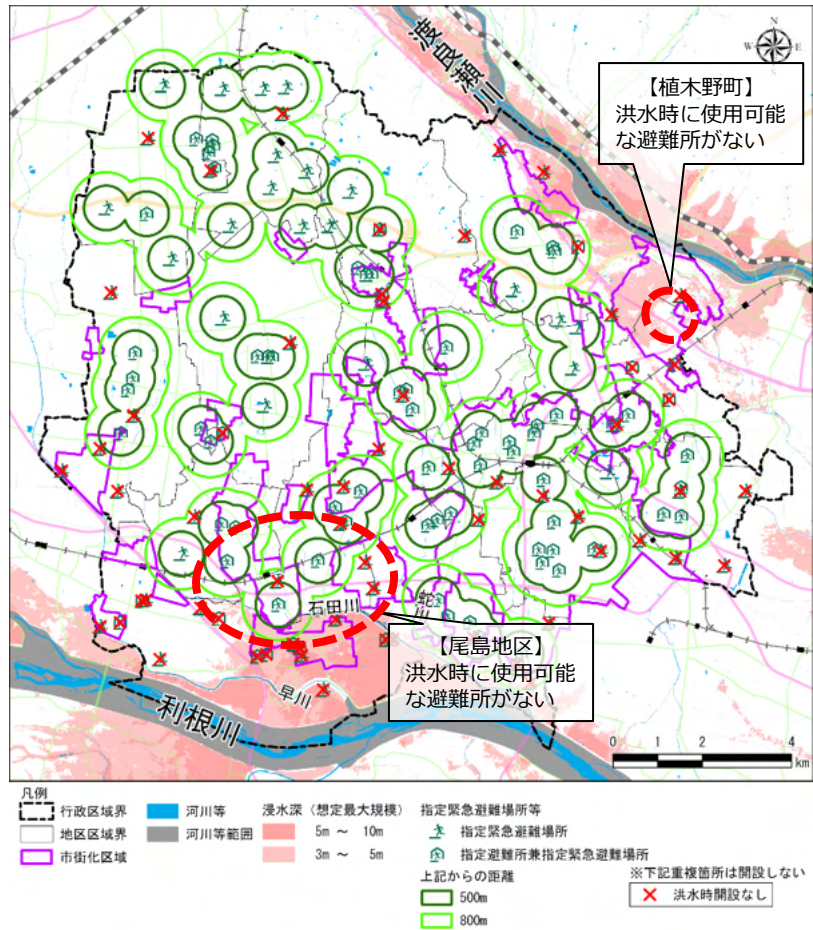
※健康な方の徒歩避難可能な距離を 800m、避難に時間のかかる方の徒歩避難可能な距離を 500mとしています。

＜避難所分析＞

- ・ 尾島地区は全域で、浸水深が 3m 以上かつ地区のほとんどが指定緊急避難場所・指定避難所から 500m 以上離れています。また、これらの施設への避難には橋を渡る必要があります。
- ・ 国道 50 号沿いの植木野町の一部でも避難所から距離があり、かつ浸水が 3m 以上となる地区があります。

＜避難分析＞

- ・ 浸水深が 3m 以上のため、これらの地域にお住いのほぼすべての方は、自宅外への避難が必要です。
- ・ 特に、避難の際に必ず橋を渡る必要のある尾島地区では、雨が強くなってからの避難は危険となるため、早い段階での避難が必要です。



結果

- ・ 尾島地区と韮川地区の一部は、付近に洪水時を対象とする避難所が存在しないため、徒歩避難可能エリア外への避難が必要です。
- ・ 尾島地区は地区外への避難が必要となり、韮川地区の一部は、800m以上離れた避難場所への避難が必要です。

【浸水継続時間（想定最大規模）×指定緊急避難場所・指定避難所】

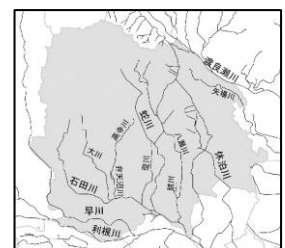
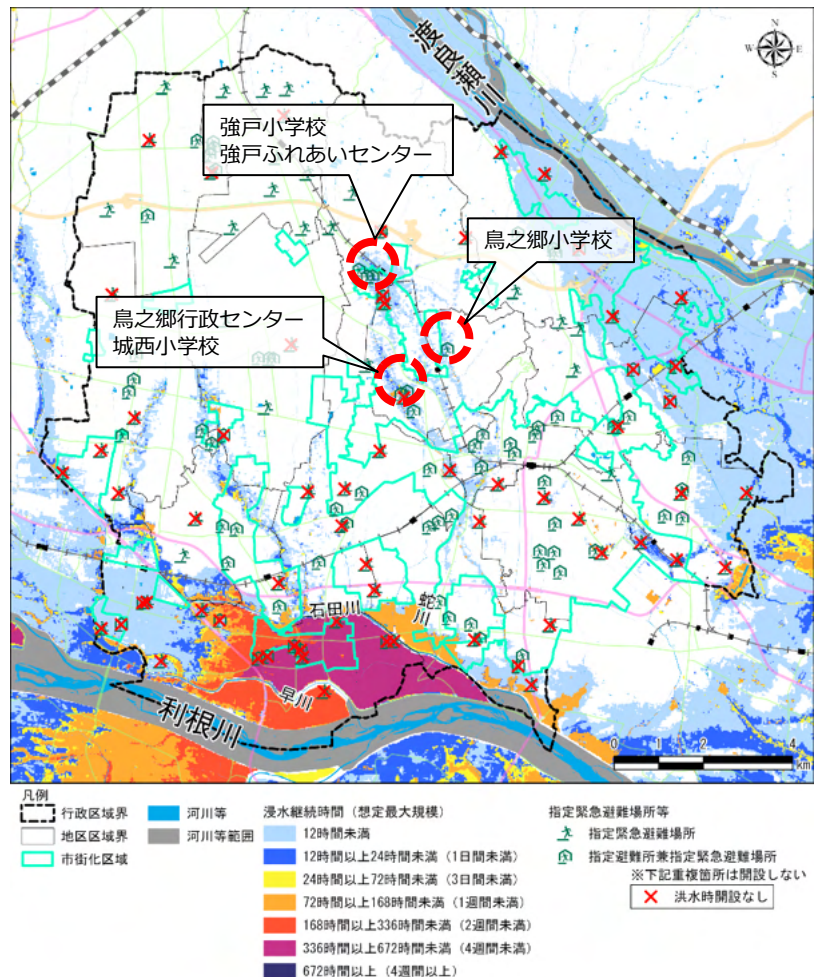
狙い ・ 浸水が継続するエリアにある避難所は、避難所としての継続利用ができるかを分析

＜避難場所分析＞

- ・ 洪水時に対象となっている指定緊急避難場所等のうち、想定最大規模の降雨による浸水継続時間別の施設数は以下のとおりです。

浸水継続時間	施設数
～4週間未満	0
～2週間未満	0
～1週間未満	0
～3日未満	0
～1日未満	0
12時間未満	5

- ・ 洪水時に開設が想定されている避難所のほとんどが想定最大規模降雨時における洪水浸水想定区域外です。
- ・ 浸水継続時間が 12 時間未満の 5 施設（図参照）については、2 階以上への避難が可能であり、12 時間未満の浸水であれば、避難所としての運用に大きな問題はないと考えられます。



結果

- ・ 避難所の浸水継続時間が、最大でも 12 時間未満であり、2 階以上への避難が可能ことから、避難所としての運用に大きな問題はありません。

【浸水深（概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨）×人口】

狙い ・ 居住者が存在するエリア内で、避難行動について特にリスクが高い地区を抽出

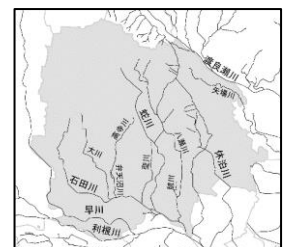
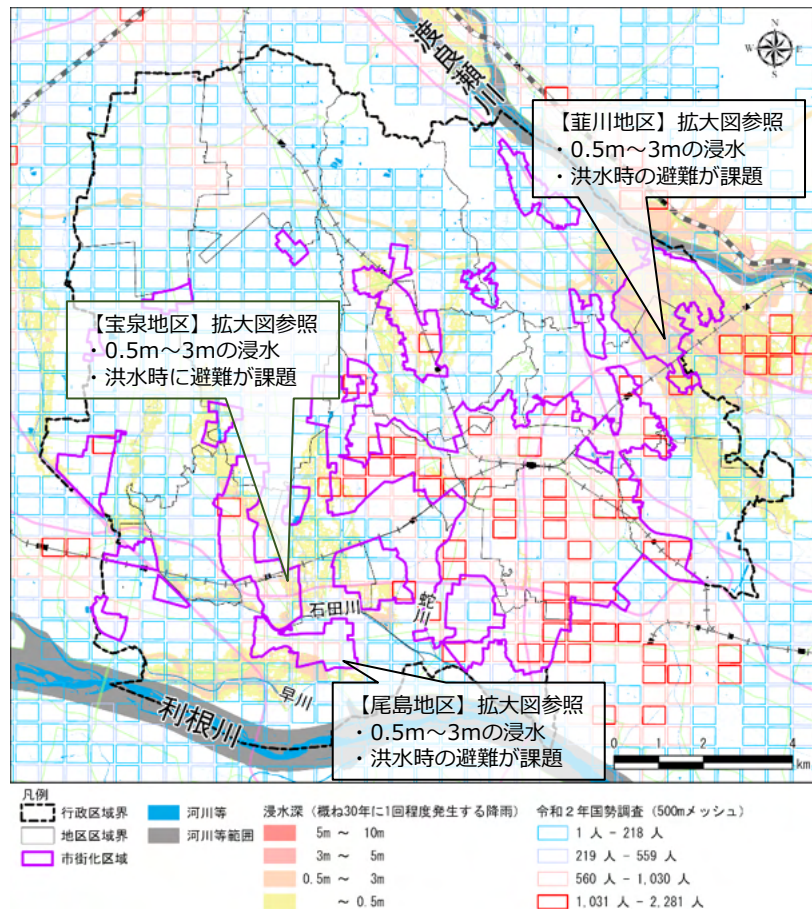
＜人口分析＞

- ・ 居住誘導区域等における概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨による浸水深別の人口推計値は以下のとおりです。

浸水深	居住誘導区域内人口	
	浸水深区分別	累計
0.5m ～ 3m	920人	920人
～ 0.5m	5,123人	6,043人

＜避難場所分析＞

- ・ 市内の避難所に分散して避難することができれば、収容は可能な人数だと思われますが、最悪（想定最大規模の降雨）を想定した避難が必要です。
- ・ そのため、各自で安全な場所（親戚・知人宅やホテル等）へ避難してもらう必要があります。



結果

- ・ 全域で、3m未満の浸水のため、家屋倒壊の危険性がない地区は、垂直避難が可能です。葦川地区、尾島地区は付近に避難所がないため、遠方の避難所への避難となります。宝泉地区は、付近の避難所へ一時避難が可能です。

浸水深 0.5m以上が想定されている地区（尾島地区、葦川地区、宝泉地区）の該当するエリアについては、次ページ以降の拡大図で水害リスク分析を行います。なお、拡大図での分析は、想定最大規模の降雨を想定したリスク分析を行います。

家屋倒壊等氾濫想定区域内で、拡大図分析を行っていないエリア（沢野地区）についても避難が必要となるため、拡大図で水害リスク分析を行います。

■リスクが高いエリア分析

A) 尾島地区の水害リスク分析

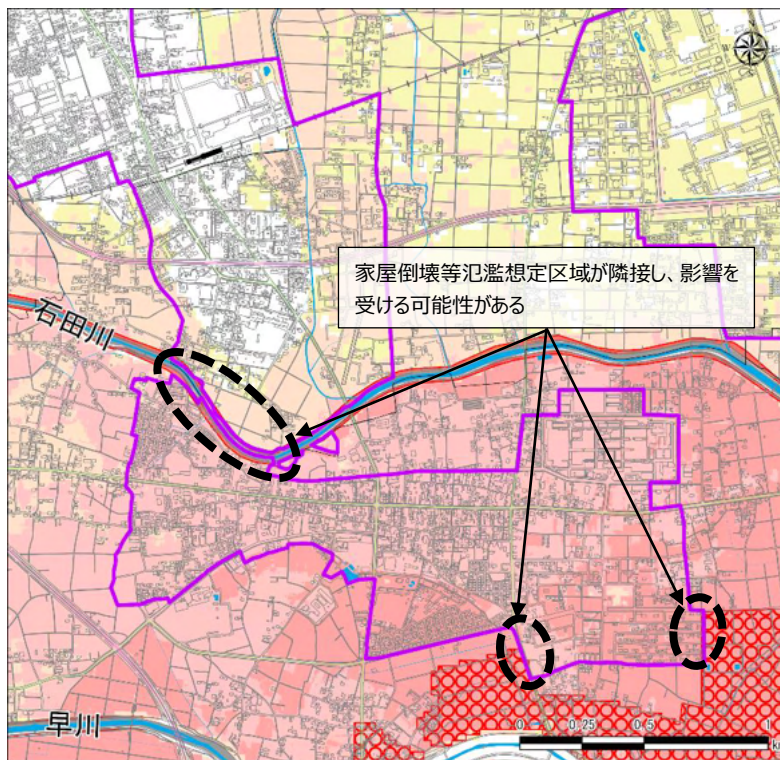
これまでの分析から、尾島地区にお住いの住民は、洪水時に付近の避難所が開設されないため、地区外への避難が必要となります。

狙い

・ 尾島地区の水害リスクが該当するエリアについて、水害リスクの分析と、避難場所について分析

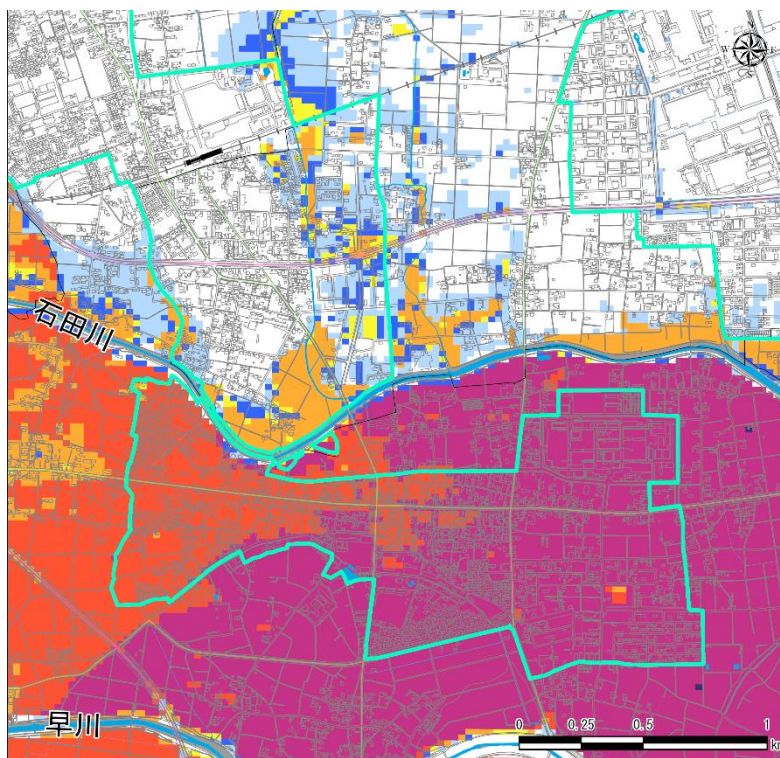
浸水深（想定最大規模）

- ・ 尾島地区の市街化区域では、全域で 3m 以上の浸水が想定されています。
- ・ 場所によっては、最大で 10m という想定となり、自宅内での垂直避難が困難です。
- ・ 石田川沿川は、家屋倒壊等氾濫想定区域内となり、家屋の倒壊が想定されています。



浸水継続時間（想定最大規模）

- ・ 尾島地区では、2 週間から 4 週間程度水が引いていかない想定が公表されています。
- ・ 太田市では各家庭に「最低 3 日間、推奨 7 日分」の食料備蓄をおこなうよう推奨しており、避難が必要です。
- ・ 水が引かずに 4 週間取り残されるということはないにしても、自衛隊や消防による救助には時間がかかります。

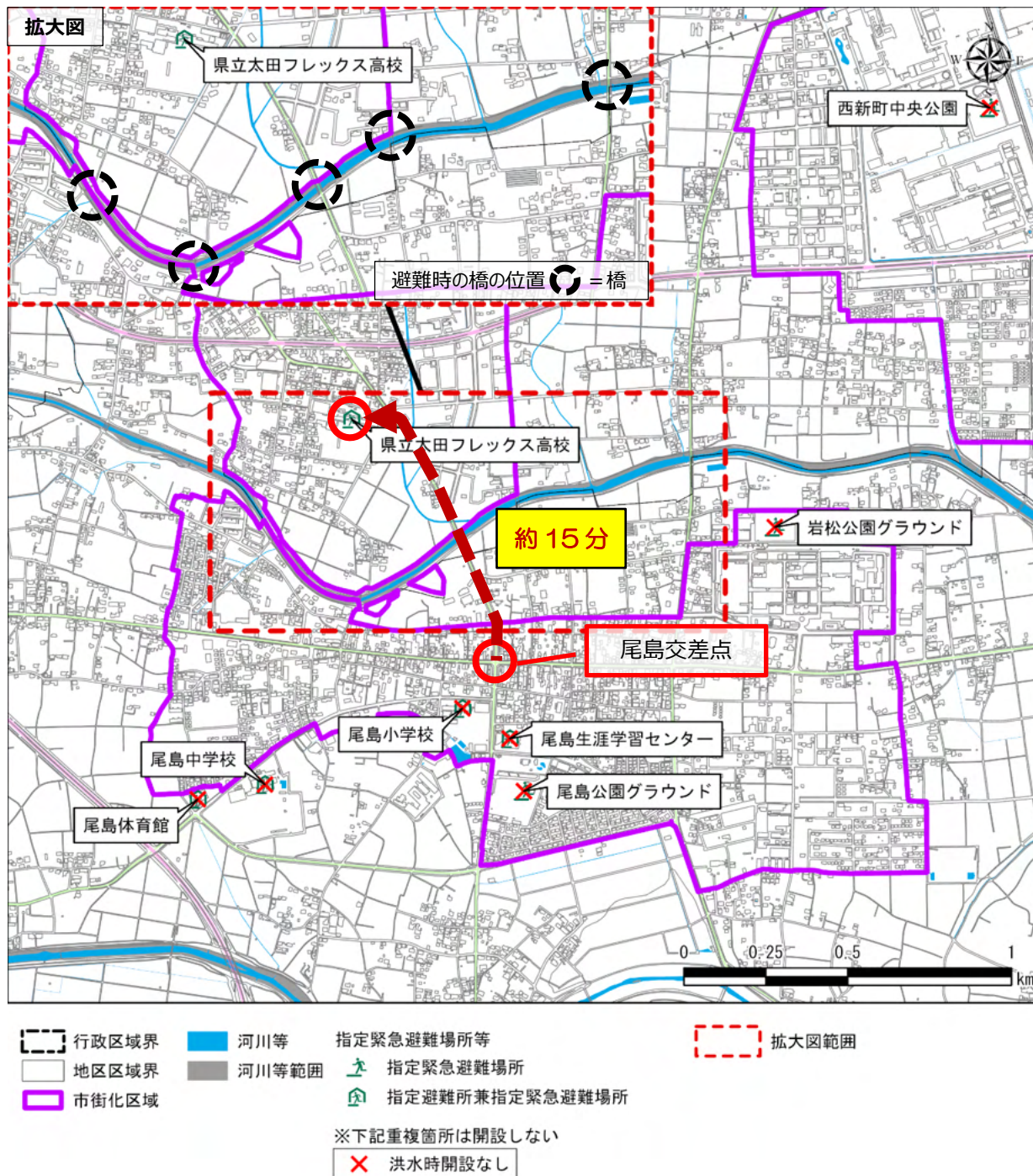


＜尾島地区から近い指定緊急避難場所等＞

尾島地区内に洪水時の開設が想定されている避難所はありません。地区外ですが、宝泉地区に「県立太田フレックス高校」があります。

尾島交差点から「県立太田フレックス高校」までは徒歩で約 15 分と遠くはありません。（下図の避難経路、約 1km を 60m/分の速度で避難した場合）

しかし石田川や大川を渡る必要があり、浸水が始まって避難を開始しては逃げ遅れる恐れがあるため、早い段階での分散避難が重要です。



結果

- ・ 尾島地区にお住まいの方が避難する場合、「県立太田フレックス高校」が徒歩約 15 分の範囲にあります。橋を渡る必要があるため、混雑を想定した早期避難等が必要です。

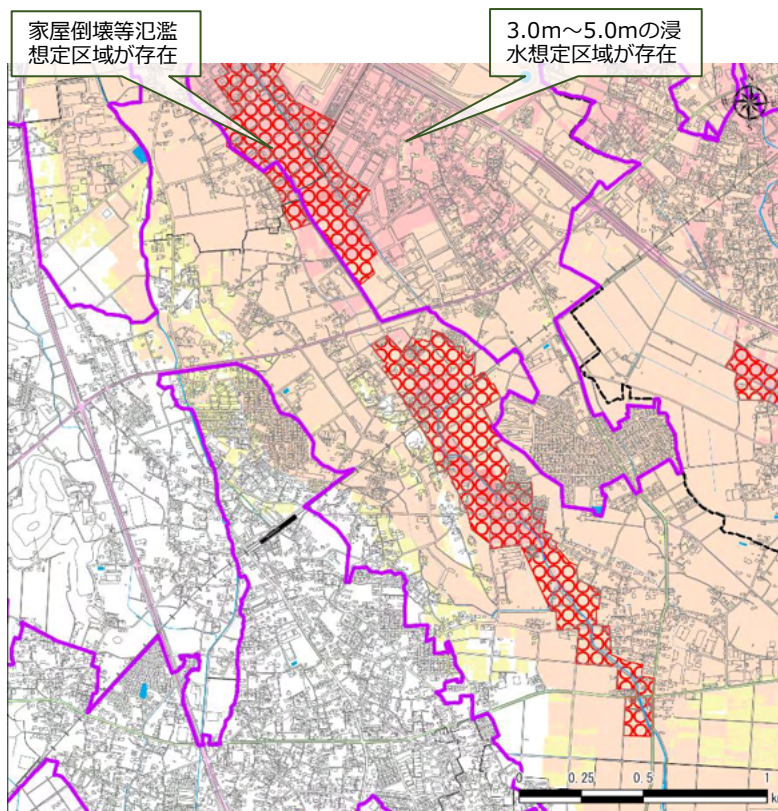
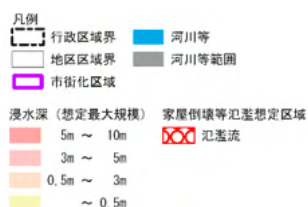
B) 韮川地区の水害リスク分析

韮川地区の一部のエリアは、避難所までの距離が800mを超えるため、早期避難が必要となります。

狙い ・ 韮川地区の水害リスクが該当するエリアについて、水害リスクの分析と、避難場所について分析

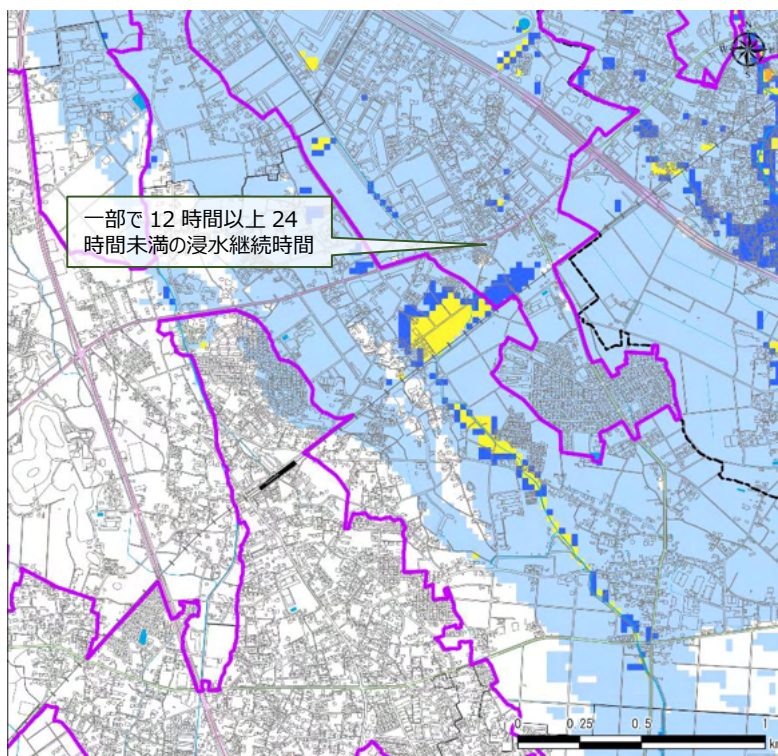
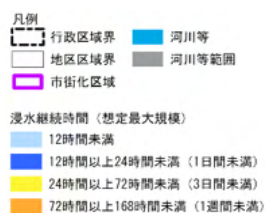
浸水深（想定最大規模）

- ・ 韮川地区の市街化区域では、全域で 0.5m 以上、一部で 3.0m～5.0m以上の浸水が想定されています。
- ・ 南西部は、家屋倒壊等氾濫想定区域に隣接しており、氾濫流による家屋倒壊等のリスクもあります。



浸水継続時間（想定最大規模）

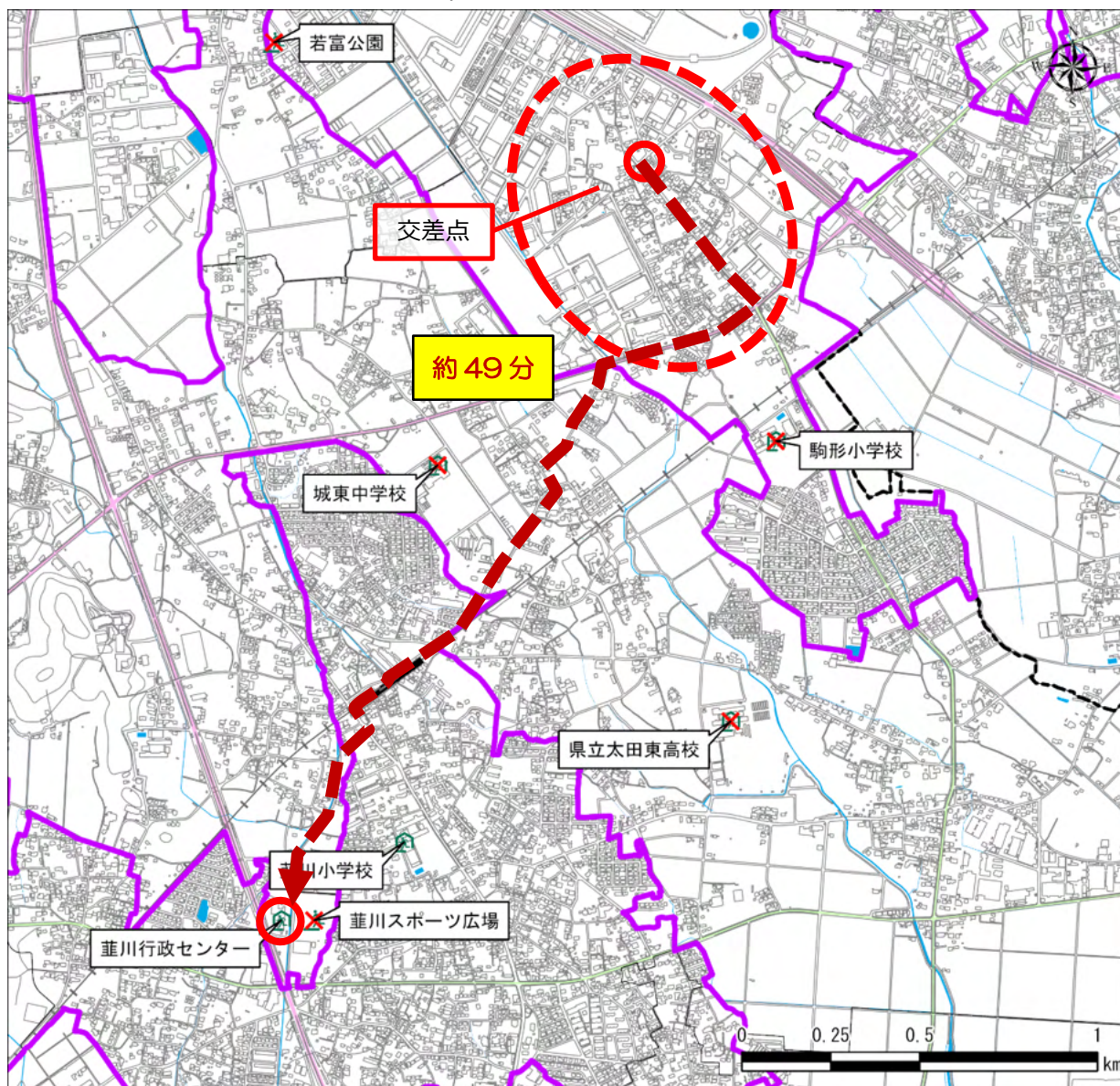
- ・ 韮川地区の市街化区域では、一部で 12 時間以上 24 時間未満の浸水継続時間が想定されていますが、区域の大部分は 12 時間未満となっています。



< 葦川地区で、付近に避難所がないエリアの指定緊急避難場所等 >

葦川地区の一部は、徒歩で約 49 分と避難場所まで距離があります。

(下図の避難経路、約 2.9km を 60m/分の速度で避難した場合)



- 凡例
- 行政区区域界
 - 地区区域界
 - 市街化区域
 - 河川等
 - 河川等範囲
 - 指定緊急避難場所等
 - 指定緊急避難場所
 - 指定避難所兼指定緊急避難場所
 - ※下記重複箇所は開設しない
 - 洪水時開設なし

結果

- ・ 葦川地区で付近に避難場所がないエリアの方が避難する場合、浸水深は、3.0m～5.0 の想定であるが、水の引きは早い想定となっています。しかし、避難する場合、「葦川行政センター」が徒歩約 49 分と離れており、混雑を想定した早期避難等が必要です。

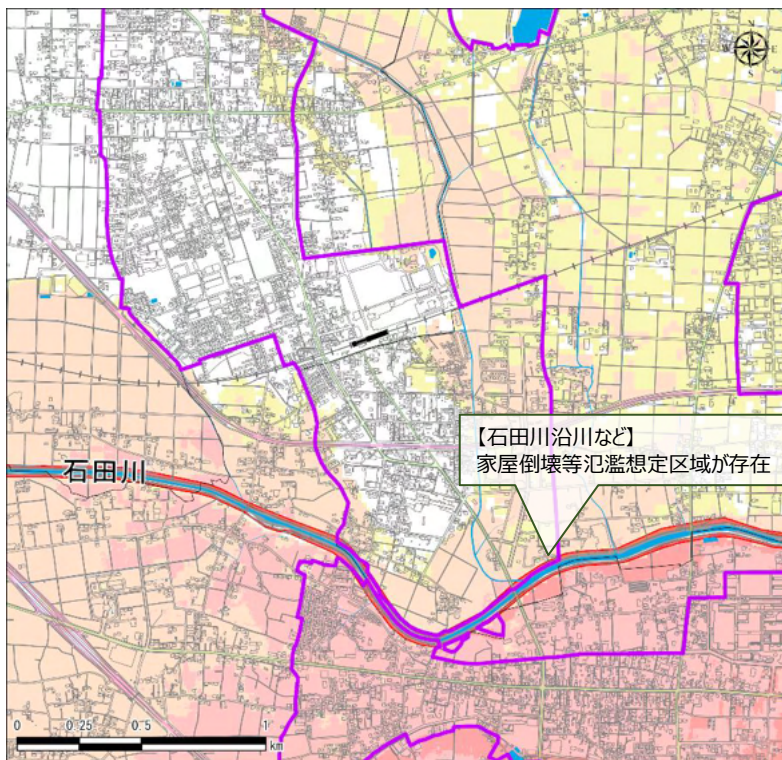
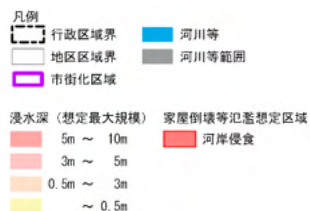
C) 宝泉地区の水害リスク分析

宝泉地区の一部のエリアは、家屋倒壊等氾濫想定区域となり、指定緊急避難場所等への避難が必要となります。

狙い ・ 宝泉地区の該当エリアについて、水害リスクの分析と、避難場所について分析

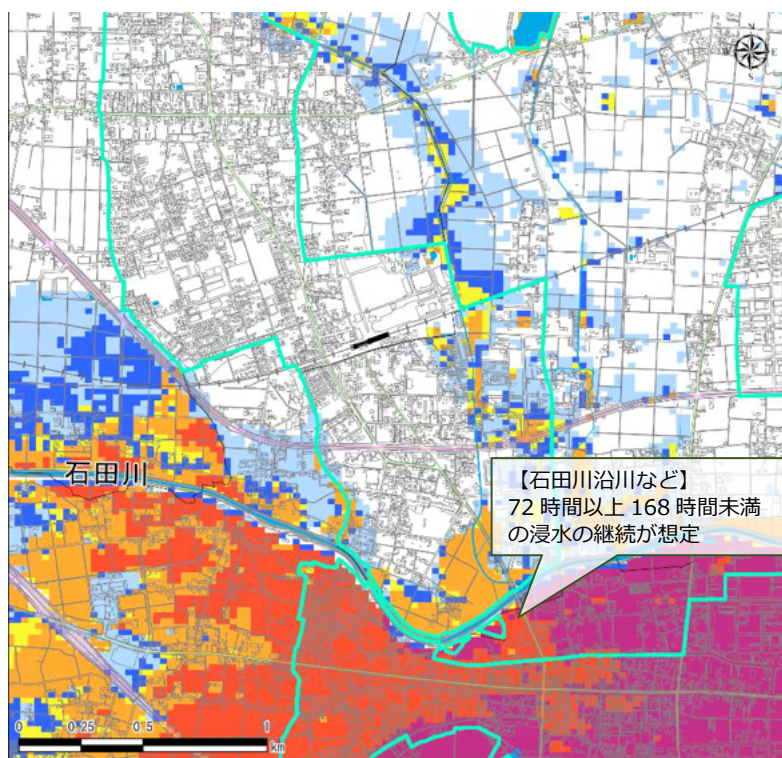
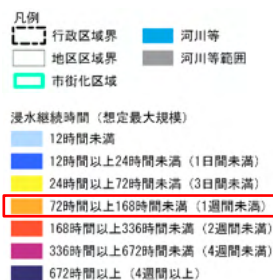
浸水深（想定最大規模）

- ・ 宝泉地区の市街化区域では、石田川沿川などで 3.0m 以上の浸水が想定されています。
- ・ 石田川沿いには、家屋倒壊等氾濫想定区域が存在し、氾濫流による家屋倒壊等のリスクがあります。そのため、同区域は居住誘導区域には含めません。



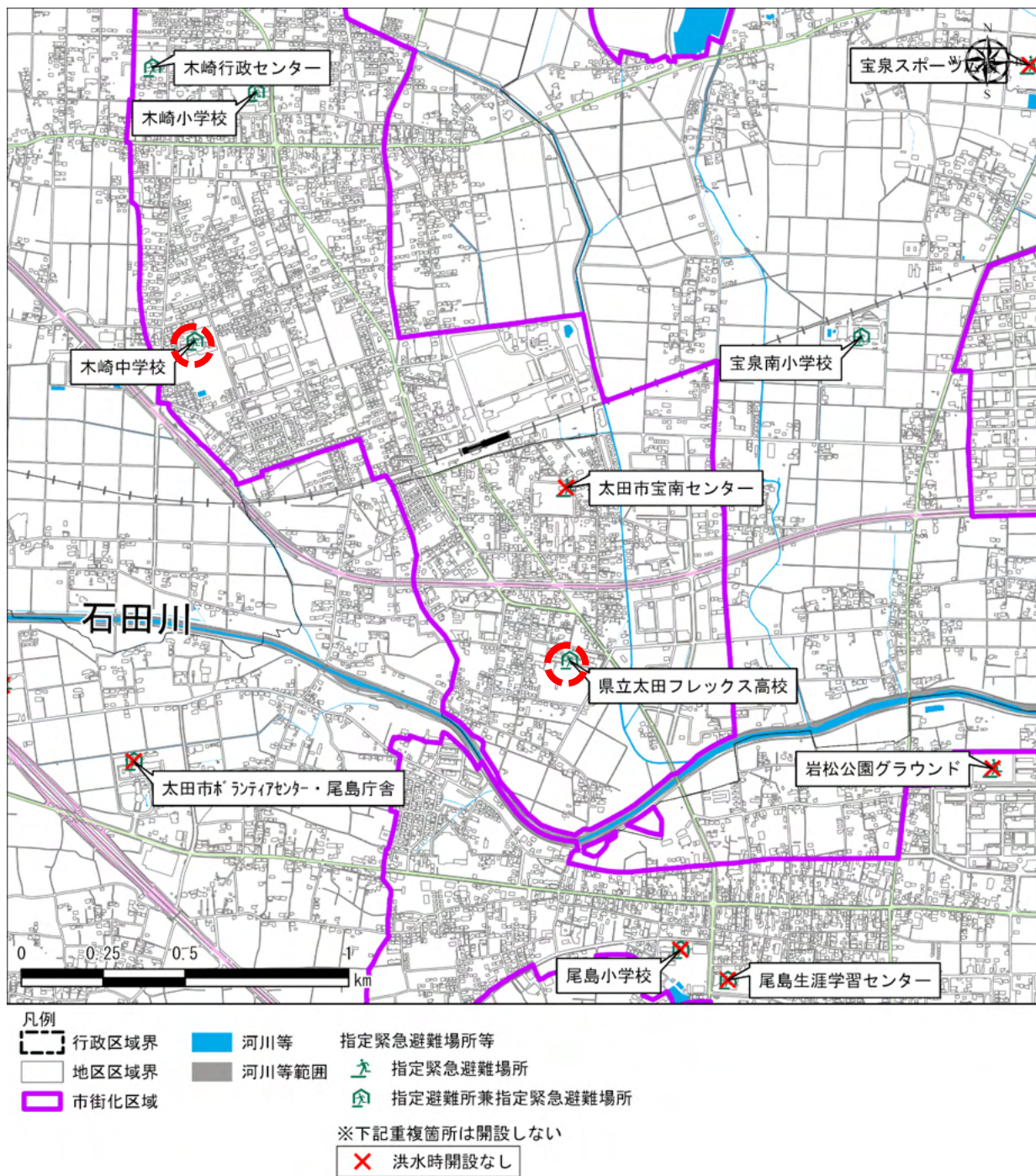
浸水継続時間（想定最大規模）

- ・ 宝泉地区の市街化区域では、石田川沿川などで 72 時間以上 168 時間未満の浸水継続時間が想定されています。



<宝泉地区で、付近に避難所がないエリアの指定緊急避難場所等>

宝泉地区では、一部洪水時に開設されない避難所もありますが、付近の避難所への避難が可能です。



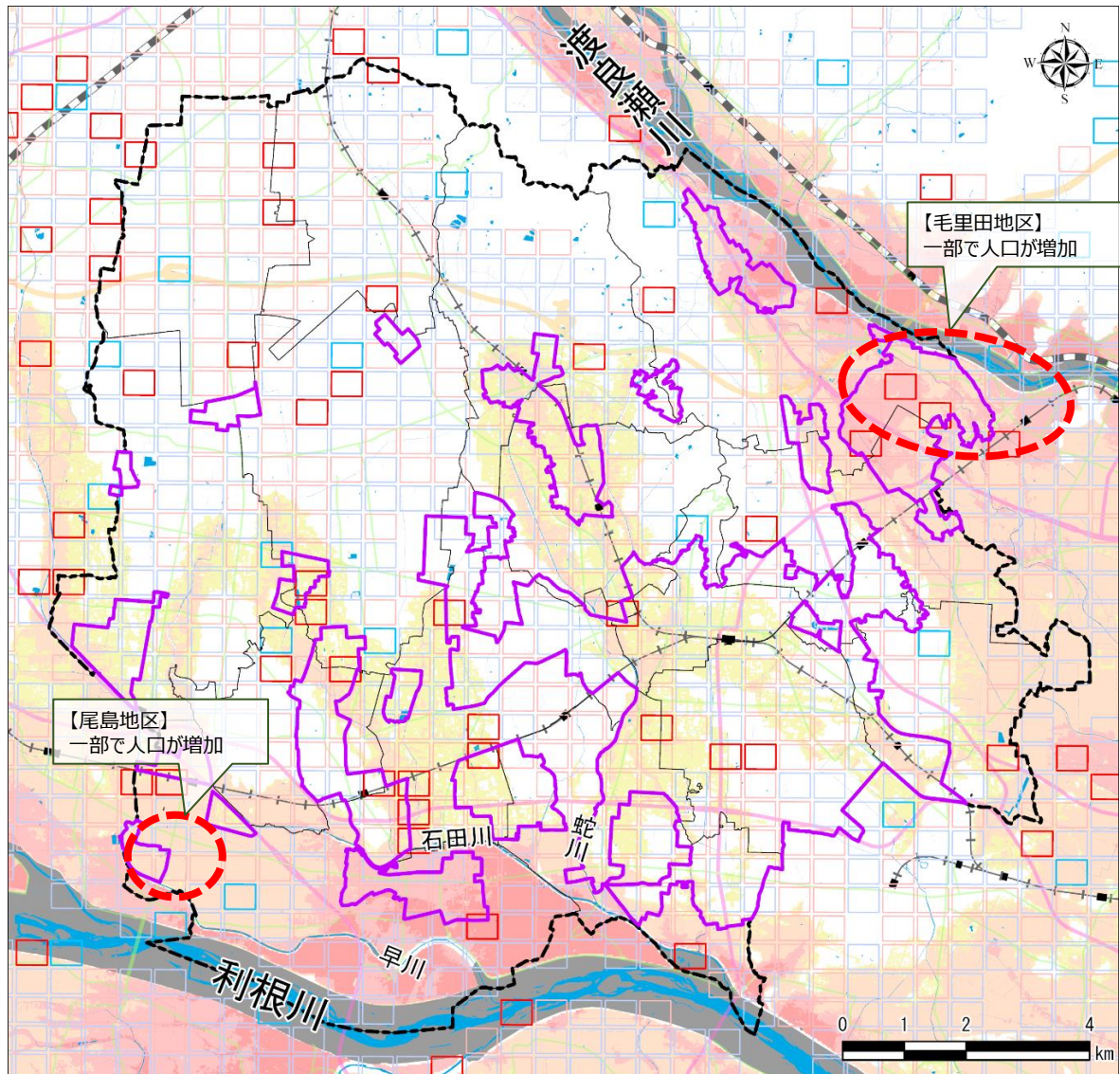
結果

- ・ 宝泉地区は、石田川沿川が家屋倒壊氾濫想定区域内となっているため、この範囲にお住まいの方は避難所への避難が必要です。
- ・ 県立太田フレックス高校は、尾島地区の方の多くが避難する可能性があるため、混雑が想定されます。

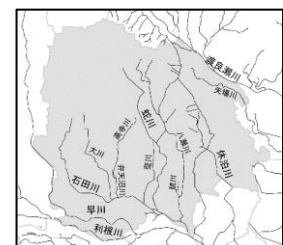
【浸水深（想定最大規模）×人口増減率】

狙い

・洪水浸水想定区域と 500m メッシュ別の人口増減率より、居住誘導に向けた課題を分析



凡例			
	行政区域界		河川等
	地区区域界		河川等範囲
	市街化区域		
		浸水深（想定最大規模）	
			5m ～ 10m
			3m ～ 5m
			0.5m ～ 3m
			～ 0.5m
		人口増減率（2020-2010）（500mメッシュ）	
			50.1 % -
			0.1 % - 50.0 %
			-49.9 % - 0.0 %
			- -50.0 %



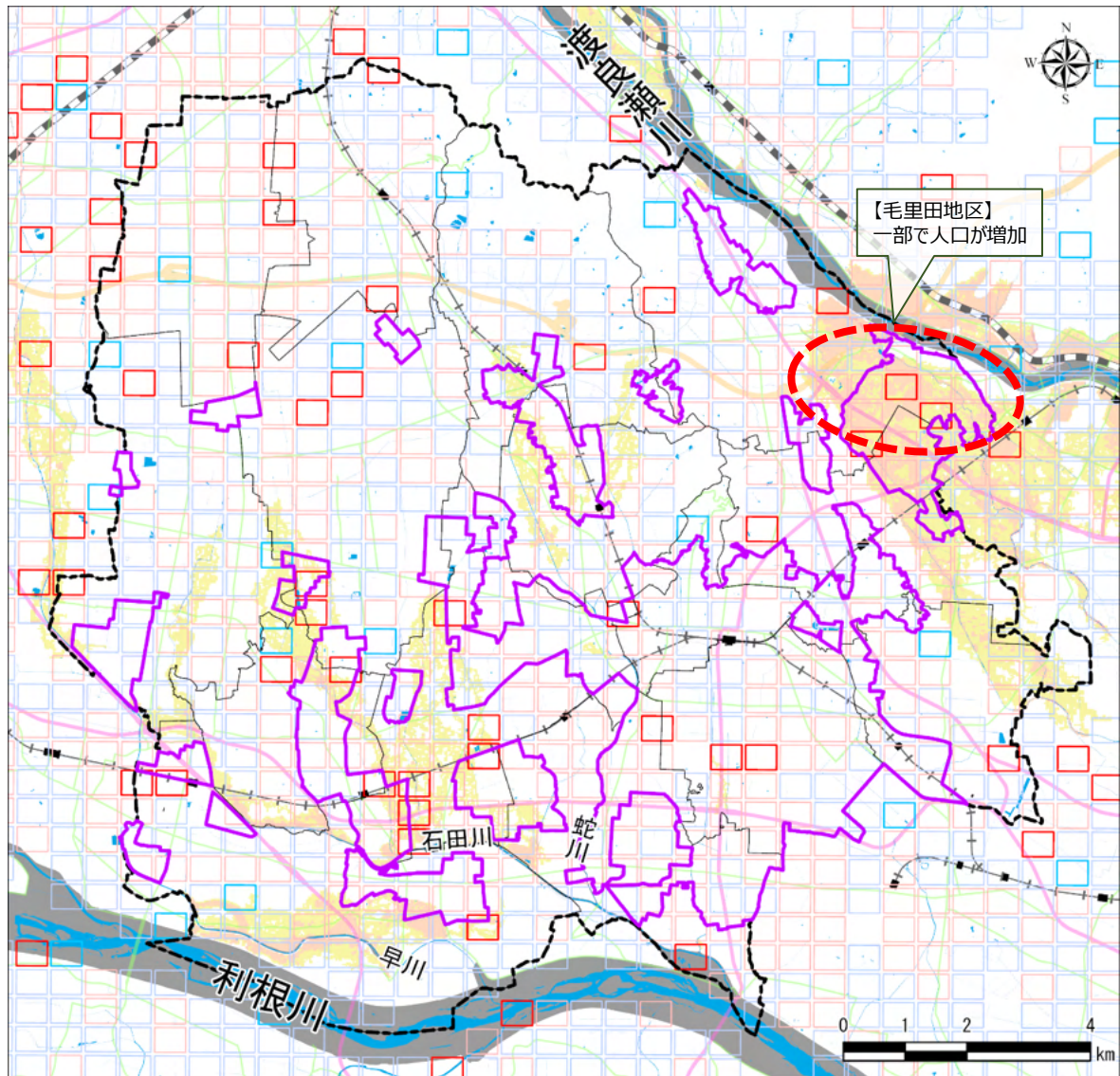
結果

- ・毛里田、宝泉、木崎、生品、九合、尾島地区では、市街化区域内の洪水浸水想定区域においても人口が増加している地域がみられます。特に毛里田地区には、浸水深 0.5m 超の区域も存します。
- ・適切な都市計画・ハザード情報の提供に基づく人口誘導を継続していく必要があります。

【浸水深(概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨)×人口増減率

狙い

・ 洪水浸水想定区域と 500m メッシュ別の人口増減率より、居住誘導に向けた課題を分析



凡例

行政区境界
地区区域界
市街化区域

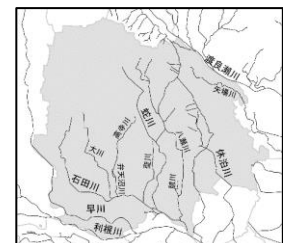
河川等
河川等範囲

浸水深(概ね30年に1回程度発生する降雨)

5m ~ 10m
3m ~ 5m
0.5m ~ 3m
~ 0.5m

人口増減率(2020-2010)(500mメッシュ)

50.1% -
0.1% - 50.0%
-49.9% - 0.0%
-50.0%



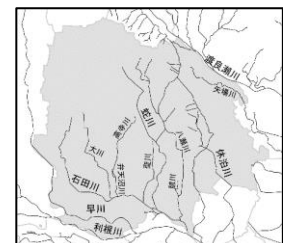
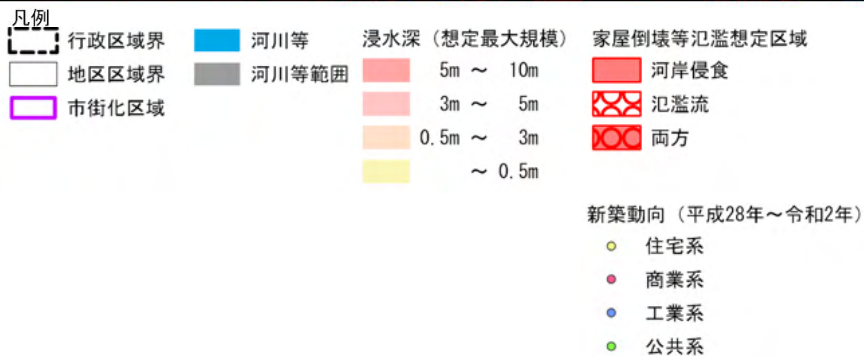
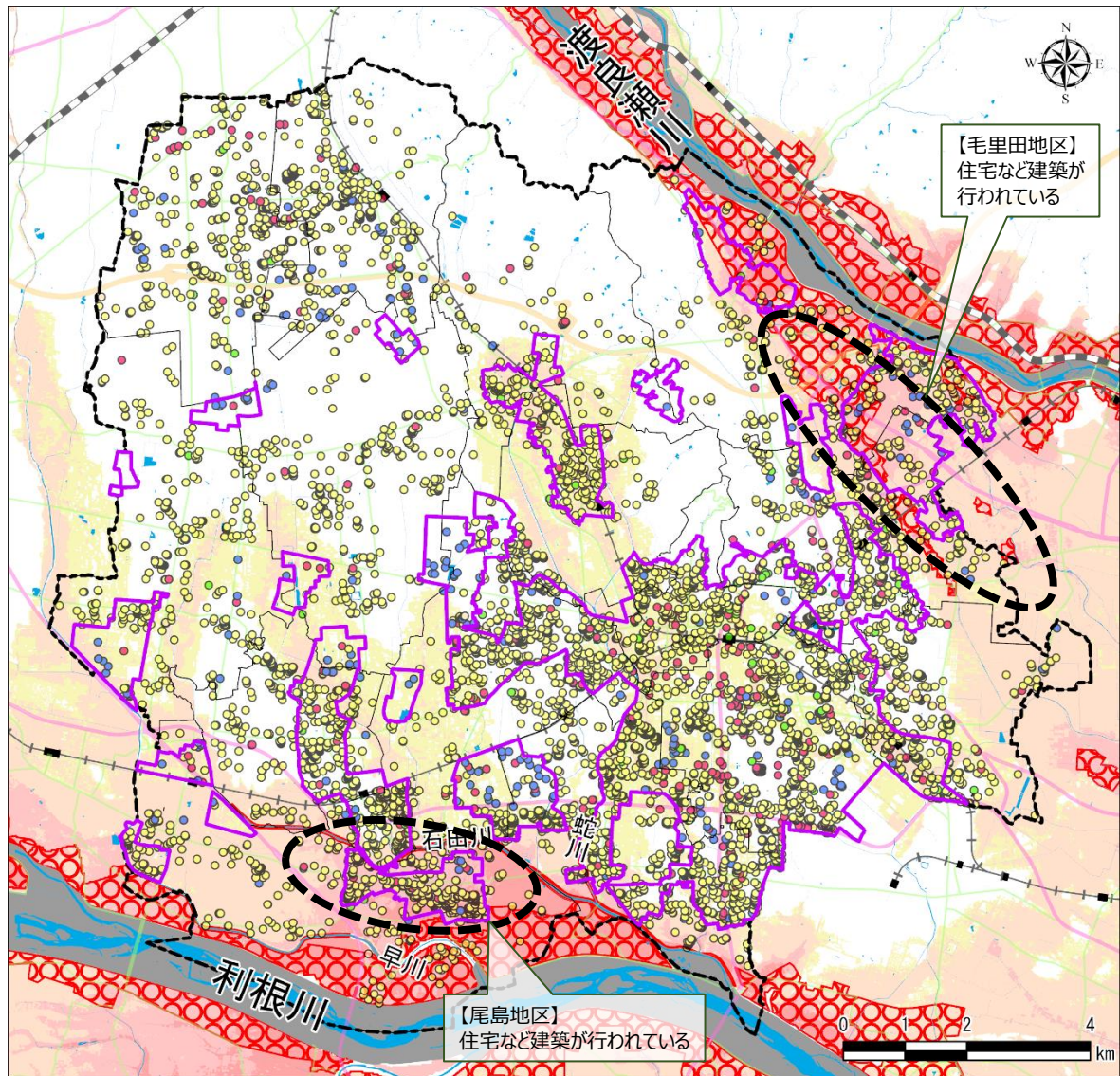
結果

- ・ 毛里田、宝泉、木崎、生品、九合地区の市街化区域内においては、高頻度の洪水浸水想定区域においても人口が増加している地域がみられます。特に毛里田地区では浸水深 0.5m 超の区域も存します。
- ・ 特に適切な都市計画・ハザード情報の提供に基づく人口誘導を継続していく必要があります。

【浸水深(想定最大規模) × 新築建物】

狙い

・ 洪水浸水想定区域と新築建物の分布より、居住誘導に向けた課題を分析



結果

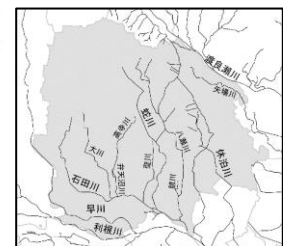
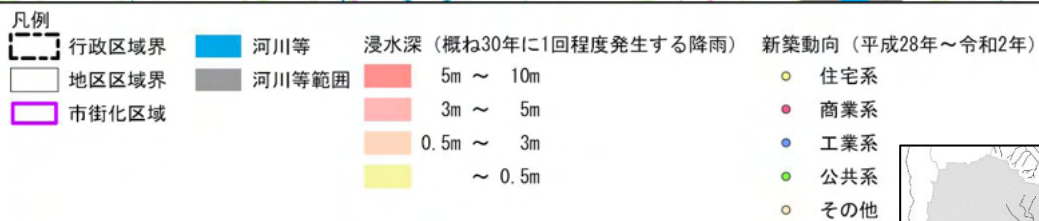
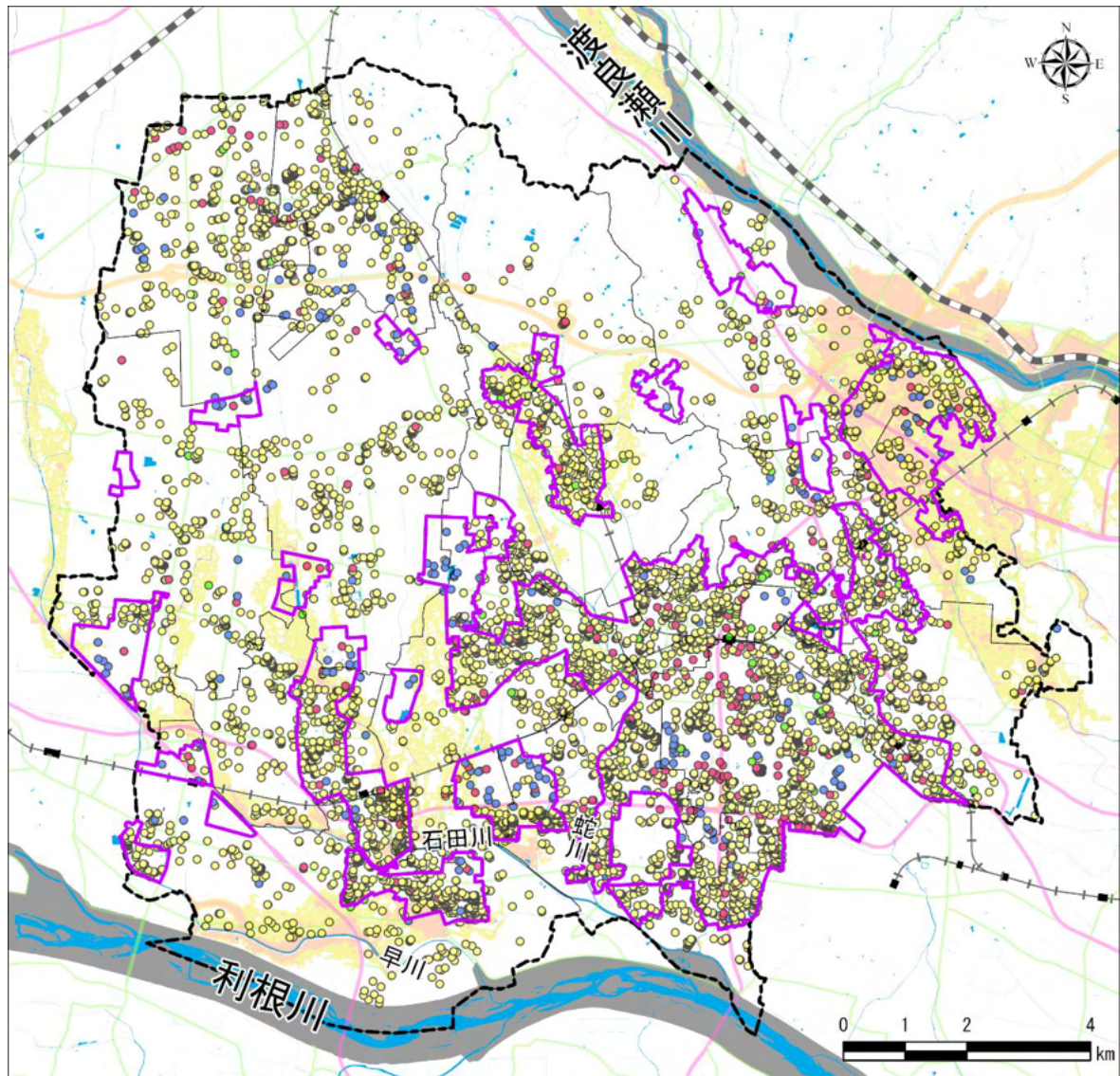
・ 市街化区域を中心に住宅建築が行われていますが、渡良瀬川や利根川・早川・石田川沿川など洪水浸水想定区域においても住宅建築が行われています。また、市街化区域でも尾島地区では想定最大規模で5m~10mの浸水深が想定されている区域で活発に建築が行われています。

・ 適切な都市計画・ハザード情報の提供に基づく建築誘導を継続していく必要があります。

【浸水深(概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨) ×新築建物】

狙い

・ 洪水浸水想定区域と新築建物の分布より、居住誘導に向けた課題を分析



結果

・ 市街化区域を中心に住宅建築が行われていますが、渡良瀬川や利根川・早川・石田川沿川など高頻度の洪水浸水想定区域においても住宅建築が行われています。

・ 適切な都市計画・ハザード情報の提供に基づく建築誘導を継続していく必要があります。

【浸水深（想定最大規模）×都市機能施設】

狙い ・ 想定最大規模の降雨時に、浸水被害を受ける可能性がある都市機能施設の立地状況を分析

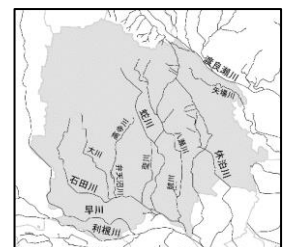
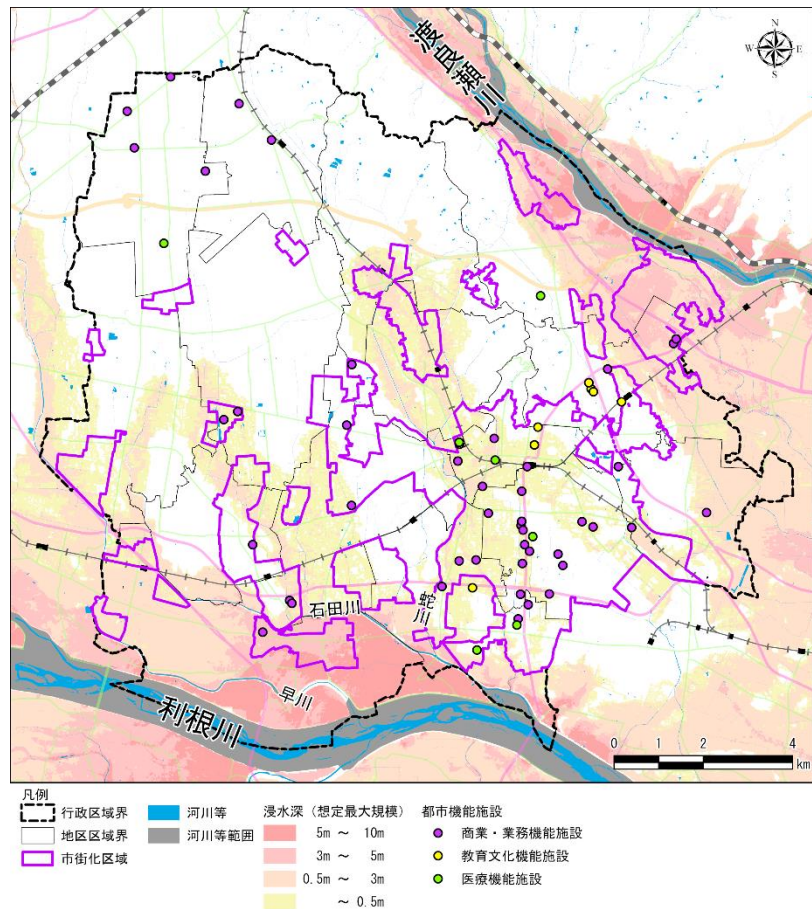
＜都市機能施設数分析＞

- ・ 想定最大規模の大雨による浸水深別の都市機能施設数は以下のとおりです。

浸水深	都市機能施設数 (都市機能誘導区域内)
10m～20m	0 (0)
5m～10m	0 (0)
3m～5m	1 (0)
0.5m～3m	7 (2)
～0.5m	18 (5)

＜浸水想定施設分析＞

- ・ 都市機能誘導区域内で浸水してしまう施設があります。
- ・ これらの施設について、浸水により機能が損なわれないか、復旧にどの程度の時間を要するか注視する必要があります。



結果

- ・ 都市機能誘導区域及び周辺の市街化区域に、商業・業務機能施設等が集積しており、洪水浸水想定区域内に立地するものが多いため、適切な業務継続体制等の災害対策が求められます。

【浸水継続時間（想定最大規模）×都市機能施設】

狙い

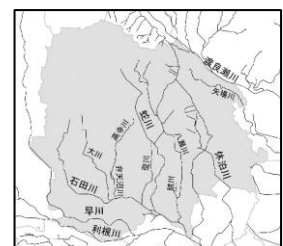
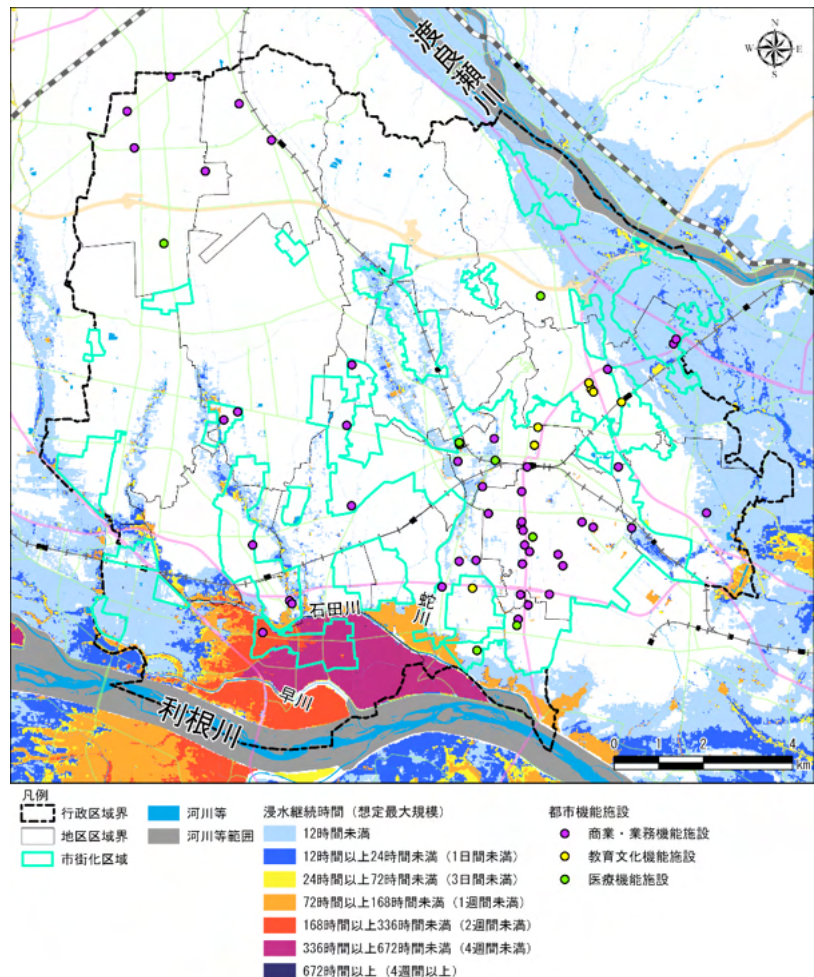
- ・ 想定最大規模の降雨時に、浸水が継続して被害を受ける可能性がある、都市機能施設の立地状況を分析

<都市機能施設数分析>

- ・ 想定最大規模の大雨による浸水継続時間別の都市機能施設数は以下のとおりです。

浸水継続時間	施設数 (都市機能誘導区域内)
～4週間未満	0 (0)
～2週間未満	1 (0)
～1週間未満	0 (0)
～3日未満	0 (0)
～1日未満	0 (0)
12時間未満	7 (2)

- ・ 都市機能誘導区域内の施設は12時間未満の比較的短い浸水継続時間が想定されています。



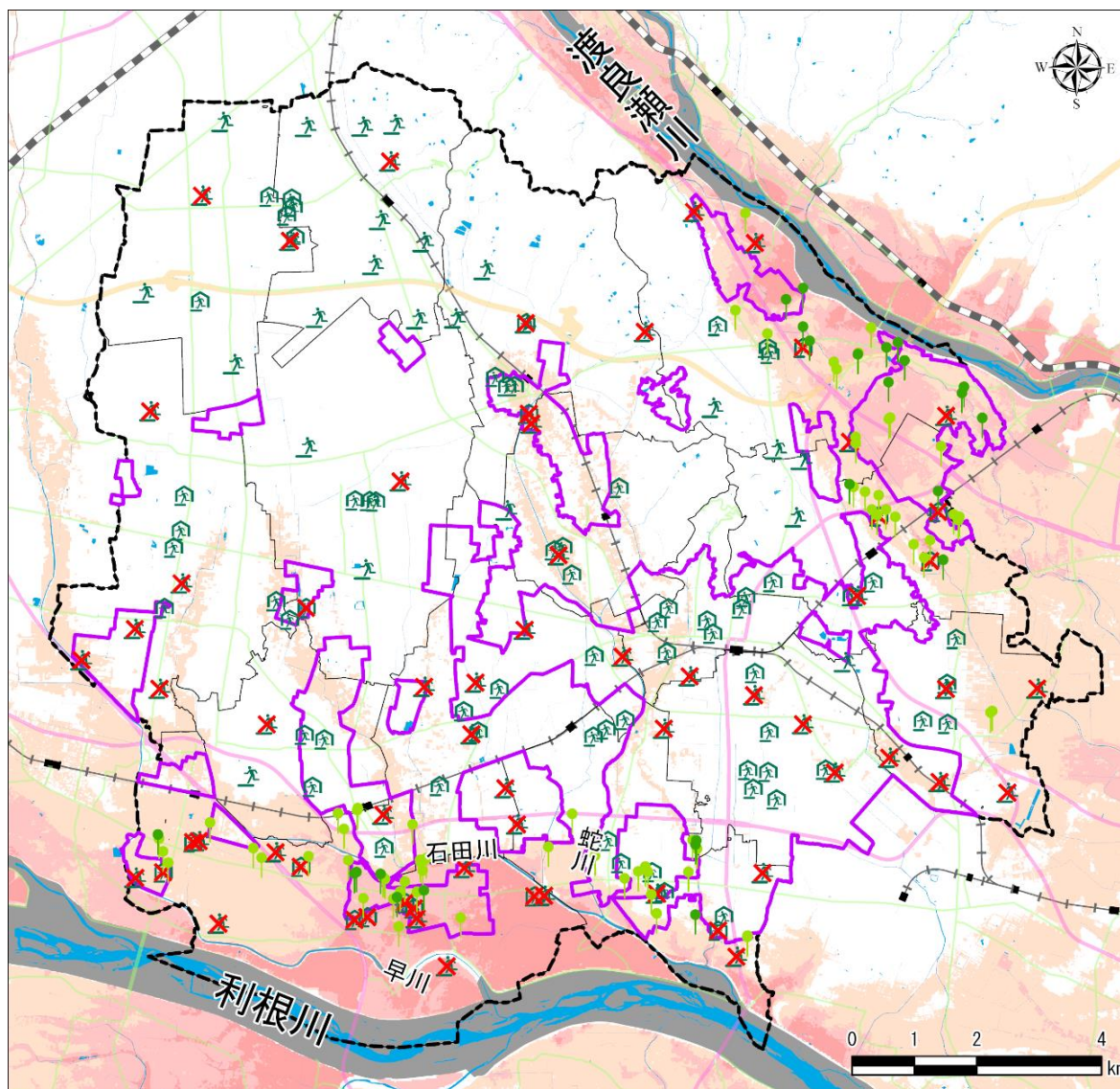
結果

- ・ 商業・業務機能が集積している都市機能誘導区域及びその周辺には、12時間以上の浸水が継続する洪水浸水想定区域は存在しません。

【浸水深（想定最大規模）（0.5m 以上）×要配慮者利用施設×指定緊急避難場所・指定避難所】

狙い ・ 想定最大規模の降雨時に、要配慮者利用施設で、垂直避難が可能かを分析

- ・ 市内の洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設は 133 施設であり、うち 123 施設が、想定最大規模降雨時における浸水深が 0.5m 以上と想定されている地域に立地しています。
- ・ さらに、123 施設のうち 26 施設は市街化区域内です。



凡例

- | | | |
|-------|-------|-------------|
| 行政区域界 | 河川等 | 浸水深（想定最大規模） |
| 地区区域界 | 河川等範囲 | 5m ~ 10m |
| 市街化区域 | | 3m ~ 5m |
| | | 0.5m ~ 3m |

要配慮者利用施設（浸水想定区域内）

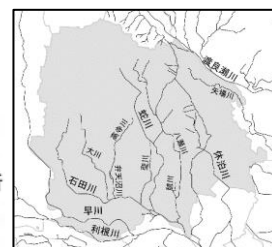
- 同一建物に1施設
- 同一建物に2施設以上

指定緊急避難場所等

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所

※下記重複箇所は開設しない

× 洪水時開設なし



結果

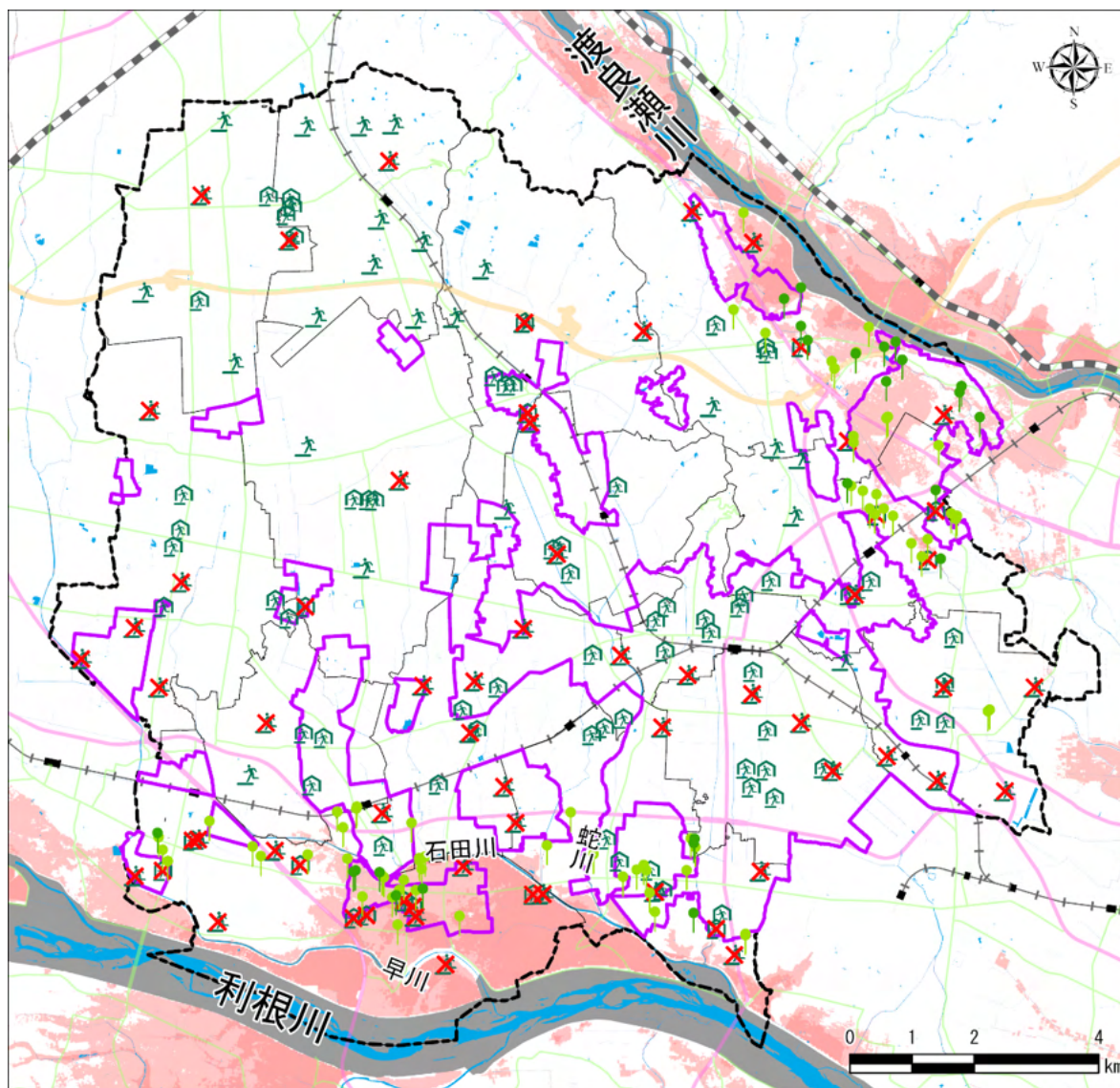
- ・ 浸水深が 0.5m 以上と想定され、垂直避難を選択する場合は 2 階以上への避難が必要です。
- ・ 2 階以上がない施設については、指定緊急避難場所・指定避難所等への立ち退き避難が必要です。

【浸水深（想定最大規模）（3.0m 以上）×要配慮者利用施設×指定緊急避難場所・指定避難所】

狙い

- ・ 想定最大規模の降雨時に、3.0m以上の浸水想定がされている範囲で、要配慮者が指定緊急避難場所・指定避難所等へ避難できるかを分析

- ・ 市内の洪水浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設は 133 施設であり、うち 47 施設が、想定最大規模降雨時における浸水深が 3.0m 以上と想定されている地域に立地しています。
- ・ さらに、47 施設のうち 11 施設は市街化区域内です。



凡例

- | | | |
|-------|-------|-------------|
| 行政区域界 | 河川等 | 浸水深（想定最大規模） |
| 地区区域界 | 河川等範囲 | 5m ～ 10m |
| 市街化区域 | | 3m ～ 5m |

要配慮者利用施設（浸水想定区域内）

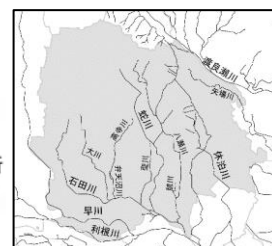
- 同一建物に1施設
- 同一建物に2施設以上

指定緊急避難場所等

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所

※下記重複箇所は開設しない

- 洪水時開設なし



結果

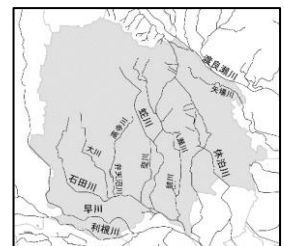
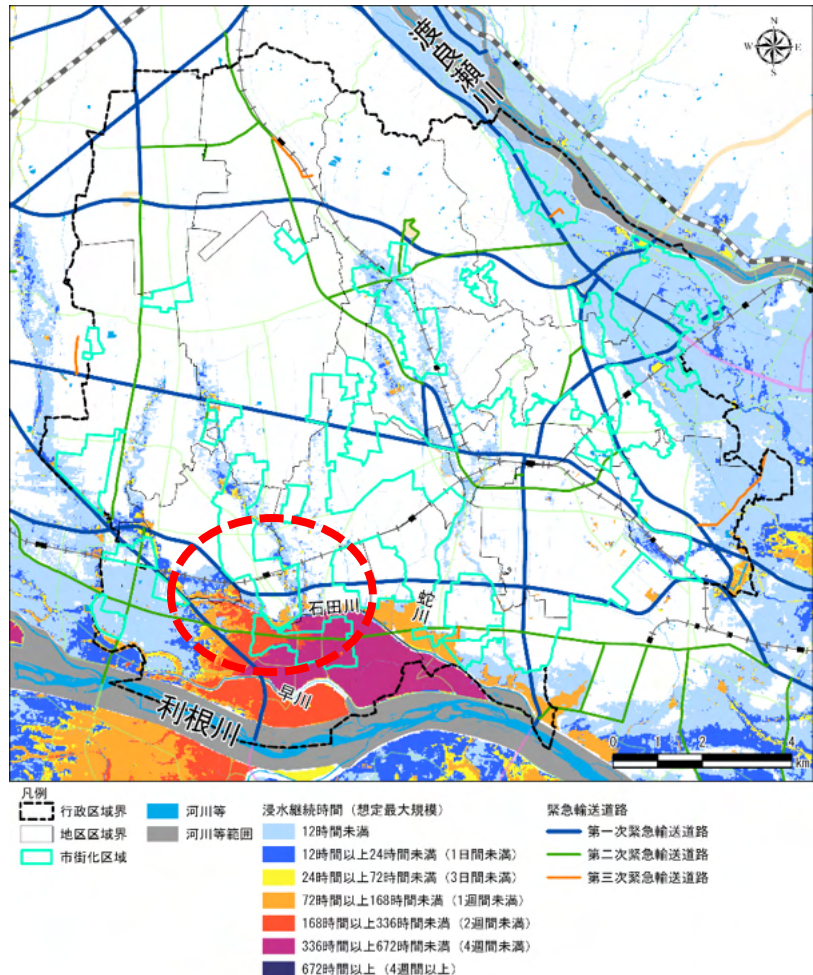
- ・ 浸水深が 3.0 m 以上と想定されているため、垂直避難が可能な施設は限られます。そのため、これらの施設の多くは、指定緊急避難場所・指定避難所等への避難が必要です。

【浸水継続時間（想定最大規模）×緊急輸送道路】

狙い

- ・ 想定最大規模の降雨時に、浸水が継続して被害を受けることにより緊急輸送道路が不通となり、道路の寸断や集落孤立がないかを分析

- ・ 想定最大規模の降雨による浸水が発生した場合に、緊急輸送道路が長時間使用できないおそれのある地域（赤丸）があります。
- ・ 尾島地区を横断する県道 142 号線（旧国道 354 号）や国道 17 号（上部道路）の一部も最大で 4 週間不通となる想定です。
- ・ 緊急輸送道路を含めて道路が不通になることにより、救助や物資の輸送等を行うことができずに孤立してしまう恐れがあります。
- ・ 緊急輸送道路の不通により広域的な救急・救命活動や復旧活動が困難となる恐れもあります。



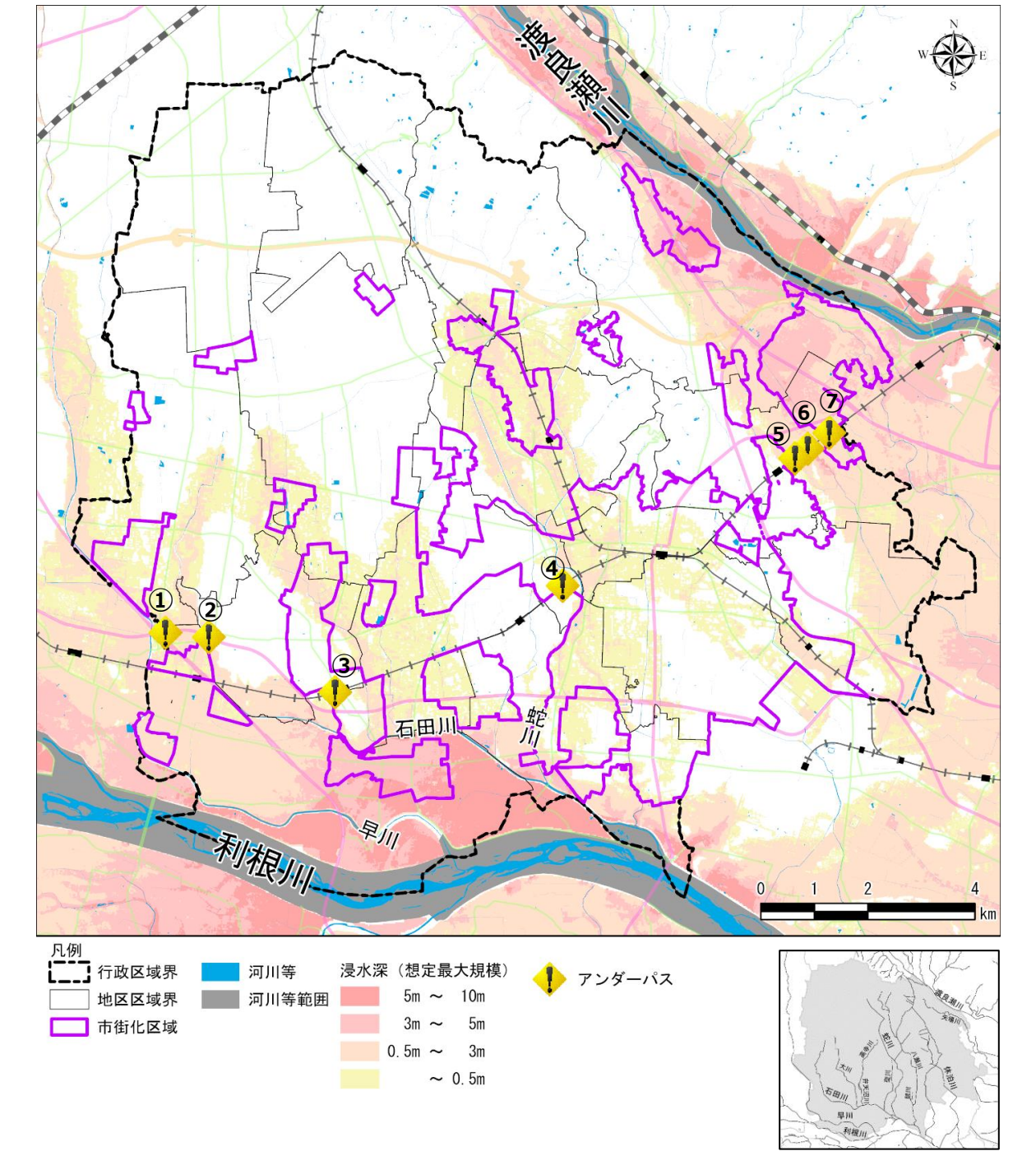
結果

- ・ 尾島地区では、緊急輸送道路を含め、救助や物資の輸送を行う経路が不通となる恐れがあります。

【浸水深（想定最大規模）×アンダーパス】

狙い	・ 洪水時に通行ができなくなる恐れのあるアンダーパスが存在しているかを分析
----	---------------------------------------

- ・市内には、全 7 箇所のアンダーパスが存在します。
- ・図中の③、④については洪水浸水想定区域から一定程度離れているものの、その他のアンダーパスについては、洪水浸水想定区域内に位置します。
- ・なお、洪水時の対策等が必要なアンダーパスに関しては、ポンプ設備を設置してあります。



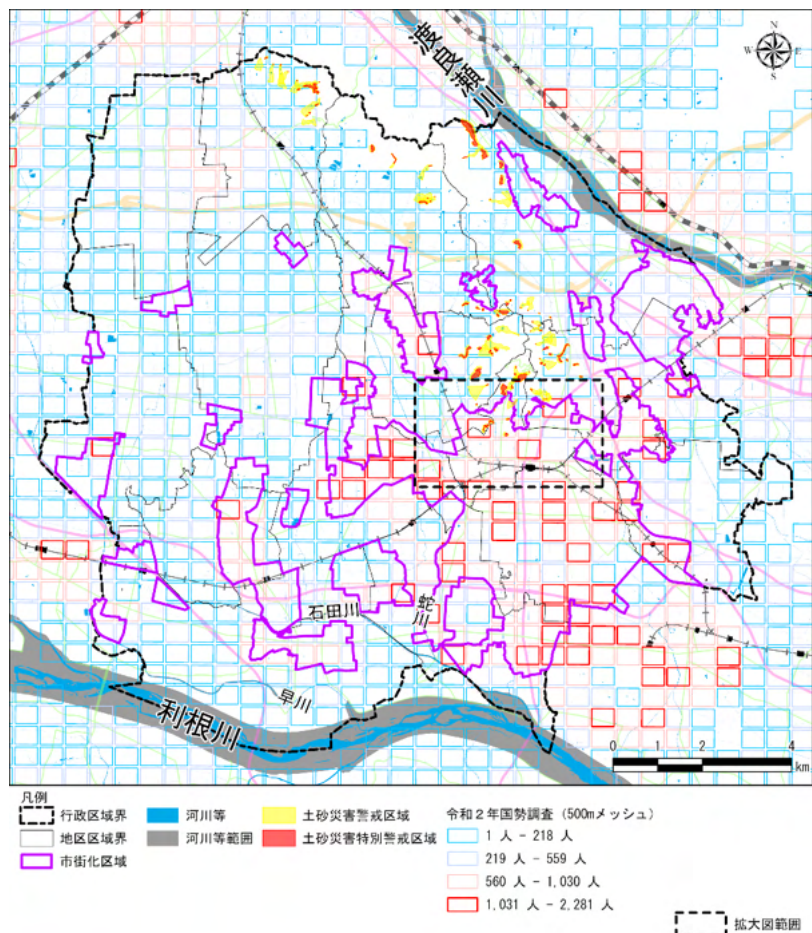
結果	・ 洪水浸水想定区域内に位置するアンダーパスが存在しますが、洪水時の対策等が必要なアンダーパスに関してはポンプ設備を設置してあります。
----	---

イ 土砂災害

【土砂災害（特別）警戒区域×人口】

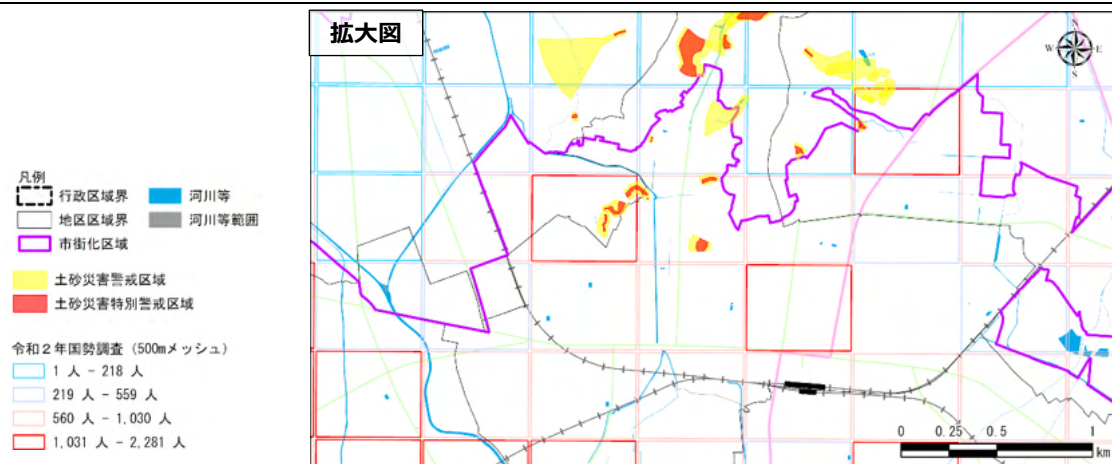
狙い ・ 土砂災害の発生により被害を受ける可能性がある区域に居住者がいるかを分析

- ・ 一般的に土砂災害には前兆現象があるとされていますが、事前の予測等は難しいためこれ以上居住を誘導するべきではないと考えます。
- ・ 土砂災害特別警戒区域はレッドゾーンに該当しているため居住誘導区域から除外する必要があります。本市においては市街化区域に囲まれるように存在する土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）があり、これらの周辺では土砂災害に対する警戒がより必要です。



結果

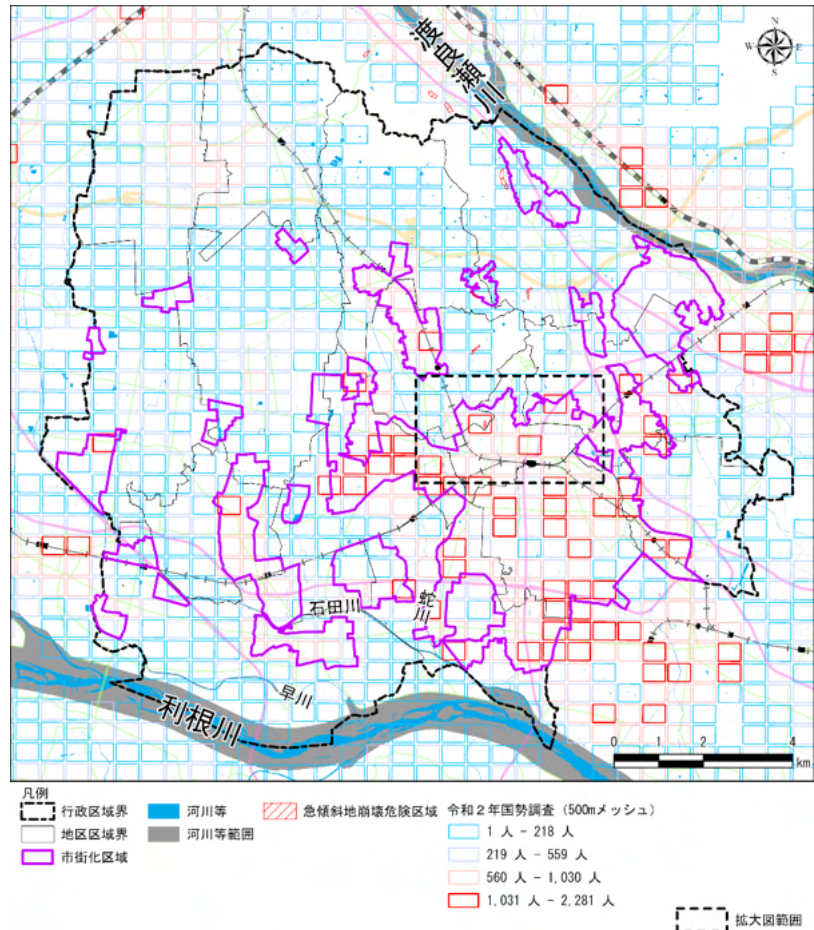
- ・ 鳥之郷地区では、市街化区域内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在しています。これらの区域及び周辺では土砂災害に対する警戒が必要です。



【急傾斜地崩壊危険区域×人口】

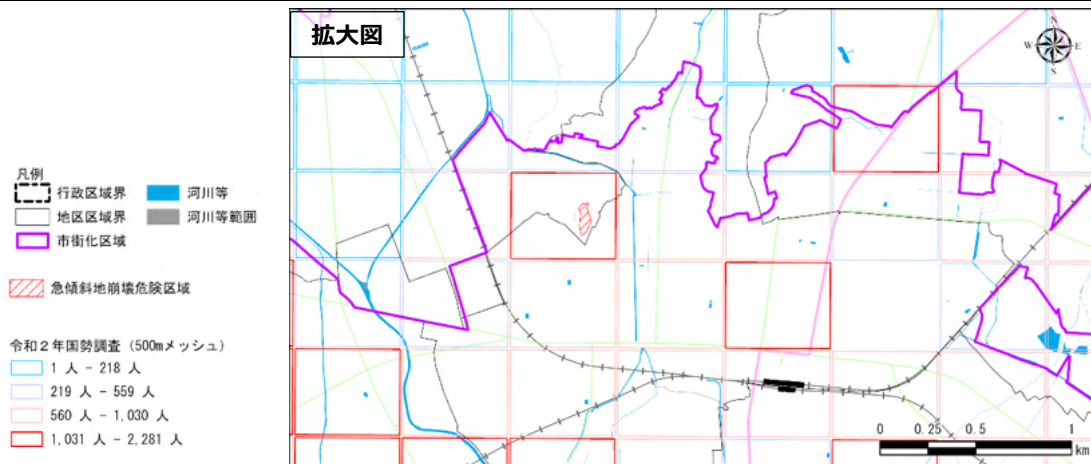
狙い ・ 急傾斜地崩壊により、被害を受けやすいエリアを分析

- ・ 一般的に土砂災害には前兆現象があるとされていますが、事前の予測等は難しいためこれ以上居住を誘導するべきではないと考えます。
- ・ 本市においては市街化区域に囲まれるように存在する急傾斜地崩壊危険区域（レッドゾーン）があり、これらの周辺では土砂災害に対する警戒がより必要です。



結果

- ・ 鳥之郷地区では、市街化区域内に急傾斜地崩壊危険区域が存在しています。これらの区域及び周辺では土砂災害に対する警戒が必要です。



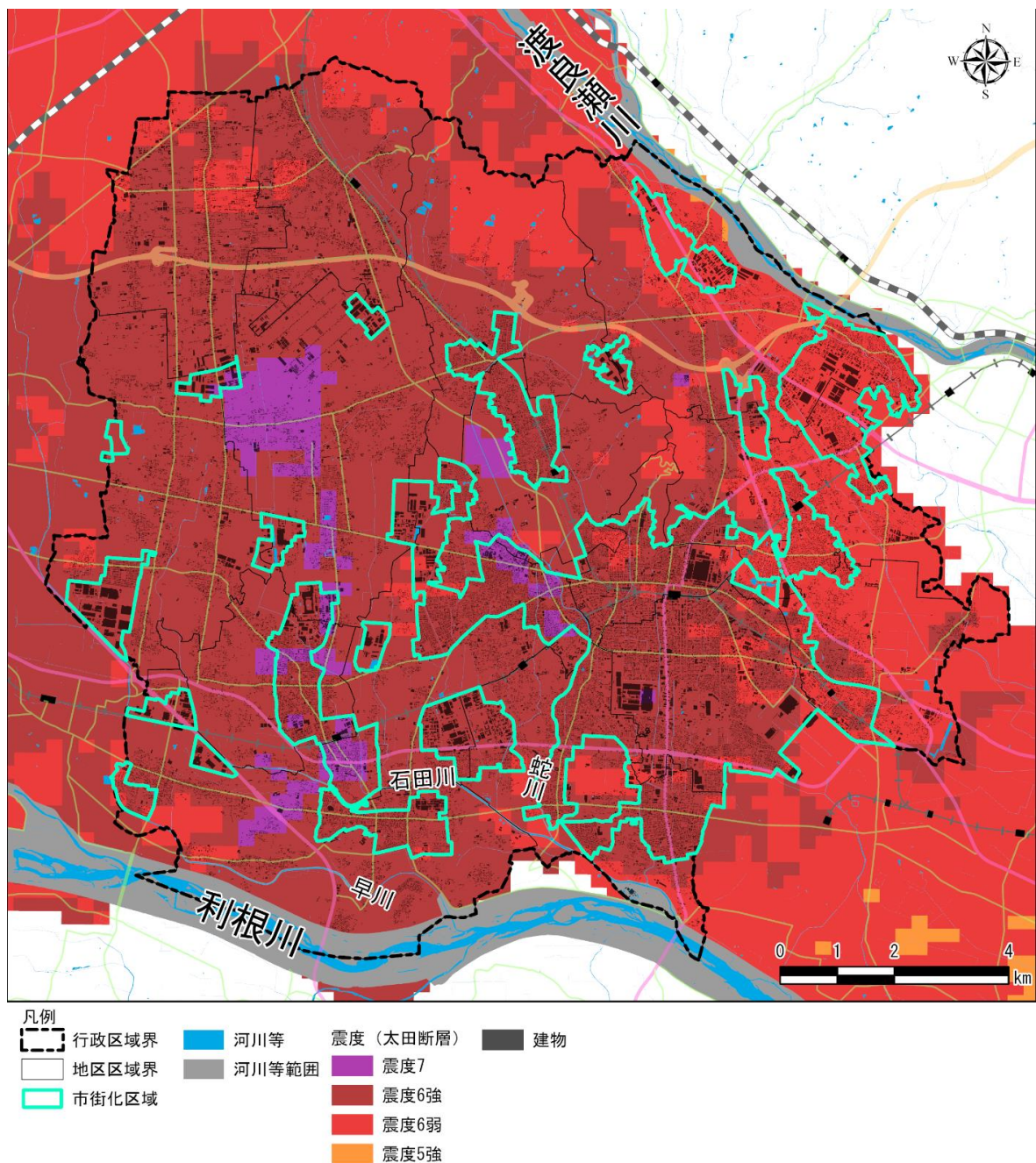
ウ 地震

【震度分布×建物】

狙い

- ・ 旧耐震基準の建築物は震度 6 弱以上で倒壊する恐れがあるため、震度 6 弱以上の震度分布と居住誘導区域の関係を分析

- ・ 太田市全域（＝居住誘導区域全域）で、太田断層による地震の際に震度 6 弱以上が想定されています。
- ・ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、旧耐震基準の建物は倒壊する恐れがあります。
- ・ 旧耐震基準の建物に対しては、耐震診断や耐震改修を促進する必要があります。



結果

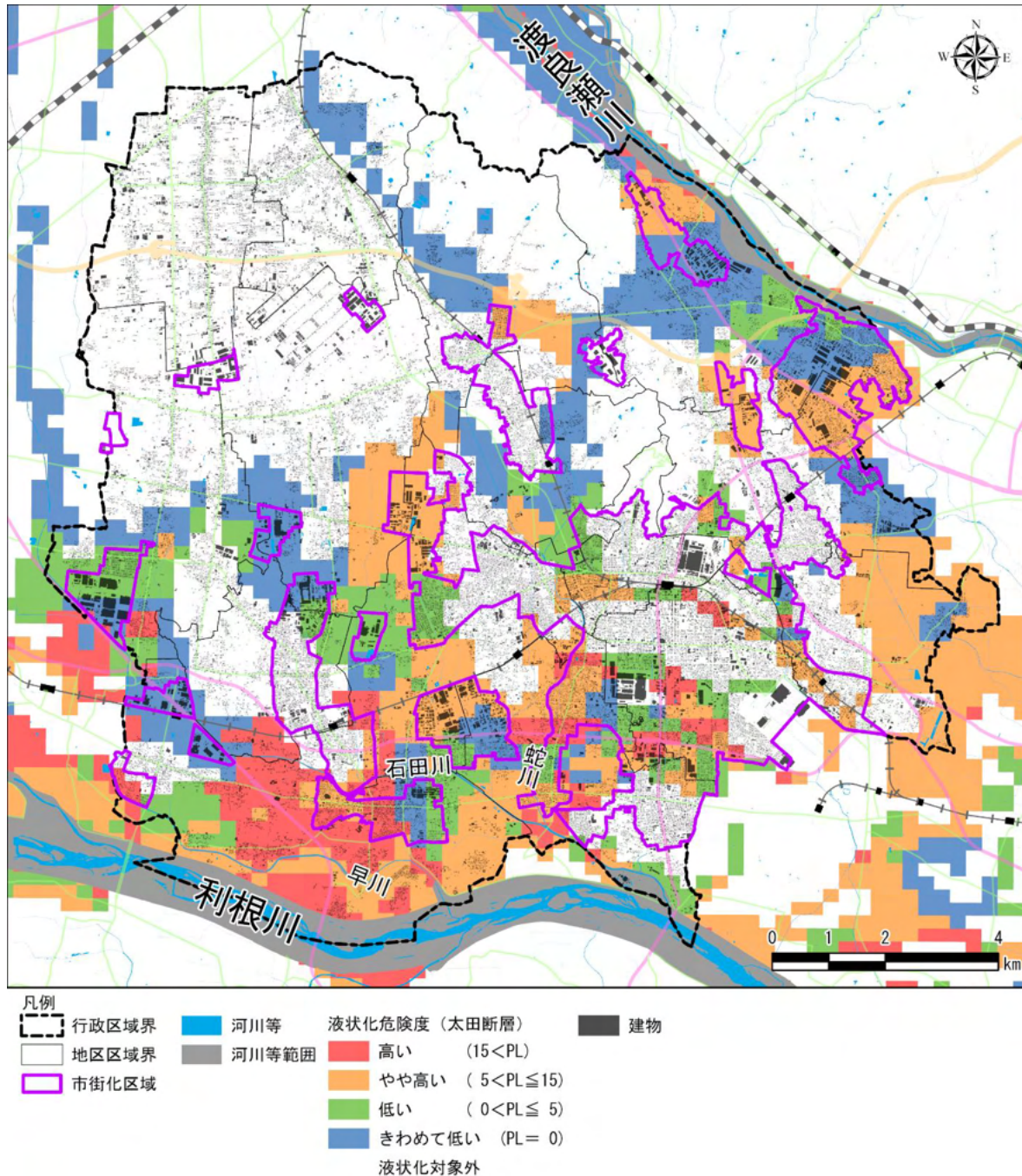
- ・ 市街化区域を含め、市全域にわたって震度 6 弱以上が想定されています。
- ・ これらの区域については、耐震診断、耐震改修等の施策を実施します。

【液状化危険度×建物】

狙い

- ・ 地震による液状化で建物が被害を受ける恐れがあるため、液状化危険度が高い（ $15 < PL$ ）地域と市街化区域の関係を分析

- ・ 地震による液状化が発生した場合、建物が被害を受ける恐れがあります。
- ・ 早川や石田川、蛇川の沿川を中心に太田市南部の広い地域で液状化危険度が高い（ $15 < PL$ ）地域があります。



結果

- ・ 九合、沢野、宝泉、尾島地区の市街化区域の一部で、液状化危険度の高い（ $15 < PL$ ）地域があります。
- ・ これらの区域については、液状化対策の実施に向け検討を行います。

② 課題の整理

本市では、主として郊外部の住宅市街地において洪水浸水想定区域が存在しますが、現在、県が実施している事業（次頁参照）をはじめ、河川堤防等の河川工事や避難所の耐震化等のハードの整備とともに、防災訓練や防災意識啓発等のソフト面の双方で災害対策に取り組んでいます。また、既存住宅地を含めて広く洪水浸水想定区域が広がっていますが、洪水による災害は、土砂災害に比べて事前の避難が可能であり、浸水が継続する地区については、事前の速やかな避難が可能であると想定されます。

河川改修等のハード整備により災害リスクを軽減しつつ、なお既存住宅地に残存する災害リスクに対しては、安全な市街地に居住を誘導・促進すること、避難対策などにより当面の災害リスクを軽減することが必要です。

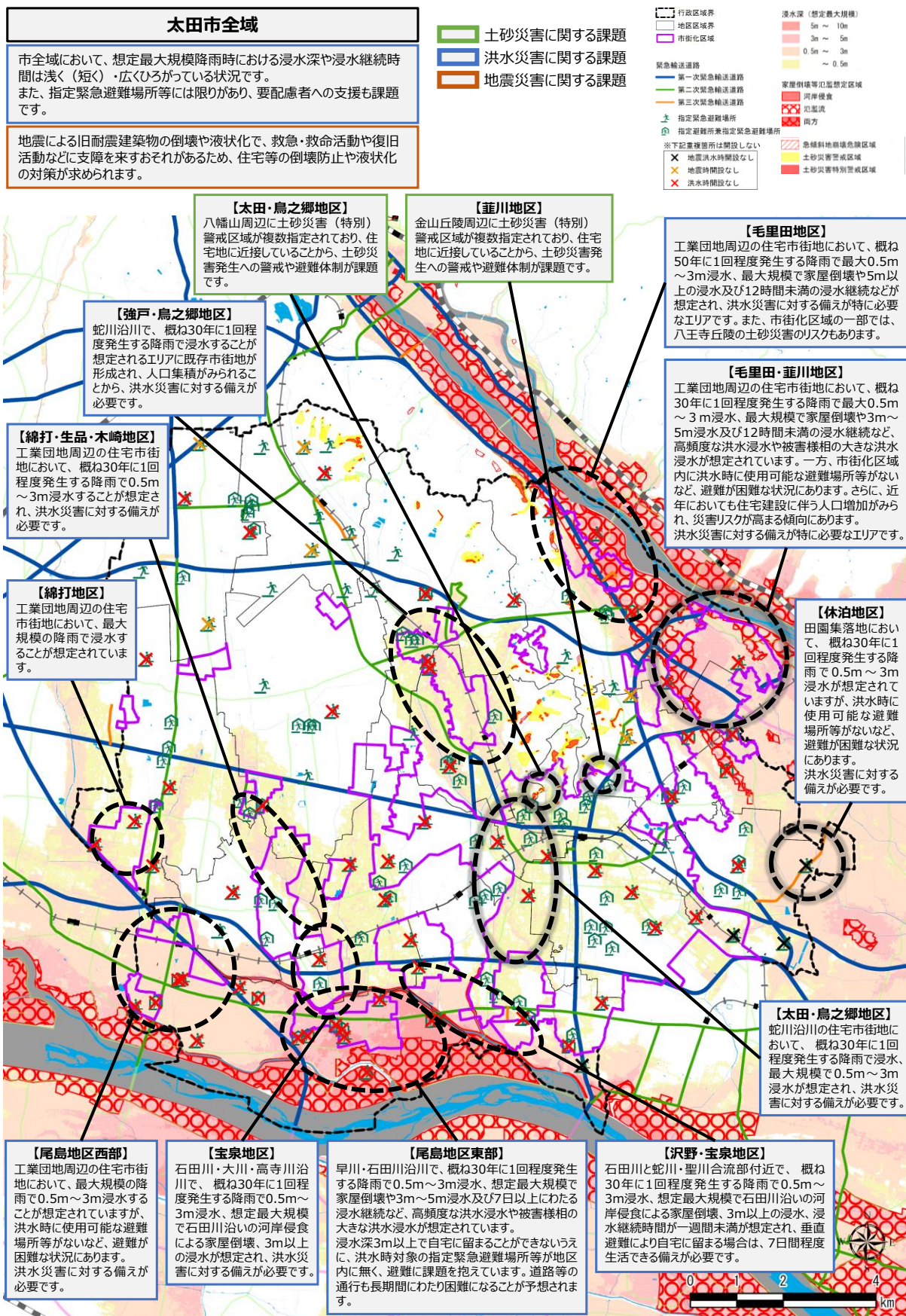
災害リスクの分析においては、市街化区域を中心に本市においてどのような災害リスクがあるかを明らかにし、その回避、軽減に向けた防災まちづくりの課題を整理することとします。

以下、災害リスクの分析を踏まえ、地区ごとの課題を整理します。

項目	地区	課題
水害	太田市全域	市全域において、想定最大規模降雨時における浸水深や浸水継続時間は浅く（短く）・広くひろがっている状況です。また、指定緊急避難場所等には限りがあり、要配慮者への支援も課題です。
	毛里田・ 蕨川地区	工業団地周辺の住宅市街地において、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨で最大 0.5m～3m 浸水、最大規模で家屋倒壊や 3m～5m 浸水及び 12 時間未満の浸水継続など、高頻度な洪水浸水や被害様相の大きな洪水浸水が想定されています。一方、市街化区域内に洪水時に使用可能な避難場所等がないなど、避難が困難な状況にあります。さらに、近年においても住宅建設に伴う人口増加がみられ、災害リスクが高まる傾向にあります。洪水災害に対する備えが特に必要なエリアです。
	毛里田地区	工業団地周辺の住宅市街地において、概ね 50 年に 1 回程度発生する降雨で最大 0.5m～3m 浸水、最大規模で家屋倒壊や 5m 以上の浸水及び 12 時間未満の浸水継続などが想定され、洪水災害に対する備えが特に必要なエリアです。また、市街化区域の一部では、八王寺丘陵の土砂災害のリスクもあります。
	強戸・ 鳥之郷地区	蛇川沿川で、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨で浸水することが想定されるエリアに既存市街地が形成され、人口集積がみられることから、洪水災害に対する備えが必要です。
	綿打・生品・ 木崎地区	工業団地周辺の住宅市街地において、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨で 0.5m～3m 浸水することが想定され、洪水災害に対する備えが必要です。
	綿打地区	工業団地周辺の住宅市街地において、最大規模の降雨で浸水することが想定されています。
	尾島地区西部	工業団地周辺の住宅市街地において、最大規模の降雨で 0.5m～3m 浸水することが想定されていますが、洪水時に使用可能な避難場所等がないなど、避難が困難な状況にあります。洪水災害に対する備えが必要です。

水害	尾島地区東部	早川・石田川沿川で、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨で 0.5m～3m 浸水、想定最大規模で家屋倒壊や 3m～5m 浸水及び 7 日以上にわたる浸水継続など、高頻度な洪水浸水や被害様相の大きな洪水浸水が想定されています。浸水深 3m 以上で自宅に留まることができないうえに、洪水時対象の指定緊急避難場所等が地区内に無く、避難に課題を抱えています。道路等の通行も長期間にわたり困難になることが予想されます。
	宝泉地区	石田川・大川・高寺川沿川で、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨で 0.5m～3m 浸水、想定最大規模で石田川沿いの河岸侵食による家屋倒壊、3m 以上の浸水が想定され、洪水災害に対する備えが必要です。
	沢野・宝泉地区	石田川と蛇川・聖川合流部付近で、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨で 0.5m～3m 浸水、想定最大規模で石田川沿いの河岸侵食による家屋倒壊、3m 以上の浸水、浸水継続時間が一週間未満が想定され、垂直避難により自宅に留まる場合は、7 日間程度生活できる備えが必要です。
	休泊地区	田園集落地において、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨で 0.5m～3m 浸水が想定されていますが、洪水時に使用可能な避難場所等がないなど、避難が困難な状況にあります。洪水災害に対する備えが必要です。
	太田・鳥之郷地区	蛇川沿川の住宅市街地において、概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨で浸水、最大規模で 0.5m～3m 浸水が想定され、洪水災害に対する備えが必要です。
土砂災害	菰川地区	金山丘陵周辺に土砂災害（特別）警戒区域が複数指定されており、住宅地に近接していることから、土砂災害発生への警戒や避難体制が課題です。
	太田・鳥之郷地区	八幡山周辺に土砂災害（特別）警戒区域が複数指定されており、住宅地に近接していることから、土砂災害発生への警戒や避難体制が課題です。
地震	太田市全域	地震による旧耐震建築物の倒壊や液状化で、救急・救命活動や復旧活動などに支障を来すおそれがあるため、住宅等の倒壊防止や液状化の対策が求められます。

防災まちづくりの課題



（４）防災まちづくりの目標レベルの設定

太田市内の市街化区域、居住誘導区域の区分と災害リスクに応じて、防災まちづくりの目標レベルを以下のように設定します。併せて、主要な取り組みの方向を示します。

市全域において想定最大規模降雨時における浸水想定区域は広く、浸水深や浸水継続時間に差異があることから、居住誘導区域においてもその災害リスクが異なります。そのため洪水による被害様相と災害発生頻度に応じた目標レベルを設定することとします。

居住誘導区域については、災害リスクが低いことが求められます。そのため、原則として床上浸水が防がれる「人命もまちも守られる」を目標とします。床上相当以上の浸水被害が想定される区域については、河川事業、排水体制の充実により、「人命が守られ、被災してもまちの立ち直りが早い」市街地を目標とします。中でも、中高頻度以上で発生する 0.5m 以上 1 m未満の浸水想定区域については、建物の浸水対策により、床上浸水被害が発生しないことを目標とします。浸水深 3.0m 以上の甚大な被害が発生するリスクがある居住誘導区域については、既存コミュニティの維持・確保を図りつつ、早期避難態勢の確立により、「人命は守られる」ことを最低限の目標とします。

居住誘導区域外については、災害リスクの高い区域における開発抑制や居住誘導区域内への移転を促進し、災害リスクを回避、低減することを重点におきつつ、「人命は守られる」を最低限の目標とします。床上相当以上の浸水被害が想定される区域については、河川事業、排水体制の充実により、「人命が守られ、被災してもまちの立ち直りが早い」市街地を目標とします。

なお、5m 以上の浸水が想定される区域は、市街地の迅速な復旧は困難です。こうした区域についても、「人命は守られる」よう、特に水害発生予見時の円滑な避難の実施態勢と災害リスクのきめ細かな情報提供を行うこととします。

表 24 防災まちづくりの目標レベル

防災まちづくりの目標レベル		目安
◎	人命もまちも守られる	・ ハザードに対して、人命が確保され市街地も安全、または将来的に安全になっていく仕組みがある。
○	人命が守られ、被災してもまちの立ち直りが早い	・ ハザードに対して、人命は確保されるが、市街地で被害が想定されている。 ・ 一方で、被災後に市街地を迅速に復旧する仕組みが準備されている。
△	人命は守られる	・ ハザードに対して、人命は確保されるが、市街地で被害が想定されている。 ・ 洪水リスクのある地域については、水害発生予見時の水平避難・垂直避難の円滑な実施により人命が守られる態勢が準備されている。

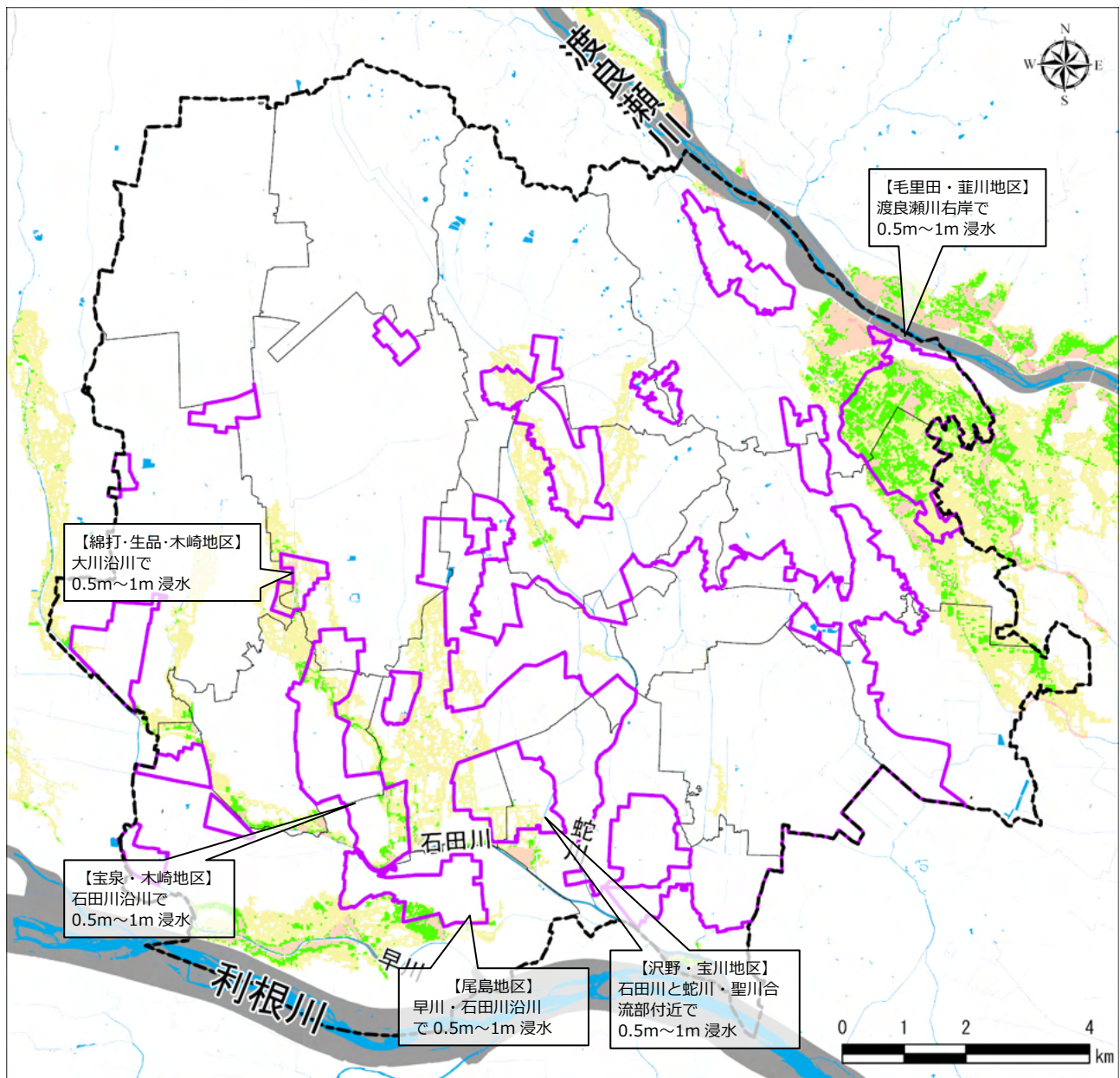
表 25 居住誘導区域内の目標レベル

被害様相	浸水深	頻度			
		高頻度 (1/10～1/30)	中高頻度 (1/50～1/80)	中頻度 (1/100～1/200)	想定最大規模 (1/1000)
浸水するが大きな被害はない	0.5m 未満	◎	◎	◎	◎
一定の被害 (床上相当以上の浸水)	0.5m 以上 1.0m 未満	◎	◎	○	○
大きな被害 (1 階の全てが浸水)	1.0m 以上 3.0m 未満	○	○	○	○
甚大な被害 (垂直避難不可)	3.0m 以上 5.0m 未満	△	△	△	△
	5.0m 以上	△	△	△	△
	家屋倒壊				— (区域から除外)

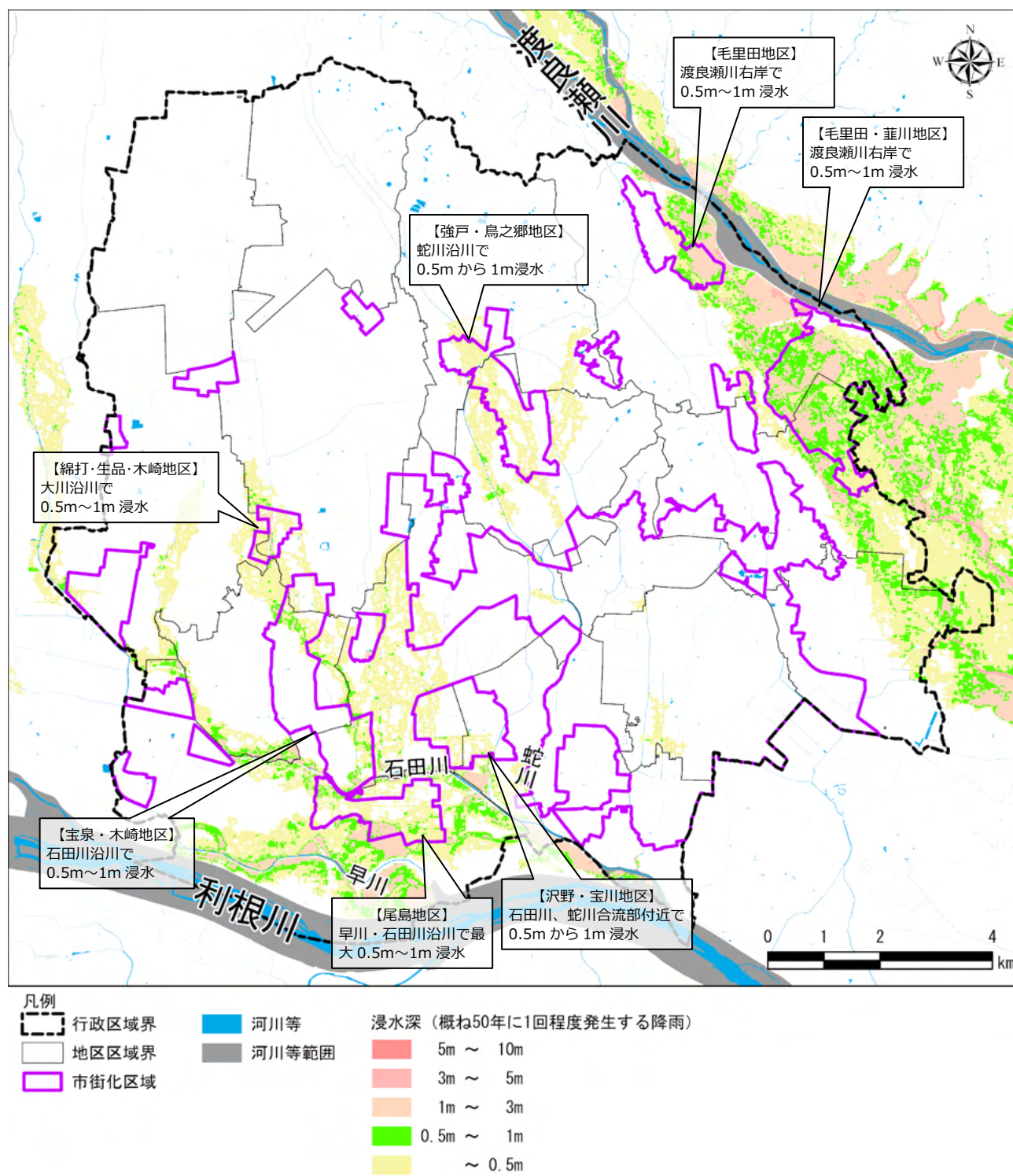
表 26 居住誘導区域外の目標レベル

被害様相	浸水深	頻度			
		高頻度 (1/10～1/30)	中高頻度 (1/50～1/80)	中頻度 (1/100～1/200)	想定最大規模 (1/1000)
浸水するが大きな被害はない	0.5m 未満	◎	◎	◎	◎
一定の被害 (床上相当以上の浸水)	0.5m 以上 1.0m 未満	○	○	○	○
大きな被害 (1 階の全てが浸水)	1.0m 以上 3.0m 未満	○	○	△	△
甚大な被害 (垂直避難不可)	3.0m 以上 5.0m 未満	△	△	△	△
	5.0m 以上	△	△	△	△
	家屋倒壊				△

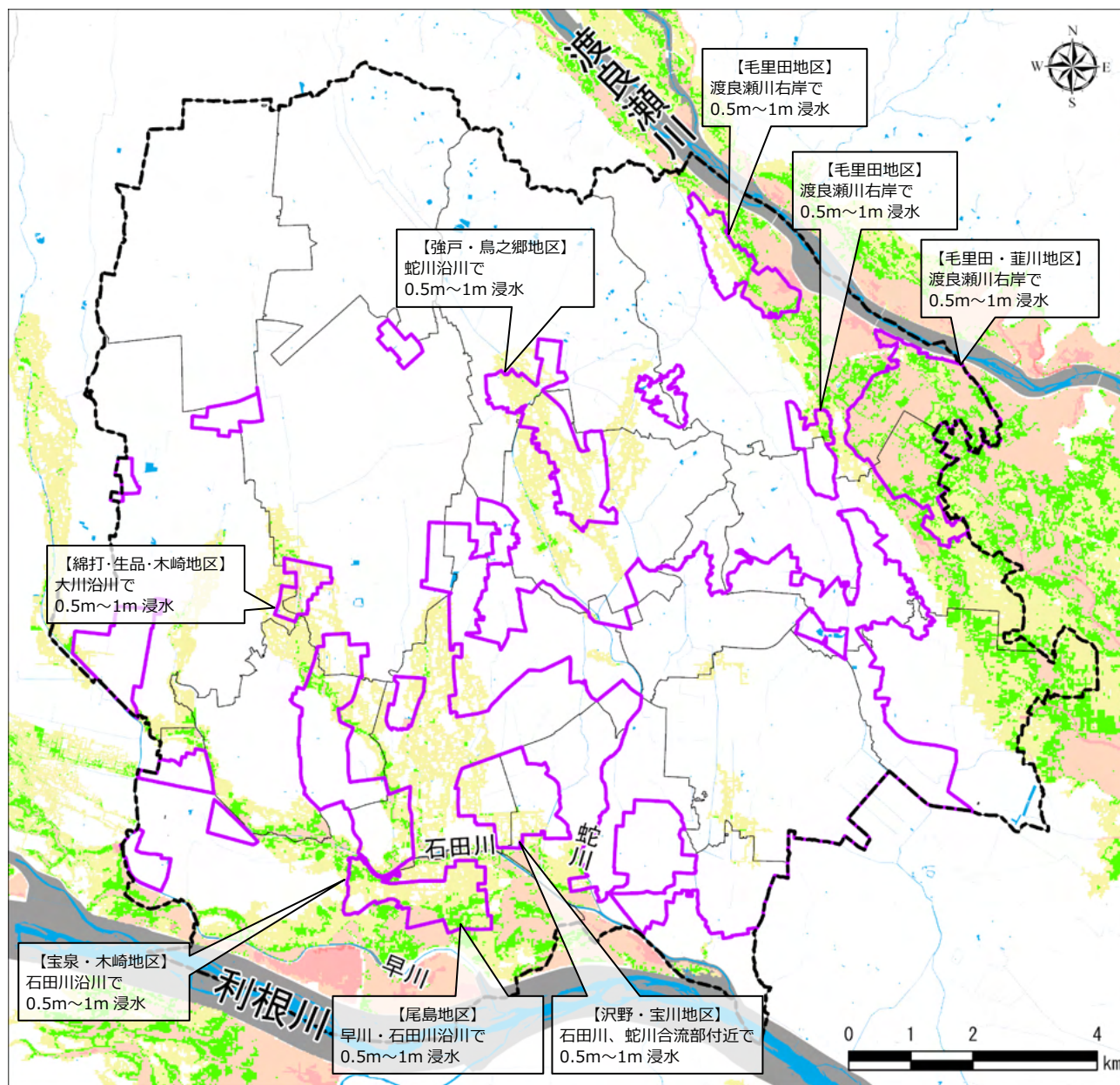
【参考：高頻度（1/30）の浸水想定における浸水深 0.5m～1m の区域】



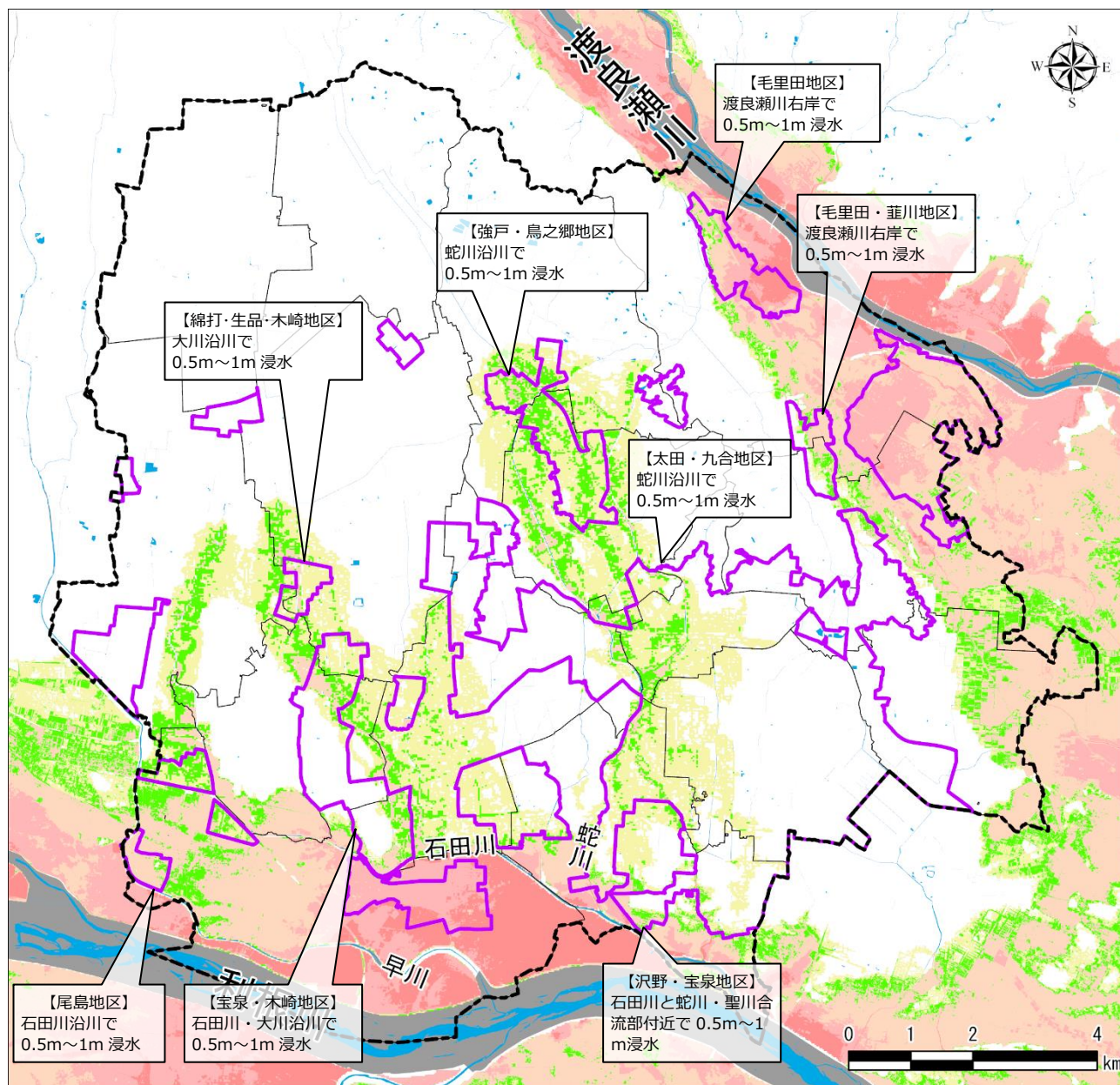
【参考：中高頻度（1/50）の浸水想定における浸水深 0.5m～1m の区域】



【参考：中頻度（1/100）の浸水想定における浸水深 0.5m～1m の区域】



【参考：想定最大規模（1/1000）の浸水想定における浸水深 0.5m～1m の区域】



凡例

- 行政区境界
- 地区区域界
- 市街化区域

- 河川等
- 河川等範囲

浸水深（想定最大規模）

- 5m ～ 10m
- 3m ～ 5m
- 1m ～ 3m
- 0.5m ～ 1m
- ～ 0.5m

【主要な取り組みの方向】

＜居住誘導区域内＞

被害様相	浸水深等	目標レベル	主な取り組み方向性
浸水するが大きな被害はない	0.5m 未満	◎	・ 建物の浸水対策の啓発活動の実施
一定の被害 (床上相当以上の浸水)	0.5m 以上 1.0m 未満	◎	・ 建物の浸水対策（敷地の嵩上げ、建物構造の工夫、止水板の設置等）の促進 ・ 早期避難の実施態勢の確立
		○	・ 早期避難の実施態勢の確立
大きな被害 (1 階の全てが浸水)	1.0m 以上 3.0m 未満	○	・ 事業予定の河川整備の推進 ・ 下水道、排水路整備の推進 ・ 雨水貯留浸透施設の設置 ・ 緑地、農地の保全 ・ 早期避難の実施態勢の確立
甚大な被害 (垂直避難不可)	3.0m 以上 5.0m 未満	△	・ 宅地、建物取引時の詳細なハザード情報の提供（不動産取引業者との連携） ・ 早期避難の実施態勢の確立
	家屋倒壊等 氾濫想定区域	－	（居住誘導区域から除外）

＜居住誘導区域外＞

被害様相	浸水深	目標レベル	主な取り組みの方向性
共通		－	・ 一定規模以上の住宅の開発または建築行為の届出制度による立地抑制
浸水するが大きな被害はない	0.5m 未満	◎	・ 建物の浸水対策の啓発活動の実施
一定の被害 (床上相当以上の浸水)	0.5m 以上 1.0m 未満	○	・ 建物の浸水対策（敷地の嵩上げ、建物構造の工夫、止水板の設置等）の検討 ・ 早期避難の実施態勢の確立
大きな被害 (1 階の全てが浸水)	1.0m 以上 3.0m 未満	○	・ 居住誘導区域への移転支援策の検討 ・ 事業予定の河川整備の推進 ・ 下水道、排水路整備の推進 ・ 雨水貯留浸透施設の設置 ・ 緑地、農地の保全 ・ 早期避難の実施態勢の確立
甚大な被害 (垂直避難不可)	3.0m 以上 5.0m 未満	△	・ 市街化調整区域の浸水ハザードエリア（L2 浸水深 3 m 以上）における住宅等の開発抑制
	家屋倒壊等 氾濫想定区域		・ 居住誘導区域への移転支援策の検討 ・ 居住調整地域の指定による住宅開発規制の検討 ・ 早期避難の実施態勢の確立

3 防災まちづくりの将来像及び取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

第二節における災害リスクの分析及び課題の整理から、居住誘導区域は区域外と比較してハザードが少ないものの、災害リスクが残存していることがわかります。

このことから、居住誘導区域をより安全なエリアにするとともに、災害リスクの高いエリアから区域内への移転を促進する防災まちづくりが必要であり、その将来像を、「地域の災害リスクを認識し、人命が守られ、素早く立ち直るまちづくり」とします。

防災まちづくりの将来像

将来都市像（第2次太田市総合計画基本構想より）

人と自然にやさしく、品格のあるまち太田

太田市国土強靱化地域計画における基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

防災の基本理念（太田市地域防災計画より）

- 1 周到かつ十分な災害予防
- 2 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- 4 官民が一体となって災害に立ち向かう地域社会の構築
- 5 継続的な取り組みによる防災力の強化

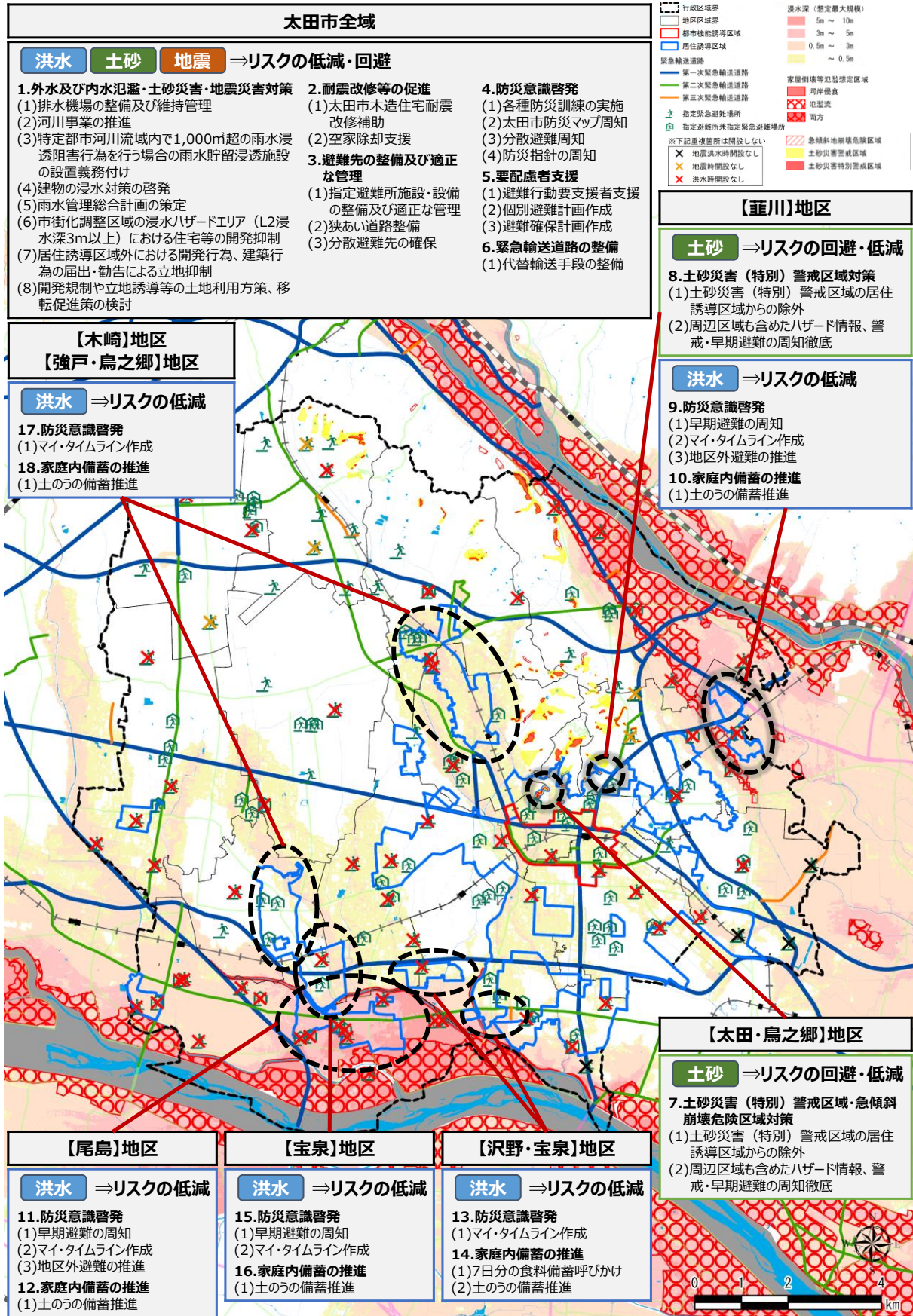
第二節の結果



地域の災害リスクを認識し、
人命が守られ、
素早く立ち直るまちづくり

(2) 取組方針及び施策

防災まちづくりの将来像を実現するための取組方針及び施策



防災まちづくりの将来像を実現するため、課題に対応した、災害リスクの低減及び災害リスクの回避による二つの取組方針に基づく施策を以下のとおり実施します。

表 27 施策及び取組期間一覧

地区	対象ハザード			取組方針	施策（取組）	実施主体	取組期間		
	洪水	土砂	地震				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
太田市全域	○			低減	1. 外水及び内水氾濫・土砂災害・地震災害対策	(1) 排水機場の整備及び維持管理	市		
	○					(2) 河川事業の推進	市・県・国		
	○					(3) 特定都市河川流域内で1,000m以上の雨水浸透阻害行為を行う場合の雨水貯留浸透施設の設置義務付け	県		
	○					(4) 建物の浸水対策の啓発	市		
	○					(5) 雨水管理総合計画の策定			
	○			回避		(6) 市街化調整区域の浸水ハザードエリア（L2浸水深3m以上）における住宅等の開発抑制			
	○	○	○			(7) 居住誘導区域外における開発行為、建築行為の届出・勧告による立地抑制			
	○	○	○			(8) 開発規制や立地誘導等の土地利用方策、移転促進策の検討			
			○	低減	2. 耐震改修等の促進	(1) 太田市木造住宅耐震改修補助	市		
			○			(2) 空家除却支援			
	○	○	○	低減	3. 避難先の整備及び適正な管理	(1) 指定避難所施設・設備の整備及び適正な管理	市		
	○	○	○			(2) 狭あい道路整備			
	○	○	○			(3) 分散避難先の確保			
	○	○	○	低減	4. 防災意識啓発	(1) 各種防災訓練の実施	市		
	○	○	○			(2) 太田市防災マップ周知	市・市民		
	○	○	○			(3) 分散避難周知			
	○	○	○			(4) 防災指針の周知			
	○	○		低減	5. 要配慮者支援	(1) 避難行動要支援者支援	市		
	○	○				(2) 個別避難計画作成	市・市民・事業者		
	○	○				(3) 避難確保計画作成	市・事業者		
	○			低減	6. 緊急輸送道路の整備	(1) 代替輸送手段の整備	市		
太田・鳥之郷地区の一部		○		回避	7. 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜崩壊危険区域対策	(1) 土砂災害（特別）警戒区域の居住誘導区域からの除外	市		
		○		低減		(2) 周辺区域も含めたハザード情報、警戒・早期避難の周知徹底			
韭川地区の一部		○		回避	8. 土砂災害（特別）警戒区域対策	(1) 土砂災害（特別）警戒区域の居住誘導区域からの除外	市		
		○		低減		(2) 周辺区域も含めたハザード情報、警戒・早期避難の周知徹底			
	○			低減	9. 防災意識啓発	(1) 早期避難の周知	市・市民		
	○					(2) マイ・タイムライン作成			
	○					(3) 地区外避難の推進			
尾島地区の一部	○			低減	11. 防災意識啓発	(1) 早期避難の周知	市・市民		
	○					(2) マイ・タイムライン作成			
	○					(3) 地区外避難の推進			
	○			低減	12. 家庭内備蓄の推進	(1) 土のうの備蓄推進	市・市民		
沢野・宝泉地区の一部	○			低減	13. 防災意識啓発	(1) マイ・タイムライン作成	市・市民		
	○			低減	14. 家庭内備蓄の推進	(1) 7日間分の食料備蓄呼びかけ	市・市民		
	○					(2) 土のうの備蓄推進			
宝泉地区の一部	○			低減	15. 防災意識啓発	(1) 早期避難の周知	市・市民		
	○					(2) マイ・タイムライン作成			
	○			低減	16. 家庭内備蓄の推進	(1) 土のうの備蓄推進	市・市民		
木崎地区の一部 強戸・鳥之郷地区の一部	○			低減	17. 防災意識啓発	(1) マイ・タイムライン作成	市・市民		
	○			低減	18. 家庭内備蓄の推進	(1) 土のうの備蓄推進	市・市民		

リスク回避 : 災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組

リスク低減（ハード） : 被害を低減するための施設整備等

リスク低減（ソフト） : 確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興等の取組

(3) 評価指標及び目標値

防災指針の評価指標及び目標値は、防災まちづくりの将来像の実現度合い並びに施策の進捗状況及び有効性を客観的かつ定量的に把握するため、以下のとおりとします。

なお評価指標の目標値は、行政計画の計画期間に合わせて、5 年を基準として設定します。

表 28 評価指標及び目標値一覧

施策 No.	評価指標	現況値 (年度)	目標値 (年度)
2-(1)	旧耐震基準の住宅の耐震改修による耐震化率	82.2% (R5・推計値)	95% (R7)
2-(2)	空家の除却件数 ※空家除去に関する補助金の交付件数	年 100 戸 (R4)	年 100 戸 (R10)
3-(2)	狭あい道路寄付延長 ※幅員 4m未満の狭あい道路を拡幅等整備するための道路寄付延長	53.051km (R4)	58.8km (R6)
3-(3) 9-(3) 11-(3)	駐車場避難が可能な施設の確保数 ※公共施設または民間施設駐車場との協定締結数	7 箇所 (R5)	10 箇所 (R10)
4-(1)	各種防災訓練の実施回数 ※総合防災訓練など太田市で実施する各種防災訓練の実施回数	年 6 回 (R5)	年 6 回 (R10)
4-(2) 4-(3) 9-(1) 9-(3) 10-(1) 11-(1) 11-(3) 12-(1) 14-(1) 14-(2) 15-(1) 16-(1) 18-(1)	防災に関する出前講座実施回数 ※地区の要望に応じて実施する出前講座の実施回数	5 回 (R5)	各年度 9 回 累計 54 回 (R10)
5-(3)	要配慮者利用施設における避難確保計画作成率	98.60% (R5)	100% (R6)
9-(2) 11-(2) 13-(1) 15-(2) 17-(1)	マイ・タイムラインの講座実施地区数 ※水害リスクのある市内 13 地区のうち、各地区にて実施するマイ・タイムライン講座の実施回数	7 地区 (R5)	13 地区 (R7)

第 1 1 章 市街化調整区域及び非線引き都市計画区域における「まちのまとまり」

1 対象区域の現状と「まちのまとまり」の必要性

（１）対象区域の現状

本市は、大正時代に中島飛行機製作所が作られて以降、戦前戦後を通じて北関東を代表する工業都市として成長を遂げてきました。高度成長期には内陸型工業都市として急速に住宅需要が増加し、都市化が進みました。その後、平成 17 年 3 月 28 日に、太田市、尾島町、新田町、藪塚本町の 1 市 3 町が対等合併し、現在の太田市が誕生しました。そのため本市では、既成市街地と、工業の発展とともに膨らんだ住宅需要に伴い、急速な都市化とともに郊外部への低密度に拡散した都市形態となっています。市街化調整区域には本市総人口の約 3 割、非線引き都市計画区域には本市総人口の約 1 割が居住しています。

【区域区分】

太田都市計画区域は区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）のされた「線引き都市計画区域」で、昭和 46 年 12 月 25 日に線引きが行われ、数回の見直しを経て現在に至っています。

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域で、原則として新たな開発行為を禁止し、市街地の無秩序な膨張を抑制する区域とされていますが、歴史的経緯の中で、現状では既存集落や大規模住宅団地が形成されています。

【開発行為】

都市計画区域においては、無秩序な市街化の進行による都市環境の悪化を防止したり、決定された都市計画事業を円滑に施行したりするために、一定の建築行為を制限するなどの土地利用規制が定められています。太田市内では、一定の開発行為（主として建築物の建築を目的として行なう土地の区画形質の変更）を行おうとする場合には市長の許可が必要となり（都市計画法第 29 条）、市街化区域では 1,000 ㎡以上、非線引き都市計画区域では、3,000 ㎡以上の開発行為が該当します。また、市街化調整区域においては、一部の例外的なものを除き新たな開発行為は禁止されています。

市街化調整区域内は建築物の建築をすることが禁止されている区域ですが、都市計画法第 34 条（令第 36 条第 1 項第 3 号、法第 42 条第 1 項ただし書き）に規定する許可基準に該当すれば、特例許可として建築することが可能となります。

【藪塚都市計画区域】

本市では、非線引き都市計画区域である藪塚都市計画区域において、区域区分（線引き）の決定までの暫定的な措置として、合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成又は保持に資することを目的として、平成 20 年 4 月 1 日に特定用途制限地域の指定を行いました（最終変更 平成 30 年 10 月 9 日）。現在、観光地区と藪塚本町地区の 2 地区の指定を行い、生活環境を悪化させるおそれのある建築物の制限を行っています。

（２）対象区域における「まちのまとまり(※)」の必要性

戦後、工業都市として急速に発展してきた本市では、周辺町村との合併によって拡大してきた都市化過程があります。そのため、既存集落の扱いや住宅需要の高まりによる大規模住宅団地の造成といった開発行為など、結果として平野部の工業都市特有の低密度な市街地が郊外部に拡散する状況が発生してきました。

本来、都市計画の基本は、農林漁業との健全な調和のもと適正な制限による土地の合理的利用を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を図ることです。また、無秩序な市街化（スプロール）を防ぎ、都市の健全で秩序ある発展と良好な市街地環境の整備・保全を図るために、区域区分制度が設けられています。本市においては、急速な工業都市化の圧力に伴い、都市構造に大きく関与する規模にまで成長し、本市の都市形成に影響を与え続けています。

一方、郊外部に人口密度が低いままに拡散した市街地では、道路や上下水道といったインフラ整備の遅れや農地の減少などの状況も発生してきました。また、高齢者などの交通弱者の生活利便性の低下や豪雨による水害等の災害リスクなども懸念されます。こうした地域の状況を鑑み、群馬県では、「人口減少下における土地利用ガイドライン【市街化調整区域編】」（平成 29 年 3 月）及び、「人口減少下における土地利用ガイドライン【非線引き都市計画区域編】」（平成 30 年 2 月）を作成しています。

そこで、本市における市街化調整区域及び非線引き都市計画区域については、群馬県のガイドラインに沿って、「まちのまとまり」の形成に向けた取り組みを進める必要があります。取り組みを進めていくにあたっては、本市の都市構造が抱える歴史的経緯や地域コミュニティの維持に十分配慮して、長期的な視点で段階的な検討を進めていきます。

※ 居住や生活利便施設等が集積している場所（中心市街地や合併前役場周辺、既存集落などを想定）

（参考）非線引き都市計画区域での立地適正化に係る留意事項（群馬県）

「非線引き都市計画区域での立地適正化計画に係る居住誘導区域の設定にあたっての基本的な考え方について」（令和2年6月1日、都第31003-4号）

1. 居住誘導区域は、原則、都市計画法第8条第1項に定める用途地域内（以下、「用途地域」という。）に設定する。
2. やむを得ず用途地域を定めていない地域に居住誘導区域を設定する場合は、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2）等で、地域の将来像を実現していくために必要な土地利用のあり方を検討し、良好な住環境の形成を目的とした地区計画、特定用途制限地域等を定めた上で、設定する。
3. なお、居住誘導区域外で、住宅立地が顕著である等、市街地の拡散傾向がある地域においては、地域における土地利用変化の状況に応じ、居住調整地域の指定、共同住宅等の立地を制限するなどの特定用途制限地域の指定を行う。

「人口減少下における土地利用ガイドライン（非線引き都市計画区域編）」（平成28年3月）の改定について」（平成30年2月）

- 1) 居住誘導区域の設定を併せて、誘導施策や規制的手法の活用を促す。
- 2) 原則、用途地域内に居住誘導区域を設定することとする。
（平成29年9月11日付け都第31061-2号「非線引き都市計画区域での立地適正化計画に係る居住誘導区域の設定にあたっての基本的な考え方について」参照）。
- 3) 居住誘導区域内には農用地は含まないことを明記。

2 対象区域における土地利用の現状と課題及び課題解決の方向性

(1) 人口減少下における土地利用ガイドラインでの基本的考え方

群馬県が作成した、人口減少下における土地利用ガイドライン【市街化調整区域編】（平成 29 年 3 月）、及び【非線引き都市計画区域編】（平成 30 年 2 月）では、土地利用の現状と課題及び課題解決の方向性について、以下のようにそれぞれの基本的な考え方を示しています。

①市街化調整区域における基本的考え方

【現状と課題】

- 人口減少・高齢化により、市街化調整区域の基幹的な既存集落においても営農環境や暮らしやすさが低下し、コミュニティや公共交通の維持が困難となってきている。
- 県内の町村部では、市街化区域よりも市街化調整区域の居住人口が多い。
- 開発許可制度の運用により、市街化区域縁辺部など一部の市街化調整区域で住宅などのバラ建ちが進み、市街地の拡散や低密度化を招いている。これが進むと、以下の課題が懸念される。
 - 社会インフラの維持管理費が増大する。
 - 公共交通の維持が困難になる。
 - 既成市街地の空洞化や空き家の増加につながる。
- 市街化調整区域内には、鉄道駅周辺など、公共交通インフラを活かしきれていない地域も存在している。
- 隣接する非線引き都市計画区域の土地利用規制が緩いことによる土地利用規制の格差に対する不公平感が生じている。
- また、市街化調整区域の土地利用規制においても、開発許可制度の運用が許可権者により異なることから広域的な観点では土地利用規制の強度に差が生じている。

【課題解決の方向性】

- 市街化調整区域においても「まちのまとまり」のエリアに計画的な立地誘導を図り、自然豊かで歩いて暮らせる地域を目指す。
- 「市街化区域から離れた基幹的な集落」を中心に、地縁者のみではなく一定の新規入居や交流人口を確保することで、コミュニティの維持・活性化を図る。
- ただし、人口が減少する中「市街化調整区域全体」に開発を誘導することや、全ての既存集落の維持・活性化を図ることは共倒れにつながり逆効果である。

②非線引き都市計画区域における基本的考え方

【現状と課題】

- 非線引き都市計画区域は、隣接する線引き都市計画区域より土地利用規制が緩いため、線引き都市計画区域から人口が流出し、住宅のバラ建ちなど無秩序な開発が進行している。このような状況がそのまま続くと将来的に、以下の課題が懸念される。
 - 道路や上下水道など社会インフラの維持管理費が増大する。
 - 公共交通ネットワークの維持が困難になる。
 - 既成市街地の空洞化や空き家の増加に拍車がかかる。
- 特に、非線引き都市計画区域における用途地域外（いわゆる白地地域）では、都市計画の規制がないため、さらに無秩序な開発に拍車がかかっている。そのため、一部の地域では用途地域内よりも用途地域外（白地地域）で人口が増加しており、住宅や工場、農業施設等が混在し、環境の悪化が見受けられる。
- また県内の非線引き都市計画区域の多くは、町や村（合併前の町村を含む）であり、もともと核となる市街地が少ないケースもある。
- これらのことから、既存集落や用途地域内の人口密度の低下による公共施設のサービス効率の低下に伴い集客力、拠点性が低下し、コミュニティの維持が困難になることが懸念される。

【課題解決の方向性】

- 非線引き都市計画区域においても「まちのまとまり」のエリアに計画的な立地誘導を図り、自然豊かで歩いて暮らせる地域の形成を目指す。
- 「まちのまとまり」を形成していくためには、「どこに」、「どのような考え方（指標）」で「まちのまとまり」を設定するのか整理する。
- その上で、非線引き都市計画区域の主な課題である「まとまりの形成」と「用途混在の防止」の実効性を担保するためには、それぞれ規制対象が異なる都市計画の手法を効果的に組み合わせて適用する。

（２）本市の対象区域における基本的考え方

太田都市計画区域は、昭和 46 年 12 月 25 日に区域区分され、線引きによって市街化調整区域が設定されました。本市の市街化調整区域は、もともと都市郊外の農村集落の性格を持ち合わせていますが、公共施設や工場・物流施設などの産業系土地利用が進んだこともあって本市の人口の 30%を超える市民が暮らしており、古くから合併を繰り返してきたことによる集落や住宅地、公共公益施設など、生活コミュニティが形成されています。

非線引き都市計画区域である藪塚都市計画区域は、平成 17 年 3 月 28 日に藪塚本町との合併により本市域の一部となりましたので、既に住宅地と公共公益施設、産業系土地利用が混在する集落や、生活コミュニティが形成されています。また、「特定用途制限地域」を指定し、生活環境を悪化させる建物などの立地を制限しています。

こうした歴史的経緯を踏まえると、これらを短期間で市街化区域の都市機能誘導区域、居住誘導区域内に誘導することは困難と考えられます。とはいえ、本市においても人口減少・少子高齢化が一層進むことが予想される中で、無秩序な拡散は問題が生じるため、既存のコミュニティを維持しつつ、一定のルールが必要と考えます。

①市街化調整区域における基本的考え方

【現状と課題】

本市の市街化調整区域では、開発行為や建築行為について、現在、以下のような制限を設けています。

【市街化調整区域における開発行為】

市街化調整区域においては、原則として開発行為は許可できません。

ただし、スプロールの対策上支障がないもの、またはスプロールの対策上支障があるが容認すべき特別の必要性があるものについては、例外的に許可の対象となります。

【市街化調整区域における建築行為】

- 開発許可を受けた土地における建築等の制限（都市計画法第 4 2 条）
- 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限（都市計画法第 4 3 条）
- 既存の建築物の建替

【市街化調整区域における住宅建築について】

市街化調整区域内は建築物の建築することが禁止されている区域ですが、都市計画法第 34 条（令第 36 条第 1 項第 3 号、法第 42 条第 1 項ただし書き）に規定する許可基準に該当すれば、特例許可として建築することが可能です。

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ● 分家住宅（太田市条例第 3 条第 1 号） | ● 既存宅地内建物（太田市条例第 3 条第 2 号） |
| ● 敷地増（太田市条例第 3 条第 3 号） | ● 既存集落内建物（太田市条例第 3 条第 5 号） |
| ● 用途変更（太田市条例第 3 条第 6 号） | ● その他の基準（太田市開発審査会提案基準） |

一方、本市の市街化調整区域には、歴史的経緯の中で大規模指定既存集落や開発許可制度の運用等による住宅団地や既存集落内建物が存在しています。そのため、市街化調整区域内に鉄道駅や行政センター、学校などの公共公益施設が立地していたり、隣接する市街化区域が低密化する現象も発生しています。さらに、工業団地の物

流等、交通を支える道路整備の遅れ、かつ公共交通網の脆弱さもあり、市街化調整区域内に自動車交通が流入し、交通渋滞も発生しています。

こうした社会インフラの立ち遅れもあり、市街化調整区域内にある既存集落や古い住宅団地などで、住民の減少や高齢化が顕著となり、地域コミュニティの維持が困難になってきています。

【課題解決の方向性】

こうした現状を踏まえ、多くの市民が暮らしている市街化調整区域において、「まちのまとまり」エリアのコミュニティを維持するために、計画的かつ段階的に適切な立地誘導を図っていく必要があります。そのためには、小学校区等を一つの柱に、本市が持つ自然環境の豊かさと生活の利便性を再構築するとともに、生活インフラとして公共交通網を充実させて暮らしを支える移動の利便性を充実させる必要があります。

②非線引き都市計画区域における基本的考え方

【現状と課題】

区域区分のない非線引き都市計画区域である藪塚都市計画区域では、平成 20 年 4 月 1 日より「特定用途制限地域」を指定し、生活環境を悪化させる建物などを制限することとなりました。

藪塚地区は非線引き都市計画区域であり、用途地域指定もないため、住宅や工場、農業施設等の混在が見られます。生活環境を悪化させないために特定用途制限地域の指定を行っていますが、都市計画の規制がないために、住宅の無秩序な開発が進行し、市内でも人口増加率が高い地区になっています。

いわゆるスプロール化が進行しているため、農地の減少による自然環境の悪化や道路や上下水道など社会インフラの維持管理、公共交通ネットワークの未整備などが課題となっています。

【課題解決の方向性】

群馬県からの通知に基づき、用途地域指定のない非線引き都市計画区域では、居住誘導区域を設定する場合は、都市計画マスタープラン等で、地域の将来像を実現していくために必要な土地利用のあり方を検討し、良好な住環境の形成を目的とした地区計画、特定用途制限地域等を定めることとされています。藪塚都市計画区域は、隣接する線引き都市計画区域より土地利用規制が緩いため、住宅のバラ建ちなど無秩序な開発が進行し、人口が流入していることが考えられます。また、歴史的経緯の中で、公共公益施設を中心にある程度の既成住宅が集積している状況もあります。

現在、線引きまでの暫定的な措置として、生活環境を悪化させないための特定用途制限地域を指定していますが、線引きまでのプロセスとして、用途地域・地区計画などの都市計画手法を活用して居住抑制や工場規制、用途混在防止などの規制・誘導を図ることが必要です。こうした活用をしながら、「まちのまとまり」を形成し、そこへの立地誘導とそれ以外での立地抑制を効果的に組み合わせしていくことが必要と考えています。

なお、用途地域指定に関しては、地域コミュニティの維持の観点から、隣接する他自治体の非線引き都市計画区域の状況や、公共交通網整備の効果などを注視しながら、慎重に検討していく必要があります。

3 対象区域における「まちのまとまり」の設定

(1) 人口減少下における土地利用ガイドラインでの基本的考え方

群馬県が作成した、人口減少下における土地利用ガイドライン【市街化調整区域編】（平成 29 年 3 月）、及び【非線引き都市計画区域編】（平成 30 年 2 月）では、「まちのまとまり」の設定について、以下のようにそれぞれの基本的な考え方を示しています。

①市街化調整区域における「まちのまとまり」の設定

【基本的な考え方】

- ぐんま“まちづくりビジョン”で示された「まちのまとまり」を、単独で日常生活圏が形成される、小学校区・中学校区等を支えるような“基幹的な集落”を中心に形成する。
- 市街化調整区域を中心に運用されている開発許可制度では、事務処理機関が「独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落」（大規模指定既存集落；以下、単に「大規模集落」という）を指定している。そこで、この大規模集落を中心に“基幹的な集落”を抽出し、「まちのまとまり」として育成することとする。
- 既に築き上げられている上記のような「まちのまとまり」に加えて、例えば自動車が運転できなくなっても地域から離れずに住み続けられるようにするためには、高齢者や子育て層なども暮らしやすい居住環境を選択肢として提供していく必要がある。買物・通院など日常生活を支える生活利便施設、公共公益施設等について、一定の集積やアクセスなどの利便性を確保された、鉄道駅周辺などを新たな居住のまとまりとして形成していくことも、合わせて考えなければならない。

【大規模指定既存集落の評価】

- 大規模指定既存集落を中心に“基幹的な集落”を抽出し、「まちのまとまり」として育成していくため、対象地域を評価し、各大規模指定既存集落で、「まちのまとまり」として適している集落はどこか、また何を補えばより評価が高まるかを把握する。
- 併せて、大規模指定既存集落には指定されていないが、同水準の評価を持つ集落を「まちのまとまり」として追加できるかを検討する。

【大規模指定既存集落の以外のまとまりの追加】

- 公共交通サービスを確保する観点から、鉄道駅周辺については、現況で人口集積がない場合であっても、市街化を促進する恐れがない規模（駅を中心に半径500m程度）に限り、政策的にまとまりとして設定することを検討する。

②非線引き都市計画区域における「まちのまとまり」の設定

【基本的な方針】

- 今後の人口減少社会においては、限られた人口を隣接自治体で奪い合う土地利用ではなく、市町村や都市計画区域の枠を超えた広域的な観点から土地利用規制を考えることが重要である。
- 「まちのまとまり」に誘導するためには、「まとまり」に暮らしやすさなどの魅力が必要である。

【「居住のまとまり」の絞り込み】

- 居住機能について、地域コミュニティを維持できる規模のまとまりを確保・維持するため、①既存インフラの有効活用、②暮らしやすさの確保～安全・安心、利便性、健康づくり～、③人口密度・規模のまとまりの確保・維持、④居住に適さない範囲の除外の4項目について「設定方針」を設定する。

【「日常生活サービスのまとまり」の絞り込み】

- 日常生活で利用する買物、医療、金融などのサービス機能については、用途地域の指定状況や既存施設の立地状況、及び「居住のまとまり」からのアクセス性に配慮して絞り込む。

【「工場等のまとまり」の設定】

- 工場や物流施設などの産業機能については、「居住のまとまり」とは分離し、高速道路インターチェンジ近傍や幹線道路沿道等の大型車が利用しやすい立地が確保できる場合に、必要に応じて設定することとする。

（２）本市の対象区域における基本的考え方

①市街化調整区域における「まちのまとまり」の設定

【基本的な考え方】

本市の市街化調整区域では、歴史的経緯から既に「まちのまとまり」が形成されているような地域コミュニティが存在しています。このコミュニティを構成する要素として、行政センターや小学校などの公共公益施設があります。また、大規模指定既存集落や住宅団地の造成など、工業都市としての発展とともに形成されてきました。こうした地域コミュニティを維持していくことが、本市における「まちのまとまり」の形成・維持につながっていくと考えています。すなわち、上記のような「まちのまとまり」を形成する構成要素が複数あることでコミュニティが維持され、一定の人口密度やまとまりの規模が確保されと考えられ、そのような誘導・規制施策を展開することで、本市ならではの「まちのまとまり」が形成・維持されていくことが必要と考えます。換言すれば、構成要素を組み合わせることで、本市ならではの「まちのまとまり」が形成・維持され、日常生活サービスの利便性とコミュニティを充実させることで地域の伝統・文化も継承されていくと考えます。

こうした「まちのまとまり」の形成には、公共交通網を整備させて商業施設や医療施設などへのアクセス性を担保し、生活環境の向上を目指していくことが必要です。

【大規模指定既存集落の評価】

本市の市街化調整区域には、次のような大規模指定既存集落があります。

大規模指定既存集落一覧

市町村名	集落名	集落を含む区域（町・大字名等）	集落の面積(ha)	指定年月日
太田市	毛里田地区	丸山町、吉沢町、矢田堀町、東今泉町、原宿町、只上町	85.0	S62.04.01
	休泊地区	龍舞町、下小林町	76.0	
	蕨川地区	安良岡町、東金井町、台之郷町	23.0	
	由良・細谷地区	由良町、細谷町	64.0	
太田市 (尾島町)	世良田	世良田町	53.0	H14.03.01
太田市 (新田町)	木崎地区	新田中江田町	14.2	H14.03.01
	綿打地区	新田金井町、新田大根町、新田上田中町、新田花香塚町、新田上江田町、新田下田中町	127.0	S62.04.01
		新田上田中町、新田大町、新田花香塚町、新田金井町	32.2	H11.09.01
		新田上中町	18.3	H14.03.01
	生品地区	新田小金井町、新田村田町、新田反町町、新田市野井町	78.4	S62.04.01
		新田小金井町	4.9	H11.09.01
		新田小金井町	13.2	H14.03.01

※ 1 町名等は、町名変更による現在のものに読み替えている。

これらの集落は、“基幹的な集落”となっていますが、今後、ガイドラインで示されている３つの評価項目に沿って評価し、「まちのまとまり」として適しているかどうかを検証していく必要があります。その中で、コミュニティの存在を重視して、「まちのまとまり」の評価が高まるような施策を展開していく必要があります。

【大規模指定既存集落以外のまとまりの追加】

本市では工業団地の造成や、優良企業の誘致による流入人口の増加や核家族化の進展等に伴い、新たな住宅の需要と住宅環境整備が求められてきました。そのため、好環境の住宅供給を目指し、県・市及び土地開発公社等により住宅団地の造成が進められてきました。現在、住宅団地は、25 箇所、約 329.5ha が造成されています。その中で、市街化調整区域に立地する住宅団地は、以下の 3 箇所、約 39.1ha となっています。

市街化調整区域に存在する住宅団地（平成 24 年 10 月 1 日現在）

団地名	造成年度	面積（ha）	施行者
南ヶ丘住宅団地	昭和 44～45	10.0	群馬県
やすらぎ住宅団地	平成 4	6.5	群馬県
グリーントウンいくしな	平成 4～5	22.6	群馬県

この他に、対象区域には、40～50 軒程度のミニ集落が数多く存在しています。これらは、集落単位でコミュニティが形成されており、簡単に「まちのまとまり」から外すことはできません。これらミニ集落を「まちのまとまり」として設定するためには、非線引き都市計画区域での「まちのまとまり」の設定を参考に、「居住のまとまり」や「日常生活サービスのまとまり」の絞り込みを考慮して、以下の項目を評価し、地域コミュニティ形成の総合的な観点から「まちのまとまり」を検討します。

- 大規模指定既存集落や住宅団地などのまとまりとの連続性
- 用途指定がされている地域との隣接状況
- 行政センターや小学校などの公共公益施設との隣接状況
- 生活利便施設との隣接状況など

②非線引き都市計画区域における「まちのまとまり」の設定

非線引き都市計画区域である藪塚都市計画区域における「まちのまとまり」の設定方針は、ガイドラインにある「居住のまとまり」と「日常生活サービスのまとまり」を絞り込むことで、設定します。

【「居住のまとまり」の絞り込み】

「居住のまとまり」では、①既存インフラの有効活用、②暮らしやすさの確保、③人口密度・規模のまとまりの確保・維持、④居住に適さない範囲の除外の観点から設定方針を設定します。

「既存インフラの有効活用」では、「藪塚駅」とコミュニティバス路線の沿線やバス停圏を軸に設定します。沿線には公共公益施設や医療機関、商業施設があり、生活サービスのネットワーク化が図られます。

「暮らしやすさの確保」では、藪塚行政センターを中心とした地域には、図書館や運動公園などの公共公益施設や銀行などが集中しており、そこからの徒歩圏内で安全・安心、利便性、健康づくりの確保が可能です。

「人口密度・規模のまとまりの確保・維持」では、小学校区を軸に、地域のお祭りや伝統と文化が維持され、一定の人口密度やまとまりの規模が確保されていることが必要です。

「居住に適さない範囲の除外」では、対象区域にある農地や工場など、居住・生活環境に適さない範囲を除外します。

【「日常生活サービスのまとまり」の絞り込み】

対象区域において、日常生活で利用する買物、医療、金融などのサービス機能については、徒歩圏でカバーできることを原則としますが、コミュニティバスによる移動の視点も想定し、複数の「居住のまとまり」と「日常サービスのまとまり」が重ね合わせとなるような「まとまり」を設定していく必要があります。いずれにしても、本市においては、コミュニティの視点を重視して「まちのまとまり」を設定していくこととします。

4 対象区域における「まちのまとまり」の形成手法

(1) 人口減少下における土地利用ガイドラインでの基本的考え方

群馬県が作成した、人口減少下における土地利用ガイドライン【市街化調整区域編】（平成 29 年 3 月）、及び【非線引き都市計画区域編】（平成 30 年 2 月）では、「まちのまとまり」の形成手法について、以下のようにそれぞれの基本的な考え方を示しています。

①市街化調整区域における「まちのまとまり」の形成手法

「まちのまとまり」を維持・形成するためには、開発を計画的に誘導し、誘導するエリアを限定する「地区計画制度」の積極的活用と合わせて、開発許可制度の運用を変更し、誘導するエリア以外への立地を抑制することが有効である。
以下の①と②をセットで取り組むことが重要である。

①「地区計画」制度の活用

- ・ 基幹集落における「まちのまとまり」の維持
- ・ 駅周辺における「まとまり」の形成

②開発許可制度（立地基準等）運用の変更

- ・ 市街化区域縁辺部など、「まちのまとまり」を誘導するエリア以外における自己用住宅の緩和措置等を抑制

③「まちのまとまり」以外の小規模集落の維持

- ・ 「まちのまとまり」以外でも、コミュニティの維持に自発的に取り組む小規模な既存集落を支援
- ・ 都市計画の提案制度(0.5ha以上対象)を活用して地区計画を策定

②非線引き都市計画区域における「まちのまとまり」の形成手法

「まとまりを形成する」立地適正化計画や特定用途制限地域と、「用途混在を防止」する用途地域や特定用途制限地域などの手法を効果的に組み合わせる適用することが重要である。

①「居住のまとまり」への住宅立地の手法

- ・ 居住誘導区域の指定
- ・ 特定用途制限地域の活用（居住抑制型）
- ・ 線引きの実施

②「居住のまとまり」における用途混在の防止

- ・ 用途地域の指定（住居系）
- ・ 特定用途制限地域の活用（用途混在防止型）

③「日常生活サービス・工場等のまとまり」への施設立地の誘導

- ・ 用途地域の指定（工業系）
- ・ 特定用途制限地域の活用（工場規制型）
- ・ 都市機能誘導区域の指定
- ・ 「小さな拠点」の指定

(2) 本市の対象区域における基本的考え方

①市街化調整区域における「まちのまとまり」の形成手法

本市の対象区域内における「まちのまとまり」の形成手法は、ガイドラインで示されている「地区計画」制度の活用と、開発許可制度の運用をセットで検討することが考えられますが、大切なことは「まちのまとまり」をコミュニティの維持の観点から進めることで、基本はコンパクトなライフスタイルを作ることです。また、「まちのまとまり」を構成する市民との意識・情報の共有を図ることが大切と考え、これを行政が支援していくことを重視した取り組みを進めています。

本市では、地域コミュニティを活発にするための支援方策として、「1%まちづくり事業」があります。市街化調整区域にある「まちのまとまり」の候補地は、本市の郊外部で、在郷町として成立してきた歴史的経緯があります。そこには地域のコミュニティが継承して育んできた伝統や文化が存在しています。こうした地域の特性を理解し、コミュニティを刺激することで、立地に関わる規制と誘導が促進されるものと考えます。逆に、こうした経緯に配慮せずに立地の規制・誘導を実施することは、コミュニティの崩壊を助長する可能性があります。

そのため、長期的な方向性は持ち得るものの、「まちのまとまり」の形成手法は、地域住民との話し合いを重視し、お互いの意識と情報を共有しながら、現実的な対応を段階的に進めていくこととします。

②非線引き都市計画区域における「まちのまとまり」の形成手法

藪塚都市計画区域で指定している特定用途制限地域は工場規制型の状況にあります。現在、この指定による地域の状況を見守りながら、地区計画を定めることで「工場等のまとまり」にする方向で進めており、「日常生活サービスのまとまり」との混在を防止するような取り組みを進めています。

すなわち、ガイドラインで示されている形成手法に沿って、まずは「日常生活サービス・工場等のまとまり」への施設立地の誘導を進めていき、ある程度進んだ段階で「居住のまとまり」における用途混在の防止や、「居住のまとまり」への住宅立地の手法（居住抑制型）へと取り組みを進めています。

なお、こうした取り組みを実現していくためには、コミュニティを構成している地域住民との話し合いを重視し、お互いの意識と情報を共有しながら、現実的な対応を段階的に進めていく必要があります。

5 対象区域における計画・調整の進め方及び今後の取り組み

（１）人口減少下における土地利用ガイドラインでの基本的考え方

群馬県が作成した、人口減少下における土地利用ガイドライン【市街化調整区域編】（平成 29 年 3 月）、及び【非線引き都市計画区域編】（平成 30 年 2 月）では、計画・調整の進め方及び今後の取り組みについて、以下のようにそれぞれの基本的な考え方を示しています。

①市街化調整区域における計画・調整の進め方

【市町の計画への反映（手順）】

①「まちのまとまり」の設定方針の適用

- ・ 「まちのまとまり」形成の考え方
- ・ 「まちのまとまり」の概ねの位置の設定

②土地利用の規制誘導手法の適用：「まちのまとまり」の担保

- ・ 開発許可制度における許可基準の見直し
- ・ 地区計画の決定 など

③市町村マスタープランの改定時に整合

【規制・誘導の広域での調整】

市街化調整区域の土地利用コントロールについては、各都市計画区域で課題を解決すると同時に、市町村を越えて広域的に調整を図れる仕組みづくりが望まれている。特に、市町村による開発許可の立地基準の差異や、市街化区域や非線引き都市計画区域との関係に配慮した土地利用コントロールのあり方が、広域的に検討すべき事項である。まちの暮らしやすさを、市街化区域と非線引き都市計画区域も含めた地域全体で向上できるよう、“全体最適”を図っていくことが重要であり、これが今後の県の重要な役割になる。

②非線引き都市計画区域における計画・調整の進め方

【市町の計画への反映（手順）】

①「まちのまとまり」の設定方針の適用

- ・ 「まちのまとまり」形成の考え方
- ・ 「居住のまとまり」「日常生活サービスのまとまり」「工場等のまとまり」の概ねの位置の設定

②土地利用の規制誘導手法の適用：「まちのまとまり」の担保

- ・ 用途地域又は特定用途制限地域の指定
- ・ 地区計画の決定
- ・ 市町村独自の助成制度の創設 など

③市町村マスタープランの改定時に整合

【規制・誘導の広域での調整】

非線引き都市計画区域の土地利用コントロールについては、各都市計画区域で課題を解決すると同時に、市町村や都市計画区域ごとに規制強度が異なるなど、市町村を越えて広域的に調整を図れる仕組みづくりが望まれている。まちの暮らしやすさを郊外地域全体で向上できるよう“全体最適”を図っていくことが重要であり、これが今後の県の重要な役割になる。

③市街化調整区域、及び非線引き都市計画区域における今後の取り組み

各市町の取り組み	○ 立地適正化計画等の策定に合わせて、「市街化調整区域におけるまちのまとまり設定方針」、「非線引き都市計画区域におけるまちのまとまり設定方針」を市町村が検討 ○ 「総合計画・市町村都市計画マスタープラン」との整合 ○ 「公共施設等総合管理計画」における公共施設の統廃合計画と「まちのまとまり」の位置づけを検討 ○ 「地域公共交通網形成計画」における公共交通の再編計画と「まちのまとまり」の位置づけを検討
県（広域）の取り組み	立地適正化計画の策定などを通じた市町村の「市街化調整区域におけるまちのまとまり」、「非線引き都市計画区域におけるまちのまとまり」形成に関する取り組みを継続的に支援

（２）本市の対象区域における基本的考え方

本市の対象区域における計画・調整の進め方は、ガイドラインとの整合を図りながら取り組みを進めていきますが、現在、市街化調整区域や非線引き都市計画区域に暮らしている市民が、全体の 40%を超えていることから、現実的な対応を図ることが必要です。

すなわち、「まちのまとまり」の必要性について、地域住民との話し合いなどにより、地域のコミュニティを維持・継続していくための知恵と工夫を共有していきます。立地誘導は個人の私権に関わることでありますので、「まちの暮らしやすさを全体で向上させる」意識を共有し、そのために取り組むべき方法・手法、方策を選択していくような取り組みを進めることが考えられます。

行政が方向性・方針を示して市民をそれに従わせるのではなく、新しい市民協働の取り組みについて、試行錯誤しながら現実に即した取り組みを選択し、段階的に仕上げて進めていくことが重要と考えています。

（参考）当初策定時における地域住民との意見交換の状況

（１）意見交換会の概要

①意見交換会の趣旨

立地適正化計画に係る居住誘導区域の設定は、原則として都市計画法第 8 条第 1 項に定める用途地域内に設定する必要があります。本市においては太田都市計画区域内の市街化区域がこれに該当します。そのため、市街化調整区域や、非線引き都市計画区域である藪塚都市計画区域では居住誘導区域を設定することが困難です。

一方、これらの区域には本市の人口の 40%を超える市民が暮らしているため、一方的に居住誘導区域を設定することは好ましくないと考えます。

そこで、土地利用が「市街化区域と市街化調整区域が混在し居住誘導区域設定にあたり検討を要する要素を有する地区」、及び「非線引き都市計画区域内の地区」の区長会関係者の皆さんと、本計画制度や居住誘導区域設定に係る課題を説明するとともに、地区の実態について忌憚のないご意見をいただくために意見交換会を実施しました。

②意見交換会の実施状況

実施地区	実施日	実施地区	実施日
藪塚東部・藪塚西部地区(合同)	平成 29 年 11 月 20 日	尾島・世良田地区(合同)	平成 29 年 12 月 4 日
綿打地区	平成 29 年 12 月 7 日	木崎地区	平成 29 年 12 月 8 日
毛里田地区	平成 29 年 12 月 13 日	沢野地区	平成 30 年 1 月 10 日
宝泉地区	平成 30 年 1 月 18 日	菰川地区	平成 30 年 1 月 29 日

(2) 住民意識からみる現況と課題

①地区ごとの課題と意見の概要

実施地区	地区の現況・課題	参加者の意見（集約）
藪塚東部・藪塚西部地区	・ 非線引きで用途未指定のため、居住誘導区域設定が事実上困難である。 ・ 計画策定後は、地区全域が居住誘導に係る届出対象区域となる。	・ 線引きされていない以上、誘導区域設定が出来ないことは仕方ないこと。 ・ 届出であり、許可申請ではないことから、全域届出対象となることもやむを得ない。
尾島・世良田地区	・ 住居系市街化区域と河川の浸水想定区域が重なる。避難計画等があることが前提で居住誘導区域設定は可能となる。 ・ 想定浸水高の高い箇所も居住誘導区域設定を考えている。	・ 浸水を想定し生活することは、昔からこの地域に根付いているとも言える。 ・ 利根川は堤防が強固であるので、よほどのことが無い限り大丈夫だと思うが、万が一のときにどうなるのかは心配である。地元としては利根川よりも早川の浸水が気になる。 ・ 居住誘導区域設定の考えは理解した。少子高齢化をふまえた新たな視点の水害対策を考えてもらえるとなお良いと思う。
綿打地区	・ 住居系市街化区域が、早川地区のみである。 ・ 区域設定においては公共交通との連携が求められている。早川地区周辺の将来の意向を把握したい。	・ 制度上の制約として市街化調整区域に居住誘導区域が設定できないことは理解した。 ・ 早川地区は綿打地区内でも最も高齢化率が高い。路線バスや乗合いタクシー等充実して欲しいと思う。 ・ その他の地区も少子高齢化が進んでいる。身近な生活の足として、新田ショッピングセンターまでの公共交通が充実するとよい。
木崎地区	・ 工業地域にも一定の住宅集積がある。	・ 制度上の制約として市街化調整区域に誘導区域が設定できないことは理解した。 ・ 工業地域の住宅集積については、南部はかなり昔からの住宅である。近年、北側に立地していた事業所が撤退し、分譲地となった場所もあるものの、以前からの住生活ゾーンである。
毛里田地区	・ 居住誘導区域設定検討箇所となる住居系市街化区域が、市場町・東新町・高瀬町・只上町の一部に限られる。 ・ 渡良瀬川の浸水想定を考慮する必要がある。	・ 居住誘導区域設定可能なエリアは、生活面では元々足利市との繋がりが強い地区であり、毛里田地区の中でも辺縁部といえる。そこが居住誘導区域と言われても地区内の感覚としては違和感がある。 ・ 渡良瀬川の浸水想定は、市街化区域付近よりも上流の方で想定が高い。

実施地区	地区の現況・課題	参加者の意見（集約）
沢野地区	- 市街化区域内においても、公共交通から離れた場所がある。 - 浸水想定区域を考慮する必要がある。	- 公共交通から離れた場所は若い世代が多く住んでおり、現状は利用率が高くない。 - 利根川の浸水想定は堤防がしっかりしておりあまり心配していない。石田川・蛇川の方が心配である。
宝泉地区	- 市街化区域内においても、公共交通から離れた場所がある。 - 市街化調整区域においても、人口の集積がある。	公共交通から離れた場所は若い世代が多く住んでおり、自家用車が運転できるうちは心配がない。
韭川地区	- 市街化区域内においても、公共交通から離れた場所がある。 - 浸水想定区域に係る場所がある。	浸水想定は厳しい想定ではないので、さほど心配はしていない。

（３）総括

立地適正化計画における居住誘導区域は、用途地域内に設定することが求められているため、本市においては市街化区域のみが対象となります。一方、本市は歴史的経緯の中で、市街化区域以外に居住する市民が人口の40%を超えているため、ここに居住する市民を市街化区域に誘導することは現実的ではありません。とはいえ、人口減少下で高齢化が進む時代にあって、本市においても将来的には多極ネットワーク型コンパクトシティを指向していく必要があります。

今回の意見交換会は、本市の16地区の中で、土地利用が「市街化区域と市街化調整区域が混在し居住誘導区域設定にあたり検討を要する要素を有する地区」、及び「非線引き都市計画区域内の地区」の10地区（計8か所）の区長会を対象としました。

意見交換会の結果を総括すると以下のような意見を聴取することができました。

- ・ 市民にとっては、コンパクトシティの考え方は認知されていましたが、立地適正化計画そのものの認知度が低い
ため、まずは誘導区域の考え方を理解していただきました。
- ・ 市街化調整区域や非線引き都市計画区域において、居住誘導区域を設定できないことは理解していただき
ましたが、地区内の市街化区域と市街化調整区域における住宅密度や、集落形成の歴史的経緯から、居
住誘導に対する違和感を持たれている地区もありました。
- ・ 本市では、都市機能誘導区域の設定が太田駅周辺地区（中心市街地地区）のみとなっていることに対し
て、本市の都市構造の規模や現状、施設立地の状況などから違和感を持たれました。
- ・ 地域のコミュニティを形成している既存集落の状況について、日常生活サービスの状況を深掘りすることができ
ました。
- ・ 地域の公共交通については、切実な問題として現状への不満と懸念が出されておりましたので、策定した地域
公共交通網形成計画の方向性や施策を説明して理解を求めました。
- ・ 浸水想定区域については、もともと水とともに暮らしてきた歴史も踏まえ懸念が少ない状況でしたが、地域防災
計画や避難誘導などについて率直な意見交換をすることができました。

立地適正化計画を活用して多極ネットワーク型コンパクトシティの都市構造を指向することは、本市においても重要な課題と認識しています。しかしながら、本市のように平野部が広がる地形条件で、かつ在郷町を数多く抱えている歴史的経緯の中で、内陸型工業都市として急速に郊外化が図られた都市においては、立地の誘導は行政だけが進める

のでは限界があります。

なぜなら、立地適正化を含め都市計画は、都市のあるべき姿を具現化するために、土地利用の規制と誘導を図る必要があるからです。自動車保有率が全国一高い群馬県にあって、自動車王国と言われる本市においては、高齢社会に向けた公共交通のあり様、方向性は策定されたばかりであり、これによって市民意識も変化しております。

今回の意見交換会を通じて、地域公共交通と立地適正化を連携させながら、市民の皆さんとの意識・情報の共有を図り、協働しながら多極ネットワーク型コンパクトシティに向けた取り組みを進める必要性があると思受けられます。

第 1 2 章 計画の推進

本計画に記載された施策・事業の取り組み状況については、概ね 5 年ごとに取り組み状況の調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画の見直し等を行うものとします。

1 中間評価

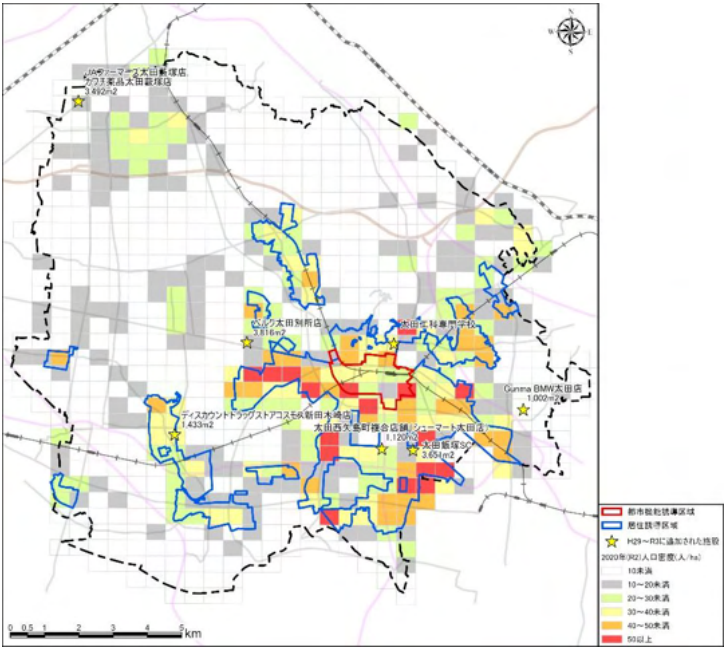
中間評価年度である令和 5 年度において、計画の中間評価を行いました。誘導施設の立地状況や誘導施策の実施状況、目標値の達成状況により検証を行いました。また、これらに併せて、評価指標・目標値の更新を行いました。

(1) 誘導施設の立地状況

誘導施設の立地状況について、令和 5 年（2023年）時点における中間評価を行う。
 誘導施設の新規立地は、計7件であるが、すべて都市機能誘導区域外に立地している。

	都市機能誘導区域			区域外		
	現行計画	中間評価	増減	現行計画	中間評価	増減
医療機能	2	2	±0	5	5	±0
商業・業務機能	4	4	±0	40	46	+6
教育・文化機能	2	2	±0	6	7	+1
計	8	8	±0	51	58	+7

誘導施設の新規立地状況（中間評価）



医療機能	—
商業・業務機能	JA ファーマーズ太田藪塚店・カワチ薬品太田藪塚店、太田西矢島町複合店舗（シュエー マート太田店）、Gunma BMW 太田店、ディスカウントドラッグストアコスモス新田木崎 店、太田飯塚 SC、ベルク太田別所店
教育・文化機能	太田工科専門学校

(2) 誘導施策の実施状況

① 都市機能誘導に係る施策

事業名	実施状況	実施した事業の概要
○都市再生整備計画事業 ・ 太田市中心市街地地区	事業完了	- 平成 18 年度から平成 22 年度までの計画で事業を実施し、平成 22 年度に事後評価を実施した。 - 駅(前)利活用数（駅利用含む）：9,600 人/日（H16）→9,526 人/日（H22） - 観光客入れ込み客数：400 人/日（H16）→687 人/日（H22）
○都市再生整備計画事業 ・ 太田市中心市街地（第二期）地区	事業完了	- 平成 23 年度～平成 27 年度までの計画で事業を実施し、平成 28 年度に事後評価を実施した。 - 文化施設の利用者数：72,415 人/年（H22）→285,039 人/年（H28） - 地区内居住者数：16,220 人（H22）→15,905 人（H28）
○太田駅南口第二地区第一種市街地再開発事業	事業完了	- H30.2.9 完了告示。 - 事後評価では、人口減少が続いていた飯田町地区で、居住人口が概ね維持されている。 1,684 人（H25.12 末）→1,684 人（H31.2 末）→1,650 人（R3.3 末）
○太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業	事業完了	R5.2.24 完了告示。
○太田駅周辺土地区画整理事業	実施中	- 全体事業費：23,700,000 千円 - 計画期間：H8～R12 - 事業進捗率：25.68%（R5.3.31 時点）
○空き店舗対策支援事業	実施中	- 家賃補助：17 件、2,538 千円（H31～R4） - リフォーム補助：16 件、24,956 千円（H31～R4）
○商店リフォーム支援事業	実施中	商店リフォーム支援事業：105 件、67,856 千円（H31～R4）
○無電柱化推進事業	事業完了	- 計画期間：H26～R4 - 路線延長 L = 1,111.8m

② 居住誘導に係る施策

事業名	実施状況	実施した事業の概要
○太田駅周辺土地区画整理事業（再掲）	実施中	- 全体事業費：23,700,000 千円、計画期間：H8～R12、 - 事業進捗率：25.68%（R5.3.31 時点）
○東矢島土地区画整理事業	実施中	- 全体事業費：12,280,000 千円、計画期間：H2～R6、 - 事業進捗率：98.78%（R5.3.31 時点）
○宝泉南部土地区画整理事業	実施中	- 全体事業費：5,400,000 千円、計画期間：H3～R10 - 事業進捗率：85.15%（R5.3.31 時点）
○尾島東部土地区画整理事業	実施中	- 全体事業費：6,470,000 千円、計画期間：H11～R15 - 事業進捗率：59.27%（R5.3.31 時点）

○太田駅南口第二地区第一種市街地再開発事業（再掲）	事業完了	・ H30.2.9 完了告示。 ・ 事後評価では、人口減少が続いていた飯田町地区で、居住人口が概ね維持されている。 ・ 1,684 人（H25.12 末）→1,684 人（H31.2 末）→1,650 人（R3.3 末）
○市営住宅集約促進事業（市営住宅建替事業）	実施中	・ 市営住宅件数 ・ 277 棟（誘導区域内 245 棟：88.4%）、3,160 戸（誘導区域内 2,994 戸：94.7%）H31.3.31 現在 ・ 253 棟（誘導区域内 227 棟：89.7%）、3,058 戸（誘導区域内 2,909 戸：95.1%）R4.4.1 現在
○空き家対策事業	実施中	・ 条例に基づく指導 助言：360 件（H31～R4）、改善：329 件（H31～R4）
○空き家除却補助事業	実施中	・ 除却工事件数：393 件（H31～R4）、除却費補助額：189,979 千円（H31～R4）
○狭あい道路整備事業	実施中	・ 寄附件数：630 件（H31～R4）、寄附延長：15,078.9m（H31～R4） ・ 寄附面積：10,245 m²（H31～R4）
○木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業	実施中	・ 木造住宅耐震診断者派遣事業（一般派遣診断・耐震改修訪問相談）：103 件（H31～R4） ・ 太田市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業（耐震改修補助）：47 件（H31～R4）

③公共ネットワークに係る施策

事業名	実施状況	実施した事業の概要
○太田市地域公共交通網形成計画に基づく公共交通の再編成	実施中	・ シティライナーおおたは、乗車人員の推移に基づき、乗車人員の少ない路線は廃止となったが、市営無料バスの路線を新設するなど、市民が移動手段を確保するため、持続可能な事業推進を図った。
○おうかがい市バス事業	実施中	・ 高齢者や障がいをお持ちの方など、交通弱者への移動手段を確保するため、利用者の意見や要望等を把握しながら、制度の見直しや増車を行うことにより、利便性の高い公共交通となっている。

④公的施設に係る施策

事業名	実施状況	実施した事業の概要
○本庁舎設備等保全事業	実施中	・ 市役所としての業務が停止しないよう、本庁舎保全計画に基づき改修を行い、施設の万全な対応を図る。
○行政センター改修事業	実施中	・ 太田市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画として、計画的に改修工事等を行い、施設の長寿命化を図る。
○社会教育総合センター改修事業	事業完了	・ トイレ・空調の主要な設備改修は完了した。

(3) 目標値の達成状況

① 都市機能誘導の指標

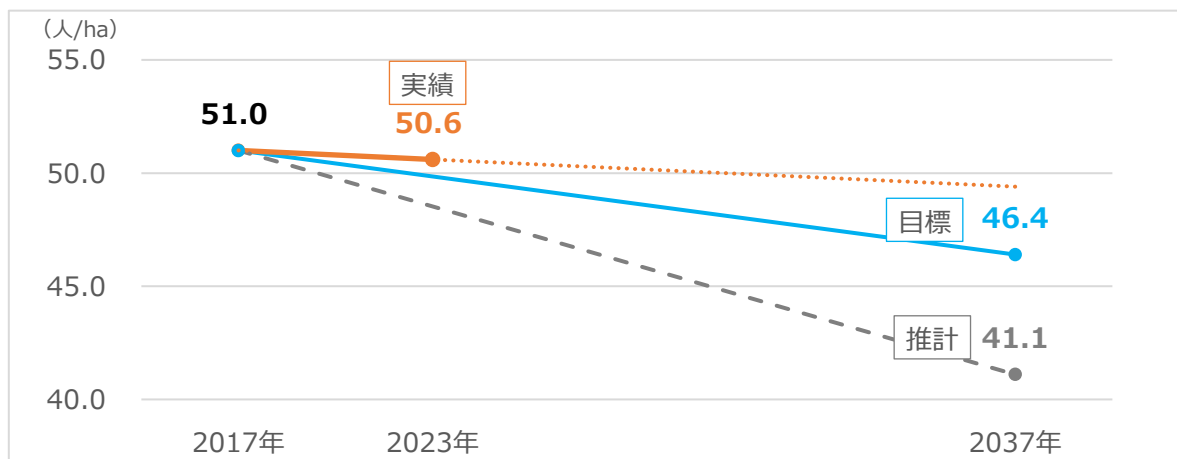
都市機能誘導の評価指標・効果について、令和5年（2023年）時点における中間評価を行う。

<評価指標>

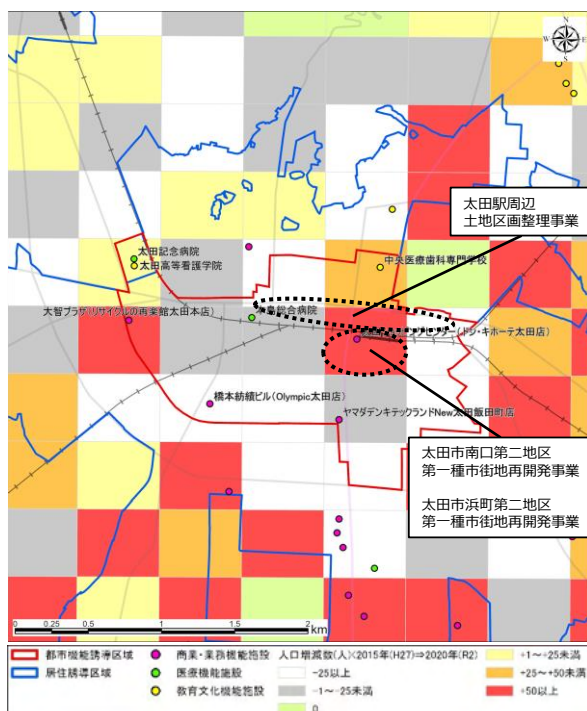
指標	当初値 (2017年)	中間評価値 (2023年)	将来推計値 (2037年)	目標値 (2037年)
中心市街地の人口密度	51.0 人/ha (2010年度)	50.6 人/ha (2020年度)	41.1 人/ha (2037年度)	46.4 人/ha (2037年度)

中心市街地の人口密度は、値としては減少しているものの目標値を上回っており、目標達成に向け順調に推移している。誘導区域内の誘導施設の新規立地は0件となっているものの、誘導施策を実施している太田駅周辺は人口増加が見られる。

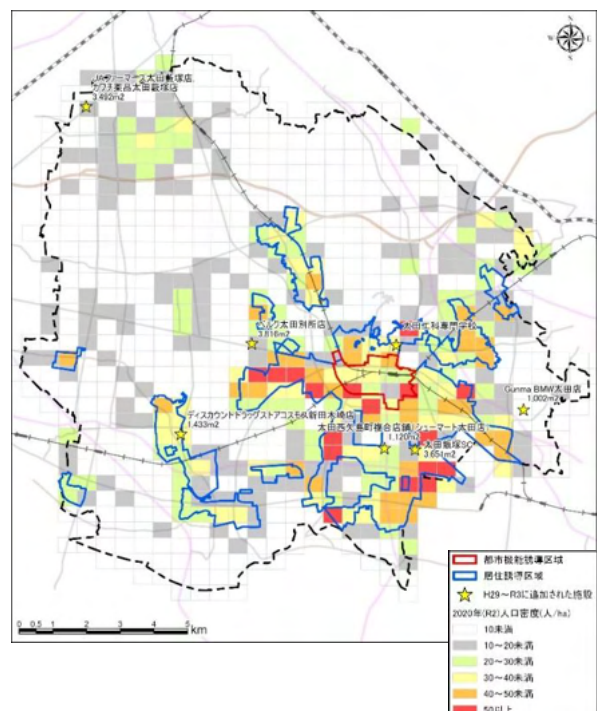
中心市街地の人口密度（中間評価）



人口増減数（2015-2020）



誘導施設の立地状況〔再掲〕



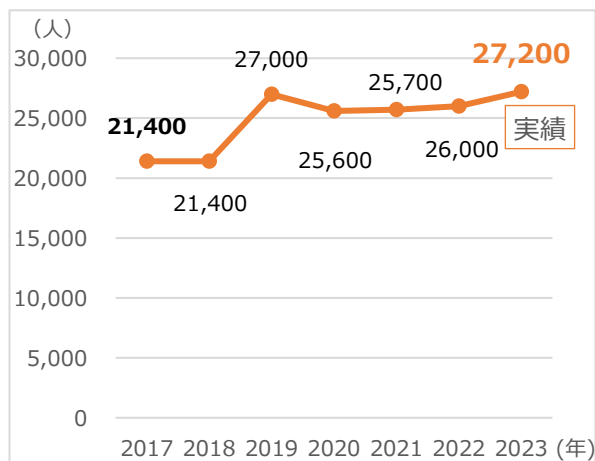
<目標達成による効果> ※指標が設定されていないため、(4)で設定する指標を基に参考値を記載

指標	当初値 (2017 年)	中間評価値 (2023 年)	将来推計値 (2037 年)	目標値 (2037 年)
都市機能誘導区域内の 平日昼間の流動人口	21,400 人 (2017 年)	27,200 人 (2023 年)	— 人	— 人
周辺居住誘導区域内の 可住地における人口密度	75.6 人/ha (2015 年度)	73.0 人/ha (2020 年度)	— 人/ha	— 人/ha

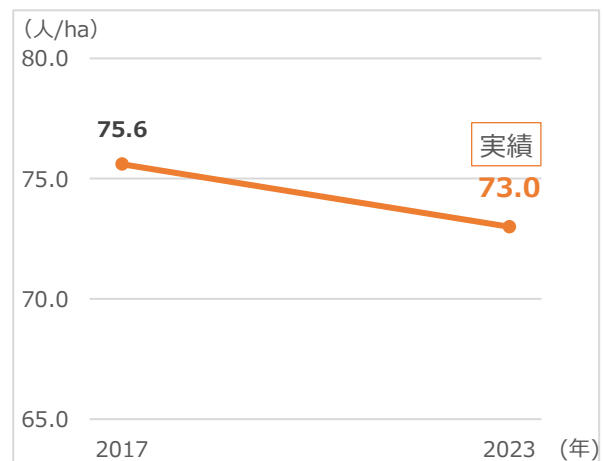
都市機能誘導区域内の平日昼間の流動人口は、増加傾向であり、コロナ禍前（2019 年）と同水準まで回復してきている。

周辺居住誘導区域内の可住地における人口密度は、減少傾向となっている。

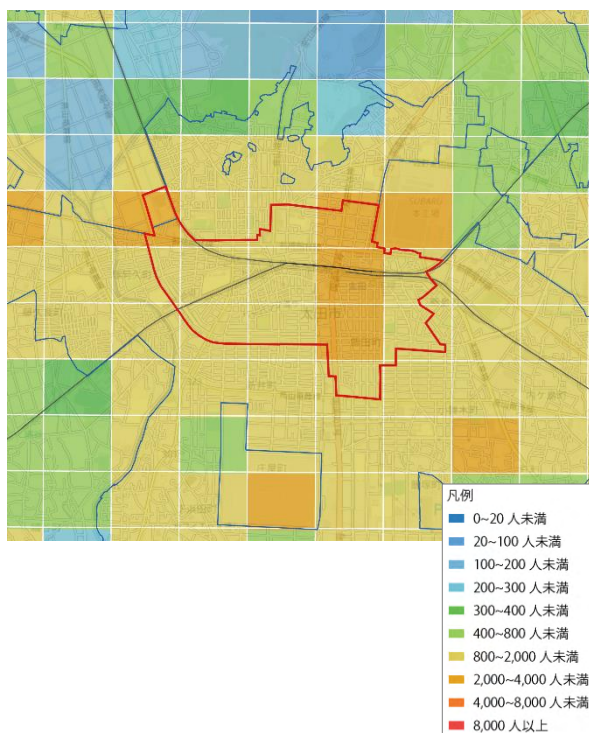
都市機能誘導区域内の平日昼間の流動人口
(中間評価)



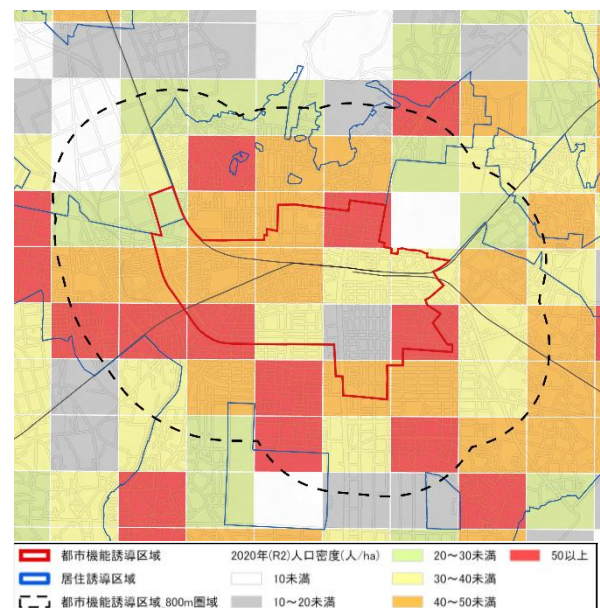
周辺居住誘導区域内の可住地における人口密度
(中間評価)



人口集積状況（平日昼間（14 時））2023 年 12 月



人口密度（2020）



②居住誘導の指標

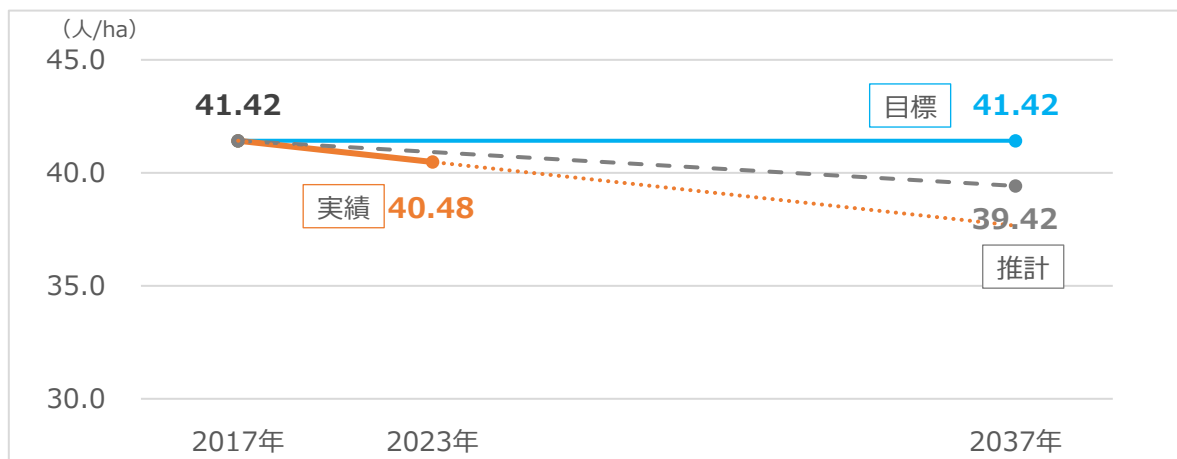
居住誘導の評価指標・効果について、令和5年（2023年）時点における中間評価を行う。

＜評価指標1 人口に関する指標＞

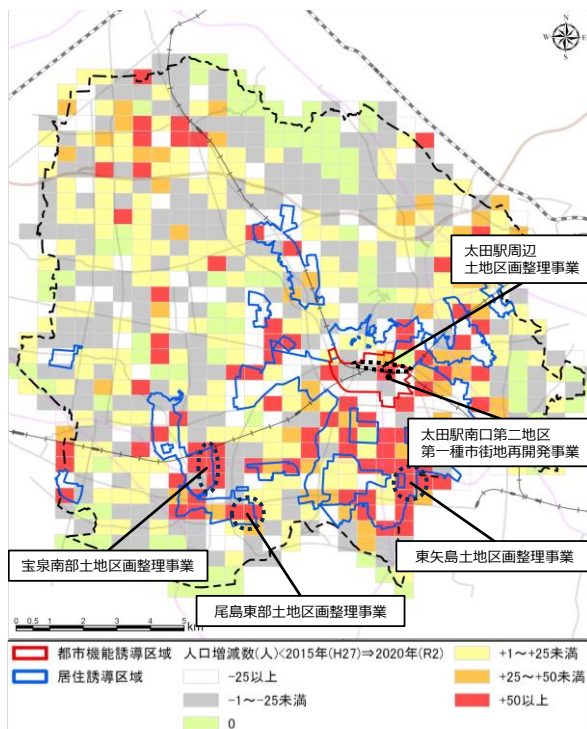
指標	当初値 (2017年)	中間評価値 (2023年)	将来推計値 (2037年)	目標値 (2037年)
居住誘導区域内人口密度	41.42 人/ha (2015年度)	40.48 人/ha (2020年度)	39.42 人/ha (2037年度)	41.42 人/ha (2037年度)

居住誘導区域内人口密度は、目標値及び将来推計値を下回っており、目標達成に向け課題が生じている。居住誘導区域内において住宅の新築が多く立地しているものの、半数近くは誘導区域外に立地している。

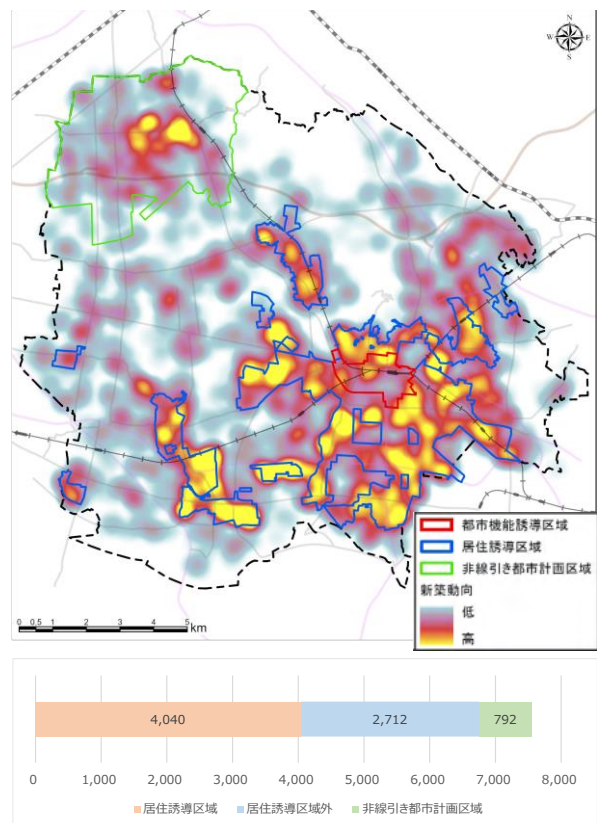
居住誘導区域内人口密度（中間評価）



人口増減数（2015-2020）



新築動向（2016-2020）

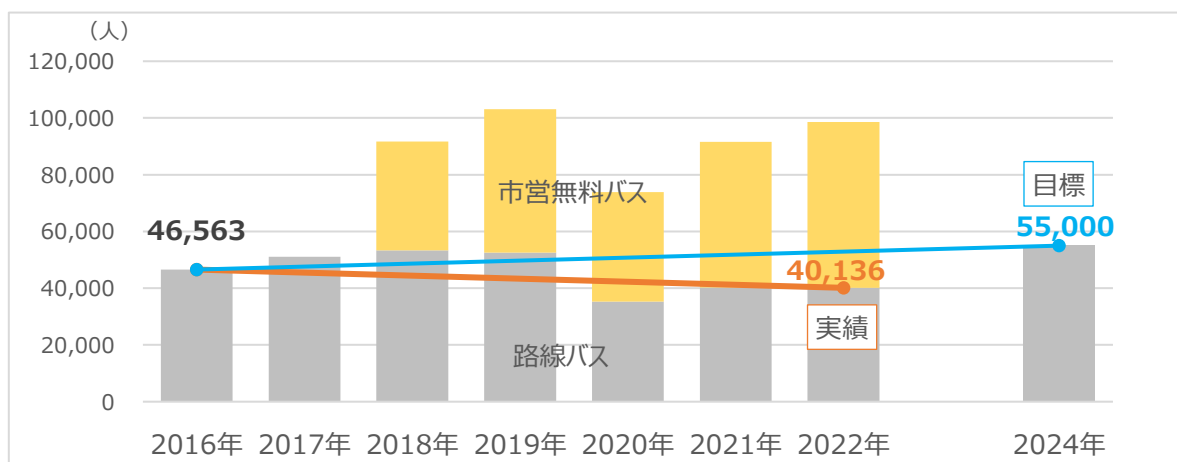


＜評価指標 2 公共交通に関する指標＞

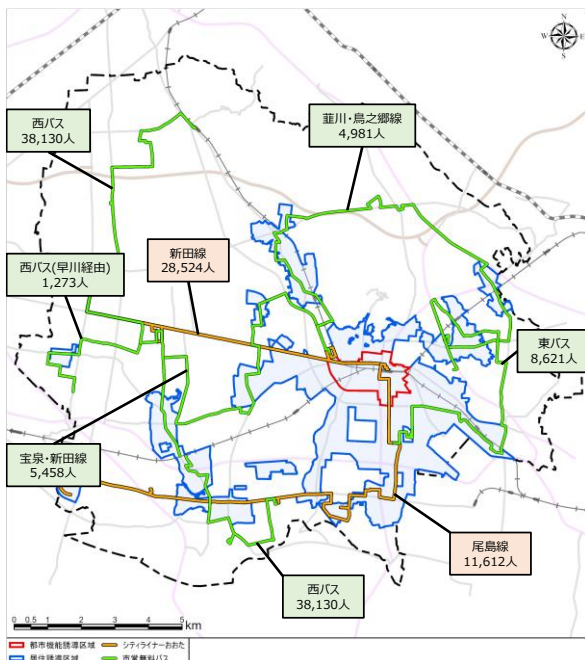
指標	当初値 (2017 年)	中間評価値 (2023 年)	将来推計値 (2024 年)	目標値 (2024 年)
年間バス利用者数	46,563 人/年 (2016 年度)	40,136 人/年 (2022 年度)	— 人/年	55,000 人/年 (2024 年度)

年間バス利用者数は、目標値を下回っており、目標達成に向け課題が生じている。ただし、路線バス 1 路線が廃止（R4）の一方で、市営無料バスが 4 路線運行開始しており（H30～）、バス利用者数は目標値を上回っている。

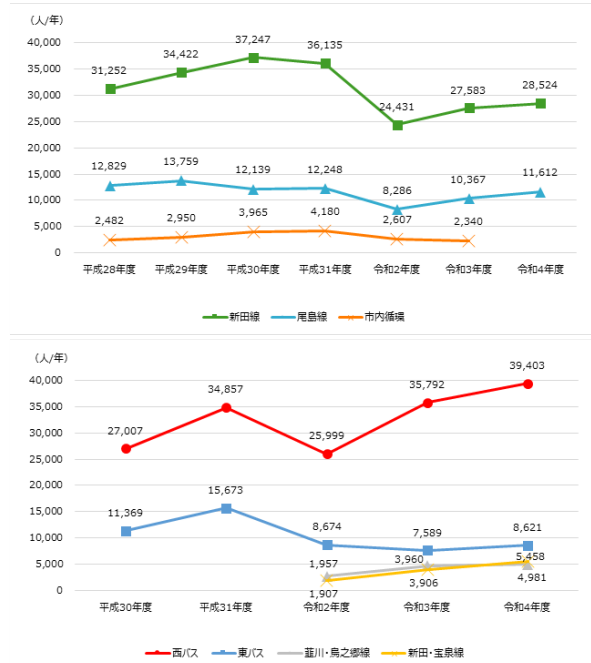
年間バス利用者数（中間評価）



バス路線



バス利用者数〔再掲〕



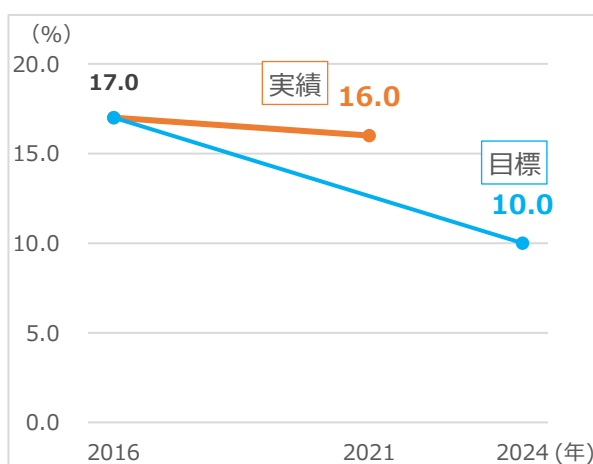
＜目標達成による効果＞ ※公共交通に対する市民の満足度について、「普通」と回答した人のうち半数を加算

指標	当初値 (2017 年)	中間評価値 (2023 年)	将来推計値 (2024 年)	目標値 (2024 年)
バスの認知度 ※市民アンケートで「バスのことは何も知らない」と回答した人の割合	17.0 % (2016 年度)	16.0 % (2021 年度)	— %	10.0 % (2024 年度)
公共交通に対する市民の満足度 ※市民アンケートで「満足・やや満足」と回答した人の割合	23.9 % (2016 年度)	22.9 % (2021 年度)	— %	30.0 % (2024 年度)

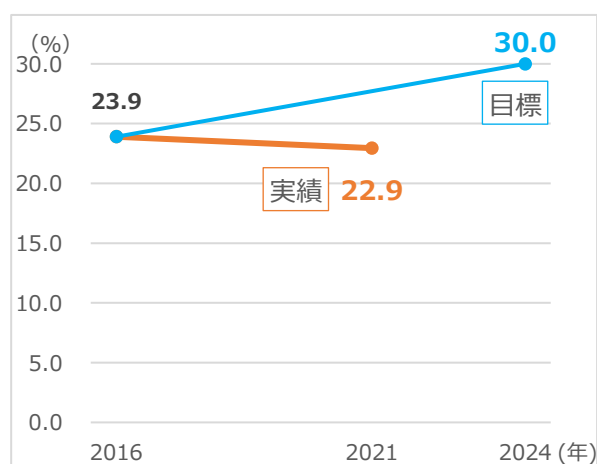
バスの認知度は、値としては減少しており改善しているが、目標達成に向け課題が生じている。

公共交通に対する市民の満足度は、値としては減少しており、目標達成に向け課題が生じている。

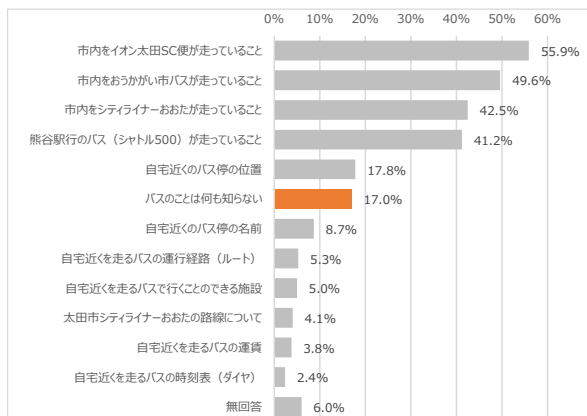
バス認知度（中間評価）



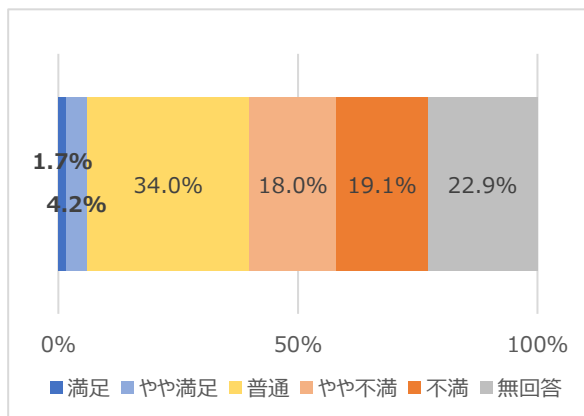
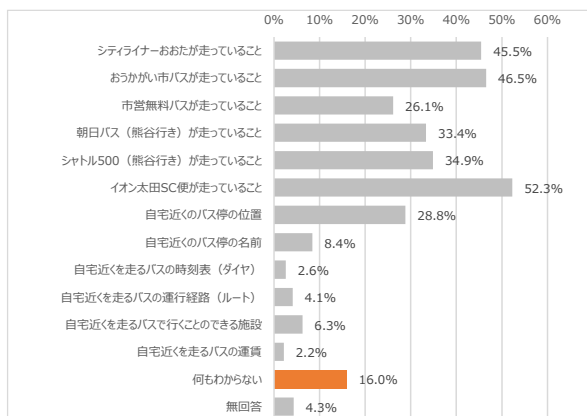
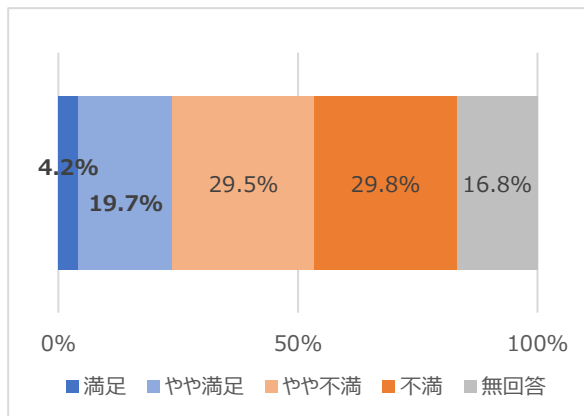
公共交通に対する市民の満足度（中間評価）



市民アンケート結果（上段：2016、下段：2022）



市民アンケート結果（上段：2016、下段：2022）



(4) 評価指標・目標値の更新

①都市機能誘導の指標

＜指標について＞

【現行計画の状況・課題】

	指標	状況	課題
評価	中心市街地の人口密度	・ 当時、都市機能誘導区域内人口の算出が困難であったため、国勢調査小地域区画を人口・面積の基本区画とし、人口密度を算出していた	・ 都市計画基礎調査との整合を図る
効果	中心市街地の昼夜間人口	・ 数値指標が設定されていない	・ 数値指標の設定を行う ・ 評価指標との整合を図る
	周辺居住誘導区域の人口密度	・ 数値指標が設定されていない ・ 今後の新たな区域指定の検討にあたり、モニタリングが必要	・ 数値指標の設定を行う ・ 評価指標との整合を図る

【新たな指標の内容】

項目	指標	対象	データ	算出方法
評価	都市機能誘導区域内の可住地における人口密度	都市機能誘導区域	都市計画基礎調査	人口：調書の値 面積：可住地の値を集計
効果	都市機能誘導区域内の昼間の流動人口	都市機能誘導区域	RESAS	都市機能誘導区域にかかるメッシュ人口の月平均
	周辺居住誘導区域内の可住地における人口密度	都市機能誘導区域から800m	都市計画基礎調査	対象かつ居住誘導区域に重心を含む調査区の人口密度

＜目標値について＞

項目	指標	目標値の考え方	
評価	都市機能誘導区域内の可住地における人口密度	維持	・ 中間評価では、目標達成に向け順調な推移 ・ 大学の誘致や市街地再開発事業が計画されている ⇒現在の値を維持する（目標値の上方修正を図る）
効果	都市機能誘導区域内の昼間の流動人口	維持	・ 中間評価（参考）では、増加傾向であり、コロナ禍前（2019年）と同水準まで回復してきている ・ 大学の誘致や市街地再開発事業が計画されている ⇒現在の値を維持する
	周辺居住誘導区域内の可住地における人口密度	維持	・ 中間評価（参考）では、減少傾向 ・ 大学の誘致や市街地再開発事業が計画されている ⇒現在の値を維持する

②居住誘導の指標

<指標について>

【現行計画の状況・課題】

	指標	状況	課題
評価	居住誘導区域内 人口密度	・ 当時、居住誘導区域内人口の算出が困難であったため、国勢調査小地域区画を人口・面積の基本区画とし、人口密度を算出していた	・ 都市計画基礎調査との整合を図る
	年間バス利用者数	・ バス路線の変更（廃止・新規）があった際に、継続的な評価が難しい ・ 公共交通を利用しやすい環境の創出することが重要	・ 指標の変更を図る
効果	バスの認知度	—	変更なし
	公共交通に対する 市民の満足度	—	変更なし

【新たな指標の内容】

項目	指標	対象	データ	算出方法
評価	居住誘導区域内の 可住地における人口密度	居住誘導区域	都市計画 基礎調査	人口：調書の値 面積：可住地の値を集計
	公共交通路線の 徒歩圏人口カバー率	公共交通路線の徒歩圏 (鉄道駅 800m、バス停 300m)	国勢調査	人口：徒歩圏にかかるメッシュ 人口を面積按分
効果	バスの認知度	太田市民	市民 アンケート	「バスのことは何も知らない」と回答した人の割合
	公共交通に対する 市民の満足度	太田市民	市民 アンケート	「満足・やや満足」と回答した人の割合

<目標値について>

項目	指標	目標値の考え方	
評価	居住誘導区域内の 可住地における人口密度	維持	・ 中間評価では、目標達成に向け課題が生じている ⇒目標値の考え方は変更しない
	公共交通路線の 徒歩圏人口カバー率	維持	・ 人口減少が想定されている ⇒現在の値を維持する
効果	バスの認知度	—	変更なし
	公共交通に対する 市民の満足度	—	変更なし

2 指標の設定

計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示する観点から、指標を設定します。

「評価指標」には、当初計画策定時の目標年次である概ね20年後の2037年を最終年次として目標値を設定します。

（１）都市機能誘導の指標

都市機能誘導の評価指標と目標値を、以下の通り設定します。

＜評価指標＞

指標	基準値	将来推計値	目標値
都市機能誘導区域内の可住地における人口密度	104.1人/ha (2020年度)	99.6人/ha (2037年度)	104.1人/ha (2037年度)

※基準値は、都市計画基礎調査を基に算出

※将来推計値は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計値を基に算出

都市機能誘導区域では、人口減少及び少子高齢化の進行並びに商業活動の衰退などにより、市の中心としてのにぎわいが失われつつあることから、誘導施設の誘導及び誘導施策により、生活利便性の向上を図ります。生活利便性と居住が近接した環境を整えることで、区域内人口の減少抑制を目指します。

＜目標達成による効果＞

- ・都市機能誘導区域の平日昼間人口の維持、増加
- ・周辺居住誘導区域の人口密度の回復

評価指標	基準値	目標値
都市機能誘導区域内の平日昼間の流動人口	27,200人 (2023年)	27,200人 (2037年)
周辺居住誘導区域内の可住地における人口密度	80.2人/ha (2020年度)	80.2人/ha (2037年度)

(2) 居住誘導の指標

居住誘導の評価指標と目標値を、以下の通り設定します。

<評価指標 1 人口に関する指標>

指標	基準値	将来推計値	目標値
居住誘導区域内の可住地における人口密度	69.7人/ha (2020年度)	66.7人/ha (2037年度)	69.7人/ha (2037年度)

※基準値は、都市計画基礎調査を基に算出

※将来推計値は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計値を基に算出

将来的な本市の人口減少推計に伴い、居住誘導区域内においても2037年には約5,400人の人口減少が見込まれていることから、人口密度が66.7人/haとなることが予測されます。居住を誘導するためのさまざまな取り組みを進めることで居住誘導区域内の生活利便性の向上が期待でき、居住誘導区域内からの人口流出の抑制と居住誘導区域外からの人口流入が起きることで居住誘導区域内の人口密度を維持することを目指します。

<評価指標 2 公共交通に関する指標>

指標	基準値	目標値
公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	39.9% (2020年度)	39.9% (2037年度)

公共交通については、地域公共交通網形成計画と連携を図り、公共交通ネットワークの維持・充実を目指します。

<目標達成による効果>

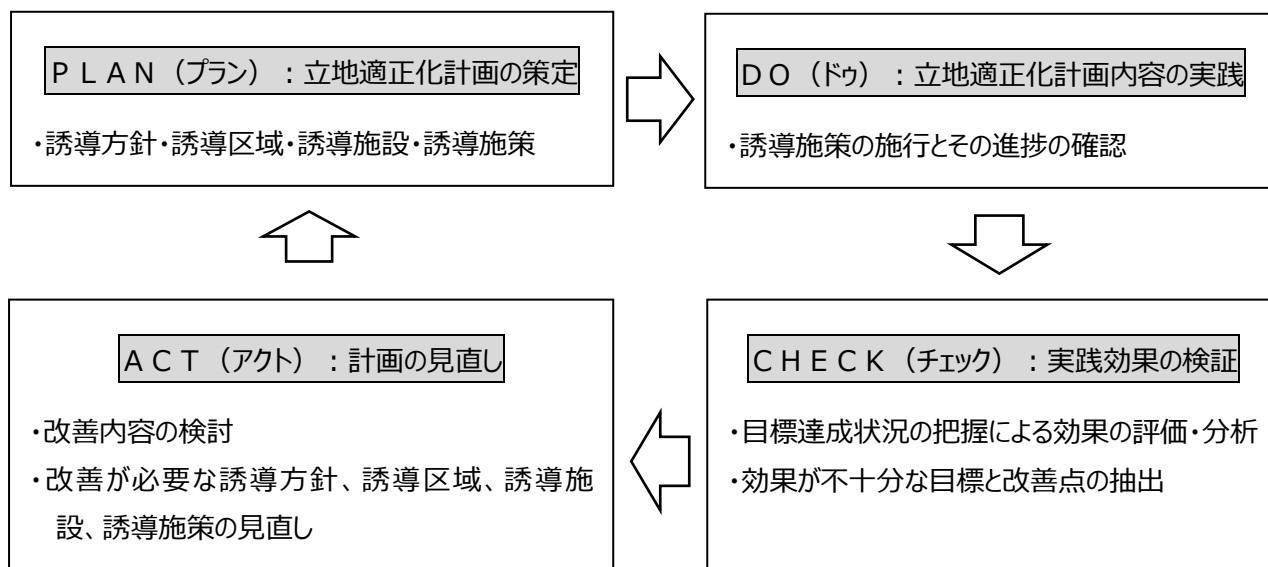
- ・バスの認知度の向上
- ・公共交通に対する市民の満足度の向上

評価指標	基準値	目標値
バスの認知度 ※市民アンケートで「バスのことは何も知らない」と回答した人の割合	17.0% (2016年度)	10.0% (2037年度)
公共交通に対する市民の満足度 ※市民アンケートで「満足・やや満足」と回答した人の割合	23.9% (2016年度)	30.0% (2037年度)

3 評価の方法

効果の検証については、計画の見直しの必要性を検討する時点において、特に重要かつ検証可能な目標の達成状況を把握し、評価分析を行います。

■計画の実践効果の検証・改善フロー（P D C Aサイクル）



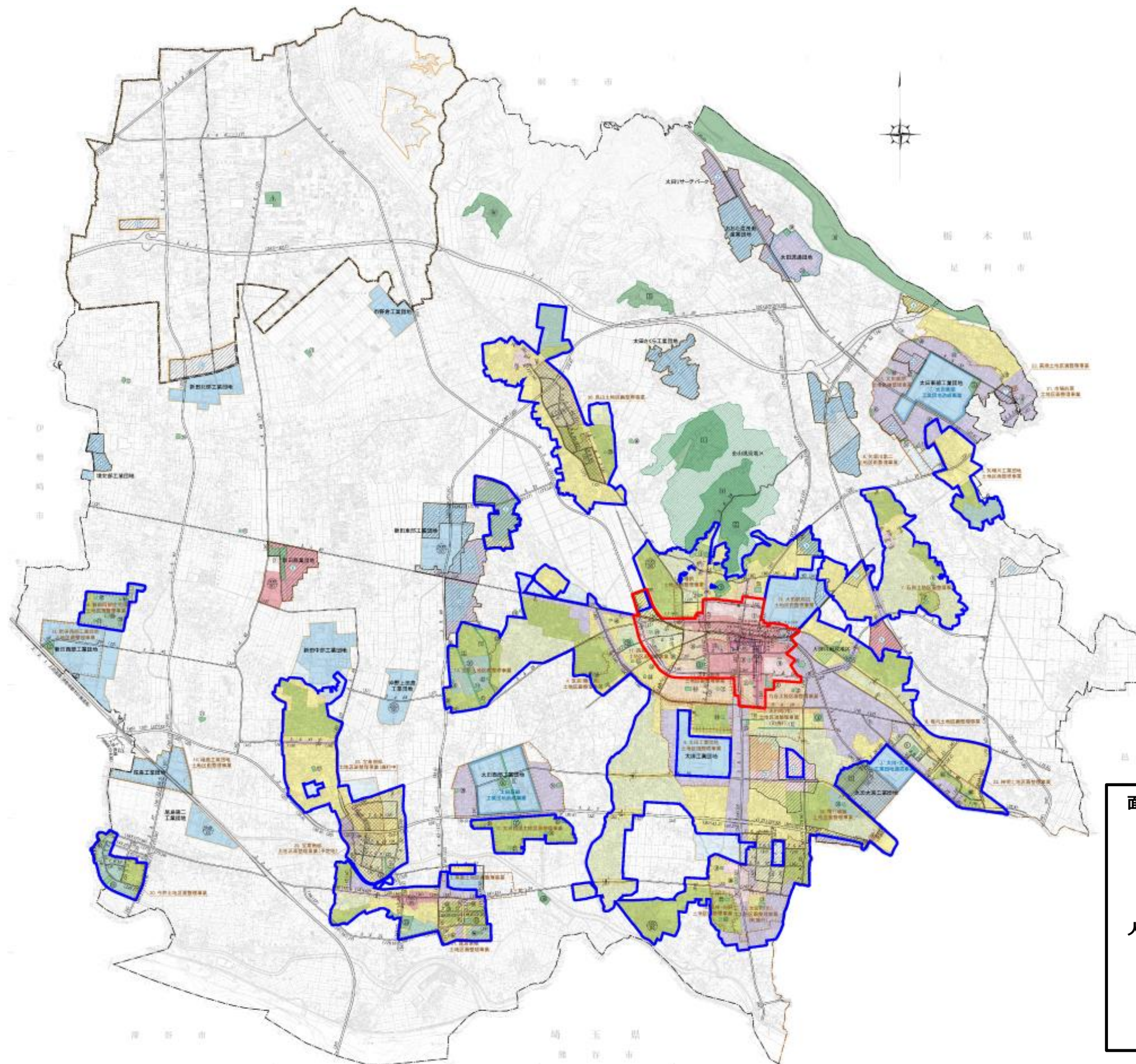
参考資料

- ・太田市立地適正化計画 誘導区域図

太田市立地適正化計画 誘導区域図

凡例

- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域



面積データ

太田市面積	17,554.0	ha
市街化区域面積	4,606.9	ha
居住誘導区域面積	3,053.3	ha
(市街化区域の約 66.3 %)		

人口データ

太田市人口	223,014	人
市街化区域内人口	132,015	人
居住誘導区域内人口	125,655	人
居住誘導区域人口密度(宅地)	60.7	人/ha

出典：都市計画基礎調査(R3年度)



太田市立地適正化計画

発行年月：平成31年3月

最終変更年月：令和6年11月

発行・編集：太田市 都市計画課

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

TEL 0276-47-1111（代表）

HP <https://www.city.ota.gunma.jp/>
